

40

西讚府志

79
40



西嶺府志



西讚府志序

安政戊午之秋大塚敏箕所輯西讚府志處緒寫
與進蓋古昔各國有風土記以錄土地之肥瘠
山川原野利弊之所由及善惡所傳也奇事異蹟
而其書廢棄不傳矣後雖有總圖風土記書各國
之事於讚國則闕如也雖康以降隔遠不啓百廢
舉廢於是乎府和地郡有忠愛坊開創勝記等之
書漸布於細澁讚國亦既有記述者而其書出於
東讚人之手其及西讚則其餘波耳是以未嘗有
審考而備載之者也儒因巖村秩加藤毅有慨乎
此嘗請于官與秋山惟恭等纂錄之未成而茲

即世因重命尖塚敏加藤道尾崎漸爲之總裁惟
 恭等博考載籍洽輯舊聞加以其所蒐以成斯書
 芬部凡去三成卷六指可謂勤矣讀斯書者視由
 野遊腴腴則憫災民稼穡之艱按山海之險坎則
 考寇賊守禦之略觀群雄割據之跡則察敗興存
 亡之由檢民居富庶之地則思鼓舞振作之方則
 於其爲政采思過宋矣豈翅傳舊聞記近事云爾
 已乎哉因略敘其事由以辨諸卷端併告後之爲
 政者蓋古昔各圖存風土信以維上此之阻與
 交遊史子之煥大變瀛長州刺史源高朗識辭寫
 西齋志乳

西齋志

三井首 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 國名考 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 行程 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 風俗 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 神異 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 名官 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 國造 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 國司 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 守備 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 細川氏 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 流寓 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 大物 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 釋氏 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 孝子 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 本山 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 九龍治大齋 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一

九龍治下(卷十七)

一、市井 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 二、神廟 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 三、神社 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 四、寺觀 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 五、名蹟 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 六、古蹟 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 七、古蹟 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 八、古蹟 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 九、古蹟 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 十、古蹟 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 十一、古蹟 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 十二、古蹟 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 十三、古蹟 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 十四、古蹟 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 十五、古蹟 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 十六、古蹟 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 十七、古蹟 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 十八、古蹟 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 十九、古蹟 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一
 二十、古蹟 卷一 西齋志 錄 卷一 西齋志 錄 卷一

武庫前大野郷○大野、西之村、中之村、(卷三十三)……三三〇
本山郷 申家 木之大村 岡本 (卷三十四)……三三五
大字 鹿間郷 大野 生田 香田 家油……三三六
大字 鹿間郷 大野 生田 香田 家油……三三六

大野豊田郷 三二〇
新宮 新田 池尻 中田井……二五四
鹿川 鹿川 鹿川 鹿川……二六〇
中野 山田尻 大島 (卷三十八)……二六〇
岡田坂本郷 坂本 岡田 岡田 岡田……二六〇
岡田 岡田 岡田 岡田……二六〇

三井郷 三井郷 三井郷 三井郷……二九九
西野郷 西野郷 西野郷 西野郷……三〇七
新宮 新宮 新宮 新宮……三〇八

武庫前大野郷○大野、西之村、中之村、(卷三十三)……三三〇
本山郷 申家 木之大村 岡本 (卷三十四)……三三五
大字 鹿間郷 大野 生田 香田 家油……三三六
大字 鹿間郷 大野 生田 香田 家油……三三六

西讚府志

西野郷
一 人物ハ古書ト見エタルカ、又ハ近キ人ニテモ著述ナ
下不ハ神代ノ、葦子義夫ノ如キハ、此例ニアラズ、
一池ノ周圍五町以上ナルハ、周圍既田等ニ記スル溝或ハ
橋梁ノ類ハ四尺以上ナルヲ載スル塚墓ノ名ノ所ニシテ
一 記スルハ、且、其ノ由ニシテ、又、其ノ由ニシテ、
一 神祠佛寺ノ境内五畝以上ナルハ、記スルハ、但、神祠ノナリ
ヲ除地ヲハ、佛寺ノ租税地トシテ、レアリハ、是ハ

凡例

三野郷 三野郷 三野郷 三野郷……二二八
新宮 新宮 新宮 新宮……二二八
鹿川 鹿川 鹿川 鹿川……二二八
古蹟 古蹟 古蹟 古蹟……二二八
物産 物産 物産 物産……二二八
造工 造工 造工 造工……二二八
近江國 近江國 近江國 近江國……二二八
古文書 古文書 古文書 古文書……二二八
雜記 雜記 雜記 雜記……二二八
三野郷 三野郷 三野郷 三野郷……二二八
新宮 新宮 新宮 新宮……二二八
鹿川 鹿川 鹿川 鹿川……二二八
古蹟 古蹟 古蹟 古蹟……二二八
物産 物産 物産 物産……二二八
造工 造工 造工 造工……二二八
近江國 近江國 近江國 近江國……二二八
古文書 古文書 古文書 古文書……二二八
雜記 雜記 雜記 雜記……二二八

夫庶人ノ宅地ニ等シテ、其ノ敷地ヲ舉テ、
一 諸寺ノ佛像寶物等ノ類、何某等、何某作カ、記セル
一 其ノ真實ニシタルニ、非ズ、其寺其處ノ云ヒ出ルマ、
一 引用ノ書原文ノマ、取リ、又、假字書ニ改メシ
一 其ノ又、カレコ、レ、書ヲ交ヘ取リ、一々書名ヲ
一 其ノ又、モアリ、體裁、カ、ヲ、ナルニ似ク、前後ノ
一 文例ニヨリテ、宜ニ從ヘルナリ、
一 一 郡郷ノ名義ハ、此編ニ、序ニ考ヘ得タルモアリ、又昔
一 一 云傳フル説下モアルカ、カ、ヲ、記セリ、村ノ名義ハ
一 一 云傳フル説下モアルカ、カ、ヲ、記セリ、村ノ名義ハ
一 一 下、カ、ハ、別ニ物シテ、此編ノ後ニ附、郷村其説ナキ
一 一 一 姑ク之ヲ、關ケ、
一 一 一 諸社ノ祭神其傳ヘアルノ、記、又ハ、諸宮天滿宮荒
一 一 一 神等ノ如キ類多カルカ、他ニ異ナル傳カケレバ、記サ
一 一 一 大ニ、又、社ニヨリ、履來リ、アルハ、選官師、錦、領、俗社人
一 一 一 一 下、云、アルアリ、事煩シケレバ、略セリ、
一 一 一 一 田、畝、ノ、賦、稅、ノ、多、寡、ノ、如、キ、年、ノ、再、檢、査、ノ、精、査
一 一 一 一 一定ナラズ、永捨入、如、キ、再、發、ノ、期、ナ、ク、故、ニ、一
一 一 一 一 切、除、ケ、リ、年、季、ハ、此、編、選、定、ノ、時、其、年、大、稅、額、ニ、ヨ、リ

タルハ、再發期アルヲ以テ兼テ加ヘ収メリ、是等ノ如キ村吏ノ注シ出ス處互ニ詳略アリ、一々推問ニ暇アリズ、且此編ノ成ヤ、天保己亥ノ歲ヲ以テ事ヲ始メ、今茲戊申ニ至リテ粗其功ヲ畢フ、其間亦損益ナキコトヲ得ズ、見者年曆ヲ推テ其損益ヲ考ヘナバ、除者加者推シテ知ル可キナリ、

引用書目

- 日本書紀 古事紀 舊事紀
- 續日本紀 續日本後紀
- 文德實錄 三代實錄 類聚國史
- 朝野群載 延喜式 公卿補任
- 南朝公卿傳 扶桑略記 日本紀略
- 百鍊抄 東鑑 鎌倉實記
- 太平記 源平盛衰記 源氏系圖
- 平家物語 三川分流記 花營三代記
- 明德記 承久軍物語 姓氏錄
- 訂正姓氏錄 今昔物語 榮華物語
- 西國太平記 津佐軍記 長曾我部元親記
- 南海治亂記 太閤記 後太平記
- 新編長門志 梅松論 參河後風土記

將軍家譜

- 難波戰記 武家群林 鎌倉大草紙
- 豫陽盛衰記 大内義興記 中國治亂記
- 高倉院嚴島御幸記 常徳院江州御勅座任陣着到記
- 大八洲記 王代一覽 本朝通記
- 大日本史 國史略 皇朝史略
- 藩翰譜 列國家紋辨義 諸家紋帳
- 年代記 類聚三代格 令義解
- 江家次第 拾芥鈔 倭名類聚鈔
- 大同類聚方 古語拾遺 靈異記
- 延喜式頭註 二十二社記 職原鈔
- 官職秘鈔 職原鈔通考 權治要
- 神社考 元亨釋書 本朝高僧傳
- 名物六帖 雜事類編 大和本草
- 和漢三才圖繪 本草綱目 萬葉集
- 萬葉集略解 後拾遺集 新古今集
- 千載集 新勅撰集 山家集
- 新勅撰集鈔 名所歌集 撰集鈔
- 阿讚伊土集 人九家集 百人一首抄
- 夫木集 往事集 秋の癡覺

國學志見

- 鐘屋集 鐘屋集
- 歸家日記 歸家日記
- 冠辭考 冠辭考
- 玉勝間 玉勝間
- 五葉集 五葉集
- 一時軒隨筆 一時軒隨筆
- 新葉集 新葉集
- 賴拾遺集 賴拾遺集
- 長明發心集 長明發心集
- 風雅集 風雅集
- 玄玉集 玄玉集
- 臥遊篇一夜花 臥遊篇一夜花
- 清輔朝臣家集 清輔朝臣家集
- 一日千首 一日千首
- 海人藻芥 海人藻芥
- 保元物語 保元物語
- 圓大曆 圓大曆
- 神風鈔 神風鈔
- 應仁記 應仁記
- 祇園執行記 祇園執行記
- 嘉元四年御領目錄 嘉元四年御領目錄
- 日吉社々頭注進記 日吉社々頭注進記
- 後深心院關白記 後深心院關白記
- 萬寶全書 萬寶全書
- 日吉行幸記 日吉行幸記
- 關城書裏書 關城書裏書
- 季瓊日記 季瓊日記
- 總海錄 總海錄
- 空海弟子傳 空海弟子傳
- 西源院本太平記 西源院本太平記
- 法然上人傳 法然上人傳
- 尾道志 尾道志
- 泉州大鳥神社記 泉州大鳥神社記
- 三好成立記 三好成立記
- 長曾我部元親百箇條 長曾我部元親百箇條
- 三好別記 三好別記
- 阿州將裔記 阿州將裔記
- 南海通記 南海通記
- 和漢明辨 和漢明辨
- 斷復警論 斷復警論
- 日本大典 日本大典
- 明時礎 明時礎
- 風床小詩 風床小詩
- 天明武鑑 天明武鑑
- 文政武鑑 文政武鑑
- 雲上明鑑 雲上明鑑
- 鎌倉武鑑 鎌倉武鑑
- 同二編 同二編
- 應仁武鑑 應仁武鑑
- 足利武鑑 足利武鑑
- 豐臣武鑑 豐臣武鑑
- 拜書一覽 拜書一覽
- 人國記 人國記
- 和漢名數 和漢名數

小鍛冶系圖

- 小鍛冶系圖 甲斐源氏系圖 近藤氏系圖
- 片岡氏系圖 平尾氏系圖 香川氏系圖
- 香西氏系圖 綾氏系圖 大系圖
- 諸家大系圖 日本外史 逸史
- 通議 先哲叢談 靜寄餘筆
- 剛齋殘編 書畫一覽 古書梯
- 山海名産圖繪 庭訓往來 節用集
- 大和節用集 古事記傳 日本記通證
- 日本輿地路程全圖 西行物語 日本風土記
- 駿河風土記 常陸風土記 攝津風土記
- 福山志料 烈女武功嚴秘錄 田宮物語
- 金尾繼實驗記 諸國名義考 三代物語
- 類狗集 愚問錄 生駒記
- 生駒家分限帳 生駒家讚岐國村々明細帳
- 生駒家村高帳 長尾大隅守分限帳
- 寬永十年所作讚岐國繪圖 弘法大師御傳記
- 白峰寺緣起 玉藻集 藝筆錄
- 讚陽綱目 古城屋舖記 幸畑由來記
- 水菴岡記 西讚名産出所鈔 讚岐大日記
- 讚留靈公胤記 金尾羅參詣名所圖繪

御巡見使案内帳 章蕃聞見集 余讀史
讃岐志 屏風浦記
通計二百十九部

本書を活版に付するにつき云ふ可きふしは多けれど煩
はしければ唯其大要をのみかゝけむ

先づ舛裁のことなりこはおのれもあかぬ心地はすれど
如何にせん六十一巻ほどのものを一冊に約むることな
れば其約め方なかく、にかたくて漸くに成功せしめて
なり觀むもの其心してよ

京極家を原としてあやしきふしは丸龜高等小學本縣廳
本を參考せし處多しされど皆寫本なればいかゞはしき
もの無きにあらず

數を表はすに例へば五町三反七畝六歩とあるを五、三
七〇六と改め十石五斗三合とあるを一〇、五〇三とか
へたる類多しこは一定させむ心なりしを筆耕におのが
澤邊のいたらでかくなりぬるは偏に謝する所なり

繪畫を省きたるもの多しこはおのれも遺憾とする處な
れど費用無益の二點よりけつり去りぬ先學に對して禮
を失ふ罪深し

原本の本文にありて目録になく又現今の村名になら
もありいふかしかれを考ふるに暇なければ其まゝとし
ぬ

丸龜藩に地志掛をおきて斯業に着手せしは天保十年の
頃とさくさくらば京極侯の序文にある如く脱稿を安政五
年とせば其間二十年なり其勢いかはかりなりしと讀む
ものは心すべきことなり

終に臨みて出版を助け給はりし方々に謝しまつらむ加
藤正良ぬしははやくより斯業を登せられ徳永藏太月岡
重蔵津田壽盛松澤虎男の諸君と共に郷里に在て力をつ
くさる此書の世に出ひは偏に諸氏の功なるべし

明治戊戌年二月
東都向岡にて 文科大學々生 堀田璋左右誌

秋山崑山先生傳

先生名崑惟親字一仲禮幼名浪江長々伊豆ト稱ス崑山ハ
其號大ニ又手別合號ス父ヲ相模ト云フ讃岐那珂郡柳
栗村ノ人ナリ世々柳栗神社ノ祠官トシ先生幼時琴平ノ
松東清翁ニ就テ學ヒ粗和漢ヲ學ニ通ス成童ニ至リ備中
守岡村小寺先生ノ門ニ入り學業大ニ進ミ塾ノ都講タリ
先生夙ニ國學ヲ修メント欲スルノ志アリ頗ル山陽頼翁
ノ風ヲ慕ヒ終ニ其門ニ入ル翁稱テ曰ク余ハ儒者ニシテ
國史ヲ喜ブ子モ余ト同癖ナリ仍テ其著ス所ノ日本外史
ノ稿本ヲ示シテ曰ク是猶余カ秘スル所ノモノナリ請フ
子之ヲ記セヨト先生感喜履ルコト一年家ニ歸リ生徒ニ
教授ス生徒大ニ萃マル此時ニ當テ民間書ヲ讀ミ字ヲ解
スル者甚多シ而學ノ西讀ニ興ルモノ先生振鐸ノ力ナリ
是ヨリ先キ丸龜藩侯西讀府志ヲ編セント欲シ未タ其人
ヲ得ス執政荐リニ談ス巖村南里翁先生ヲ進ム先生命ヲ
受ケ拮据數十年ニシテ其功ヲ竣リ傍ラ東讀ニ及ブ地理
人物ヨリ制度沿革ニ至ルマテ細大遺サス積テ六十一卷
ノ多キニ至ル大著書ト謂フ可キナリ藩侯深ク之ヲ賞シ
テ侍ヲニ侍禮ノ典ヲ以テシ加フルニ金若干山林數町ヲ
賜フ後テ讃岐神社考、帝統蒙求、續新論、讃岐小史ノ

秋山崑山先生傳

諸書ヲ著ス先生詩ヲ善シ尤和歌ニ妙ナリ世人評シテ四
州古今ノ秀アリト云文久三年四月十日病ヲ没ス年五十
七村內先塋ノ次ニ葬ル配内海氏二男二女ヲ生ム長ヲ男
ト云家ヲ嗣ク幾ハクモ無クノ死ス二男七五三之助之ニ
代ハル又早世ス二子才學富贖人皆先生子アリトナシ以
テ三蘇ニ比セリト云フ時ニ二女共ニ已ニ嫁セシ後ナレ
バ終ニ嗣ヲ絶テリ吁先生ノ文ト行ト所ノ如クニシテ此
不幸ニ遭遇スルハ抑天力必ス可ラサルナリ先生幼ヨリ
異才アリ龍勉懈ラス其笠岡ニアルヤ菅茶山翁ノ識遇ス
ル所トナル翁常ニ讃岐ニ人アリト稱ス先生人ト言フ納
々之ヲ口ヨリ出ス能ハザルガ如シト雖ドモ其書ヲ讀ズ
ルニ至テハ音吐清爽辨論明白ニシテ漸ク微細ニ入り聽
者傾聽セリト云フ嘗テ手カラ大日本史ヲ寫ス小寺翁ノ
生先ヲ感稱セシ事ハ其送序ニ見エタリ今之ヲ略ス

巖村南里先生傳

先生姓ハ巖村名ハ秩字ハ大綱南里ハ其號ナリ又棟菴ト
號ス通稱半右衛門者名ハ親房丸龜藩ノ世臣タリ先生幼
ニシテ靈慧能ク自ラ未ダ見ザル所ノ書ヲ讀ム寛政丙辰
先生甫ノテ十三ノ時浪華ニ遊ビ中井竹山翁ノ門ニ學ブ
翁一見以テ神童トナシ人ニ對スル毎ニ必ズ之ヲ稱ス

五

先生夙夜匪懈一日怠ラズ經史子集ニ於テ通曉セザルモノナシ而シテ最モ詩文ヲ善ス一篇出ヅル毎ニ人爭ヒテ之ヲ傳稱シキ翁ハ當時儒林ノ耆宿タレバ門下ニ傷異ノ士多シ然レドモ皆先生ヲ推テ以テ及ブ可カラズト爲シタリキ之ニ由テ先生少ヨリ名アリ文化甲子先生江戸ニ遊ビ二州尾藤博士ノ塾ニ入ル居ルコト周載適先考没ス先生訃ヲ聞キテ驚キ痛ミ晨夜疾行シテ國ニ歸リテ喪ニ居ルコト最モ謹ミタリキト云フ已ニシテ州學正明館ノ教授トナル文化丙寅職ヲ辭シ西備後ニ遊ビ菅茶山翁ノ塾ニ寓ス未ダ半載ナラズ内艱ニ遇ヒテ國ニ歸ル其甲戌ニ滯ノ取次格ヲ賜ハル文政乙酉側諸トナリ又側目付格ニ進ム丙戌側備者ヲ兼テ政事加談トナリ毎載銀十餅ヲ賜ハル八月郡奉行ヲ兼ヌ十一月轉ジテ寺社奉行ヲ兼ヌ戊子六月寺社奉行ヲ免ゼラレ麻上下及銀三餅ヲ賜ハル己丑五月十五石ヲ加増セラル庚寅七月續肩衣ヲ賜フ天保癸巳正月俸祿五石ヲ加ヘ乙未十二月世子ノ傳ヲ兼ヌ戊戌七月請テ傳ヲ免シ肩衣ヲ賜フ乙亥三月政事加談ヲ免キラル亦其請ニ從フナリ肩衣及時服ヲ賜ハル壬寅四月先生風ヲ病ミテ臥病數月遂ニ没ス實ニ八月廿七日ナリキ享年五十有九先生ノ人ト爲リ和易儉讓己ノ長ヲ以

テ人ニ加ヘス平居訥々トシテ言語口ヨリ出ツル能ハザルガ如キモ其大事ヲ議スルニ當テハ諫々侃々トシテ未タ嘗テ少シモ屈下セス其諸生ヲ教育スルヤ其才ノ高下ニ從ヒテ各器ヲ成ス先生ノ學洛閩ヲ主トスト雖トモ間々見ル所ナリ而其諸生ノ爲ニ經ヲ説クニハ專ラ朱註ヲ守ル敢テ難キルニ他説ヲ以テセス蓋シ少年不遜ノ心ヲ長センコトヲ恐レテナリ初メ先生ノ政事加談タルヤ銳意爲ス所アラント欲ス既ニシテ顯要ト議論相合ハス遂ニ其志ヲ伸フルヲ得ス上書シテ職ヲ辭ス公其才學ヲ惜ミテ未タ遞カニ之ヲ許サス然レトモ固ク請フテ而テ後ニ許サル爾後口ヲ箝メテ後世事ヲ談セス先生ノ文章ヲ作ルヤ經術ニ本キテ助ケルニ諸子百家ヲ以テス故ニ富麗紆餘能ク言難キコトヲ言フ而モ毫モ窘束ノ態ナシ詩ハ直ニ胸臆ヲ抒ヘ言飾ヲスシテ致ハ餘アリ晚ニ易ヲ好ミ手ニ卷ヲ釋カス歐陽永叔ノ河間洛書ノ説ニ於ル先生深ク疑テ取ヲス又大衍ノ數ト天地ノ數ト合ハザルコトヲ疑ヒ反覆推究始テ其説ヲ得タリ遂ニ八卦圖序卦變序次不得已爾等ノ書ヲ著シ以テ之ヲ辨明セリ委曲詳悉復餘總ナシ而モ自ラ以テ是ヲセヌ未タ作テ輕シク出シテ以テ人ニ示サヌ又周易本義疏證及ヒ質疑アリ然モ皆稿凡

スセ其他詩文集若干卷アリ家ニ藏ム先生廉潔自ラ持シ妄リニ人ノ贈遺ヲ命ケス而シテ身自カラ奉スルモノ甚タ薄シ性亦羸弱食糧固ヨリ少シ嘗テ數歲ニ遇フ又其量ヲ減ス一日尾松灣ニ語テ曰ク方今飢饉連リニ臻ル餓者野ニ填ツ我輩幸ニ俸祿アリテ平生安飽ヲ享ク今君恩ノ餘リヲ分テ少シク餓者ニ賜フ潤サント欲ス君以テ如何トスル松灣掌ヲ打テ歎賞セリト亦以テ先生ノ志ヲ見ルニ足ル

大塚梅里先生傳

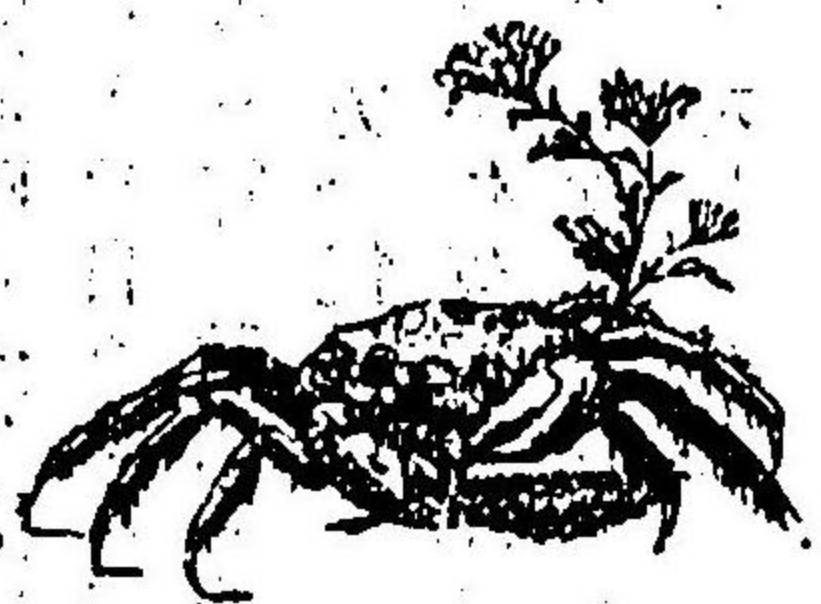
翁名長敏字修甫梅里ト號ス通稱ハ八郎左衛門致仕シテ夢鶴齋ト改稱ス安達正智ノ二男叔父大塚長平ノ養子ト爲ル甫メ幼ニシテ父ヲ喪ヒ母ノ爲メニ育セラル稟性虛弱ナリシカ後稍健ナリ藩學正明館ニ入り漢籍ヲ修メ又各師ニ就キ武藝ヲ習フ母氏亦性貞靜ナリ翁翁ニ謂フ曰ク士苟モ學ヒサレハ世ニ立テテ事ヲナス能ハス汝メヨト翁其教訓ニ循ヒ勤勉強記ノ業大ニ進ム弱冠ニシテ大塚氏ノ家ヲ繼キ幾ハクモ無ク琴峰侯ノ扈從トナリ東都ニ祇役シ翌年國ニ歸リ正明館助教兼詩文掛ト爲リ使番物頭ニ進ム後本藩兵制改革ノ舉アリ番頭岡掃部ト事ヲ議シテ協ハス官途ニ之ヲ轉補シ二ノ九番士頭ト爲ス旗

頭郡奉行新番頭寺社奉行勘定奉行等ニ歷任ス時ニ藩ノ用度窮蹙シ一朝大事アラハ財政支ヘ難カラシク憂ヒ錢穀出納ノ事ヲ整理シ頗ル裨補スル所アリ此時ニ當リ尊王攘夷ノ論盛ニ起リ人心恟々タリ更ニ執政ニ建議シ大ニ釐革セント欲シテ用ヒラレス又別ニ西畿地誌撰述ノ事ニ幹タルコト十數年先從岩村南里加藤梅里二先生ノ遺志ヲ繼述シ以テ其業ヲ卒フ後用人表用人等ニ昇任ス二侯ニ歷事シテ職ニ在ルコト四十四年ニシテ致仕ス明治成辰維新之際再ヒ翁ヲ起シ藩政改革用掛兼會計事務總裁ト爲シ更ニ參政ニ任ス翌巳巳年九月藩知事ノ奏請ニ依リ九龜藩大參事ニ任セララル其翌庚午ノ秋藩制釐革畧緒ニ就クヲ以テ職ヲ辭ス而シテ寶嶺侯更ニ世子久之助君補佐ノ事ヲ委囑セラル辛未ノ春世子東京ニ遊學セラレタルヲ以テ家ニ老シ吟哦園藝等ヲ以テ娛樂ト爲シ以テ餘生ヲ終フト云

尾崎車舟先生傳

先生姓は尾崎諱は正漸、字は伯鴻、理左衛門と稱す車舟は其號なり寛政癸丑六月朔に生れ明治庚午七月廿七月に歿す享年七十八諡して完功と曰ふ文化甲子年甫めて十二父を喪以後を承く官に在る凡六十二年勘定奉行

より寺社奉行に請る累遷の顯榮其比を見ず明治戊辰四月王政復古に會し六月命あり再び政務に參與す頗る功勞あり庚午四月病を以て職を辞す先生外寛にして内明、疾言遽色なし人に接する謙讓、事を謀る周密、國是を議論して建白する者數十回、強記絶倫、諸局の簿書年月事實一たひ目を経るれば終身忘れず才を愛して人を薦め任をなして徳色なし酒を嗜まざるも亦宴會を厭はず學經義に通し傍ら詩文を好む室池口氏子なし嘗て重野近義の二子正毅を養ふて子とす室は磯野氏一女あり又た岡部忠影の二子正友を子とし之に妻はす正友遂に先生の後を承く



西讃府志

○國郡名號

讃岐國 和名鈔ニ云、讃岐ハ佐奴岐、天智紀、萬葉集等々、岐ア吉ニ作カ、續日本紀ニ、或ハ紗坂トモカケレド、カク姓ノ處ニ用ヒタリ、古事記曰、昔伊豫之三名嶋、此嶋者身一而、有ニ面、四ノ面有ニ名、故伊豫國謂ニ愛比賣、讃岐國謂ニ飯依比賣、粟國謂ニ大宮郡比賣、土佐國謂ニ建依別、豫算記曰、昔日本三十三ヶ國也、其時爰ハ二名島トテ、伊豫出テ、島國也、其後六十六箇國ニ分レシ時、伊豫、丹波、出雲、分出シ、土佐ヨリ阿波ヲ分出ス云々、

民部式曰、讃岐國上トアルハ、管大内、寒川、三木、山田、香川、阿野、鴨足、那珂、多度、三野、刈田、右爲中國、
今按ニ、讃岐國上トアルハ、上國ナルヲ云、右爲中國トアルハ、遠近中ノ中國ナリ、
又曰、一云、山川田島均等、五穀豐、魚貝之類多、

名人多出之也、大中國也、
日本風土記曰、讃岐國云々、北方海メグリテ、兩方山重リ、春陽遲シ、
今按ニ兩ハ、南ノ字ノ、誤リナルベシ、

人國記曰、讃岐國、當國の風俗は、氣弱邪の人多し、武士の風、別て強く、方便を以て、立身すべき、など、思ふなり、大内、寒川、三木、山田、三野等の數郡、別て此風なりとぞ、
按るに、當國は、北に江海を受たる國なり、諸國名義考曰、和名鈔に、讃岐佐奴岐國府、名義は、古事記傳に、古語拾遺に、又手置帆負命之孫、造才等、其裔今分、在讃岐國、毎々年調庸之外、貢八百竿、是其事等之證也、とみえ、延喜臨時式に、凡梓木、千二百四十竿、讃岐國十一月以前、差綱ツノ丁、進納とあり、是によりて思ふに、竿調國かどあり、誠にもあるべし、乎を峩き、乃都を約れば、佐奴岐なり、また玉勝間に云、讃岐國の事を記せる書に、三野郡、竹田村に當國忌部の莊とて、殊勝の地なり、釋迦堂屋敷と唱ふ、五社大明神といふ社あり、村の氏神と崇む、此村往古貢旗竿八百本、上納せし

に、今其竹枯失せて、跡は田地となれり、この故に、竹田村と號すといへり、古語拾遺には、矛竿、延喜式には、梓木とあり、かの書に旗竿といへるは、誤りなるべし、トイヘリ、

今按ルニ、倭名鈔ニ、大和國、廣瀨郡、散伎、安房國、天羽郡、讚岐、下野國、鹽屋郡、散伎、因幡國、八上郡、散岐、又神名式ニ大和國、廣瀨郡、讚岐神、三代實錄四十四ニ大和國散伎大建命神散吉伊能城神ナド見エタリ、是等ノ地名皆竿之調ノ義トセムモイカハナリ、コモ此國ニ由アリテ負セシ名トセバ、サモアルベケレド、一ツ二ツノ處ニコソサル由モアラム、カク多カルハ、各ソノ處ノサマニヨリタルナラム、或人ハ狹横ノ義ナラムトイヘリ、コハヨク聞エタル説ナレド、縦横ノ奴幾ハ布帛ニコソイヘ、地ノ廣袤ヲシカイヘルコイカハナリ、成務紀ニモ日横トアリ、是ヲ日奴幾トハヨムマジクナム、ヨテ今試ニ思ヒ得タルハ、先伊勢國壹志郡ニ島拔ト云郷アリ、和名鈔ニ之末沼木トアリ、志末ノ約メ佐ナレバ、是ト同ジ意ノ名ニモヤト思ハルハナリ、同國度會郡ニ沼木ト云郷モ

アリ、サテ古利ノ約メ岐ナレバ、沼木ハ沼凝ノ義ニテ、志末奴幾ハ島沼凝トイフ義ナルベシ、サレバ此國ノ名モ二名島ノ沼コリテナレルヨリ得タルニモアラムカ、サテ因幡國八上郡ナル散岐ニツヅキテ、知頭郡ニ佐沼郷アリ、是等思ヒ合スニ、佐奴ノ奴ハ必沼ノ義ト思フナリ、此外大貫、貫名ナドイヘル郷ノ名モ大貫ハ大沼凝、貫名ハ名ハ多ヨリ轉リタルニテ、沼凝田トシテ聞ユルナリ、イヅレモ奴古利トハイヒ難キ故、岐ト約メシナリ、又コ、ニ鹽飽島トイフガアルモ、古留ノ約メ久ナレバ、潮泡凝嶋ナルベシ、又此島ノ内ニ佐名木島トイフアリ、是モ名ハ奴ヨリ轉リタルニテ、佐奴木ト同ジ意ナルベシ、又佐ヲ志末ノ約メトシテハ、言遠キヤウニモ聞ユルナレバ、佐ハ狹夜衣、佐ヨバヒ、ナドノ佐ニテ、沼凝ノ義ニテモアラムカ、尙ヨク考ベシ、サテ古事記開化天皇ノ卷ニ天皇娶ニ且波之大縣主、名由基理之女、竹野比賣、生御子、比古由牟須美命云々、比古由牟須美王之子、大筒木垂根王、次讚岐垂根王、此二王之女、五柱也トアリ、此讚岐垂根王ノ御名、由アリゲニ聞ユレド、コハ

コノ國ニ由アリテオヘル御名ナルベシ、

玉藻吉 萬葉集卷二ニ玉藻吉讚岐國者云々、宜長云、藻には玉の如き實ある故に玉といふなり、よしのよは喚出す辭にて、しは辭の助にて心なし、こを讚岐の冠辭とするは、さは發語にて、ぬにかゝるなり、玉藻よぬといふなり、玉藻如より寐し妹の類なりトイヘリ、

南海道 崇神紀曰、十年九月丙申朔甲午、以三大彥命造北陸、武渟川別造三東海、吉備津彥造三西海、丹波道主命造三南海、今ノ本南海ヲ丹波トアリ、今ハ黑羽本ニヨレリ、民部式云、紀伊淡路爲三近國、阿波讚岐爲三中國、伊豫土佐爲三遠國、

南海通記曰、四國ハ南海中ノ一山也、東西百里ニ及ベリ、伊豫ヲ以テ國號トス、其後四州ヲ分ツ、其山四方ニ延布シテ四州ノ經界ヲナス、東北ノ洲ヲ阿波ト云、西北ノ洲ヲ讚岐ト云、西南ノ洲ヲ伊豫ト云、南東ノ洲ヲ土佐ト云也、此四州ハ海島也トイヘル、豊秋津洲一統ノ土地也、故ニ淡州ハ播州ニ向テ明石ノ瀬戸アリ、阿州ハ淡州ニ向テ鳴戸アリ、豫州ハ九州佐賀ノ關ニ向テ海底ニ地軸アリ、九州ハ中國ニ向

テ門司、赤間相對ス、最皆波濤ノ爲ニ破ラレテ島ト成、國ト成モノ也、其中間ノ海表東西ニ通テ百里ニ超タリ、南北ハ僅ニ三五里及十里ニ不過、故コ東西ノ諸州通路ヲ利シテ、客船ノ往來晝夜ヲ不分、都鄙ノ販舶交易ヲ利シテ、貨財珍器用ルニ足レリ、是土地自然ノ幸ナルモノ也、凡此四州ハ土地黃壤ニシテ五穀豐饒ス、農夫其業ヲ不失シテ國食餘アリ、山中林木多シテ柚人食材ノ用ヲ足シム、海嶋鱗物多シテ漁人四方ニ鬻ク、鹽竈ノ煙不絶ノ世民ヲ救フ厚シ、民庶ノ産業シバノ務ヲ各其居所ヲ安ス、是誠ニ浦安國ト云ツベキ也、夫四國ハ編少ノ地ナリトイヘル、其風土和順ニシテ人心朴也、故ニ賢才良能ノ人此國ヨリ出ト云フ、古キ諺ニモ載ル所也、

大内郡 和名鈔云、大内於布知、
續日本後紀ニ承和十年五月丙申、讚岐國大内郡、小郡只有三領帳、領則領調入京、帳猶留國藏、務、非常移、病無三人從公、加之郷戶口數既堪三下郡、改、小爲下加領一員焉、爰ニ始テ見ユ、

今按ニ大和國高市郡ニ大内陵ト云アリ、真淵云、内ハ借字ニテ大市ナリ、天智紀ニ、小市岡上陵トイ

フモ見エタリ、是同ジ郡ナレバ是ニ對ル名ナリトイヘリ、此外郷名ニハ大市トカケル多シ、爰ナルモ是ト同クテ、古爰ニ大ニ市ナスコノアリテ、舊クハ大市トイヘル處ノアリシガ、後大名ニハナリシナリ、和名鈔ニ於布知トアルモ、保伊ヲ約メシナリト古言梯ニ見ユ、

寒川郡 和名鈔云、寒川佐無加波、

和銅六年ノ紀ニ始テ見エタリ、富田八幡宮ノ記セラルモノニ、昔シ相摸國寒川神社ヲ爰ニ移シ祭リシヨリ寒川トヨベリ也、又或ハ寒川ハコ、ナル川ノ舊名ナリトイヘリ、

三木郡 和名鈔ニ訓注ナシ

天智天皇十年紀ニ始テ見ユ、ソコニハ御城トカケリ、又靈異記ニハ美貴トアリ、古語拾遺ニ探レ材齋部所居、謂之御木、ト見エタリ、

山田郡 和名鈔云、山田夜末太

天智天皇六年ノ紀ニ始テ見ユ、

今按ニ安閑紀ニ天皇勅大伴大連金村曰、朕納ニ四妻ニ至今無嗣、萬歲之後、朕名絶矣、每念ニ於此ニ憂慮何已、大伴大連金村奏曰、亦臣所憂也、夫我

國家之玉天下ニ者、不レ論ニ有嗣無嗣ニ要須ニ因レ物爲名、請爲皇后次妃、建ニ屯倉之地、使レ留ニ後代ニ令ニ顯前迹、詔曰可矣、宜ニ早安置、大伴大連金村、奏下、稱以小墾田屯倉、與ニ每國田部、給ニ賜香々有媛、以難波屯倉與ニ每郡鑿丁、給ニ觀宅媛、以示ニ於後世、式觀乎昔、詔曰依、奏施行トアリ、皇后ノコハ見エテド、皇后次妃トアレバ、皇后ノ爲ニモ云々ノ地アルベキニ、シカナキハ極メテ田部ナドニアラス所ヲエリテ、殊ニ立ラレシナレバナルベシ、サテ皇后ハ前ニ春日山田皇女トアリ、コ、ノ山田郡即御名代ナルベシ、ナル故ハ此郡ノ名、上野伊賀尾張ナドノ國ニモアリテ、尾張ナルハ春部、山田ト並ビテサヘアリ、又書紀ニ、一本云和理臣日觸女、大糖娘生一、女、是爲山田大娘皇女、更名赤見皇女トアリテ、神名帖ニ近江國犬上郡山田神社、伊香郡赤見神社ナド見エテ、是等ノ地名モ此皇后ノ御名代ニヨリタルコシルケレバ、イヅレモ此皇后ノ御名代ナルコシルシ、又此郡ニ春日ト云村アリ、春日ノ祠アルモ由アルナリ、尙此名大カタ國々ニアルナリ、爰ニ

香川郡 和名鈔云、香川介加波、

神護景雲三年紀ニ始テ見ユ、

南海通記曰、此地ヲ香河ト云コハ、上世諸國ノ風土記ヲ按メラル、時、此川ヲ按ルニ、河水南山ニ源シテ流水北海ニ入ル流水至テ清ラカナリ、西山ニ花木アツテ其香來テ河水ニ薰ス、故ニ香河トス、其花ノ下ヲ根香山トス、

今按ニ通記ニイヘル處、此川ノ名ヲ香川ト云ヨリ郡ノ名トナレルナラバ、サルコナガラ、花木アリシ故シカヨベリト云ハ、香ノ字ニヨリテ附會セシナリ、今郡内ニ樺川ト云地アリ、モシクハ是ヨリ

出タルニヤカトモ思ヘド、尙思フニ舊事紀ニ五十河彦命ハ、讃岐直、五十河別祖トアルヲ、翁姬夜話ニ引タルニハ五十日彦王トアリ、又姓氏錄ニハ五十香足彦トアリ、カタク思ヒメグラスニ、彼是誤リシト見エテ、舊事紀ナルハ五十ノ下ニ日ヲ脱シ、姓氏錄ニハ香ノ下ニ河ヲ脱セシニテ、五十香河ナリツランヲカク誤リシナリ、サレバ香河ハ此命ノ御名ヨリ出シニモアルベシ、今ノ世ニモ五十河ト云氏アリ、伊加々波トヨメリ、コハ香ノ字ヲ省キシニテ、是モ此命ニヨシアル地ヨリ出シ氏ト聞エタリ、又此郡ニ十河ト云郷アリ、是レナム此郡ノ名ノモトニテ、此地即テ五十香河ナルガ、後十河ノ二字ニ約メシヲ、ヤガテ曾加波トハ唱ヘシナルベシ、此郡今香東香西ノ二郡トナレリ、何時ノ比ヨリカ詳ナラズ、拾芥抄ニ香川ト學タル外ニ又香東ト云テ記サレシハ、後人ノ書加ヘシナルヘシ、辨筆錄ニハ香川ヨリ西ノ方ハ香西氏ニ属キ、東ハ十河氏ニ属キシヨリ、二郡トナレリトイヘリ、阿野郡 和名鈔云、阿野綾、萬葉集ニ安益ト作り、延暦十年紀ニ始テ見ユ、辨筆

録ニ綾ヲ貢シヨリ、郡ノ名トナレリトイヘリ、
鶴足郡 和名鈔云、鶴足宇多利、

靈異記ニ足垂ト作り、承和十年ノ紀ニ始テ見ユ、
今按ニ郡内勝浦村ニ鶴足明神ト云アリ、篠目命ヲ
祭ルトイヘリ、此命ニ由アルニヤ、

那珂郡 和名鈔云、那珂奈加、

慶雲五年ノ紀ニ始テ見エタリ、珂ヲ賀ニ作り、類聚
三代格曰、元慶四年三月二十六日、大政官符、應加
置那珂郡主、政主、帳各一員、事右得、讚岐國解、稱、
彼郡解稱、新立郷所管、稍多而郡司少、員、事多
闕怠、檢案内、山田郡少、郷餘戸、課口一千七百六十、
既置主政二員主帳二員、而此郡十郷課口二千八十
口、置主政一員主帳一員、望請因、準彼郡、加置伴
職各一員、以濟雜務、者、國加、覆審、所申有、資、
謹請、官裁、者、從二位大納言兼左近衛大將源朝臣多
宣奉、救依、請、

今按ニ日向風土記ニ、那珂郡古老傳云、大穴持命巡
行此國、至此所、詔國之中、故云、中郡トアリ、
爰モカ、ル由ナドニヤト思ヒシカド、尙思フニ是
ハ多度郡トモト一ツニテ、多度ハ爰ヨリワカレタ

ルナルベシ、サレバ彼郡ナル仲村ヨリ出シ名ト聞
エタリ、仲村ト云ハイカナル故カ詳ナラナド、先諸
國ノ例ヲ思フニ、和名鈔ニ伊豆國那賀郡那賀、武藏
國那珂郡那珂ナドノ郷アリ、此外ニモ常陸紀伊筑
前ナドニモ又同ジフアリ、又阿波國ニモ那賀郡ア
リ、爰ニモ長邑ト云アリシヲ允恭紀ニ見エタリ、サ
レバ此例ニテ那珂村ヨリ出シ名トオボシキナリ、
多度郡 和名鈔ニ訓註ナシ、

延曆八年ノ紀ニ始テ見ユ、
今按ニ多度ハ田莊ナリ、古事記履仲ノ卷ニ以阿
知直、始任、藏官、亦給、糧地トアルヲ、宣長云糧
地ハ、師ノ多、許、呂ト訓、レタルニ依ベシ、書紀清
寧ノ卷ニ、又以、田地、與、于、漢、彦、孝、德、ノ、卷、ニ、
給、與、田地、又、田、莊、ナド、アルト、同ジ、サ、サ、マ、ニ、聞、ユ
レ、バ、ナリト、イ、ヘリ、思、フ、ニ、當、時、諸、王、諸、卿、ナド、ニ、賜
ヒ、シ、田、莊、ナリ、シ、ヨリ、郡、ノ、名、ニ、負、ル、ナル、ベシ、サ
テ、治、亂、記、ニ、公文、所、田、所、ニ、亂、入、ス、ト、云、文、アリ、是、ニ
ヨ、ル、ニ、田、莊、司、ノ、家、居、ヲ、モ、ヤ、ガ、テ、田、所、ト、イ、ヒ、シ、ナ
ラム、今、吉、原、村、ノ、小、地、名、ニ、多、度、ト、イ、ヘ、ル、アリ、是
田、所、ノ、アリ、シ、處、ニ、テ、郡、ノ、名、ト、ナル、本、ナル、ベシ、又

流浪記ニ善通寺ノ事ヲ記セル條ニ、多度郡田所入
道ト云モ見エタリ、ナルニ南海通記ニ田所アリテ、
租稅ヲ納ムトイヘルハ何ノ書ニヨリタルニヤ覺東
ナシ、コハ國中ノ租稅ヲ納ムルニハアラデ、莊園
ノ租稅ヲ納ムルヲカク思ヒ誤レルニヤ、

三野郡 和名鈔云、三野美乃、

寶龜六年ノ紀ニ始テ見ユ、古三野物部神ノ居玉ヒシ
處、故ニ三野ト云ト生駒記ニ見エタリ、

刈田郡 和名鈔云、刈田葛多、

拾芥鈔ニ、豊田トアリ、今モシカイヘリ、貞觀六年
ノ紀ニ始テ見エタリ、生駒記曰、此郡古刈田明神ノ
神田タリ、故ニ刈田トモ又神田トモイヘリ、共ニ三
代實錄ニ見エタリ、

今按ニ神田トイヘルコト三代實錄ニ見エズ、只日本
風土記ニ神田トイフアリ、サレド何ノ書ニヨレル
カ詳ナラズ、サテ拾芥抄ニ、讚岐中十一郡、大内
塞川三木山田香川鶴足那珂多度三野豊田阿野野河
香東大野田萬七千トアリ、此書ハ洞院相國公守公
ノ作ト聞ユレド、公ヨリイト後ノコモ載ラレタレ
バ、後人ノ書ツギシ處モアルナリ、コ、ニ香東大

野ナドアルハ後人ノ書加ヘシカ、ハタ寫シ誤リニ
ヤ、上ニ十一トアレバ此四字必ズ除クベキナリ、
サテコ、ニ、豊田トアルヲ思フニ刈田ヲ豊田ト改
メシハ、和名鈔ノ後此書ノ前ナルベシ、和名鈔ハ
源順ノ選シニテ、順ハ永觀元年ニ卒リ、公守公ハ
文保元年ニ薨玉フ人ナリ、

○田租調庸 (附莊園、所領、行程)

田賦

三代實錄曰、讚岐國云々、管田一萬八千町、和名鈔
云、讚岐國田萬八千六百四十七町五段二百六十六步、
今按ニ拾芥抄ニ、萬七千九百四十三町トアリ、日
本風土記ニ、七千九百云々トアルハ、萬ノ字ヲ脱
セシニテ、拾芥抄ニヨレルナリ、

租稅

和名鈔云、讚岐國正公、各三十五萬束、本額八十八
萬四千五百束、雜額千八萬四千五百束、
今按ニ、八十ノ下ニ、八字ヲ脱セリ、今例ニヨリ
ヲ補フ
延喜式曰、讚岐國正稅公廩、各三十五萬束、國分寺

料、四萬束、彌勒歸敬寺燈分料五百束、五大菩薩供養料二千束、文殊會料二千束、樂分料一萬束、造院料一萬束、修理池溝三萬束、救急料八萬束、俘囚料一萬束、

今按ニ正税ハ、年毎ニ定リタル税ヲ公ニ奉ルニテ、今ノ世ニイフ定米ニアタレリ、公廩ハ、國ノ公廩ニ收マルニテ、國司郡領ナドノ職分アルハ位田其外雜々ノ費ニアツルナリ、彌勒歸敬寺ハ、昔シナル寺ノアリシナルベシ、五大菩薩供養、文殊會ナドハ國分寺ナドニテ行ハレシニモアルベシ、樂分ハ、施藥院ノ藥料ナリ、造院ハ、官舎ノ修造ナドナルベシ、修理池溝、救急ハ、ヨク聞エタリ、俘囚ハ蝦夷ナドノ俘囚ヲ此國ニモ置レシコト、見エタレバ是ニ賜ヘルナリ、サテ和名鈔ニ、正公各三十五萬束、本願八十八萬四千五百束、雜額千八萬四千五百束トアルハ、延喜式ナルナトリテ書ルニテ、正公トハ正税公廩ナリ、雜額トハ、國分寺以下ノ雜料ヲ云、本願トハ、正公雜額合セテ、云々トイフナリ、令ニ東ノ稻五舛トアルニヨリ等フレバ、本願八十八萬四千五百束ハ、今ノ米凡ソ四萬四千

二百二十五石ニアタレリ、
年料米、讚岐國大炊一千四百石、糯四十石、云々以正税、存運、白米送大炊寮、黑米送省及内藏寮、其運送係夫並給路糧、讚岐國春米運京、六月三十日以前若有未進者、准數奪專當郡可職田、直若不足者、亦沒國司公廩、

年料租米、讚岐國二千石、云々以租穀内、春收隨官符到進之、其精代運賃用正税、
國韓神兩社、讚岐國村戶調庸租米者、送納此官、充修社料、

三代實錄曰、元慶三年二月廿六日丙戌、勅許讚岐國例損四十九戶、永以爲例、先是國宰奏言、此國、課丁萬三千、管田一萬八千町、貢賦之數、踰諸國、國司因茲申請、准大國例、被免例損四十九戶、下野國雖云上國、免三十九戶、望請准彼國例、被許件數、從之、

調庸 主計式曰、讚岐國云々調庸兩面五疋、二窠綾十疋、七窠綾五疋、白絹十疋、緋絹縹帛各三十疋、陶瓮十二口、水瓮十二口、瓮八口、盥十二合、大瓶六合、有柄大瓶七十二口、有柄中瓶八十五口、有

楯小瓶三千口、鉢六十口、椀四十合、麻笥盤五十口、大盤十二合、大高盤十二口、椀下盤四十口、椀三百四十口、龜坏二百口、大宮坏三百二十口、小宮坏二千口、自餘輸絹鹽、阿野郡、
庸、白木榎櫃二十合、自餘輸米、
中男作物、黃蘗百五十斤、紙胡麻油、乾鱗、一本、楚割大鱗、鮑、海藻、一本有鱗、
交易雜物、讚岐國、白銅十疋、鹿革二十張、苦二十五枚、菅圓座四十枚、藤子四合、鹿子皮十五張、金漆一斗五升、醬大豆四十二石、隔三年進、醬大豆五石、大豆十八石、以正税交易進、其運功食用正税、
祿物價法、讚岐國、絹五十五束、錢六束、
運酒雜物功賃、讚岐國、陸路賦別稻三十束、海路自國酒與等津、船賃石別六束三把、挾抄二十束、水手十六束、但挾抄水手各漕米十斛、自餘准播磨國、
貢賦 續日本紀曰、和銅六年、令大倭參河並獻雲母云々讚岐國白燐石、
神祇式曰、神祇官所用梓木、千二百四十四竿、讚岐國十二月以前、差三綱、丁進納、
神祇官祭神、七百三十七座、檢木者讚岐國送納、前

祭五日、令木工寮受之、外國不出之、
典藥寮式曰、年料藥讚岐國四十七種、黃芩七十三斤五兩、藍漆三斤、齒陳、藥本、午膝、芝朮、細辛、地榆、白菘、各十斤、蚰蛄二斤、白木、桔梗、各十二斤、黃菊花三兩、獨活、芍藥、舛麻、各二十斤、王不留行、女參、白芷、白頭翁、各六斤、橘皮二斤十三兩、松脂、大戟、連莖、女萎、各五斤、茯苓七斤、麻黃十六斤、夜干十五斤、天門冬十三斤、梔子二斗五舛、麥門冬、胡麻子、各一舛、蘇子、决明子、各一斗六舛、麻子二斗五舛、冀蓂子二舛、葶藶子四舛八合、半夏一斗三舛、蜀椒二斗、牡荆子七舛、鹿茸、鹿角各五具、枸杞十斤、朴消八斤、
内膳式曰、年料讚岐國、鹽鯛二十隻、白干二籠、云々取費殿、擬供御、
民部式曰、貢蘇番次、讚岐國十三箇五口、各大一舛八口、各小一舛、
年料別貢雜物、讚岐國、紙麻百五十斤、收牛皮十張、斐紙麻一百斤、云々依前件、其運送係夫各給路糧、兵部式曰、器械讚岐國、甲二領、橫刀七口、弓三十張、征箭三十具、胡篋三十具、云々每年所造具、

依前件、其標仗者色別一箇附、朝集使、進之、
讚岐國、讚岐國一百人、健兒皆免、怪役、唯讚岐志
摩云々等國免、怪、
朝野群載曰、應早速交易、進上鴨頭草移上紙墨等
事、
丹波國、但馬國、上紙、讚岐國、墨、件鴨頭草移等
爲免、東對御廳用途料、所仰如件、云々治曆元年九
月一日云々、

○莊 園

今按ニ田租調庸ノ制、延喜式ニ載スル所、右ニ舉
ルガ如クナルヲ、中世ヨリ以來、莊園ノ類イト多
クシテ、國司ノ治ル處モ、少ナクナルルマ、其制
モ亦相從テ變リツラン、サレド物ニ見エザレバ、其
次第考ル由ナシ、今莊園所領等ノ諸君ニ散見スル
モノヲ拾ヒテ此ニ載ス、
續日本後紀曰、承知二年七月、賜讚岐國三野郡空閑地
百餘町時子内親王、
三代實錄曰、仁和二年十月廿七日壬申、勅以伊豫國正
稅數千斛、讚岐國千斛、充齊宮寮、承前之例、内親王

入太神宮之後、以伊勢國正稅數三千斛、資新居
之費、今換充之、

日本紀略曰、天曆二年六月五日、讚岐封廿戶、施入
法性寺、

朝野群載曰、應德五年九月、喜多院削宛佛堂聖供灯油
料、云々讚岐國十一煙、

神風鈔曰、讚岐國笠居御厨、
内宮六九十二月、每祭十五日製料所、
祇園執行記曰、文永年中、爲四季天神任辨常燈料所、
此處附、

出雲國長江郷

讚岐國林田内潮入新開、大野郷、荳原、
嘉元四年御領目錄曰、

臨分

讚岐國
姫江莊(被入蓮花心院日録、御管領)
多度莊(道意備正、寺町百石進濟寺家、)

富田莊(六條中納言、小御所御年貢五萬疋、可沙汰之由、被仰
下丁、)

鶴羽莊(兩所醫院領、以上被賦、于廣治官符、根本寺領也、)

長尾莊(以上當難方郷以下寄也)

右目錄實意余流注進之、非合點所々不知
行人、但於法界寺者、愛久丸任相傳可給
院宣之由申也、

大莊内(寺用、在別紙、知行不可、有相違
之由、以下院宣於水清寺定規、)

非寺領莊
御年貢五百疋

讚岐國豐福莊吉田莊(實業律師沙汰、
飯田郷(寶珠丸)、水上郷(重方新左衛門督殿、)

圓座郷(京極准后定武卿御知行)
石田郷(定光卿、) 高屋郷(同)

井戸郷(准后堀川、) 託間郷(御御方、)
多肥郷(中御門前中納言爲方卿、可相傳知行之由、被下院御下文、)

太田郷(御御方、) 山田郷(同、)
栗隈郷(原脱上人、) 林田郷(按察局、)

一宮(實業法師、秀綱、) 郡家郷(前右衛門督、親氏卿、)
良野郷(行種、) 陶保(季氏、)

法勤寺(多寶院寺用每年萬疋、爲被感法印何然乱供僧、)
三木井戸郷(冷泉三位入道、)
生野郷(重清朝臣、) 田中郷(同、)

梶元名(義行、) 良野新名

萬濃池(兼久勝、) 新居新名
大麻社(賴俊朝臣、) 高岡郷(行邦、)

野原郷(愛寺、) 乃生浦(行長朝臣、)
高瀬郷(源中納言有度卿) 垂水郷(如來菩薩院料、可知願上人
知行、)

右所々可有御管領之由、院宣所仍也、以此旨
可合申入照慶門院給、仍執達如件、

嘉元四年六月十二日 右 衛 門
進上高倉前宰相殿

日吉行幸記曰、讚岐國買田

文保炎上之後、造いまだ終ざれば、哀に思召され、
絶て久しく成せる、龍華會の料所讚岐國買田を、
かへし附られ、還御の後、おこなはれける、昔き

御照のつくしみ、なか／＼申もおろかなり、
日吉社社頭注進記曰、讚岐國柞田莊、

二宮十禪師大行事、長日御供、十禪不斷經、二季
大般若料所、後嵯峨院御寄附、權禰宜成貫申云、

常莊者成貫相傳地也、而行願僧都無故、押領之
間、經奏問、最中也、愛三大夫成盛掠申子細、

云々存外之次第也、彼成盛號成顯、成英舍弟子息中、子細、成顯存生之時、猶以被止、濫妨、證文、先日總官令知見、其上前成顯子息及訴訟者、東塔南谷等覺房嚴秀注記松壽丸也、而今成盛中子細之條、旁不審、非御沙汰之限、所詮猶有御不審者、可被亂明證文、哉、祝部成盛申云、當非若爲、後嵯峨院御寄附之地、建武年中被仰付成茂宿禰以來成、材成顯成盛等相傳無相違之地也、而近年依地面亂妨山徒行、顯違亂、神用等令闕如畢、

後深心院關白記曰、永和元年四月十一日辛巳晴、頭右大辨長宗朝臣來、有勅問事、法勝寺領讚岐國櫛無保事、法華堂公文定祐與禪衆相論事、十二日壬寅晴、櫛無保事早意見了、

細川氏所領 應仁武鑑曰細川勝元朝臣讚岐十一郡內、大內寒川三木、三郡田二千六百六十五町七段、云々細川右馬頭持賢、讚岐小豆島二百五十町、鹽飽嶋攝津中嶋七百町、云々細川中務少輔成經朝臣、讚岐十一郡內、山田香東香西那珂阿野三野多度七郡田四千町、稷稻二百萬束、此直錢十二貫也今並九萬六千九百七十七石余當ル、米四萬六千

六十四石七升五合四斗八一萬五千細川領、生駒氏所領 生駒家御領讚州總村高帳曰 大內郡一萬二千八百八十六石八斗一升三合 寒川郡一萬六千五百九十九石五斗一升七合 三木郡一萬七百七十八石四斗二升一合 山田郡二萬四千七百八十四石九斗八升六合 香東郡一萬七千四百四十四石一斗八升二合 香西郡一萬四千三百七十四石九升八合 南條郡一萬六千四百五十二石八斗八升五合 北條郡七千八百五十四石二升四合 鞆足郡二萬二千六百六十八石四斗五合 那珂郡二萬五千四百八十八石五斗五升 多度郡一萬八千三百九十五石七斗二升五合 三野郡二萬六千三百七十四石八斗二合 豐田郡一萬六千九百七十二石六斗一升四合 總高合二十三萬二千九百四十八石九斗三升七合 寬永十七年辰三月改之

○行程

主計式曰、讚岐國東西三日、

行程上十二日、下六日、海路十二日和名、兵部式曰、讚岐國驛馬、刈田、松木、三野、河内、豐井、柞田、各四足、

今按ニ刈ハ引ノ字ヲ誤リシナルベシ、松木豐井今詳ナラズ、

南海通記曰、四國勅使云道ト云ハ、官人阿波ノ勝浦ニ着テ、大坂越ヲシテ、讚岐ノ引田ニ到ル、其坂本ニ驛宅ト云處アリ、是古ノ名ナルベシ、郡司莊司吏務ノ輩コ、ニ集テ其用ヲナシ、夫ヨリ西ノ方二日半ニテ、豫岐ノ境ニ到ル、即豫岐宮アリ、是ヨリ豫州宇摩新井溫泉郡ヲ經テ、喜多郡ニ到ルト云々、武鑑曰、讚岐那珂郡丸龜、江戸ヨリ百八十四里、多度郡多度津、江戸ヨリ百八十五里半、香川郡高松、江戸ヨリ海陸百七十九里半、陸百三十二里、海上四十九里、

和漢三才圖繪曰、四國巡禮所、讚岐三十三所三十六里五町、三十六町、

南海治亂記曰、大坂越 阿州板野郡吹田村ヨリ、大坂越國境マデ、一里、大内郡引田郷板本村マデ山坂一里、此處ヨリ上代四國順見ノ勅使道アリ、道前

道後ヲ分ツ驛所アリテ今馬宅ト云、

黒谷越 阿州板野郡、大西本道ヨリ、黒谷越國境マデ二十四町、引田郷川俣村へ出ル、

宮河内越 阿州同郡本道ヨリ、宮河内越國境マデ二里十二町、夫ヨリ引田郷雁居川村へ出ル、

日開谷越 阿州阿波郡本道ヨリ、日開谷越國境マデ四里、寒川郡富田郷大狗村へ出ル、國境ヨリ鶴羽浦へ四里、

曾江谷越 阿州美馬郡岩倉本道ヨリ、曾江谷越國境マデ四里、寒川郡長尾郷中山村ニ出ル、大窪寺越ナリ、志度浦へ六里、三木郡中山村、山田郡十河へモ出ル、大山越トモ云、

大瀧寺越 阿州美馬郡脇ノ町本道ヨリ大瀧寺越國境マデ二里、香東郡安原郷加羽川へ出ル、笑原郷東濱へ八里、山田郡植田郷植田へモ出ル、牛馬不通、

郡里越 阿州美馬郡里村ヨリ國境マデ二里、安原郷内羽村へ出ル笑原郷東濱へ八里、

重清越 阿州美馬郡重清村本道ヨリ、國境マデ一里半、香河郡ノ川上へ出ル、笠居郷本津へ六里、

太刀山越 阿州三好郡池田本ヨリ、太刀山越國境マ

デ二里、綾郡山分中熊村へ出ル、境目ヨリ松ヶ浦へ九里、又宇足郡山分中通へモ出ル、宇足津へ十里、又那珂郡七ヶ村ノ内鹽入村へ出ル、
 晝間山越 阿州三好郡晝間村本道ヨリ、國境マデ一里三十町、那珂郡山分七ヶ村ノ山山脇村へ出ル、境目ヨリ丸龜へ六里半、
 西山越 阿州三好郡西山本道ヨリ、國境マデ二里半、三野郡山分財田ノ内、入日村本條へ出ル、牛馬不通、野路内越 阿州三好郡佐野村ノ内野路内ヨリ、國境マデ一里半、豊田郡山本郷河内村へ出ル、境目ヨリ觀音寺へ四里半、
 曼陀峯越 阿州三好郡佐野村本道ヨリ、國境マデ一里、豊田郡和田郷海老救村へ出ル、境目ヨリ觀音寺へ三里半、
 讃岐全翻ニ東西伊豫國ヨリ阿波國ノ境マデ中筋大道二十三里、南北阿波境マデ三本松ヨリ二里半、鶴羽ヨリ四里、志度ヨリ六里、武例ヨリモ同ジ、高松ヨリ八里、宇足津ヨリ十里、四國ヨリ六里、託問ヨリモ同ジ、觀音寺ヨリ四里半、
 享保五年正月定ムル處ノ三野郡宮浦ノ斥候處ヨリ望ム

海上ノ路程
 午未ノ方 伊吹嶋ニ四里半、伊豫國川ノ江ニ八里、未ノ方 股嶋ニ五里圓上島ニ四里半、申ノ方 伊豫國西條ニ十一里、南沖島江ノ島等ニ八里、
 酉ノ方 同弓削島ニ十一里、百貫島ニ十里、安藝國隱島ニ十二里、アラキ瀬戸ニ十一里、備後國田島ニ九里、
 戌ノ方 鞆津仙水ニ七里、走り島ニ五里、宇治島ニ四里、
 亥ノ方 備中國六島ニ二里半、備後國福山ニ十里、子ノ方 備中國北木島ニ四里、真鍋島ニ三里半、玉島ニ十里、
 丑ノ方 佐柳島ニ三里、手島ニ四里、廣島ニ四里、二表島ニ一里半、
 寅ノ方 高見島ニ四里、槌ノ戸ニ十里、小豆島ニ十七里、粟島ニ一里、乃生崎ニ九里、
 卯ノ方 多度津ニ四里、飯野山ニ七里、辰ノ方 象頭山ニ七里、紫雲出ニ三十町、

己ノ方 城ガ峰ニ十一町、

○風 俗(附詳異)

福鍋 年毎ノ元日ヨリ三日アルハ七日ノ間家ノ神ヲ祭ルニ、茶菓ノ木エテ自在ヲ作リ、爐ニ福鍋トテ土鍋ヲツリ、飯ヲ炊テ神ニ供へ、其飯ヲ大福トイヒテ湯ヲ涌シ引茶ヲ入レ、茶釜モテ立テ家内打イハフ、昔ハナベテ皆カクセシト聞ユルヲ、今ハ絶テセヌ家モ處々ニ多シ、又比地大村アタリノ村人ハ、元日ニ餅ヲ搗テ年神ヲ祭り、コノ餅其日ニハ食ハズ、其日ハ團子ヲ作り、又青大豆ノ粉ヲ水ニテ練リ、竹ノ筒ニ入レソヲツキスキテ水ニテ煮ル、是ヲ突豆腐トイフ、サテ彼團子突豆腐ニ大根芋昆布ナド入レ例ノ福鍋ニテ一ツニ煮テ神ニ奉リ、其餘ヲ打イハヒテ食フ、又處ニヨリテハ元日ニ新キ藁庭ヲ表ノ戸口ニ垂ル家モアリ、又門松ヲ立ルハナヘテ同シサマナルニ、土居村ニ限リ松ノ皮付タル丸木ヲ柱ニシテ小松ヲ結付、竹ト葎トヲ添テ立ルト云、
 破魔弓 胡鬼板 男子生レタル家ニハ年ノ始ニ破魔弓トテ長サ一尺餘ソノ飾弓ヲ板ニ付タルヲ飾リ、

女子ナルハ羽根板トテ長サ一尺五寸バカリ幅四五寸ナル板ノ柄付タルニ、五トテ木製子ニ鳥ノ羽ヲナシタルヲ添テ飾ルナリ、イヅレモ其家ニ親キ人ヨリ年ノ内ニ贈リ來ル、故ニ富ル家ニハ數イト多シ、サテ羽根板ハ其子五六歳ニナレバ、王チ板ニテツキテ、一ヨリ十マデノ數ヲカゾヘテ弄ゾ、昔ハ板ノ厚キモテ作り、後其子ノ人ユク時、コチ以テ鹽ヲ作レリト云、
 御門弓 室本アタリノ村人正月七日御門弓トテツトメテ氏神ノ社ニ集リ、左右ニ方ヲソカチ、各一人ヅ、白張ヲ着テ、七矢半トテ左右互ニ一矢ヅ、放チテ的ヲ射ル、合セ十五矢、射終リテ其神ニ供ヘマツリシ御飯ナドヲ集ル人々ニ分ツ、尙コ、ノ外ニモ浦邊ノ村ニハ此ソザスル處カタノアリ、其サマ聊ヅ、カハレリ、
 粥ツリ オノガクチャキ 正月十四日ノ夜貫錢針アルハ黍ノカヲモテ、家又農具ナド作り、舂ニイレテアタリノ家毎ニ持ユキテ米ヲ乞フ、サテ得タル米ヲ其夜又ハ翌朝ナド粥ニ炊テ食フ、是ヲカユツリト云、又此日麥アルヒハ糲ナド熬リテ粉ヲ作り宅

地ニ散ス、是ヲオノガクチャキト云、
爆竹 正月十五日ニ、年ノ内ヨリ神棚ニ飾置タル注
連繩ヲ燒テ、トンドト云、ナベテスルナガラ城下
ニハ、コレヲイミジウ束テ飾リ海邊ニ持テ燒スナ
リ、家中ノ諸士馬ニ乗テ馳マハルモアリ、見者市ヲ
ナセリ、又是ヲ燒火ニテ餅ヲ燒テ喰ヘバ疫病ヲ免ル
トテ、スルモノモアリ、

若菜迎 命乞ヒモ、大濱浦ノ里人正月二日老タ
ルモ少キモ、諸共ニ打群テ磯邊ニ遊ビ魚トル業ヲ始
ム、是ヲ若菜迎ト云、又二月十六日浦人其組々ニテ
打集ヒ、小豆飯ニ、平一ツ戴テ、三種ノ肴ニテ酒宴
ス、是ヲユスヒモノ、又イノチコヒ云、

百手ハ朝廷ノ祈年祭ニ習ヒテ、イツモ二月ノ
中ニ執行フナリ、里人其處ノ氏神ノ社、又ハ其年ノ
頭家ナドニ打集ヒ、膳ヲ調ヘ宴ヲ設ク、此日ハ飯ヲ
強ルテ殊ニ甚シ、處ニヨリテハ各前ニ陣タル器ニ悉
ク飯ヲ盛り、ソチ喰盡サレバ歸サヌモアリ、笠岡
村ナドニハ此日釀ス酒白酒五石、甘酒一石五斗、飯
ニ炊ク米三石、御供ノ餅三斗、秋ノ祭リニモ又カク
スルトイヘリ、昔ハナベテ村々ニセシナレド、今

ハ形ノミ殘レルモアリ、又昔ノ姿ヲ失ハヌモアリ、
三野豊田ナドノ郡ニハ大方秋ノ祭ニ異ナラズ、中ニ
モ大濱浦ニハ明應元年ニ記セル定書ヲ傳ヘテ、今モ
其如クスルトイヘリ、外ナルモ准ヘテ知ン爲ニ今彼
村ニスル處ヲコ、ニ載ス、イツモ二月朔日二日ヲ定
リトシテ、先頭人トテ家筋ノ者七人アリ、年番ニ是
ヲ勤ム、正月十一日卯ノ刻バカリニ社僧頭人村長船
越ノ社ニ集ヒ、闇ヲトリテ頭ノ木ヲ定ム、サテ雜煮
本膳ナド出シテウチ祝フ、是ヲ初ノ神事トス、十五
日里人相集リ彼頭人ノ所ニ新ニ清ヲナル小屋ヲ作
リ、藁薦ヲ以テ屋ヲ葺、土坐ニ敷板ヲ置、頭入齋ノ處
トス、二十二日朝白酒ヲ釀ス、水ハ方位ヲ選デ用ユ
此日ヨリ頭人ハ朝毎ニ潮浴シテ身ヲ清メ火ヲモ別ニ
シテ食フ、此日射場ヲ定メ卷葉ヲ作ル、此卷葉ノ中
ニ五穀ヲ収ム、コハ二十八日ヲ限リテ海ヘ流スナリ、
又此日集ヘル頭人袴羽織ニテ頭名ノ家々ヲ廻ル、此
時竿ノ梢ニ味噌澁ヲ掛テ持テ行ナリ、二十九日丑ノ刻
バカリ頭人相集ヒ頭家ニテ火合ノ祝ヒアリ、二月朔
日早朝頭本ヘ社僧射手相集ヒ、辰刻バカリ、大的ニ
一枚小の一枚作ル、大的半作リカ、レル時瓶ノ口開ト

ヲ盃ヲ出ス、肴ハ大根ヲ切重箱ニ入タルナリ、是ヲ
引付ノ肴ト云、盃終リテ彼のヲ作り終フ、大的大サ
六尺二寸ナリ、夫ヨリ船越ノ社ニ詣テ、射場ニ向ヒ
弓ヲ射初ム、此日其射法ヲ教フル人アリ、コレヲ禰
武利ノ衆ト云、午ノ刻バカリニ船越ノ社ヘ頭家ヨリ
七度半ノ使アリ、サテ頭人ハ半途マデ出迎フ、社僧
射手其外ノ人々皆船越ヨリ頭家ニ入ル、此時螺ヲ吹
テ村人ヲ呼ブ、村人皆來リ集フ、時ニ本膳ヲ設テ集
ヘル人ヲ饗ス、其夜亥ノ刻バカリ明日ノ祭ニ供フ餅
ヲ搗ナリ、ソレ終リテ射手ヘ引付ノ肴ニテ白酒ヲ出
ス、夜ノ比ニ至リ小餅五ツニ煮菜添出ス、是ニテ盃
ヲ納ム、二日寅ノ刻バカリ射手潮浴シ、衣服ヲ改メ
頭家ニユク、社僧村長皆相集フ、辰刻バカリニ本膳
マキル、サテ射手ノ者ニ箭掛ヲ引、膳終リテ、船越
ニ至リ射場ニ向ヒ大的小的千矢射ル、此時前年ノ頭
人ヨリ弓ノ酒肴トテ三度出ス、サテ矢開ノ祝ヒトテ
又殊ニ重箱三ツニ肴入レ酒添ヘテイダス、終リテ頭
家ニカヘリ、又濱ノ射場ニ行前ノ如ク千矢射ル、酉ノ
刻バカリ頭家ニカヘル、瓶底マキラセントテ酒桶ニ
梅ノ花挿タルモチイヅ、形ノ如ク白酒ヲメグラスナ

リ、肴ハ海蟹ト秋豆トヲ酢味噌モテ和タル木皿ニ
盛りテイダスナリ、此時頭指トテ、明年ノ頭人ヲ定ム
ルナリ、頭人はヨリ明年ノ神事終ルマデ喪ヲ予ヒ、病
ヲトハズ、重ク物忌謹ムナリ、此日船越ノ射場ニテ上
箭下箭ノ改メアリテ番帳ニ記シ、射手ノ姓名ヲ書キ、
社頭ニ納ム、又村黒村ナル小岡荒神ニテ百手ナスニ
昔ヨリ弓ヲ射ズ石ヲ擲テ矢ヲ發ツノ形ヲナス、相傳
フ弓ヲ射ルトキハ赤牛アラハレ其地ニ災アリト云、
今按ニ南海治亂記ニ、生駒一正公ノ時佐藤掃部ノ
願ニヨリ、郷士ドモ武具ヲ所持シ武藝ヲ習フヲ
許シ玉フ、是ヨリ村里ノ産社ニ百手ノヲ射、流
鏑馬ヲ走ラシテ神事ヲナスヲ始ムトアリ、サレ
ドコ、ニ明應元年ヨリノ記録ヲ傳フトイヘレバ、
尙イトフルクヨリ成來レルナリカシ、
燒米 春稻種ヲ下ス時水口祭トテ苗代ノ水口ニ保食
神ノ環ヲ立、時餘リタル粃ヲ煮リ、ハタキテ供フ、
是ヲ棚燒米ト云、ソノ餘リハ親キ家ニ贈リナドモス
ルナリ、又此日正月ニ飾リタル門松ヲ置ヘ置テ雜炊
ヲ煮ル家モアリ、
上巳 三月三日女子ノアル家ニ雛ヲ祭リ蓬ノ餅蛤ナ

ド供へ、又潮干見ントテ、海邊ニ遊ビテ興ズルモノアリ、又此日權ノ種ヲ晒ス家モアリ、

鯛網 三野豊田ナドノ浦邊島々ナドニ網本アリテ、是ヲ下セリ、節分ヨリ五十日バカリヲ、コレガ候トス、網ノ大小ニヨリ漁般水手等ノ多少各差アリ、サテ村君トテ網長アリテ、潮ノ満干ヲ考へ、魚ノアル處ヲ窺ヒ、左右ニ麾ヲトリ彼ノ漁船ヲ指使フ、漁船コレガ導クマ、ニアルヒハ聚リ、或ハ開キテ網ヲ下ス下シ終リテ一處ニ引寄セ溜網モテ濟ヒトルナリ、大ニ得タル時ハ幾百千ト云數ヲシラズ、鱒ヲトルモ大カタ是ニヒトシ、

今按ニ和名鈔ニ漁父一云漁翁、無良岐美トアリ、サレバ村君ハ漁父ノ通稱ナルヲコ、ニハ網長ニノミイヘリ、

泰平踏舞 毎年四月朔日、藩中ノ童男縁組、高砂組ト各方ヲ分チ、晒帷子ニ黒キ羽織ヲ着テ刀ヲ帶ビ天下泰平ト記シタル幟ヲ立テ、イツモ定リタル處ニ集ヒテ踊レリ、其手アリ舊クテミヤビタリ、何か歌ウタヒテ、其末毎ニ、水も濁らぬ隅田川流れたえせぬ御代ぞめでたき、ト云テ曲節トナセリ、サルニ其方

ナリ、コレモ外ノ田ウ、ル人ノ火ウツランヲ恐ルルナリ、又月水ノ障リナドアル女ハ、更ニ田ノ中ニ入レズ、

サムバヘヘイノ如クモイヘリ 田ウエ終ル時ヲ云、東讃ニハサノボリトモ云サイケサムバヘ、イヅレモ御酒ヲ宅神ニ供へ、家内打イハフ、ソキテサムバヘハ足洗トモイヒテ親シキ人ナド招テ會飲ス、

田歌 田ヲウ、ルニ三家五家相助ケテ多ク早乙女ヲ集ムルモアリ、又サナラヌモアレド、大カタノ家ニ五人七人バカリシテウ、ルナリ、サテ第一ノハヨリ歌ヲウタヒ出ス、次ナル人々是ニツラチイト聲ヲ長ク引テ同シテ、クリ返シナドモシテウタフナリ、歌ニ朝晝ニ後晩ナドノ差別アリ、其次第ノマ、ニウタフ

朝はか さむばへは、あらたな神ぞ馬からおりて等をどれ、あせまめぶによいとでた、ささやう笠さつれて、なつはいどうや、そうにや〜、いそ〜、にやそらにや、晝はか そこ通る女郎よ、さむのつきにや、なにやらふっけしなみや、けぬきや、花やくれあむべに

ヲ分チシ後ハ、彼組ト此組ト互ニ見ルヲモ制メテ其藝ヲ相競ヘリ、コレヨリ争ヒ起リテ、寶曆ノ比ヨリ廢スト云、

端午 五月五日菖蒲ニ蓬ソヘテ屋ヲ葺、角黍又柏ノ餅、アルハ菖蒲粉トテ新麥ヲ熬リテ粉ナド作り、又男子アル家ニ幟ヲ立武器ヲ飾ルナドイヅレノ國ニモ多クスルヲニテカハリタルヲナシ、此日牛ヲ畜ヘル家ニハ、鱒ヲ菖蒲ニテククリ、牛ノ角ニシパンノ間掛置サテ牛ヲ御フ男ヲシテ此鱒ヲ食ハシム、又室本村比地大村ナドノアタリニハ、牛畜ル家毎ニ麥葉モテ牛ノ形ヲ作り、菖蒲ノ根ヲ角トシ、批把ノ葉ヲ耳トシテ野津古ノ祠ニ奉リ、牛ノ爲ニ災ヲ攘ハンヲ祈ル、

サイケ サイケハ、サヒラキノコニテ田ヲ始テウ、ル日ヲ云ナリ、三野豊田ナドノ郡ニハナベテ此日ヨリウエ終ルマデ、日々赤飯ヲ炊キ節ニ盛リテ際白ニ供フ、サテ是ヲ食フニ正月ニ用ヒタル手餘著ヲ用ユ又中姫村ノアタリニハ同ジ日田ウ、ル家ト火ヲ相交ヘズ、田ニユクニ火手トテ糞モテ炬ヲ作りテ、モチユクナリ、コハ何ノ料ナルヤシラズ、或云煙草ノ火

やらふ、ちばのだいの、もみにもみく、晝後 おく山の、黒木のまたから、もづがでたでエ、たで、ほろにや、やはろほ、くい〜ろろにやくいろうにや、にし山の、草かり、くりの花がさいたかのうさいたいのうさいたいのう、このうとふさも、さいたいの、

晩はか 日くれこそ、ぬのおりよけれ、なかなを〜に、ひぐちゆらく、半夏生 秧ヲ移スニ、半夏生ヲ限リトス、是ヲ過レバ苗節立テ、秋ノ實ノリヨカラズ、此日田家オシナヘテ、一日休ヒ暇テ、鈍麴團子ナド作り食フ、請取 六月朔日、明年厄ノ年ニ遇モノ、請取トテ神祭リナドシテ、ウチイハフ、サテ明年正月晦日厄祓ヒト云フスルナリ、是等何國ニモスルヲ聞ユ、夏祭 莊内ノ浦人、夏祭トテ六月中比、麥醴ヲ醸リ處々ノ荒神ヲ祭リ神樂ナド奏シ、サテ其年ノ頭人ヨリ麥醴ヲ其處々ノ家毎ニ贈ル、土用講 處ニヨリ、土用講トテ、六日ノ土用中ニ、村人其處ノ氏宮ニ集ヒ、春ノ百手ノ如ク、大ニ宴ヲ設ク、

牛養生 秧ヲ移スコトノ終リヌレバ、里人其處々ニ牛馬ヲ會メ血ヲ去リ、又炙ナドモスルナリ、處ニヨリテハ、イツモ其場ノ定リタルモアルナリ、是ヲ牛養生ト云、

藥師會 出作村ノ人、イツモ六月十一日、藥師會トテ其處ノ藥師堂ニ詣テカヘリ、サテ家毎ニ親シキカギリヲ招テ、酒肉ナド設テ秋ノ祭ノ如クツチイハフ、御前祭 六月十三日處ニヨリ其處ノ氏神ニ麥ヲ以テ參ル、祖先ノ靈ヲ祭ルト云、

虫送 六月ノ中ニスルナリ、一村ノ人苗ノ虫付タルヲ扱トリ、處ノ氏神ノ社ニ打集ヒ、太鼓鉦螺ナド鳴シ、イツモ定リタル處アリテ、其處ニ送ル、其處ニモ又定リタル處マデ送ル、後遂ニ海ニ送り流ス、處ニヨリ扇ヲ以テ村中ノ田ヲアフリクモアリ、十七夜 六月十七日田家今日マデ大カタ田畝ノ事仕終テ、半日ノ間休ヒ息ム、

乞巧奠 七月七日、手習子等奉牛織女ヲ祭ルトテ、色々ノ短冊ニ古歌ナドカキテ、是ヲ竹ノ枝ニ付テ、彼二星ニ手向ク、今ハ多ク六日ノ夜ナリ、中元 聖靈祭トテ、施餓鬼棚作り、蓮葉ニ團子盛り、

音頭 春は花見のさくら山、夏はすすしきあらし山、秋は高雄のみみぢ山、冬はいづこもひえの山、伊豫の松山、たばこ山、さぬきにふしど、はいひの山、しかけなほしていなば山、いなかの笹原さよふけて、ねられぬまゝに、なにやかや、ねられぬまゝに、なにやかや、

志氏奈 那賀伊 此踏舞ハ、毎歲七夕ニ市中童子手習フ家ニ集ヒテ、晒帷子ヲ着テ、頭ニ菅笠ヲカヅキ、ウチウタヒナ踊レリ、其歌してをせりの、其根本は、もとはたかまの、又五郎さまよ、今は習ふて、をせりませ、ヨイヤナア ながいがあれば、みぢかいも、あるは女中のむすひさけ、ソレソレ、ソレソレ、われたかあれば、われぬのもあるは、茶椀やのえんのした、ソレソレ、ソレソレ、 下のみたらひ、かうしのうちで、女郎かふみかく、巻繪の筆で、やらんせ瀬川の客さんにアナイア

瀧宮踏舞 大日記曰、延享三年二月廿五日、菅氏五十七歳薨、云々讃岐國民、至今每歲七月廿五日、於瀧宮ニ爲舞曲祭之、俗謂瀧宮躍矣コノ踊ハ七ヶ村南條北條坂本等ノ四處ヨリ年替リニ是ヲ務ム、但シ

粟飯ニ麻幹ノ箸ソヘテ供フ、コハ家毎ニハアラズ、セヌ家モ多カルナリ、燈籠ノ火ヲ手向、アルハ井川團又幕ナドニテ松ヲタクハ、大カタ家毎ニスルワザ也、燈籠ハ新ニ死セル人アリテヨリ三年ノ間ナリ、コハ七月晦日川又ハ海ナドニ流ス、

踏舞 續日本紀曰、養老年秋九月戊申、行三至近江國觀瀧淡海、山陰道以來、山陽道備後以來、南海道讃岐以來、諸國司等詣ニ行在所、奏風土歌舞、云々此文今流布ノ本ニハナシコハ福山志料ニ別タルヲレナリ、古風土歌舞トイヘルハイカガアリケン、思フニ國毎ニカハリタル手ヅリノアリシナルベシ、今ハサル風雅タルワザハ絶テ聞エチド、尙今ノ手ヅリノ夷タルモ亦廢ベカラズ、サテ今ノ世多クスルハ盆踊トテ七月十五日ヨリ廿日比マデ、カタカタニテスルナリ、處ニヨリテ其曲節ノナラヒアリ、氏宮、アルハ寺又人家ニテモ場ノ廣キヲ撰ビ、夕ツ方ヨリ酒飯ナド設テ、里人老タルモ少キモ男女ヲイハズ、打集ヒテ踊ル也、先音頭出シノ人、傘モチテ高キ床ニ上リ音頭ヲ出ス、鼓鉦コレガ曲節ヲ助ク、サテ踏舞ノ人カム床ノ下ヲメグリテ、音頭ノマ、ニ手ヲ拍テ踊ルナリ、

北條ハイッソノ年ト云定リナシ、七月十六日比ヨリ廿五日ノ比マデ、其アタリノ氏社ニテ踊ル也、サレド瀧宮ヲ主トスレバ瀧宮踊ト云ナリ、コハ盆踊ナド、ハ其狀大ニカハレリ、下知トテ頭タルモノ一人アリ、花笠ヲカヅキ袴ヲ着テ、大ナル團扇ヲヒラメカシ、なつばいせうや、ト云言ヲ曲節トシテ先ツナドル、サテ小踊トテ十二三歳バカリノ童子花笠ヲカヅキ袴ヲツケ、細ヲカケ彼下知ガ團扇ノマ、ニ踊ル、又鼓鉦ナト鳴ス者アリ、イツレモ花笠細ナドツケタリ、踊子鉦ウチ鼓ウチナドノ數モ定リアレド、各處ニヨリ多少アリ、カクテ踏舞終リヌル時、彼下知ナル者願成就なりやト高ラカニイフ、是チ一場トテ一成ナリ、又なつばいせう云者アリ、菅笠ノ縁ニ赤青ノ紙ヲ切り垂レ、日月ヲ尙ケル團扇ヲモチ、黒キ麻羽織キタルアリ、又なもてテサルサマシテ、鉦モチタルアリ、此等幾十人ト云敷ヲシラス、又螺ナド吹モノモアリ、皆各其業アリト云、又大濱浦ニモ瀧宮踊ト云ナル也、コハ名ノ同シキノミニテ、踊ハ尙常ニスル盆踊ニ異ナラズ、

トテ、龍王ト氏社トニテスルナリ、是ニモ下知一人アリ、上下ヲ着花笠カヅキ、大キナル團扇モテリ、踊子六人十歳アマリノ童子ヲ女子ノ姿ニ作り、白キ麻衣ヲキセ赤キ帯ヲ結ビタレ、花笠ヲカヅケ、扇ヲモチタリ、又踊ノ歌ウタフ者四人、管笠ヲキテ上下ツケタリ、又管笠ノ縁ニ赤青ノ紙ヲ切テ付タルカヅキ、袴ヲツケ、木綿付タル柳持タル二人、又花笠キテ鼓笛鉦ナドナラス者各一人、サテ踊始ントスル時鬘ヲカヅキ繼ヲ掛、袴ヲ高クカ、ゲ、長刀持タルガ一人、シカシテ捧持タルガ一人、其場ニ進ミ出、互ニイヒラク、しはらく、先以當年の雨乞諸願成就、氏子繁盛耕作一粒萬倍と振出す棒は、東に向てさうざんやしや、某が振長刀は南に向てぐんだりやしや、今打す棒は西に向て大いどくやしや、又某が振長刀は北に向てこんさうやしや、中央大日、大小不動明王と打はらひ、二十五の作物、根は深く葉は廣く、穂ふれ、虫かれ、日損水損風損なきやう、善女龍王の御前にて、悪魔降伏切はらふ長刀は、柄は八尺、身は三尺、神の前にて振出は禮拜切、又佛の前はをがみ切、主の前は立ひぎ切、木の葉の下は

うずめ切、茶臼の上はまはし切、小づま取手はちがへ切、磯うつ波はまくり切、向歌はから竹割、逃る歌は腰のつがひを車切、打破りかけ廻り、西から東、北南くもでかくなは、十文字し、ふつしん、こらん入、飛鳥の手をくだき、打はらひ、天の八重雲、いづのちわき、利鎌を以て切はらひ、今神國の政、東西南北と振棒は、陰陽の二柱五尺二寸糸いやつと振出す、某つかふにあらねども、戸田は三ッ打しげんはしんのき、どうぐん古流、五方の大事、表は十二裡に取ても十二本、しははらひ、腰車、みけん割、つく杖、打杖上段中段下段のか、りは、鶴の一足、鯉の水ばあれ、夢の浮橋、三之口傳、四之大事、悪魔降伏まづめんが爲、大切の一踊、はや延引候へば、いざ長刀どの参うやつと」カクテ暫ク打合サマシテ退ク、歌謠フ者各其坐ニツクナリ、サテ下知ノイヘルハ、東西ノ先以當年早魃ニ付、雨乞仕處、程なく御利生之御雨、瀧の水の如く、誠に五穀豊饒民安全四海泰平國土安穩、諸願成就之御禮として、善女龍王の御前にて、花の氏子笠をならべ鉦をならし、笛大鼓をまらべて、うしそろへ目出たう一をどり始

め申す、水をどり、ゆるりと御見物頼み申す、サテ歌ウタフ者歌書タル本ヲヒラキ、聲ヲソロヘテウタフ、例ノ下知進ミ出、團扇ヲヒラメシテ踊ル、踊子三人ツ、二行ニ並ビ、下知ガ團扇ノマ、ニ扇ヲ打フリテ踊ル、鼓笛鉦ナド持タル、其カタヘ並立テ曲節ヲナス、其後ニ柳持タル人立テ其節毎ニヒイヨウナドイフ聲ヲ發テ、節ヲナスウタフ節ハ今ノ田歌ニイト似タリ、其初ナルヲ水踊次ナルヲ四國次ナルヲ綾子次ナルヲ小鼓、次ナルヲ花籠、次ナルヲ鳥籠、次ナルヲ邂逅、次ナルヲ六調子、次ナルヲ京絹、次ナルヲ蘆飽船、次ナルヲ忍、次ナルヲ歸ッ踊ナド、十二段ニワカテリ、

水をどり さかひの町はひろひやうでせまひ、雨さへふればみのよかさよ、ヒヤ雨かふるふとまゝいのヲまのほとぬれて、水かゝさア、こちちごナギれ、池田の町はひろひやうでせまひ、雨さへふればみのよかさよ、ヒヤ雨かふるふとまゝいのヲまのほとぬれて水かゝさアこちちごナギれ、八坂の町はひろひやうでせまひ、雨さへふれば、みのよかさよ、ヒヤ雨がふるふとまゝいのヲまのほと

ぬれて、水かゝさアこちちごナギれ、

四國 四國、宮のみささの、まほのはやさに沖こぐ舟は、にはひやア、やアつす、イヤにはひやア、つす、」四國阿波のなるとの、沙のはやさに、沖こぐ舟は、にはひやア、やアつす、イヤにはひやア、つす、」四國土佐のみささの汐のはやさに、「沖こぐ舟は、にはひやア、やアつすイヤにはひやア、つす、綾子 戀をして、ヤア、くわんりわするは、おオヤのヤア、しらすして、あんあの子は、いんいのも、ヤア、なつやしはするウシッヤあらんヤなつやしはする、わんあじさなや、ひうやにゆやにやアらにやりうろく、」我戀は、ヤアン夕日にひかふヤア、沖の石、ふん文かアやさんされてヤア、ぬる、そヲてんエンアノヤあらむ、ぬる、そヲてへのわんあじさなや、ヒヤひうやにゆやにヤア、らにヤやりうろく、」我戀は、はんはを谷川の、丸木橋、ふんふみかアさんされてヤア、ぬる、そでのわんあじさなや、ニヤひうやにゆやにヤアラにやりうろく、小鼓 君は、小つ、み、わりやしらべ、イヤ川をへだて、戀をめす、ウンつれなの君の心にや、さ

てあめがふりさふらふ、小馬にけられし道草も、イヤ 露に一夜の宿をかす、水にもまれし、うき草も、イヤ 露に一夜の宿はかす、ウツつれなの君の心にや、さて雨かふりさふらふ、

花籠 花籠に玉ふさいれてく、もらさし、人にしらせ、しんもつがしんくのつむ、まへの花、はなつむまへの、ヒヤ うきや戀かな、請傳なしや、うきや戀かな、たまらひ、はアどにかくに、花かごにうきなをいれてく、もらさし、人にしらせ、しんもつが、しんくのつむ、まへの花、花つむまへの花の、ヒヤ うきや戀かな、請傳なし、うきや戀かな、たまらぬどにかくに、

鳥籠 かこめせく、鳥かごのうづらの子の、おやのヒヤかアこの内での、うらみごと、ヒヤかアこの内、小かごて、のふさてあそはれぬく、ロヤ、かごめせく、鳥籠の山がらのおやのヒヤ、かアこの内ぬ、ア、どにかくに、

もんから縫目もよふや、アウきよや、都戀し、都のまでだち戀しや、ソリヤさよや、ソリヤ、シヤン 搦飽船 志はくふねかよ、君まてば、梶をおさへてなのりあひつや、ヤアにや茶屋やアにや、ア、に茶うろちにく、ヤン、ヤン、」 堺ふねかよ、君待ば、梶をおさへて名乗あひつや、ヤア、に、多度津舟かよ、君待は、梶をおさへて名乗あひつや、ヤア、に茶屋や、アに茶うろちにく、ヤン、ヤン、

志のひ かんこ山なる藤之根も、イヤ本だちさられて、腹立や、ア、に、志のひのをせりは、一をせり、イヤ、イヤ、イヤ、ヤン、」 うらのゑの、ゑの木には、イヤゑのみかならいで銭がなる、ウ、銭がなるイヤ、志のひの跡は一をせり、イヤ、イヤ、イヤ、伊勢のやうだに、ふく笛は、イヤ、聞えそろまへ、加茂川へ、イヤ、加茂川へ志のひのをせりは、一をせり、イヤ、イヤ、イヤ、

かへりをせり おれが志ゆどの、たけちなや、ながる、水にも輪をかけど、ながる、水に輪をか、ば、あなたはそら夜の星をよめ、お庭をせりはいさをせろふ、ヤン、ヤン、」 九そやおうらに

での、うらみと、ヒヤ、かアこの内での、うらみと、これ、のふさてあそはれぬ、かこめせく、鳥かごの四十雀のおやの、ヒヤ、かアこの内での、うらみと、ヒヤ、かアこの内での、のふさて遊ばれぬ、たまさか おれは、思へどげにそなたでも、いもの葉の露、ふっりまやどイヤ、たまさかに来て、ねてうちおひて、もとの夜明の鐘かはや、なるどの鐘か、六調子、ごとうまぐれ、雨ふらば、ア、ちよの涕と思召く、ア、りん、りん、りん、りん、りん、りん、八坂くは、七八坂く、中の八坂は女郎戀し、ソリヤりん、ソリヤりん、りん、りん、水も出た、ア、渡りかねたは横田川、ア、りん、りん、りん、りん、りん、りん、

竹さるはく、おれが志ゆどの、うらみと、お庭をせりはいさをせろふ、イヤ、イヤ、イヤ、おれがしゆつどのたけちなや、岩をはかまにたぬへど、岩をはかまにたぬへば、あなたはこすなを糸によれ、お庭をせりはいさをせろふイヤ、イヤ、ひさしくをせれば花がちる、願成就なりや尤おもしろし、

豊後 小原木 大野村ノ人雨ヲ祈ルニ踊ヲナス、村人上組下組トニツニツカレ、上ナルヲ豊後、下ナルヲ小原木ト號ク、其サマ第一輪第二輪第三輪ト輪郭ヲ作り、第一輪ノ中ニ傘宮トテ大ナル傘ノ上ニ宮ヲ置其宮ニ作り花ナド飾リタリ、是ヲ七八人シテモチタツ、初ノ一輪ニ花受トテ七八歳童子凡四十人バカリ花笠ヲカヅキ、扇ヲモチサマ、横ヒテ廻リ立、其外ノ第二輪ニ小踊トテ十二歳ヨリ十五六歳バカリノ童子、麻衣ノ振袖ヲ着女帯ヲ結び垂、菅笠ノ簷ニ赤キ絹ツケタルヲカヅキテ、扇ヲモナル四十人バカリ廻リ立、其外ノ第三輪ニ警護トテ廿歳ヨリ三十歳バカリナル男六七十バカリ、羽織ヲ着刀ヲ帯ビ大キ

ナル團扇ヲ持テメグリ立、其第二輪ト第三輪トノ間ニ、大鼓打四人、鉦ウチ二人、出音頭四人、付音頭四人居ルナリ、大鼓打鉦打共ニ陣笠ヲカヅキ、半臂ノ裾ニ鈴付タルヲ着テ草鞋ヲ穿脚絆ヲ絆ヒ、太鼓ヲ胸ニ結付南手ニ桴ヲ持、歌ノ曲節ノマ、ニ其輪郭ヲ走り廻リツ、打鳴ス、音頭ハ大キナル團扇ニ金銀ノ紙ニテ縁トリタルヲ持テ、其カタヘニ並立、先出音頭ナルモノ初句ヲ誦ヒ出ス、付音頭第二句ヨリ聲ヲ合セテ共ニウタフ、サテ踊ヲ初メントスル時、先番板トテ踏舞ノ次第書付タル板ヲ場ニ立、次ニ追拂トテ長刀持タル男二人進ミ出テ、其場ヲ開ク、次ニ修驗者三人入螺ヲ吹、花受小踊警護イツレモ手引一人ツ、ソヒタリ、中ニモ花受ナルハ兜ヲカヅキ、上下ヲ着、團扇モテリ、此時手引ノ者先入りテ各其例ヲ定ム踊終リテ終驗者出螺ヲ吹テ退キ出ツ先八幡宮、次ニ極盃、次ニ酒、次ニ役場、ト凡六處一日ニナスト云、

豊後廻舞 今までまらたが雨故か、しくれ故か、入や〜
 衆と、〜で〜これ、まら菅笠に露がおつ、皆一や

うにおならびあふて、をせりてふりて、御目にかげよ、の中ならもがおひしろい、笠のにはひかこひどなる〜、ふんどのをせりは一をせり、笠のしたから一目見た、一目見たさへ、おもしろい〜、ヒンヤふんどのをせりはひとをせり、西がくもれば雨どなる〜、み山まくれは、水どなる〜、ふんどのをせりはひとをせり、

札所 こはせこ〜、音に聞えし小松屋寺へ〜立よりて札をうたふ、ヒンヤ札所をせりは一をせり〜、こはせこ〜、音に聞えし翠引寺、いざ立よりて札をうたふ、ヒンヤ札所をせりは、一をせり〜、こはせこ〜音に聞えし本山寺へ〜立よりて札をうたふ、ヒンヤ札所をせりは一をせり、佐渡島 させ島の浦なる瀧の岩さしは、齒口そろへて、あら見事〜、ヒンヤさせしをせりは、一をせり〜、させしもの、浦なる瀧の、柴垣は八處ゆひ立、あら見事〜ヒンヤ佐渡嶋をせりは、一をせり〜、佐渡嶋の浦なる瀧の魚見れば、鯉の魚かや、あら見事〜、ヒンヤさせしをせりは、一をせり〜、

うらく〜 あれに見えしは、せこ浦ぞ、音に聞えし堺か浦よ、堺か浦へおし寄て、ひいめがはかを、つもろふよ、いくさのはかを、つもろふよ〜、あれに見えしはせこ浦ぞ、音に聞えしはぬきの浦よ、さぬきのうらへ押よせて、ひいめがはかを、つもろふよ、いくさのはかを、つもろふよ〜、あれに見えしは、せこ浦ぞ、音に聞えしはぬきの浦よ、八嶋の浦におしよせて、ひいめがはかを、つもろふよ、いくさのはかを、つもろふよ〜、

み山そだち み山そだちのはぎの子は、雨ふりか〜れば、露戀し〜、み山そだちの鶯は、雨ふりか〜れば、露戀し〜、み山うだちのはと〜さす、雨ふりか〜れば、露戀し、〜

泉水 おれは泉水、さくの花、本枝をれてさよ〜もない〜、ヒンヤ泉水をせりは、一おせり〜松に藤〜、よせてだくよに、おもへども、人の花から見るばかり〜、ヒンヤ泉水をせりは、一をせり、君故に、やはたやばせに、行ふして、月は伏見の、草まくら〜、ヒンヤ泉水をせりは、一をせり、

まのび いとしどのをか、まのひきたらは、間の隙子をさらどわけ〜、ヒンヤまのひのをせりは、一をせり、いとしどのをか、清水汲たらば、黄金のひしやくに黄金桶、岩なる下の底清水、ヒンヤ忍ひのをせりは、一をせり、

天竺 天竺の、をはどのたかから、八重細きぬか、おりてきた、これこひに染てたもれや、はりまの書寫の、おこうかけ、これこんに染りや、あすいがかたをば、何とおかこすよ、かたすをに、しだれ少柳腰には、諸國のおから松、其から松の一の小枝に、性ある鳥が、巢をくみ、其鳥がたつやた〜すに、しらげの米が、はら〜と、ヒンヤ天竺をせりは一をせり、そのばら〜を、酒につくりて、これ姫御前おせち酒、姫君はいつもたべ、そめ姫君たもれ、いだひてねよ、姫君がぐわんせをささい、明年そだて、よめいらそ、ヒンヤ天竺をせりは、ひとをせり〜、泉水の、植木ならこそ、明年迄、得まつまい、ヒンヤ天竺をせりはひとをせり〜、

小笹 馬になりたや、足毛の小馬に、花のしんくが持こまに、ヒンヤ小笹をせりは、ひとをせり〜、

鎗になりたや、鳥毛の鎗に、花のしんくが持鎗に、ヒンヤ小笹をどりは、一をどり、」弓になりたや、しんくの弓に、花のしんくが持弓に、ヒンヤ小笹をどりは、一をどり、」長生をどりは是迄と、ひさをどれば、花かちる、

小原木踏舞　さんくくと入らふよ、いのい口、入らふやれ、いこやれ、いのいぐち、いらふやれ、いこやれ、いのい口、跡ある若衆、いらいでござれ、白菅笠に露がうつ、の中習ひがおもしろい、笠に木の葉がちりかゝる、ヒンヤしのびのをどりは、一をどり、」八瀬や、小原の賤しきものは、沈や麝香はもたねども、にはふてかゝるは、ばけものか、ヒンヤ小原木買イ、黒木めつろいな、ヒンヤうろく、」あさの中なる糸蓬、よれてかゝるは、えんで候々戀しかるとき、たがひに、ひいつ引れつヒンヤ、小原木買イ、黒木めつろいな、ヒンヤうろく、

松原　松原の松の下から月見れば、まばしくもりて、又さゆる、ヒンヤ松原をどりを、をどろふや、」松原の、戀の玉づさ、おどしたよ、思へば内へおいてきた、ヒンヤ松原の松の下では、あろはれぬ、松はさいらめて遊はれぬ、ヒンヤ松原をどりを、をどろふや、

うくひす　鶯が梅のふるきに、巢をくみて、花のちるのが、おもしろい、ヒンヤ鶯をどりを、をどろふや、」鶯がこよみくばりて、山里へ、ふれる初聲、春の色、ヒンヤ鶯をどりを、をどろふや、」鶯が、にはひうつりて、嬉しげに、梅の盛りを、とひをどる、ヒンヤうくひすをどりを、をどろふや、

高岸　高岸の一本から松、さよだに、鳥に一夜の宿をかす、ヒンヤ高きしをどりを、をどろふや、」高岸の、水にもまれし浮草さよだに、笠に一夜の宿をかす、ヒンヤ高きしをどりを、をどろふや、

鐘巻　山伏か庄司か許にやせをどり、庄司が娘を見るにつけ、ヒンヤ鐘巻をどりは、一をどり、」さておもしろや、我等か鏡は、いつ鏡、女の鏡はいなかみ、ヒンヤ鐘巻をどりは、一をどり、」さて

おもしろや、我をいつ迄かけおくだ、春はつれておかへるか、ヒンヤ鐘巻をどりは、一をどり、

札所　あれに見えしは、せこそ寺ぞ、音に聞えし雲邊寺、いざ立よりて、札をうつ、ヒンヤ札所をどりは、一をどり、」こ、はせこそ寺、音に聞えし、小松尾寺、いざ立よりて、札をうつ、ヒンヤ札所をどりは、一をどり、」あれに見えしは、せこそ寺ぞ、音に聞えし、琴引寺、いざ立よりて、札をうつ、ヒンヤ札所をどりは、ひとをどり、

佐渡嶋　させしめの浦の垣なる柴垣は、八所ゆひ立、あらし見事、ヒンヤさせしまをどりは一をどり、」佐渡嶋の、うらの瀧なる魚見れば、鯉の魚かや、あらし見事、ヒンヤさせしまをどりは、一をどり、」させしめの、うらの瀧なる、岩さしは、齒口そろへて、あらし見事、ヒンヤさせしまをどりは、一をどり、

木藏　木藏花だんに、花うえて、雨はふれ、」風ふくな、ヒンヤ木藏をどりは、一をどり、」木藏のこそ、だてをめせ、花に紅に、手編笠、七九小竿で、鳥をさす、ヒンヤ木藏をどりは、一をどり、」木藏戀しや、池戀し、池の中なる草迄も、ヒンヤ木

藏をどりは、ひとをどり、」久にをどれば、花かちる、長生をどりは、これ迄ぞ、

屋形雨花　姫濱和田ナドニモ雨乞ノ踏舞アリ、姫濱ナル屋形トイヒ、和田ナル雨花ト云、踊ノサマハカハリタルナケレド、歌ハ同ジカラズ、其サマ大鼓打八人、花笠ヲカツキ、大鼓ヲ胸ニ結付、腰脚ヲナシ、鞋ヲ着テ輪ヲナシテ廻リ立、コレガ間ニ音頭ノ者數人交リ立テ、鼓ノ曲節ノマ、ニウタフ、サテ其外ノ廻リニ、編笠ヲカツキタルガ、數十人メグリ立テ踊ル、其外ニ童子數十人、又編笠ヲキテメグリ踊ルナリ、

屋形踏舞　屋形をどりを、をどろふや、」屋形へ参りて、御門のかゝりを、見わたせば、御門柱は、眞木柱、けたはせんだん、たるきはけやき、尙も見事な、屋かたかゝりや、」屋かたへ参りて、御門のかゝりを、見わたせば、つると龜どが、晝寐して、黄金まさがふりかゝる、尙も見事な、屋かたかゝりや、」屋かたへ参りて、厩のかゝりを見わたせば、七間厩に七匹たて、一の名馬は、どれく、晝はかはらげ、夜は月か

「りく、やかたのをせりは、一をせりく」屋形へ参りて馬屋のかゝりを、見てあれば、七間馬屋に、七疋たて、一の名馬はせれくぞ、晝はひばり毛、よさは月かけく、やかたのをせりは、ひとをせりく、」屋かたへ参りて、御庭のかゝりを、見てあれば、鶴と龜とが、晝寐して、こゝね真砂が、ふりかゝる、やかたのをせりは、一をせりく、」

四季 東は春かよ、梅に櫻に、いはく鶯今を盛りよ、四季のをせりを、いざをせろふや、」

南は夏かよ、うの花、ム、山には卯の花、はとぎすのこゑ、ム、四季のをせりを、いざをせろふや、」

西は秋かよ、萩をばなよ、鹿がこかれて妻をよび候、ム、四季のをせりを、いざをせろふや、」

北は冬かよ、雪にあられよ、ム、磯には千鳥か友をよび候、ム、四季のをせりを、いざをせろふや、」

西行 西行法師の物語、聞につけても、なさはかけよ、かけよへおかさやれ、めされ、花はちりても又もさく、人のわかさはかへらぬものを、そはおもへども、しんさや、只我戀は、雲にかけはし、及

ひない、」小野小町の物語、かや、聞につけてもなさをかけよ、かけよへおかさやれめされ、花はちりても又もさく、人の若きはかへらぬものを、を思へども、しんさや、只我戀は、雲にかけはし及ひない、」和泉式部の物語かや、聞につけても、なさはかけよ、かけよへおかさやれめされ、花はちりても、又も咲、人の若きは、かへらぬものを、を思へども、しんさや、只我戀は、雲にかけ橋、及ひない、

薩摩 さつま小めろと、一夜だかれて、朝寐して、おきていのやれ、ぼしやくと、さつまのをせりを、一をせりく、」さつま沖に、船こげは、跡からこめろが出てまねく、ふねをもせしやれ、わがやせへ、さつまのをせりを、一をせりく、」さつまをびてに、御茶ひけばく、國の習ひか、おもしろや、さつまのをせりを、一をせりく、」さつま小めろの聲は、お山く野ても山ても、お山くとさつまのをせりを、ひとをせりく、

雨降 あめかふるは、さんやつまを、まやんとか、けて、すその千鳥かけ、御目にかきよやさつ、

のさ、せきのせんせの、おなさらばくや、」おれどそなたと、梅の木のはひさ、ことしやならずとも、すゑが頼もし、さつさのさくや、」山田彌十郎よ、いや小うたよに、お上づさ、一夜契りても、小うたならふや、さつさのくや、

兼他 まわくふねかよ、君まつは、風をまつめてなのれやの、ム、くはらくおろく、はらどむする、誰がなさげぞ、村雨ひうらに、あらふおうらにあり、」朧月夜の山のはに、ム、く一人ねた夜のつれなやの、ム、くはらくおろくはらどむする、誰がなさげぞ、村雨ひうらに、あらふおうらにあり、」旅でねた夜のあかつきは、ム、くはなれかたなのねはたやの、ム、くはらくおろくはらどむする、誰がなさげぞ、村雨ひうらに、あらふおうらにあり、

濃紅 こさくれなむを、たすきかけて、あたらし桶で、あたらし抄で、袖の木の下で、清水をくめば、いかなる人も、袖を引、」袖をば、りんと引れよと、まよ心はりんと引れま、引れま、戀しき人、山寺におじやる、戀しや、寺の鐘のこゑく、」戀

しといふたら、かあふす物か、あの山陰に、おじやる人はく、」戀しきとのこは、み山のおくに、かいかれたよ、見たは弓のはず、はかりく、」

どのこ いとしどのこの来る道は、かね燈籠八ツさげて、その光りてくるがよい、」どのこのをせりを、一をせりく、」にくひとのこの来る道は、猿が酒盛り、しをれがな、それに見られて、こぬおよい、」どのこのをせりは、一おせり、」いとしどのこの帯くけりや、じんや麝香をくけませて、腰のまはりを、匂ふやうく、」どのこのをせりは一をせりく、」憎ひとこのこの帯くけりや、はみや蜈蚣をくけませて、腰のまはりをさすがよい、」どのこのをせりは、一をせりく、

戀草 戀草のく、月はさまくおほけれども、しなの月こそ、名所なれく、」戀草の山はさままおほけれぞ、しなが山こそ、名所なれ、」戀草の橋はさまくおほけれぞ、しなか橋こそ名所なれ、」戀草の、宿はさまくおほけれぞ、しなかやせこそ、名所なれ、

めでた めでたや、春の初夢に、松うゑて、まの

の小枝に鷹すゑて、屋かたへ登らせと夢に見た、先はめてたや〜」こなたの御ていを見てあれば、諸國のさむらひ集りて、弓さりはふす、歌連歌、たこのがく、うづ人もある、御寺の御門の、楡皮ふき、あらよいひはだや、八重楡皮、まさもせば、つた葉かはひかゝる、先はめてたや〜、むかひの山に、松根はる、松は小い、松小がね松、黄金こなたの御室や、先はめたや〜、こなたの御庭はとくな庭、したれ柳が庭をはく〜、先はめてたや〜、鷹 若殿様の其日の出立の奇麗さよ、上七段はしんくの糸、下六段はからの糸〜、若殿様の御鷹狩、大鷹小だかをするませて、さじやひばるを、けたてさせ、あらや見事の、御鷹狩〜、おれは丹後の白ふの鷹よ、夜すゑだかやら、それて来た、いさあのかかをさしどめて、若殿様へあげまうを〜、若殿様の御鷹は、なにとつなせした、大たか小たかを入せて、總くれあむの緒をもちて、ほこにつなひだ、あら見事〜、右ノ内、鷹ツナギノ歌ハ、願ナル時ウタフ、初願チカクル時ハ、省キテウタハズト云、

猪駒 八月朔日、此日田實トテ男子ノアル家ニハ、米ノ粉ノ團子ニテ馬ヲ作リテ飾ル、是猪駒ト云、子生レテ初テナルハ、初馬トテ親キ人ナド招キ、宴ナド設ケテ祝フモアリ、又三野豊田ノアタリニハ、雛祭リスルモアリ、又丸龜アタリノ町人ハ、船ヲ作リテ飾ルモアルナリ、又奴隸ヲ養ヘル家ニハ、今日ヨリ夜作チナサシム、

左義長 室本村ノ人、八月十五日ノ朝、牛ヲ牽テ野津古ノ祠ニ詣テ、方三四尺ノ藁小屋ヲ作り、火ヲカケテ是ヲ焼、ソヲ左義長ト云、サテ其焼タル灰ヲ紙ニ包ミテ持カヘリ、牛宮ノ口ニ納メ置、牛ノ病ヲ去ルト云、松殿 三野豊田ノアタリ、村ニヨリ秋ノ祭リニ、其年ノ頭人祭ヨリ六七日前ツカタ、淨地ヲ擇ビ、松殿トテ、枝七車ナル松ノ木ヲ立、前ニ棚ヲ設ケ、幣帛ヲ立、神靈ヲ齋ヒ祭リ、神酒神供ナド奉リ、頭人ノモノヲ集ヒテ是ヲ祭リ、終リテ宴チナス、注連下ヒイヘリ、馬士諸 萩原中姫ナドノ村人、八月ノ祭リニ、歌荷ヲ飾リタル馬ヲ引テ、神輿ニ從フ、サテ馬士諸トテ昔ヨリ諸ヒ來レリ曲節モ定リアリテ、くりわけ、六藏ナドイヘル名アリ、にむらす〜やア、ですいら

す〜、こちたけ〜、やうあ〜、こみぢやうな〜、わしはゆく〜、さつまのかたへ、跡へ花おく、えだをるな、墨と筆とを、しゆんだるな、なにかを、たれかよこやを、うらめしや、かす毛駒おふて、六藏はこんか、六藏ころくれ、鈴鹿の坂を、一ツ物 琴彈八幡宮ノ祭リニ、サルベキ童子ヲ選ビ、祭リノ前ツ方ヨリ、重ク齋チサシメ、祭ノ日鳥ノ尾サシタル笠ヲキセ、コレガ額ト、笠トニハノ字ヲ書、馬ニ乗テ神輿ノ前ニタ、シム、是ヲ一ツ物ト云、又笠岡村ノ祭リニ、村人五郎八ト云者、其家ノ異ノ方ニ廣サ三間長サ五間バカリノ堀アリ、其中ニ塚アリ、其塚ニ生タル茅ヲ、一ツ物トテ持來リテ神輿ニ從フ、又熊岡八幡宮ノ祭リニモ、彼五郎八是ヲ持行ト云、獅子 八月九月ノ頃、村々ノ祭リニ獅子ノ舞トテ、獲猯ノ頭ヲ作り、是ニ衣ヲ付、前後二人彼衣ヲカヅキテ舞チナス、大鼓笛鉦ナド鳴シ、其曲節ヲナセリ、凡大鼓二三人、笛鉦各一人ナリ、イツレモ八歳ヨリ、十二三歳バカリノ童子ヲシテ是ヲ役メシム、コヲ祭リ前トシバカリヨリ習ハシ、祭ノ日ハ、氏社ヲ始メ小祠ニ至ルマデ是ヲ奏ス、處ニヨリ其曲節聊ヅ、カ

ハレリ、又何流ナド、テ、名モアルナリ、又城下ノ市人ハ、十二三歳ノ兒女三弦ヲ鼓テ、町ノ中チ何處トナク遊ビアリキテ、夜深ルマデヤマズ、又狂戲棚ヲ建テ、諸國ニアルナガラ、コ、ニモ、處々ニアリ、チカイレ 秋稻ヲ刈取メ終リシ日ヲ、ヲカ入レト云、保食神ノ入玉フナリトテ、小豆飯ヲ炊キ、餅ニ入レテ、宅神ニ供へ、家内打祝フ、庭舉 秋ノ糶スリ終タル日ヲ、庭舉ト云、是亦ヲカ入レノ如クイハフナリ、月燒 節分ノ夜、擲シ豆ヲ月ノ數並テ、是ヲ火ノ上ニ置、其燒ヤウヲ見テ、一年ノ晴雨ヲトフ、是ヲ月燒ト云、餅花 年ノ終リニ、餅ヲ作ルニ、餅花トテ、柳ノ枝ニ餅ヲ付テ庭ニ飾リ、又神ニモ供フルナリ、又志々島ニ限リ、イカナル由ニヤ、昔ヨリイツモ餅ヲツクコヲ得ズ、事アル時ハ外ヨリ求メ來ルト云、白幣下シ 三野豊田アタリノ、村々家ニ旅行人アレバ、其處ノ祠官又ハ神子ナド招キテ、家ニ注連チハヘテ、神祭リヲナス、是ヲ白幣下シト云、

荒神講 組々ノ小祠ニ、御酒ヲ供へ、十家或ハ二十家相集ヒテ宴ヲナス、是ヲ荒神講ト云、穂初穂トテ、處ニヨリ春ノ百手ノ如ク、夏秋二度、麥稻ノ初穂ヲ氏神、又ハ宅神ナドニ奉リテ、宴ヲナス、

寄講 是モ荒神講ノ如、十家二十家打集ヒ、年ニ幾度ト云定リアリテ、僧ヲ請テ佛ヲ供ス、是寄講ト云、

命名 子ノ生レタル家ニ、アタリノ親キ者招キテ、名ヲ付ルニ團子ノ吸物ニテ、酒ヲ侷ム、アタリヨリモ、是ガ悦ビニ米ノ粉ヲ贈ルナリ、

熊野神祭 浦邊ノ里人、人死スレバ其家ノ庭ニテ、火ヲ改メ飯ヲ炊ギ、片木アルヒハ土器ナドニ盛りテ、熊野神ヲ祭ルトテ、是ヲ供フ、飯ヲ炊ニ暇アラヌ家ニハ、米ノ粉ニテ團子ヲ作り、ソチ煮ズシテ供ヘモスルナリ、

葉ヲ結テ女ヲヨバフ 玉勝間思草ノ巻ニ曰、さぬさの國人、女をよはふに、葉を結びておくるわざあり、

此ことかの國にても、城下などいふやうの處の人はしらぬを、なべての處の里人ともは皆するなり、(イ圖)かくのどとく結びておくる、いなどいふ返事には、(ロ圖)かくのどとく引分てかへし、おはむと

いふ返事には、(ハ圖)かくのどとく結びめを中へ引よせてかへすなり、もし萬葉集に玉梓といへるは、かゝることにはあらじか、その世に、草の實の仁に玉づさといふが有も、件のわらの結びさまに似たりと、かの國人山田六郎高村か許より、いひおこせたり、

○祥 異

四足鶏 天智紀曰、讚岐國山田郡人家、有鶏子四足者云々

白燕 持統紀曰、詔伊豫總領田中法麻呂等、曰讚岐國御城郡所獲白燕、宜放養焉、云々

二頭犢 日本後紀曰、弘仁九年七月乙酉、讚岐多度郡、有牛產犢一身二頭云々

二身八足鬼 日本紀略曰、永觀元年十一月二十四日辛未、今日讚岐國進上異鬼解文國等、一頭有二身八足云々

產瓶 大日記曰、天德年中山田郡主、兵庫寮小海基治妾、孕而經十五箇月、以產石瓶、其長一肘、須臾自瓶中一出美男云々

萬農池龍 今昔物語集曰、讚岐國に萬能池といふ、極めて大なる池あり、其池に住ける龍、日にあたらんと思ひけるにや、池より出て、人離れたる堤の邊に、小蛇の形にて蟠り居たりけり、其時に近江國比良山に住ける、天狗鶴の形として、其池の上を飛廻り、此小蛇の蟠りてあるを見て、鴟返り下りて、搔抓て、遙に空に昇る、龍力強き物なれども、思かけざる程に、俄に抓されぬれば、更に術盡て、たゞ抓れて行に、天狗小蛇を抓碎きて、喰はむとするに、龍も力強きに依て、心に任せて抓碎こと能はずして、遙に本の栖の比良山へ持行て、狭き洞の動べくもあらぬ處に、うちこめ置つれば、龍は一滴の水もなければ、空を翔ることも、叶はず、破なくて只死なむことを待て居たり、さる程に彼天狗比叡山に行て、暇を伺ひ貴き僧を取むと思ひて、夜東塔の北谷にありける、高さ木に居て伺ふ程に、其向に造懸たる房あり其房にある僧、椽に出て小便をして、手洗はむか爲に、水瓶を持って、手を洗ひ居るに、此天狗木より飛來りて、僧を搔抓て、遙に比良の山の栖なる洞に行て、龍のある處に打おさつ、僧は水瓶を持なが

ら、我にもおらで居たり、今は限りと思ふはどに、天狗は僧を攫て去りぬ、其時に暗き處に聲ありて、僧に問けらく、汝はこれ誰人ぞ、何處より來ぞと問ふ、僧に對へけらく、我は比叡山の僧なり、手を洗はむ爲に、坊の椽に出たりけるを、天狗俄に抓み取て持來つるなり、然れば水瓶を持ながら來れるなり、抑かくいふは誰ぞといふに、答けらく我は讚岐國萬能池に住む龍なり、堤に遺出たりしを天狗空より飛來て、俄に抓みて此洞に將來れり、狭くてせむすべなく、一滴の水もなければ、空へも翺らすと云、僧云く此持たる水瓶に若一滴の水残りならむといへば、龍是を聞て喜て云く、此處にして日來經て、既に命終りなむとするに、幸に來會し給ひて、互に命を助くること得べし、若一滴の水あらば、汝を本の栖に持至るべしといふ、僧又喜て水瓶を傾て、龍に授くる、一滴許の水を受つ、龍喜て僧に教へて云く、努々怖ることなくして、目を塞ぎて我に、負れ給ふべし、此恩更に世々に忘れじといふ、爰に龍忽に小童の形と現して、僧を負て洞を破りて出るはどに、雷電霹靂して空陰り、雨ふることを甚懼し、僧は

身振ひ肝迷ひて、怖しとおもへども龍を睡ひ思ふが故に、念して負れ行程に、須臾に比叡山本の坊にいたる、僧を椽に置て龍は去りぬ、彼房の人々、常の露窓して房に落かゝるとおもふ程に、俄に坊の邊、暗夜の如くなりて、暫許ありて見れば、一夜俄に失せにし僧椽にあり、坊の人おやしく思ひて、問ふに事の有さまを、悉く語る、人皆聞て驚きおやかりける、其後に龍彼天狗の怨を報せん爲に、天狗を求むるに、京に知識を催す荒法師の形となりて、行けるを、龍降りて蹴殺してけり、然れば翼折たる屎窓になむ、大路に踏れける、龍は僧の徳に依て命を存し、僧は龍の方に依て山に返る、此も機縁なるべし、此事は彼僧の語り傳を、聞繼で語りつたへたるなり、讚岐藥 大同類聚方ニ、讚岐ノ人、良ノ國待、傘嶽ニ詣テ異ナル人ニ遇ヌ、其人語りケラク、美多加良一味萬病ノ神物ナリ、最噫隔ヲ治ムノ妙ナリトテ、其方ヲ授テ少名彦命ノ遺法ナリトイヒテ去ル、國待朝廷ニ奏テ、御方ニ供フ、讚岐藥ト號ク、美多可良、十邊保止豆良、水煎服之云々、美多可良ハ石解、保止豆良ハ、百部根ナリ、

天狗遺方 寶永ノ比、此地中村ニ、三助ト云者アリ、屢天狗ニ使ハレシガ、年六十バカリノ時、癩ヲ病テ死セントス、一日イツモ天狗ノ來玉フ處ニ往テ、逢マツラント待シ程ニ、ヤガテ來玉ヒテ、イヒケルハ、汝ガ命早限リナレド、日來ノ縁ニ今少シナガラヘサスベシ、云々ノ藥ヲ用ヒヨトテ、其方ヲ書テアタヘ、サテ今ヨリ三年ヲ經テ、某日死スベシ、ソレマデチ一期ト思ヘトゾ教ヘケル、ニ三助其藥ヲ調ヘ、服シツルニ、八日メニ至リ、臍ヨリ蝶出デ飛去リヌ、病即治ユ、三助イト喜ビ、社ヲ作リテ、高戸ノ神ト齋ヒテ、彼天狗ヲ祭リツルニ三年ノ後、某日ニ至リ、晝ノ程マデ惱ム氣色モナカリシカバ、彼イヒシヲチモ疑ヒツルニ、夕ツカタニナリテ事モナフ死リケリ、女子一人アリ、彼傳ヘシ藥ヲ病ヲ患フル者ニ調ジテ、アタヘツルニ、驗多カリケリ、此女年老テ、家嗣者モナク、彼藥ノ方チ、里ノ祠官齋藤氏ニ傳フ、其方樟腦 枳椇 三稜 黃蘗 右四味各等分ニシテ、酒醬油酢各五合入レテ、五日許リ漬シ置是テ七日ノ間ニ服用ス、 粟井ノ棚 山崎公ノ時、粟井村ニ十兵衛ト云、里正

アリ、大木ガ谷ト云處ニ、甚大キナル棚ノ木ノアリシヲ、官ニ申サズシテ、樵夫二人ニオフセテ、伐シツルニ、一日ノ中ニハ得キラズシテ、又ノ日往ケレバ、切ハフヲラシ、木ノ皮粉ナド、舊ノ如ク彼ノ木ニツキテアリシカバ、樵夫驚キイカバセント十兵衛ヒイヒケレバ、其ハ其皮粉ナドアタリニトメズ、持歸レト教ヘテ、其言ノ如クナサシメ、遂ニキリハテシテ、官聞シ玉ヒテ、十兵衛ヲ痛ク責メケレバ、是ハ樵夫ノ業ニコソトテ、彼二人ニ罪ヲオフセテ、遂ニ死刑ニアテ玉フ、其木ハ城内ニ取り玉ヒテ、門ニ造リ玉フ、世ノ人はヲ棚木門ト云、其餘ノ板ハ、地藏院ノ南門ヲ作ル材トセリ、其後十兵衛ガ家ニ、屢怪シキヲ多カリキ、中ニモ其女ノアタリノ村ニ嫁ケルアリ、彼夫イカバシテケン、異心アリト思ヒ、一夜一太刀ニ切殺シケリ、十兵衛思ヘルヤウハ二人ノモノ、怨ニヤアラント、其二人西山神トゾ齋ヒテ祭リケル、二人ノ怨ナリヤ、棚ノ木ノ祟ナリヤ、アタリノ童謡ニ、 粟井棚の木、しらせた十兵衛、さらす十兵衛、殺しはせひで、柞田喜十郎とあの次郎作と、 谷もないのに、木のそらへト今尙ウタヘリトナム、

喜十郎、次郎作ハ、樵夫二人ノ名ナリ、 一産六子 寶永二年二月、丸龜農人町ノ商夫茶屋茂右衛門ノ妻六子ヲ産リ、是月二十三日、寅ノ刻バカリ、女子ヲ産リ、廿四日亥刻、男子、廿六日未刻女子、其夜子刻男子、廿七日未刻女子、其夜子刻男子、スベテ六子ヲ産リ、サテ初メ生レルル二人ハ、故ナカリシガ、後四人ハ間モナウ死セリ、翌ル廿八日ニ至リ、胞ニツツキテ下リ、其日ノ暮、又同ジウ續テ下リ、其夜半ノ比、又同ジウ下リ、其跡ヨリ卵ノ如キ者三ツ下リシトナム、是ヲ市童等手鞠謡ニ作りテ、茂衛のおか、が、お子さへ六人、玉子三ツですウんぞ、ト今尙謡ヘリ、 一産三子 積浦ノ農夫、權左衛門ノ妻幾利、文化十三年十月九日、一男ヲ産ミ、同十一月二女子ヲ産リ、麥三俵下シ賜フ、又文政四年五月二十七日、上櫛梨村藤藏ノ妻、波留一日ニ三男ヲ産リ、錢三貫文賜フ、有足蛇 天保六年七月二十四日、岡本村跡來山ヨリ、長サ六尺許ノ蛇出、腹下兩足アリ形龍ノ足ノ如シ里人集リテ是ヲ殺ス見ユ

○名官一 國造

今按ニ國造ノ稱、神武紀ニ始テ見エテ、久爾乃美也都古ト訓リ、國ノ御臣ノ義ニテ、國ヲ領テ朝廷ニ仕マツルヲ云、古ヘ國ト云ハ、今ノ如ク一國ト定リタルヲイフニ非ス、一郡バカリナルヲモイヒテ、領處ハ大ケクモ少クモ、國造トイヘリ、サテ此職ニ居ル者、皆神事ヲ執行フ業ヲ兼タリシヲ、孝德帝ノ御世ニ至リ、專國司ヲ任セシヨリ、國造ハ神事ノ掌テ、別ニ食封ヲ賜ヒシナリ、大化二年改新之詔ヲ宣玉フ條ニ、罷昔在天皇等所立、子代之民、處々屯倉、及別、臣、連、伴造、國造、村首、所有部曲之民、處々田莊トアリ、サレド尙郡司ナドハ兼シメツラン、同條ニ郡司、並ニ取國造性識清廉、堪時務者、爲大領小領云々トアリ、サルヲ、日本後紀ニ、延曆十六載三月、勅昔者國造、郡領、職員有別、各守其任、不違越、慶雲三年以來、令國造帶郡領、寄言神事、勅廢公務、雖則有闕意、而不加刑罰、乃有私門日益、不利公家、民之父母、爲臣益、自今以後、宜改舊例、國造郡領、分職任之、ト見エタ

リ、コノ後ハ、專神事ヲノミ掌ヤウニナレリケン、類聚國史神祇部ニ、國造禰宜祝神宮司ト叙列タリ、サテ三代實錄ニ、孝德天皇世、國造ノ號、永從三停止トアルハ、國務ヲトリシヲ、停止ラレシナルヲ、國造ノ號ヲ停止シカト、思ヒ誤リシナルベシ、サル故ハ、此號後ノ世ニモ殘レリケリ、本州國造ノ始ハ、神櫛王ニテ、コレヨリ先ニ史ニ見エタルハ、三野物部、手置帆負命ノ裔ノミ、コハ稱號イカニ唱ヘケム、今考フベカラズ、故姑ク此編ノ首ニ載ス、

三野物部 舊事紀曰、讚岐三野物部、又生駒記ニ、三野四郎左衛門ガイヘルヲ、記セル條ニ、私遠祖ハ、神代ノ書ニ見エ候、三野物部ニテ、代々讚州ニ采地仕、元暦ノ八屋合戰ニモ兄弟五人、義經公ノ御陣ニ隨ヒ候ト云々、
手置帆負命孫 古語拾遺曰、手置帆負命之孫、造矛等、其裔今分在讚岐國、毎年調庸之外、貢八百竿、是其事等證也、
神櫛皇子 景行紀曰、妃五十河媛、生神櫛皇子、稻背入彦皇子、其兄神櫛皇子、是讚岐國造之祖也、相傳

フ、景行天皇二十三年、南海ニ惡魚スミテ、コノ海マデモ、通來ツ、高キ濤ヲ起シ、船ヲ沈メ、人ヲトリテ、船ノ往通絶テ、貢奉ルコトダニ難クナリヌルヲ、天皇聞レ玉ヒ、皇子等ニ討トレトオフセ玉ヒ、ヤガテ讚留靈王ト云ル皇子ニ、大伴健日連ト、吉備武彥トノ、二人ヲ副テ、土佐國ニ下シ玉フ、皇子國々ニ命セテ、彼魚ノ居ル處ヲ問ヒ索玉フニ、阿波ノ鳴門ニアリト申スヲ、彼處ハ濤風イトアラキニヨリ、サルベキ處ニ出ナバ、ト待ツ、一年過シ玉フ程ニ、明年三月讚岐國ヨリ、船戸トイヘル處ニ、彼魚居レリト申シケレバ、ヤガテ土佐ヲ發駕シ玉ヒ、四月三日コノ國ニ入り玉ヒ、千餘ノ軍士アトモヒ、驅メグリ玉ヒシニ、五月五日彼魚ヲ得テ、ウチ玉フ、時ニ軍士アルハ吞レ、アルハ毒氣ニ觸ナドシテ、多ク死セリシカド、皇子ハ何事モナウ、福江ト云浦ニテ討トリ玉ヒ、大伴健連日ト吉備武彥トヲ、都ニカヘシ、此由奏サシメ、城ヲ城山ニ築テ、遂ニコノ留リ玉ヒ、仲哀天皇八年、年百二十ニシテ薨玉フ、其子孫、千摩命、能摩命、森葉麻命、小枝大別命、吉美大人、油良大人、坂根廣、笠廣、小櫛廣、海廣、津津大人、ナド

相續キテ、世々山田郡ヲ領玉フ、讚岐公、別、酒部、ナドノ姓、皆此王ノ裔ニシテ、後ノ世ニ至リ、十河、植田、三谷、神内、ナドノ氏々モ、又其裔ナリト云、
コハ讚留靈公胤記、及諸家ニ傳フル系圖、ナドニ見エタルヲ、拾ヒテカク叙ツルナリ、サテ讚留靈王ノコトヲ、アルヒハ倭武命ノ御子ノコトモナセルアリ、宣長モ古事記傳ニ、讚留靈記ヲ引テ、景行天皇二十二年、南海ニ惡き魚の大なるが住て、往來の船をなやましけるを、倭建命の御子、此國に下り來て、討平け給ひて、やがて留まりて、國主となり給へる故に、讚留靈王と申奉る、これ綾氏、和氣氏、等の祖なり、と云ことを記したり、或は此を景行天皇の御子、神櫛王なりとも、又大碓命なりとも、云傳へたり、讚岐の國主の始は、倭建命の御子武卯王の由、古書に見えれば、武卯王にてもあらむか、今とても國內に、變事あらむとては、此讚留靈王の祠、必鳴動するなり、と近き比、彼國のことども、記せる物にいへり、今思ふに、讚岐の國造の始ならば、神櫛王なるべし、

されども倭建命の御子といひ、また綾公、和氣の君の祖といへるは、武卯王と聞ゆるなり、さてさるれいと云は、いかなる由の稱にかあらむ、讚留靈とは、後の人の當たる、文字なるべし、トイヘリ、今按ニ景行天皇二十二年ニハ、倭建命御年十三ニナラセ玉ヘバ、カカル御子オハスベクモアラズ、又讚留靈王ハ、仲哀天皇八年、百二十歳或作二十五ニテ薨玉フトアレバ、景行天皇ノ五年ニ、生レ玉フニテ、二十二年ニハ、十八歳ニナラセ玉フベシ、又阿野郡陶村ノ讚留王ノ社、那珂郡與北村ノ讚王ノ社、イヅレモ神櫛皇子ヲ祭レリ、又城山、櫛粟等ノ神社モ此皇子ナリ、彼年紀ハ古ノコト故、誤リ傳ヘシニモアルベケレバ、證トハシ難ケレド、カタク思ヒメグラスニ、神櫛皇子ナルコシルケレバ、今考ヘ定メテコ、ニ叙ツ、又宣長ガ綾公和氣君の祖といへるは、武卯王と聞ゆるなり、トイヘルモ、綾公ハサルコトナガラ、和氣ハ神櫛皇子ノ後ナリ、ソハ三代實錄ニ、貞觀六年八月十七日辛未、右京人、散位從五位上讚岐朝臣高作、右大史正六位上讚岐朝臣時雄、右衛門少志正六位上讚

岐朝臣時人等賜ニ姓和氣朝臣其先出自景行天皇皇子神櫛命也、ト見エタリ、又讚留靈記ニ、讚留靈公ノ裔ニ、酒部益甲黑磨トイヘル人アリテ、酒ヲ造リテ允恭天皇ニ奉リシコトナド載テ、アヤシキコトモイヘリ、是モ彼記ニハ綾氏トアレド、酒部ハ神櫛皇子ノ子孫ニ賜ヘル姓ニテ、彼記ニイヘル由ニハアラス、ソハ古事記ニ、神櫛王者、木國之酒部阿比古、宇陀酒部之祖ト見エ、又姓氏錄ニ、酒部公、讚岐公同祖、神櫛別命之後也、トモ見エ、又續日本紀五、又三十六、文德實錄八、ナドニモ此姓見エテ、皆此皇子ノ裔ト聞エタリ、因テ按フニ、酒ノ古ヘ久志トモイヘレバ、神櫛ノ櫛ハ、酒ニコレル御名ナルベシ、サテ神ハ例ノ尊稱ニテ、唯櫛王トイヘルナルベシ、サレバ讚留靈王トイヘルモ、靈王ハ久志乃美古、ト訓レナルベシ、讚留ハイマダ考ヘ得テド、強テイハ、留ハ奴ヨリ轉リタルニテ、讚岐ノ岐ヲ略キテ、シカ呼ナラヒシニヤ、トモオボシキナリ、

五十河彦命 舊事記曰、五十河彦命、讚岐直五十河別祖、又姓氏錄右京皇別ニ、讚岐公、大足彦忍代別

天皇皇子、五十香足彦命之後也

櫛見皇命

舊事記曰、櫛見皇命、讚岐國造祖、

大伴健日連公

三代實錄曰、貞觀三年十一月十一日、

書博士正六位下佐伯直豐雄歎云、先祖大伴健日連公、景行天皇御世、隨倭武命、平定東國、功勳蓋世、賜讚岐國、以爲私宅云々

武鼓王

景行紀曰、日本武尊妃、吉備武彦之女、穴

戸媛、生武鼓王、與十城別王、其兄、武鼓王、是讚岐綾君之始祖也、綾氏系圖ニ武鼓王、爾彌麻命、奈鬼爾麻命、龜王、多富利大別命、日向王、多郡君、依志君、一曰意止、奴乎古君、大夫、堅石、大山廣、四鷹、石床、業長、麻拾、季世、百行、能臣、一作定時、貞清、行隆、貞實、等世々相繼テ、綾郡ヲ領レリ、日向王ヨリ以來、綾ノ大領タリト云、

今按ニ天武紀ニ、綾君賜姓曰朝臣、ト見エ、續日本紀四十二、讚岐國阿野郡人、綾公菅麻呂等言、己等祖庚午年之後、至子己亥年、始蒙賜朝臣姓、是以和銅七年以往三比之籍、並記朝臣、而養老五年籍之日、遠按庚午年籍、削除朝臣、百姓之愛無過此其、請據三比籍及舊位記、蒙賜朝臣

姓許之、又續日本後紀十九、讚岐國阿野郡人、綾公始繼、綾公武主等改本居、貫附左京六條三坊、又靈異記ニ、讚岐國香川郡坂田里、有二富人、夫妻同姓綾君也、ナド見エタル、皆此王ノ裔ナルベシ、サテ武鼓、古事記ニ建具古ト作り、宣長曰、鼓は鼓の誤りなるべし、次に武卯王とも書るにて、鼓なること著し、舊事記ニ別に、武養靈命と云を舉たるも、別にはあらず、此御名の字異あるなり、さて鼓字は、字書に卯甲、と注せる意を以て、加比古に用ひたるなり、名の義は卯或は鼓なせに、由ありしかトイヘリ、

須賣保禮命 國造本紀曰、讚岐國、輕島豐明朝、景行帝兒、神櫛王三世孫、須賣保禮命、定賜國造、今按ニ鶴足郡勝浦村ニ、鶴足明神ノ祠アリ、神櫛王五世孫、篠目命ヲ祭ルトイヘリ、又那珂郡柱原村ニ、素戔權現ノ祠アリ、篠目命創テ、此祠ヲ立ト云ヒ傳フ、是モ此命ナドノ血脉ナルベシ、

鷲住王 履仲紀曰、六年二月癸丑朔、喚鯉魚磯別王之女、太姬郎姬、高鶴郎姬、納於后宮、並爲嬪、於是二嬪恒歎之曰、悲哉吾兄王何處去耶、天皇聞其

歎而問之曰、汝何歎息也、對曰、妾兄鷲住王、爲人強力輕捷、由是獨馳越八尋屋、而遊行既經多日不得面言、故歎耳、天皇悅其強力、以喚之不參來、亦重使而召猶不參來、恒居在吉邑、自是以後廢不求、是讚岐國造、阿波國脚咩別、凡二族之始祖也、相傳フ此王、阿波ノ却咋ヨリ、鶴足郡富隈村ニ移リ居玉ヒ、遂ニコ、ニテ堯玉フ、飯山ニ葬ルト云、ト三代物語ニ見ユ、

星直 續日本紀曰、延暦十年、讚岐國寒川郡人、正六位上凡直千繼等言、千繼等先星直、譯語田朝廷御世、繼國造之業、管所部之界、於是因官命氏、賜紗拔大押直之姓、而庚午之籍、改大押字、仍注凡直、是以星直之裔、或爲讚岐直、或爲凡直、方今聖朝仁均雲雨、惠及昆虫、當此明時、實照覆盆、請因先祖之業、賜讚岐之姓、勅千繼等戶二十烟依、請賜之、

○名官一 國司

今按ニ國司ノ稱、仁德紀ニ始テ見エテ、久爾乃美古止毛知ト訓リ、國ヲ領テ命令ヲ持行フヲ云、此後往々見ユ、サレバ此コロハヤク國造ノ外ニ、國

司ヲモオカレシナルベシ、孝德紀大化元年八月ノ條ニ、拜三東國等國司、仍詔國司等曰、隨天神之所奉寄、方今始將脩萬國、凡國司所有公民、大小所領人衆、汝等之任、皆作三戶籍云々ト見エタリ、此時ヨリ、際々シク、國毎ニ是ヲ置テ、介椽目ナド屬テ、專ラ國務ヲナサシメ、又郡ニハ大領少領ヲ置、西土ニイフ郡縣ノ制ヲ立ラレシナリ、交替ハ天平寶字七年ノ勅ニ、國司以三六年爲限、每至三年、遣巡察使、檢校能否、舊制任限四年、今増加二年者、其成就治績、且省送故迎新之費也、ト見エタリ、サテ得ル處ノ祿ハ、職分田トテ、國ノ大上中下等ノ品ニヨリ多少アリ、本州ハ上國ナル故ニ、守ニ二町二反、介ニ二町、椽ニ一町六段、目ニ一町、郡可ハ大領ニ六町、少領ニ四町、主政主帳ニ各二町、ト田分ニ見ユ、又公辦田ノ分アリ、大上國ノ長官六分、次官四分、判官三分、主典二分、史生一分、ト延喜式ニ見エタリ、サテ讚岐國正稅公辦各三十五萬束、ト同書ニ見エテ、正稅ハ公ノ藏ニ納メ、公辦ハ見任ノ祿ニアルナリ、サレバ三十五萬束ヲ、守ニ六分、

二十一分ニ四分、五萬六椽ニ三分、千束ニ目ニ二分、千束ニ史生ニ一分、千束ノ四ソカチ給フルナリ、故ニ民部式ニ遙授國司、不給公麻田並事力、トアリ、遙授トハ、任ニユカズシテ、名ノミ其守ト呼テ、國務ヲ理ルナリ、故ニ俗ニ虛職トモイヘリ、サレド職分田ハ得サシムルナリ、文德實錄ニ名草宿禰豐成、承和十一年正月以三其老者、遙授駿河介、以充教授之費、トアルニテシラル、又江家次第ニ、凡國司有遙授兼任受領等、守爲遙授、則權守必受領也、ト見エテ權守ヲノ國務ヲトラシムルナリ、是モ當國ハ兼國ノ例ナリ、ソハ官職秘鈔ニ、權守ハ近江越前丹波播磨美作備前備中備後周防伊豫讚岐、爲兼國、此外或爲宿官、爲他人兼國、又以別進成功者任之、ト見エタリ、カク孝德帝ノ御世ヨリ、サダカニ國司ハ定リツレド、日本紀ニ任官ノフ記サレバ、其時ヨリノ次第、今考ヘ得難シ、故ニ續日本紀ヨリコナタノ國史ニ、載スル處ヲ考ヘ合セテ、此ニ叙ツ、

大伴宿禰道足 續日本紀曰、和銅六年甲戌、讚岐守正五位下大伴宿禰道足等言、部下寒川郡物部亂等、

二十六人庚午以來、並實良人云々、請從良色許之、以下續日本紀、凡是ヨリ下、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、公卿補任、等ノ諸書主ト引用ヒタレバ、以下某紀トシルシテ、中ニ他書ヲ引タルハ、各其書名ヲシルス、又第四ヨリ下ハ、諸書ヲ雜ヘヒケレバ、一々舉ルニ暇アラズ、

大明朝臣興志 同年八月、以正五位下大伴宿禰、爲彈正尹、從五位下大明朝臣興志爲讚岐守、

平群朝臣豐應 天平三年四月乙巳、正五位下平群朝臣豐應、爲讚岐守、

村國連子老 同十三年五月丙子、讚岐介正六位上村國連子老、云々解却見任、

小治田朝臣廣千 同十五年六月、從五位下小治田朝臣廣千、爲讚岐守、

臣廣千、爲讚岐守、

正四位下安宿王 天平勝寶七載、讚岐守正四位下安宿王、云々萬葉集卷二十二、讚岐守安宿王等云々、

從五位下奈賀王 天平寶字元年六月戊午、從五位下奈賀王、爲讚岐守、

大伴宿禰大養 同六年冬十月甲寅、讚岐守從四位下大伴宿禰大養卒、

百濟王敬福 天平神護二年六月壬子、刑部卿從三位
 百濟王敬福薨、其先者出自百濟國義慈王、云々類歷
 出雲讚岐伊豫守、
 多治比真人土作 神護景雲二年、從四位下多治比真
 人士作、爲右京大夫、讚岐守、如故、
 石川朝臣清麿 同三年五月丙子、從五位下石川朝臣
 清麿、爲讚岐介、
 藤原朝臣長道 寶龜元年十二月丙辰、大判事從五位
 下藤原朝臣長道、爲兼讚岐員外介、
 百濟王利善 同年七月丁未從五位下百濟王利善、爲
 讚岐員外介、
 藤原朝臣楓麿 同二年五月己亥、從四位上藤原朝臣
 楓麿、爲兼讚岐守、
 佐伯宿禰藤麿 同三年五月庚寅、從五位下佐伯宿禰
 藤麿、爲讚岐介、
 石川朝臣諸足 同六年九月甲辰、從五位下石川朝臣
 諸足、爲讚岐介、
 小屋縣主宮手 靈異記曰、田中真廣忠女者、讚岐國
 美貴郡大領、外從六位上小屋縣主宮手之女也、云々
 藤原朝臣雄依 同九年二月辛巳、從四位下藤原朝臣

雄依、爲讚岐守、
 從四位上壹志濃王 延曆元年閏正月庚子、左大舍人
 頭從四位上壹志濃王、爲兼讚岐守、
 石川朝臣淨繼 同三年三月、從五位下石川淨繼、
 爲讚岐介、
 紀朝臣繼成 同四年十月從五位下紀朝臣繼成、爲讚
 岐介、
 內藏宿禰全成 同六年二月庚申、正五位下內藏宿禰
 全成、爲讚岐守、
 百濟王敬德 同八年二月、從五位下百濟王敬德、爲
 讚岐介、
 宗形王 同九年七月戊子、從五位上宗形王、爲讚岐
 守、
 多朝臣入鹿 日本後紀曰、大同五年九月、參議從四
 位下多朝臣入鹿、解任左降爲讚岐權守、
 以下日本後紀
 原朝臣 弘仁二歲四月丁亥、從四位上讚岐守原朝臣、
 爲兼右京大夫、
 清原真人夏野 同十一年正月甲申、從五位上讚岐守
 清原真人夏野、爲兼伯耆守、

讚岐守村田 大系圖ニ從五位上肥後讚岐守村田云々
 今按ニ大同弘仁ノコロノ人ナリ、
 物部朝臣廣泉 天長四年、正五位下物部朝臣廣泉、
 爲讚岐權、
 高顯王 同五年六月乙丑、讚岐權守從四位下高顯王
 卒、
 清原真人長谷 同六年、從四位下安藝守清原真人長
 谷、爲兼讚岐守
 從四位下仲宿禰勝雄 類聚國史六十六ニ、天長七年、
 遷任右兵衛督兼讚岐權守、云々
 藤原朝臣貞守 續日本後紀曰、天長八年、從五位上
 藤原朝臣貞守、爲兼讚岐守、同九年、爲春宮亮、讚
 岐守如故、云々
 以下續日本後紀
 藤原朝臣岳守 承和三年、從四位下藤原朝臣岳守、
 爲讚岐介、
 丹堀高王 同六年讚岐權椽丹堀高王、云々
 正朝王 同十二年正月、參議正四位上正朝王、爲兼
 讚岐守、
 藤原朝臣長良 同十三年九月、藤原朝臣長良、爲兼

讚岐守、
 今按ニ良岑安世國守タリシ時、承和十三年寒川郡
 小倉寺ノ本堂僧坊ヲ建ルト彼寺ノ記ニ見ユレド、
 正朝王、長良等カクアレバ、疑ヒナキニアラズ、
 今ハトラス、
 安陪朝臣忠雄 同十五年正月、從五位下安陪朝臣忠
 雄、爲讚岐介、
 菅原朝臣是善 嘉祥二年正月戊辰、從五位下菅原朝
 臣是善、爲兼讚岐權介、文章博士、東宮學士如故、
 長田王彈正大弼 同二年十一月壬子、左京人讚岐守
 從四位下長田王彈正大弼、賜姓清原真人、
 源朝臣冷 同三年正月甲子、從四位上源朝臣冷、爲
 讚岐守、
 高公輔 元亨釋書曰、讚州刺史高公輔、幼遜髮於慈
 覺之室、法名滿慶、有義學名、然倦戒檢反俗仕到于
 候收、俗號高大夫、云々
 今按ニ大日記ニ仁明帝ノ時ノ人トス、故ニ姑クコ
 ニ載ス、
 橘朝臣常陰 文德實錄曰、嘉祥三年四月、從五位下
 橘朝臣常陰、爲讚岐介、同五月、從四位上源朝臣冷、

爲讚岐守、

以下文德實錄

今按ニ冷讚岐守タルコト、前紀ニ既ニ見ユ、サルテ
爰ニ又出セルハ、前紀ナルハ、讚ノ字ノ上、兼、
又岐ノ下ニ權字ナドアリシガ脱タルナルベシ、又
仁壽三年七月庚寅朔、從四位上源朝臣冷、爲讚岐
守トモ見エタリ、コトハ再任ナルベシ、

茂世王 弘宗王 仁壽二年正月壬午、從四位下茂世
王、爲讚岐權介、二月乙丑、從五位上弘宗王、爲讚
岐權守、

伴宿禰善男 紀朝臣有常 齊衡元年正月辛丑、參議
從四位下伴宿禰善男、爲讚岐守、紀朝臣有常、爲讚
岐介、

藤原朝臣岑主 丹堀真人弟梶 同三年正月丙辰、藤
原朝臣岑主、爲讚岐權介、四月庚辰、從五位下丹堀
真人弟梶、爲讚岐權介、

源朝臣寬 天安元年正月正四位上源朝臣寬爲讚岐守
藤原朝臣良純 紀朝臣夏井 三代實錄曰、天安二年
正月己酉、從四位下藤原朝臣良純、爲讚岐守、同十
一月廿五日、從五位上守右中辨、兼行式部少輔播磨

經從五位下、同六月云々、轉權介、又十五年紀ニ、
讚岐介トアリ、

藤原朝臣有貞 藤原朝臣保則 當麻真人鴨繼 同八
年正月、從四位下右近衛少將、兼讚岐權介藤原有貞、
爲守、從四位下行式部少丞、藤原朝臣保則爲權介、云
々從五位上行主殿頭兼阿波介當麻真人鴨繼、爲讚岐
權介、主殿頭如故、

今按ニ有貞ヲ守トシ、保則ヲ權介トストアレバ、
讚岐守讚岐權介ト聞ユ、故ニ如此ツイデタリ、サ
レド引繼テ、鴨繼ヲ權介トストアレバ、有貞保則
ナドノ處ニ、必脱字アルベシ、有貞權介ナルコト些
シ、前ニモ見エタリ、保則ハ元慶六年正月ノ條ニ、
讚岐守藤原朝臣保則等並從四位下トアリ、

藤原朝臣家宗 藤原朝臣良世 同十四年六月、參議
右大辨從四位上兼行讚岐守藤原朝臣家宗云々、八月
二十五日、參議正四位下行皇太后宮大夫兼讚岐守藤
原朝臣良世從三位云々、
都宿禰御首 占部連月雄 高向朝臣公輔 元慶元年
正月、讚岐介都宿禰御首云々、同二月三日、前讚岐
權正八位下占部連月雄、爲存問渤海客使云々、散位

介紀朝臣夏井、爲讚岐守、又貞觀八年九月二十二日、
夏井配土佐國ノ條ニ、夏井出爲讚岐守、政化大行、
吏民安之、境內翕然不_レ忍_二相欺_一、秩滿將_レ歸、百姓相
率詣_レ關、乞_レ留、因_レ斯_レ留_レ二年、黎庶殷富倉庫充
實、於是新造大藏於國郡、總四十宇、皆繼納以爲_二不
助_一之畜、及_レ去吏民送_レ別者贈遺甚多、夏井一無_レ取受、
歸都之後、米_レ完玩好以送_二某家_一、夏井留_二紙筆_一悉返_二某
餘_一、云々

以下三代實錄

今按ニ貞觀六年正月ノ條ニモ、良純讚岐守タルコ
ト見ユ、コトモ前後ニ脱字アルカ、又再任カ、但シ
コニハ右衛門督トアリ、マタ類聚國史貞觀七年二
月十七日ノ條ニハ、參議正四位下行右衛門督、兼
讚岐守藤原朝臣良純トアリ、

藤原朝臣貞高 貞觀二年正月十六日、從五位下藤原
朝臣貞高爲讚岐介、
源朝臣生 六人部愛成 同四年正月、大藏卿正四位
下源朝臣生、爲讚岐權守、同五月十三日、讚岐少目
從七位上六人部愛成、云々賜_二善淵朝臣_一、
藤原朝臣弘經 同六年正月、授讚岐權藤原朝臣弘

從四位下高向朝臣公輔、元慶元年遷爲讚岐權守云
々、

安部朝臣興行 同二年正月十一日、從五位上民部少
輔安部朝臣興行、爲讚岐介、
良岑朝臣晨直 同五年四月廿日、賀茂祭、內藏權頭
從五位上兼讚岐介良岑朝臣晨直、奉_二承祝詞_一向_二社云
々、

藤原朝臣高藤 同八年三月九日、從五位上守左近衛
少將、藤原朝臣高藤爲讚岐介、少將如故、
平朝臣正範 菅原朝臣道真 高階真人忠岑 中原朝臣
月雄 仁和二年正月、從四位下阿波權守平朝臣正範、
爲讚岐權守、從五位上行式部少輔兼文章博士加賀權
守菅原朝臣道真、爲讚岐守、同二月十一日辛未、從五
位下內藏權助高階真人忠岑、爲讚岐權介、同六月十
九日、從五位下行助教中原朝臣月雄、爲讚岐權、助
教如故、

從三位藤原時平 從四位上源湛 公卿補任曰、仁和
五年正月十六日、時平兼讚岐守、湛兼讚岐介、
以下公卿補任
在原友干 寬平二年正月廿八日、讚岐權介、

正四位下藤原仲平 同五年正月十一日、兼讚岐權守、源直 從四位下藤原兼茂 同九年六月十八日、直兼讚岐權守、同七月、兼茂讚岐權、從四位下藤原兼輔 同十年正月二十九日、讚岐權、從四位上藤原枝良 昌泰二年正月十一日、兼讚岐守、大系圖曰、讚岐守侍從右馬頭右中辨大皇太后宮亮從四位上參議枝良、從四位下橋澄清 同四年四月二十九日、讚岐權介、源昇 延喜五年、讚岐守、從四位上藤原保忠 同十年正月十三日、兼讚岐守、從四位下平伊望 同十二年正月十二日、讚岐權介、從四位下小野好古 同三年三月廿七日、讚岐權、天曆七年、讚岐權守、從四位下藤原恒佐 同十三年四月十五日、兼讚岐權守、藤原保忠 同十七年正月廿七日、兼讚岐權守、正四位下源清隆 同二十一年正月三十日、兼讚岐守、藤原扶幹 延長二年二月朔日、兼讚岐權守、正四位下藤原玄上 從四位上源悅 正四位上藤原忠文 同三年正月卅日、玄上兼讚岐守、悅兼讚岐權守、

忠文兼讚岐介、從四位上源朝臣恒 朝野群載曰、延長三年十二月十四日、大政官符ニ、參議左大辨從四位上兼行讚岐權守源朝臣恒云々、今按ニ悦ト恒ト何レゾ、誤字ニテ同人ナランカ、未タ決カタシ、故ニ姑クコ、ニ載ス、從四位下藤原當幹 同六年讚岐守、從四位上藤原邦基 同七年正月二十九日、兼讚岐權守、從四位下藤原實賴 承平二年三月十四日、讚岐守、源是茂 同六年四月二十九日、兼讚岐守、正四位下藤原元方 天慶三年五月十二日、讚岐權守、藤原國風 扶桑略紀曰、天慶三年五月二十六日己未、讚岐阿波言、賊掠讚岐伊豫、焚備後舟、讚岐介國風奔淡路、冬十月七日己亥、藤原國風歸讚岐、海陸追討純友、敗走太宰府、從三位源高明 同九年三月十三日、讚岐守、從四位上源正明 天曆元年正月卅日、讚岐守、彦真宿禰 日本紀略曰、天曆元年十二月廿五日乙己、諸卿被定讚岐介彦真宿禰等云々、

從四位上源等 同二年正月晦日、讚岐守、藤原朝忠 藤原有相 同十年正月廿七日、朝忠兼讚岐守、有相兼讚岐權守、藤原元名 天德四年正月廿四日、兼讚岐守、讚岐守師尙 大系圖ニ從五位下有貞ノ嫡孫、越後讚岐但馬權守中宮少進師尙、今按ニ天德ノ比ノ人ナリ、正三位源時中 應和二年正月廿二日、讚岐權介、天延二年十二月二十八日、讚岐權守、藤原元輔 同四年正月二十三日、兼讚岐權守、今按ニ藤原モシクハ、清原ノ誤リニヤ、大江齊光 安和二年正月、讚岐權介、藤原兼通 同三年二月廿五日、兼讚岐守、正四位下藤原懷忠 天錄元年十二月廿五日讚岐權守、藤原濟時 同二年正月二十九日、兼讚岐守、正四位下藤原正光 天元三年正月廿七日、讚岐權守、藤原佐理 同三年三月十七日、讚岐守、從三位藤原道長 永觀三年正月廿七日、讚岐權守、從四位下源俊賢 永延元年九月二十九日、讚岐介、

從三位源泰清 同二年正月廿九日、讚岐守、大江清通 榮花物語初花ノ卷ニ、寛弘五年云々、讚岐守大江清通がひすめ云々、高階真人成忠 日本紀略曰、正曆三年九月十七日丁未、改從二位讚岐權守高階真人成忠、姓爲朝臣、依中宮外祖也、正四位下藤原公任 長徳二年正月廿日、讚岐守、從三位永賴 大系圖ニ、美作尾張伊勢讚岐大和近江等ノ守、皇太后宮權大夫從三位永賴、今按ニ寛弘ノ比ノ人ナリ、從四位下藤原通任 長保元年正月讚岐權守、源濟次朝臣 日本紀略曰、長和四年三月十四日甲午、石清水臨時祭使、讚岐守源濟次朝臣、又寛仁元年八月二日、下卯今日中宮從讚岐守、濟政朝臣宅、遷御左大臣一條第、今按ニ次政イヅレゾ、字ノ誤リニテ、同人ナルベシ、正四位下藤原經輔 寛仁二年十二月、讚岐權守、正四位下藤原資房 同三年十月十一日、讚岐權守、正四位下藤原經通 同四年正月晦日、讚岐守、治安

二年、讃岐權守、
 藤原兼經 治安四年正月廿六日、兼讃岐守、
 正四位下藤原資仲 長元六年十月讃岐權守、
 從二位藤原兼頼 同六年十月、讃岐權守、
 源基平 永承六年、讃岐權守、
 源經成 天喜四年、讃岐權守、
 正四位下家經 大系圖ニ播磨讃岐伊豫權守、文章博士式部少輔正四位下左大辨家經、
 今按ニ天喜ノ比ノ人ナリ、
 從四位上藤原朝臣實範 朝野群載、康平四年條ニ、
 從四位上行文章博士兼讃岐介藤原朝臣實範、
 藤原顯家 康平七年三月四日、兼讃岐權守、
 從三位源資綱 治暦三年、讃岐權守、
 正四位下藤原宗俊 同四年三月五日、兼讃岐權守、
 從五位上源朝臣 朝野群載治暦四年十二月十六日條ニ、
 從五位上行少納言中宮佐讃岐介源朝臣、
 正四位下兼房 大系圖ニ備中讃岐守、中宮亮左少將
 正四位下兼房、延久元年六月十六日卒、
 從三位隆任 同書ニ正五位下宜孝ノ四男、伯耆越後伊豫讃岐播磨近江等ノ守、春宮亮大藏卿從三位隆任、

今按ニ延久ノ比ノ人ナリ
 高階泰仲、扶桑略紀曰、應德三年、九條以三南島羽山莊、
 新建後院、凡ト三百餘町ニ焉、云々讃岐守高階泰仲、
 依レ作御所、己蒙重任宣旨云々、百餘鈔曰、寛治元年二月五日、上皇遷御鳥羽離宮云々、讃岐守泰仲造進舍屋云々、
 兼讃岐守藤原朝臣 朝野群載嘉保三年十月廿七日條ニ、彈正大弼兼讃岐守藤原朝臣、
 藤原行家 元亨釋書曰、野州刺史高敦遠之妻藤氏者、讚州太守行家之女也、天永二年四十六云々、大系圖曰、讃岐守左近佐行家、
 藤原家成 藤原家系圖ニ、保安元年讃岐守ニ任ジ、同四年任滿、
 正二位顯季 大系圖ニ讃岐安房丹波云々等ノ守、正二位顯季、
 今按ニ保安ノ比ノ人ナリ
 讃岐守顯綱 讃岐守通俊 同書ニ正四位下讃岐守顯綱、文章博士從二位權中納言保實ノ子、讃岐守通俊、
 今按ニ以上、保安康和ノ比ノ人ナリ

讃岐守經隆 同書ニ基隆三男、但馬出雲讃岐守經隆、
 今按ニ久安ノ比ノ人ナリ
 源光明 武家評林ニ、光明乙葉讃岐守從五位下、
 今按ニ保元ノ比ノ人ナリ、
 藤原季頼 崇徳帝遷幸ノコヲシルセルモノニ、國守藤原季頼云々、
 從三位季行 左少將重行 大系圖ニ正四位下敦家孫、阿波因幡讃岐守右兵衛佐云々從三位季行、應保二年八月二十二日薨、號ニ讃岐三位、長男讃岐守修理大夫正四位下左少將重行、又武家評林ニ崇徳院御味方、平馬助忠正ハ、讃岐守正盛ノ次男ナリ、新院遷幸讃岐事トアル中ニ、爲讃岐守、國司季行御舟并ニ武士兩三人ヲ設テ、草津ニテ御舟ニ乗セ奉ル云々、又清輔朝臣集ニ、讃岐國の海莊に、造内裏の公事あたりけるを、守重行朝臣は、またしかる人なりければ、いひつかはしける、松山の、便りうれしき、浦風に、心をよせよ、あまの釣舟、
 從四位下正盛 同書に但馬讃岐權守、右馬權頭右京大夫從四位下正盛、又武家評林ニ、正衡ノ子正盛、因幡守後讃岐守、又平家物語よし川の條ニ、さぬき

の守、平の正もり、
 讃岐守重秀 平家物語宇治行幸の條ニ、さぬきの守重ひで、
 讃岐中將時實 同書平家山門へ、れむじよの條ニ、さぬきの中將ときさぬ云々、治承四年高倉院殿爲御幸記ニ、さぬきの中將時實などは、女房四五人ばかり、さりがたき人ども參る、
 正二位公實 正二位公明 大系圖ニ讃岐守民部卿按察使、正二位權中納言公實云々、公實孫、讃岐守左大辨正二位大納言公明、
 今按ニ公實ハ、正安ノ比ノ人ナリ、
 俊綱朝臣 千載集ニ、俊綱朝臣さぬきの守にまかりける時、祝の心をよめる、藤原孝善、君が代に、くらべていは、松山の、松の葉敷は、すくなかりけり、又後拾遺集に、とし綱の朝臣の、さぬきあや川の千鳥をよみ侍りけるに、よめる、藤原孝善、霧はれぬ、あやの川邊に、なく千鳥、聲にや友の、ゆきかたをまゐる、
 源光成 後拾遺集に、讃岐へまかりける人につかはしける、中納言定頼、松山の、松が浦風、吹よせば、

ひろひて去のべ、戀わすれ具、かへし、源光成、たぬより、まほりもあへぬ、衣手に、まださなかけそ、松が浦浪、

讃岐守盛綱 武家評林ニ、養和元年三月十日、墨俣合戦ニ、平家大將重衡云々、高田讃岐守盛綱トアリ、讃岐守維時、同書壽永二年三月、木曾冠者義仲追討ノ時、平家大將ニ、讃岐守維時ト云見ユ

正五位下能保 大系圖ニ右大臣俊家公、五代ノ孫、能保承安三年從五位下、元暦元年六月五日讃岐守、

○名官ニ 守護之一

今按ニ、守護ハ猶昔ノ國司ニ異ナラヌヲ、後今ノ世ノ大名ノ如クナリシナリ、權談治要ニ、諸國ノ國司ハ、一任四ヶ年に過ず、當時ノ守護職ハ、昔ノ國司に同じといへども、子々孫々につたへて、知行をいたすこと、春秋の時の十二諸侯、戰國の世の七雄に異ならず、所詮頼朝の大將白河院の勅定として、六十六ヶ國の總追捕使に補せられしより、已來守護職各々武將の代官を承るよしにて、當代にいたるまでも、其例を行ふ云々と見エタリ、

今オモフニ、後一條帝ノ比ヨリ諸國ノ莊園イト多クテ、皆領家ヲシテ是ヲ治シム、故ニ國司ノ治ル處漸少クナレルマ、ニ、國司多ク遙授トナレリシヲ源賴行朝家義經ヲ授リ求ントテ、院ニ請奏テ、公麻莊園ヲ収メ、始テ守護地頭等ノ職ヲ置テ、家臣ヲ以テ各是ヲ司ラシム、此時其身ハ相模武藏伊豆駿河上總下總信濃越後豊後ナドノ九國ヲ領テ、諸國ノ守護地頭ハ悉ク家臣ニアタヘシ如ク開ユルニ、公卿補任ニ、尙國司ノ任官ヲ載ラレ、又中將實雅朝臣ノ時、民部大夫行盛國務五ヶ條ヲ奉行セシヲ、及頼家讃岐權介ニテ、近藤國平守護職タリシヲナド思フニ、遙授ナガラモ虚職ニハアラズ、應仁武鑑ニ、國司は租稅より以下祭祀農桑を勸非し守護は盜賊追捕闘争の警衛を祇承す、國司は年限ありて去る、故に民に親しからず、守護は年限あし、或は其身を終り、又は子孫に傳ふ、故に國人と睦しく、恩威互に篤し、是國司の輕く守護の重き所以なり、又承久軍物語に文治元年に至て、平家の一類悉くうちなびかし、一天おだやかに治りしかば、帝あいかひのあまりに、頼朝を六十六

ヶ國の總追捕使に補せられけり、いにしへは國司領家といふばかりなりしを、此時に當て、國々に守護をおき、郡郷に地頭をすて、たえず兵糧米をわてどらるゝあひだ、國司は守護ををねみ、領家は地頭をわだと思ふ、ナドアルニテモシラレタリ、サテ地頭ハ守護ニ從ヘルヤウニ聞ユレド、サニアラズ、守護ト同ク一司ナリ、ソハ東鑑ニ頼家ノ病厚カリシキ、政子ノハカラヒニテ、關西三十八國ノ地頭ヲ割テ、千幡ニ傳ヘ、關東二十八國ノ地頭、天下ノ總守護ヲ一幡ニ傳ヘントシケルコアリ、是ニテシラル、サレド地頭ノ領處ハ一郡、アレハ二郡、アルハ一郷ナドナルモアリ、建保六年二月廿四日新補地頭八人、進發伊豫國、每郡被補之ナドモ見ユ、サレバ守護ヨリ任ノ輕キ程ノコナルベシ、故ニ今國司守護地頭、イツレモ其次第ニ從ヒテ、コ、ニ載ス、

橘次公業 東鑑曰、元暦元年九月十九日乙巳、平氏一族去二月、被破攝津國一谷要害之後、至西海掠虜彼國、云々而爲攻襲之、被發遣軍兵訖、以橘次公業、爲一方先陣之間、着讃岐國、誘住

人等、欲ニ相具ニ各令歸伏、搦運志於源家ニ之輩、注ニ出交名ニ公業依執ニ達之、有ニ其沙汰、於今者彼國住人可隨ニ公業下知、今日所被仰下也、云々

今按ニ新撰玉藻集ニ、橘右馬大夫公成、永暦元年讃岐目代タリシヨシ見エタリ、又水主神社ノコカケルモノニ、刺史橘公成此神ヲ尊崇セシヨシシルセリ、公成ハ公業ナルベシ、又按ニ文治元年、法皇源行家ヲ四國ノ地頭ニ補ラレシコトアリ、サレドコハ行家鎌倉ニ背キテ、法皇ニセマリシナレバ、コ、ニ載セズ、

佐々木盛綱 佐々木家系圖ニ元暦元年十二月、佐々木盛綱備前兒島ニテ、行盛ヲ討シ時、馬ニテ河水ヲ沙リタル功ニヨリ、同二十六月兒島地頭職、伊豫讃岐越後上野四國ノ守護ニ補セラル、

中將實雅朝臣 東鑑曰、建久三年八月二十三日、中將實雅朝臣去月二十八日、兼國之間、今日有讃岐國、宜始例以先使雜色、書下國務五ヶ條、民部大夫行盛奉ニ行之、

今按ニ實雅朝臣ハ守カ介カ詳ナラズ、守護ニテハアラザルベシ、民部大夫行盛ハ誠ノ民部大夫ナリ

ヤ、民部大夫トハ民部丞ノ五位ナルヲ云、民部省ハ邦國土地ノ圖、戶口人民之數ヲ掌レバ、國務五ヶ條トアルモ、品ニヨリ、民部丞ノ奉行スベキコトモアルベケレド、此時天下ノ政皆鎌倉ヨリ處分シツレバ民部丞ノ奉行ストアルモ、覺束ナク聞ユサレド此コロ尙古ノ制カハリツキズシテ殘レルコト多ケレバ、民部丞ト見テ置ンモ妨ナカルベシ、又民部丞ナラヌ人ノ名ノミシカイヘルハ此時尙ナカルベシ、

源賴家 將軍家譜曰、建久九年正月任讃岐權介、公卿補任ニ兼讃岐權介トアリ、
後藤左衛門尉基清 近藤國平 東鑑曰、建久九年三月五日、後藤左衛門尉基清、依有罪、被改讃岐守護職、被補近藤國平、
平親宗 大系圖ニ親宗ハ高棟王十一代孫讃岐守伯耆守云々正治元年七月十七日薨、
立佐大臣 南海流浪記ニ承元三年隱岐院ノ御時立佐大臣當國司之間依院宣云々、
北條泰時 武家評林曰、建保六年三月讃岐守ニ任ス、云々

足立木工助遠親 東鑑曰、嘉禎二年七月廿五日石清水領讃州本山莊、被止足立木工助遠親知行地頭職、一面被付斯宮、
長維二郎左衛門 南海流浪記ニ仁治四年二月十三日國府ヲ立、讃岐ノ守護所、長維二郎左衛門ノ許ニ至ル路間二里云々、十四日守護所ノ許ヨリ鶴足津ノ橋藤左衛門高能ト云御家人之許へ被預云々、
兼致朝臣 百鍊鈔曰、寬元元年十一月十八日吉臨時祭使前讃岐守兼致朝臣云々、
三浦能登前司光村 東鑑曰、寬元四年三月十八日讃州御家人藤左衛門尉家資、擯進海賊事、彼國守護人三浦能登前司光村、代官注申之間從六波羅鎌倉被報申、仍有沙汰神妙之趣殊及御感之由可仰合之旨、被仰云々波羅、
藤原經光 公卿補任ニ寬元五年讃岐權守、
壹岐七郎左衛門尉時重 東鑑曰、建長二年五月廿八日、讃岐國法勤寺地頭職壹岐七郎左衛門尉時重、令兼帶本補新補兩様之由、地頭雖申之無其理之間、於一方者可被停止、然者可爲木司跡、又可爲新補、歟、隨望申可被仰下、可注申一

方之旨、今日被仰下、

惟康親王 將軍家譜曰、建治二年正月將軍惟康親王、兼讃岐權守、
正四位下藤原公明 公卿補任ニ嘉元三年三月十六日、兼讃岐權守、

以下公卿補任

從三位源行直 正和三年九月廿一日讃岐權守
從三位菅原公時 同五年正月十三日兼讃岐介
從三位藤原行氏 藤原經定 元應二年二月六日行氏讃岐介、同九日經定讃岐權守
從三位菅原在仲 同三年四月六日讃岐守、
源親賢 正中三年二月十九日兼讃岐守、
讚岐守貞氏 讚岐守忠圓 武家評林ニ元德二年ノ條ニ足利讚岐守忠圓云云、又尊氏ハ足利讚岐守貞氏ノ二男ナド見ユ、
藤原良忠 元德三年讃岐權守、
從四位下源具實 元弘二年正月十五日、兼讃岐權守、
讚岐守高景 大系圖ニ秋田城介時顯ノ嫡男讚岐守高景
今按ニ元弘ノ比ノ人ナリ

從三位藤原實長 康永三年正月十五日兼讃岐權守、
藤原實材 貞和四年三月廿日兼讃岐權守同五年讃岐守

藤原有範 同五年兼讃岐守、
藤原實時 藤原定宗 貞和六年三月廿五日實時兼讃岐介、同廿九日定宗兼讃岐權守、文和二年秩滿、
藤原宗雅 文和二年兼讃岐權守、
藤原爲明 延文三年三月三十日兼讃岐權守、
藤原實綱 貞治三年正月廿八日兼讃岐權守、
藤原資俊 至德四年兼讃岐權守、
卜部兼照 明德三年三月廿六日兼讃岐權守、
藤原隆信 應永九年三月廿八日兼讃岐權守、
源信俊 同廿一年兼讃岐權守三月日辭
藤原秀光 同三十三年三月廿九日兼讃岐守、
藤原基秀 武家評林ニ讚岐守山田郷地頭、
今按ニ此間ノ人ナリ
讚岐守橘俊遠 讚岐守橘清信 讚岐守懷直 讚岐守賴弘 大嶋讚岐守義政 大嶋讚岐守守之 仁木彈正少弼 讚岐守源賴勝 今川讚岐守氏兼 以上東鑑、武家評林、大系圖、太平記、足利武鑑等ノ諸書ニ散見ス、

時代詳ナラズ、今姑クコ、ニ載ス、

○名官四 守護之二

建武年中細川定禪舟木賴重ヲウチ、藤橘兩黨ヲ率テ京師ニ上リシ、是當國足利氏ニ從ヒシ始ニテ其後細川賴之清氏ヲ討テ當國ヲ定メ、カチテ四國ヲ讒ム、時ニ其弟詮春ヲ阿波國ニ遣四國ヲ統治シム、世ニ是ヲ阿波屋形ト云其身ハ管領職ニテ京師ニアリ、是ヲ上ノ屋形トイフ、詮春常ニ國ニアリテ四國ノ事皆其手ニ定ル、イハハ尙昔ノ目代ノ如シ、ヨテ今此編ノ後ニ載ス、

細川定禪 定禪少キ時髮ヲ落シ鎌倉若宮ノ別當タリ、律師ニ任ゼラレ郷律師ト稱ス、陸奥守義康ノ裔ニテ小四郎賴貞ノ子ナリ、曾祖義季參河國細川ニ居レリ因テ氏トス、定禪兄顯氏ト共ニ足利直義ニ從ヒ北條時行ヲ討テ是ヲ敗リ、後當國ニ來リ居ル、足利尊氏京師ヲ攻ルニ及テ使ヲ遣シ諸國ノ兵ヲ招ク定禪軍ヲ與シテ香川郡ニ入り、坂田ニ陣ヲトリ高松ノ城ヲ攻ム、城主舟木賴重國內ノ兵ヲ召ニ、皆定禪ノ味方ニ參リテ至ラス、建武二年十一月二十六日定禪三

百餘騎ヲ率テ陣ヲ屋島ニ移シ、夜ニマギレテ其城ヲ襲ヒ大ニ戰テ是ヲ敗ル、賴重味方少クシテ拒テ得ズ家子十四人郎等三十四人討死セシカバ、京師ニ至リ其由ヲ告ケレド京師既ニ戰ノ衛トナレバセンズベシラズ逃レケリ、定禪遂ニ當國ヲ定メ阿波伊豫ナド服ハシメ京師ニ上リケル、延元二年從弟賴春ヲシテ四國ヲ統治シム後終ル處ヲシラズ、

今按ニ大系圖ニ賴貞賴春共ニ公賴ノ子ニシテ定禪ハ賴春ガ姪トセリ今大日本史ニ引處ノ源氏系圖ニヨレリ、

刑部大輔賴春 初源九郎ト稱ス、刑部大輔タリ足利尊氏軍敗レテ築紫ニ走リシ時、兄和氏ト共ニ當國ニ來リ居ル、曆應元年讃岐守ニ任シ四國ノ大將ニ補セラル、同三年五月兵ヲ率テ伊豫ヲ代テ是ヲ平ケ、遂ニ四國ヲ讒ム、文和二年二月廿七日和田桶等ト七條河原ニ戰ヒテ討死ス、年五十四光勝院ト號ス、子賴之、右馬頭賴之 初彌九郎ト稱ス、右馬頭タリ、後從四位上ニ叙シ武藏守ニ任ズ、故ニ世呼テ管領武州ト稱ス、貞治元年細川清氏ガ阿野郡高屋城ニアルヲ其臣新開遠江守ト謀リテ攻滅シ、遂ニ當國ニ留テ四國ヲ

統治ム、事流傳ノ同六年足利氏ノ執事タリ尋テ相摸守ニ轉ル、條ニ委シ康曆元年將軍義滿賴之ガ威望ヲ妬ミ其職ヲ

サラシメントス、時ニ又是ヲ讒スル者アリ遂ニ是ガ職ヲ罷メ讃岐ニカヘリ居ラシム、賴之ノ者ノ退ケ難キヲ歎キ髮ヲ剃テ常久ト改メ、人生五十愧レ無功、花木春過夏巳中、滿室蒼蠅掃難去、起尋禪榻一臥三涼風、トイヘル一絶ヲ賦テ歸リ居レリ、其後義滿殿島ノ神ニ詣ントテ當國ヲシテ舟ヲ備ヘシム時ニ賴之館ヲ宇多津ニ設ケ將軍ノ至ルヲ迎フ、義滿見テ大ニ喜ビ共ニ嚴島ニ至ル、ヨテ再ビ用ントス、賴之其子賴元ヲシテ代ラシム、時ニ其職號ヲ改メテ管領ト云、此後細川斯波畠山ノ三氏相代リテ此職ニ居ル世ニ是ヲ三管領ト稱ス、明德三年三月十二日卒ス、年六十四永泰院ト號ス、子基之早世弟賴元ヲ養テ子トス、右京大夫賴元 初五郎ト稱ス、從四位上ニ叙シ右京大夫タリ、明德二年管領職ニ任ス、應永四年五月五日卒ス妙觀院ト號ス、二子アリ滿元、滿國ト云滿元其後ヲ嗣リ、

右京大夫滿元 右京大夫ニ任ジ從四位下ニ叙セラ

ス、年四十九岩栖院ト號ク、三子アリ持元、持之、持賢ト云各相繼テ其後ヲ襲フ、

右京大夫持元 初五郎ト稱ス右京大夫タリ永享元年七月十四日卒ス、性智院ト號ク、職ニアルコト僅ニ三年子ナシ弟持之其後ヲ嗣グ、

右京大夫持之 初九郎ト稱ス右京大夫中務少輔ニ任シ從四位下ニ叙セラル、永享四年管領職タリ嘉吉二年八月四日卒ス年四十三弘源寺ト號ク、二子ヲウメリ、勝元成賢ト云勝元職ヲ襲フ、

右京大夫勝元 右京大夫武藏守ニ任ジ從四位下ニ叙セラル、文安二年管領職タリ、文明十一年五月五日卒ス年四十四、龍安寺ト號ク後太平記ニ山名方ノ人ニ咒咀セラレ人而瘡ヲ患ヒテ五月十一日卒ストアリ賴之ヨリ勝元ニ至ルマデ能其職ヲ治ム、世ニ是ヲ細川六族ト稱ス、子政元

右京大夫政元 初九郎ト稱ス右京大夫ニ任シ從四位下ニ叙ス、文明八年管領職タリ、飯綱ノ術ニ惑ヒ婦女ヲ近ケズ阿波屋形義春ノ子ヲ養フ、澄元ト云、サルニ義春常ニ國ニアリテ家富勢又強シ、政元是ヲ妬ミ滿國ノ曾孫政春ノ子滿國ヲ養ヒ是ニ傳ヘントス、是

又其意ニカナハズ、各其國ニアラシム、又九條關白尚經公ノ次子ヲ養ヒ九郎澄之ト稱シ是ヲ香西元繼ニ託テ丹波ニ居ラシム、時ニ元繼樂師寺與次ト共ニ政元ノ執事タリ、二人相謀リケラク澄元阿波ニアリ、三好長輝是ヲ輔ク、澄元果シテ嗣タラバ長輝必執事タルヘシ、今速ニ事ヲ舉テ澄之ヲ立ムニシカジト、永正四年六月廿四日政元ノ近士福井戸倉ヲカタラヒ、政元ガ浴室ニアルヲ伺ヒ、是ヲ刺シム近士波々伯部走り救フ、又刺レテ走り阿波ニ逃レテ變ヲ告ク、時ニ元繼澄之ヲ迎ヘ立テ五百餘騎ヲ率ヒ、城ヲ嵐山ニ築テ是ヲ守ル、今歲七月三好長輝兵ヲ發シ、澄元ヲ輔ケテ京師ニ入り元繼ト百々橋ニ戰フ、波々伯部長輝ガ先陣ニ進ミ、戸倉ヲ討テ是ヲ殺ス、香西樂師寺皆戰死シ、澄之自殺ス長輝將軍義澄ニ請テ澄元ヲ立テ管領トス、

右京大夫澄元 初六郎ト稱ス永正四年七月三好長輝輔ケテ是ヲ立右京大夫ニ任ジ管領職タリ、時ニ政春ノ子、高國大内義興ガ將軍義植ヲ輔テ山陽西海ノ兵ヲ發ストキ、テ、又軍ヲ起テ相率テ京師ニ入ル、同五年三月將軍義澄近江ニ走り澄元長輝ト走リテ阿波

ニカヘル、六月勅シテ義澄ガ官爵ヲ奪ヒ、義植ニ授テ將軍トシ義興管領タリ、高國ヲシテ政元ガ後ヲ嗣シム、同十七年正月義興周防ニ歸ルト聞テ三好元長澄元ヲ輔ケテ兵ヲ發シ攝津ニ至リ高國ト戰フ、高國敗テ近江ニ走り六角定頼ヲカタラヒ兵ヲ合セテ京師ニ入ル、元長軍敗レテ虜、澄元播磨ニ走り、遂ニ阿波ニ歸リ卒ス、子晴元、

右京大夫高國 永正五年大内義興ト兵ヲ合セテ京師ニ入り澄元ヲ追退ケ右京大夫ニ任ス、同十五年義興職ヲ辞テ周防ニ歸ル、高國代テ管領職タリ、享祿元年三好元長晴元ヲ輔テ來リ攻ム、高國怯テ北品六角朝倉尼子ナドノ諸氏ニ奔ル、皆拒デイレズ、遂ニ備前ニ至リ浦上村宗ヲ頼ミ、兵ヲ合セテ晴元ヲ攻ム、同四年六月晴元元長ト天王寺ノアタリニ戰ヒ村宗殺サレ、高國走リテ尼ヶ崎ニ至リ築家ノ壘ノ中ニ匿ル、元長カ兵士安富羽床等ニ探リ索メラレテ殺サル子植國早世持賢ノ曾孫氏綱ヲ養フテ子トス、

右京大夫晴元 初總明五郎ト稱ス大永六年高國畿ヲ信テ、香西光重ヲ殺ス、京師大ニ亂ル、將軍義晴近江ノ栲木ニ奔ル、三好元長是ヲ聞テ五郎ヲ輔テ兵ヲ

發シ、同七年二月京師ニ入り、高國ト桂川ニ戰フ、朝倉孝景高國ヲ援テ來戰ヒ軍敗レテ阿波ニ歸リ、兵ヲ催シ 三月界浦ニ至リ數城ヲ攻テ皆是ヲ下ス遂ニ界城ニ入り五郎ニ元服ヲ加ヘ名ヲ晴元ト改メ、高國ヲ殺シ天文二年四月京師ニ入り、義晴ヲ栲木ヨリ迎ヘ右京大夫ニ任ジ管領職タリ、其後三好宗三元長ト權ヲ爭フテ善カラズ、宗三是ヲ晴元ニ讒シ竊ニ謀リテ元長ヲ殺サシム、元長ノ子長慶是ヲ怨ミ宗三ヲ滅ントス、宗三又是ヲ讒ス、同十八年長慶游佐長教ト兵ヲ合セテ宗三ガ一藏ノ城ヲ攻ム、晴元宗三ヲ救ント京師ヲ發シ榎南城ニ入ル、長慶十河一存ト榎南ヲ攻ム、宗三軍敗レテ走り死ス、晴元敗レテ耻テ坂下ニ奔ル、其後屢々長慶ト戰ヒ軍遂ニ利アラズ、永祿元年十一月長慶囚テ芥川ノ城ニ置、年ヲ踰テ卒ス、子良信、長慶取テ越水ノ城ニ置、後終ル處ヲシラズ、

右京大夫氏綱 初二郎ト稱ス天文十八年三好長慶晴元ヲ追奔シ同二十一年正月將軍家へ和平ヲナシ氏綱ヲ迎テ右京大夫ニ任ジ管領職トシ氏綱ノ弟藤賢ヲ右馬頭タラシム、此時管領ハ名ノミニソ、天下ノ權皆長慶ガ手ニアリ、其後長慶遂ニ細川氏ニ代リ氏綱ヲ

追退テ淀城ニ居ラシム、永祿六年卒ス、管領ノ後コトニ至リテ盡ス、

讚岐守詮春 初九郎ト稱ス、左近將監ニ任シ讚岐守タリ、延元二年刑部大輔賴春阿波ニ下リ勝浦郡勝瑞ノ地ヲ檢ニ左ニ撫養ノ海ヲ抱キ右ニ中富川ヲ帶ビ後ニ吉野ノ大川アリ、前ハ打ハレタル平野ニシテ饒ノ壤地ナリ、賊ニ要害類ナキ處ナリトテ一城ヲ築テ四國ヲ領掌セントス、時ニ京師事繁キニヨリ四子詮春ヲシテコトニ居ラシメ四國ヲ統治テ、將軍ノ命ヲ奉行セシム、世ニ是ヲ阿波屋形ト稱ス、貞治六年四月廿五日卒ス、年三十八子義之

讚岐守義之 從五位下ニ叙シ兵部少輔ニ任シ讚岐守タリ、應永十七年六月十日卒ス、年卅二子ナシ叔父滿之ノ子ヲ養フ滿久ト云、

讚岐守滿久 從五位下ニ叙シ兵部少輔讚岐守タリ、永享二年九月廿八日卒ス、二子アリ持常教祐ト云、持常其後ヲ嗣、

讚岐守持常 從五位下ニ叙シ兵部少輔讚岐守タリ、寶徳元年三月十日卒ス年四十一子ナシ教祐ノ子成之ヲ養フテ子トス、

讚岐守成之 初六郎ト稱ス從五位下ニ叙シ兵部大輔
讚岐守タリ永正八年九月九日卒ス年七十八二子政之
義春ヲウメリ政之九郎ト稱シ兵部大輔ニ任ス早世ス
義春後ヲ襲フ、

讚岐守義春 彦九郎ト稱ス讚岐守タリ文明十一年管
領政元伊豫河野氏ヲ討シム、去ル應仁ノ比ヨリ河野
氏山名方ト稱シテ細川氏ニ從ハザル故ナリ、讚岐守
阿淡ノ兵ヲ率テ當國ニ來リテ兵ヲ催ス、香川肥前守
香西備後守奈良太郎左衛門安富山城守同左京進三谷
兵庫頭寒川左馬允十河十郎ナド馳加リ其勢凡二萬餘
人豊田郡仁保觀音寺ニ集リ海軍ノ至ルヲ待ツ、阿淡
ノ兵船數百艘宮ノ水崎ヲ廻リ伊豫ノ宇摩郡河ノ江、
新居郡天満浦ニ押ソタル、宇都宮長門守日比河野氏
ニ押掠ラレタル兵將ヲ率テ來リ迎フ、陸軍豫岐宮ヲ
超テ河ノ江ニ入ントス、河野通能迎ヘ戰ントスレド
山名方モ衰ヘヌル折ナレバ頼ム方ナク香川肥前守ニ
附テ降ンコトヲ請フ、肥前守隣國ノ好アレバ讚岐守ニ
執成シテ通能ヲ許シ押掠セシ地ハ各其主ニ還サシメ
西園寺ヲ屋形ト定メ國中ヲ一統セシメテ歸陣ス、二
子アリ之持澄元ト云、之持其後ヲ襲フ澄元ハ政元ガ

養子タリ義春其祖詮春ノ世ヨリ常ニ國ニアリテ其家
富ヲ致シ勢其強シ、其麾下三好長輝是ヲ輔佐シテ義
春ガ驕奢頗ル上ノ屋形ニ過タリ、政元是ヲ憤リ澄元
ヲ置テ高國澄之ノ二子ヲ養フ、細川家ノ亂始テコ、
ニ萌スト云

讚岐守之持 九郎ト稱ス讚岐守タリ永正九年正月廿
一日卒ス、子持隆

讚岐守持隆 兵部大輔讚岐守タリ時ニ河野氏トモス
レバ細川氏ニ背キ大内氏ニ從ントス、持隆義興ガ女
ヲ娶リ大内氏ト姻ヲ結ビシカバ河野氏頼處ナク大友
義鑑ニ通フ後援ヲ求メ細川氏ノ所領ヲ掠メントスル
由開エシカバ天文八年管領晴元持隆ヲシテ是ヲ討シ
ム、持隆阿淡ノ兵ヲ率テ阿野郡ニ入り勢揃ヲナス相
集ル兵二萬餘人其山カチテ大内氏ニモ通フ援兵ヲ乞
シカバ大内氏ノ兵船西松山口御津ノ濱ニ押渡リ國內
ノ諸將ヲ諭シテ身方ニ加ラシム、持隆ガ兵海陸二道
ニ分チテ東河ノ江口ヨリ攻入シカバ河野通生東西ヨ
リ夾ミ攻ラレ防グベキ様モナク河ノ江世田山温泉ノ
城ヲ棄テ山中ニ逃レ匿ル、持隆國中ノ諸將ヲ降ラシ
メ四國一統ノ約束ヲ定メ遂ニ河野氏ヲ攻滅ント思フ

處大友氏ノ援兵佐賀關ヲ超ルト聞エシカバ今京畿ノ
戰定ラヌニ永ク此地ニ留リ大事ニ及バ、後難ハカル
ベカラズト兵ヲ擧テ引還ル、天文廿一年正月晴元近
江ヨリ走リテ行方知レズナリニケレバ長慶將軍ト和
平ヲナシ細川氏ニ代リテ天下ノ權ヲトル由開エシカ
バ阿波執事三好義賢モ屋形ヲ押退ケ己是ニ代ント思
ヘル氣色見エケレバ持隆國ノ奉行四宮與吉兵衛ヲ召
テ義賢ガ不忠ヲ語リ是ヲ殺ントスルノ謀ヲ告ケレバ
四宮サルコトハ思ヒナガラモ今國中三好ノ氏族多カ
ル上ニ、又義賢ガ武威敵スベカラザルヲ慮リ、此由
ヲ義賢ニ告ケレバ義賢怒リテ上郡ノ侍共ヲ召集メ屋
形ノ隙ヲ窺フ處、持隆ソレトモ知ラズ、兼テ謀ヲ定
メ義賢ガ許ヘ今日角力ヲ始ントス來リ見ルベシトイ
ヒヤリケレバ義賢病ト稱シテユカズ、事逼リヌト思
ヒテ俄ニ三好方ノ者ニ屋形御用意ノコトアリ、某日
勝瑞ヘ馳參ルベシトフレ出ス、今年八月十九日持隆
龍音寺ニ遊ビ茶ナド進ラントスル處、馳來ル兵士三
千人龍音寺ヲ圍ム持隆驚キ上下百餘人ニテ馳出ケル
ニ敵多勢ナレバ戰フベキ様モナク見性寺ニ入り家人
星相右衛門、蓮池清輔等ト自殺ス、子直之

掃部頭直之

故讚岐守持隆阿波ノ岡本美作ガ女ヲ寵
シテ生ム所ナリ、時ニ義賢君ヲ弑セシ名ヲ掩ント持
隆ガ反逆ノ罪ヲ揚テ國人ニ知シメ、直之ヲ立テ屋形
ト稱シ、其母ヲ奪フテ妻トシ細川氏ノ舊臣ヲサトシ
テ皆身方ニ屬シメ、屋形ハ名ノミニテ其權皆義賢一
人ノ手ニアリ、天正四年十二月五日ノ夜、直之其臣
仁木伊賀守林喜内ヲ伴ヒ勝瑞ヲ出テ伊井谷ニ落行、
福浦出羽守ヲ頼ミケルニ出羽守計テ仁宇山ノ奥ニ城
ヲ構ヘ細川家ノ舊臣大栗右近服部因幡守森監物栗田
右衛門中津野六郎左衛門ナド招キ集メ、番役ヲ勤メ
シメテ居タルニ、此時國人皆三好氏アルコトヲ知リテ
細川ノ屋形タルコトヲ知ズ、是ヲ以テ俄ニ來リ從フ
モノモナカリツルニ三好長治是ヲ聞テ、同五年三月
兵ヲ發シ荒田野口ニ陣ヲトリ、仁宇山ニ寄ントス、
時ニ一宮長門守伊澤越前守反ヲ謀リ勝瑞ヲ攻落セシ
カバ長治軍ヲ反シ今切ノ城ニ入ル長門守等直之ヲ迎
ヘ主將トシテ二千餘人ヲ率テ今切ニ押寄せケレバ、
長治奔リテ別宮ニテ自殺ス、時ニ矢野駿河守引田ヨ
リ馳來リ越前守ヲ擊テ是ヲ誅ス、後終ル所ヲ知ラズ、
阿波屋形ノ後コ、ニ至リテ絶ユ、

今按ニ常久當國ニ歸リ居リシトモ、又阿波ニ居リシトモ諸書互ニシルセリ、今香川郡由佐村ニ行業ト云フ地アリソコニ四方權現ト云祠アリ、相傳フ昔細川氏ノ館アリ其四方ニ鎮守ノ祠ヲ置リ、彼館取収メシ申合セテ一祠トセリ、又此村ナレハ幡宮ニ四月三日ノ祭アリ、賴之ガ母嘗テ此祠ニ祈リ賴之ヲ生メリ、ヨチ此祭ヲ始ム、三日ハ其誕日ナリトイヘリ、是等ヲ合セ思フニ讃岐屋形ハマキレモナク此地ニ阿波讃岐相兼テ居ラレシナルベシ、サルヲ後太平記ニ康暦元年閏四月常久再ビ職ヲ廢ラレ、讃岐國香東郡高松ニ贊スト云ヘルハ押アテニカ、レシナリ、イカニト云フニ此時香東郡ニ高松トイヘルハナシ、今古高松トイヘルゾ昔ノ高松ニテソハ山田郡ナリ、又外史ニ政元其族政春ノ子高國元勝ノ子澄元ヲ養フ、賴之ノ後世々管領タルヲ上ノ節ト云二弟詮春滿之世々讃岐阿波ヲ領スルヲ下ノ節ト云、猶關東ノ兩上杉氏ノ如シ政春ハ詮春ノ後元勝ハ滿之ノ後ナリトイヘリ、是亦何ノ書ニヨリテイヘルニヤ、元勝大系圖ニ見エズモシクハ義春ヲ誤レルカ、ハタ義春ヲ元勝トモイヘリシ

カ、サテ政春ハ滿國ノ後ニテ滿之トハ述ヘリ治亂記ニハ高國ヲ政國ノ子トスレド諸書ニ述ヘリ今トラズ、サルニ滿之備中守護職ニテ阿波守兵部少輔タリ子基之、基之ノ子賴久、賴久ノ子持久皆兵部少輔阿波守タリ詮春ノ後ハ前ニ記セル如ク皆兵部大輔讃岐守タリサレバ詮春ノ後ハ當國ヲ領リ滿之ノ後ハ阿波ヲ領セシヤウニモ聞ユ、今慥ナル據ヲ見ザレバ姑ク後ノ考ニ備フ、

又按ニ持隆滅ビシヨリ後ハ長慶義賢兩細川ニ代リ統治ルヲ專ラ細川氏ノ時ノ如シ、其後十河存保姑ク三好氏ノ後ヲツギ、天正ノ始ヨリ長曾我部元親四國ヲ押掠メテ從ヒ屬シムサレド三好長曾我部共ニ朝廷ノ官爵ニ預リシニモ非ズ、又將軍ノ命ニヨリシニテモナク、皆己ガ心ノ儘ニ掠メ奪ヒシナレバコレヲ守護ノ列ニ舉グベキニ非ズ、サレド置テ云ザレバ此間ノ事ノ闕ルニ似タリ故ニ今此後ニ附録シテ其闕ヲ補フ、

守タリ、文治年中源賴朝是テ阿波ノ守護トス、長清ノ子長房阿波ニ移リ三好郡ニ居ル阿波ノ小笠原ト稱ス、後今ノ氏ニ改ム長房九世ノ孫ヲ筑前守長輝ト云阿波屋形義春ノ執事タリ義春ノ子澄元ヲ輔テ細川澄之ヲ討テ是ヲ取立管領タラシム、永正五年大内義興ト百萬遍寺ニ戰ヒ軍敗レテ自殺ス、五子アリ長秀長之長光賴澄長則ト云、長光長則父ト共ニ自殺ス、長秀賴澄同十七年細川高國ト戰ヒ敗走テ伊勢ノ山田ニテ自殺ス、之長其後ヲ繼テ筑前守ト稱ス、後髮ヲ薙テ喜雲ト號ク、大永七年三月朝倉孝景ト戰ヒ北白川ニテ自殺ス之長ノ子元長晴元ヲ輔ケテ高國ヲ退ケ管領タラシメ勢大ニ振フ、叔父宗三是ヲ妬ミ香西氏ノ族柳木彈正ト謀リ伊丹ノ城ヲ攻ム、元長其城將ニ姻アリ因テ是ヲ救フ晴元柳本ヲ援テ遂ニ其城ヲ陷ス、元長怨テ國ニ歸ル高國元長ガ歸ルヲ聞テ來リテ晴元ヲ攻ム、晴元ミヅカラ悔テ元長ヲ召テ援シム、遂ニ高國ヲ攻テ追ヒ殺ス、天文元年元長柳本ガ子ヲ殺ス晴元怒ル、元長髮ヲ薙テ罪ヲ許サンコトヲ請ヒ名ヲ海雲ト改ム、晴元猶解ズ宗三從テ讒ス、同三年晴元宗三相謀リテ兵ヲ發シ海雲ヲ堺浦ニ襲ハシム、遂ニ顯

本寺ニ入りテ自殺ス、長慶ハ其長子ナリ、長慶三弟アリ、之相冬康之虎ト云、之相後義賢ト改メ豊前守ト稱ス冬康淡路ノ安宅氏ヲ嗣ギ、攝津守ト稱ス、後松永彈正是ヲ長慶ニ讒シテ殺サシム、之虎後一存ト改メ十河氏ノ養子トナリ讃岐ノ目代タリ天文十五年細川氏綱晴元ヲ攻ム、晴元宗三ヲ遣シ拒ガシムルニ勝ズ因テ長慶ヲ召ス時ニ年十九屋形持隆ノ兵ヲ掌リ武名頗ル聞ユ、父ノ故ヲ以テ晴元ヲ怨デ行カズ、弟之虎諫テ往シム兵庫ニ至リ宗三等ト兵ヲ合テ氏綱ト戰フ、宗三又長慶ヲ讒ス長慶遂ニ怨デ晴元ニ背キ氏綱ヲ輔テ晴元ヲ攻ム、時ニ將軍義輝晴元ニ輔佐セラレテ近江ニアリ、同廿一年六角義賢和平ヲ謀ル、長慶義賢ニイヘラク、我今將軍ヲ犯スニ非ズ唯右京大夫ヲ怨ルノミ今大夫ヲシテ髮ヲ落サシメ氏綱ヲ管領トシ、大夫ノ子良信ヲ氏綱ノ養子トセバ請速ニ兵ヲ収ントス、義賢其言ニ從ヒ晴元ヲシテ髮ヲ削ラシム晴元遂ニ丹波ニ奔ル、是ニ於テ義輝良信ヲ携テ京師ニ歸ル、長慶相國寺ニ入りテ將軍ニ謁見シ、氏綱ヲ管領トシ遂ニ細川氏ニ代リテ政柄ヲトレリ、時ニ長慶西國ノ商夫松永久秀ヲ悦デ大ニ是ヲ用ユ、後年老テ

楚シカバ専ラ其政ヲ任セシニ恣ニ己ガ威福ヲ張リ遂ニ長慶ヲモ押入ントス長慶ノ子筑前守長義芥川ノ城ニアリ才智父ニ劣ズ人皆望テ屬リ、久秀是ヲ妬ミ永祿六年八月竊ニ毒殺シ十河一存ノ子左京大夫義誥ヲ養子トス、長慶ヤガテ政務ヲ義誥ニ譲リ河内ノ飯盛山ノ城ニ居ラシメ其身ハ中島ノ城ニ退去ス同七年七月卒ス、時ニ長慶ノ叔父康長政康及ビ岩成左通ヲ三好ノ三黨ト稱ス、三黨久秀ト謀リ長慶ノ喪ヲ秘シテ義維ノ子義榮ヲ立テ將軍トセントス、義維ハ將軍義澄ノ次子也、義澄薨ズル時ニ細川澄元ニアツケ置リ、是ニ於テ將軍義輝ヲ攻テ遂ニ是ヲ弑シ、義誥ヲ主トシテ高屋ノ城ニ籠リ義榮ヲ阿波ヨリ迎ヘ立テ將軍トス、コレヨリ三黨大ニ其威ヲ振フ、義誥之ヲ厭ヒ逃レテ久秀ニ從ヒ、共ニ織田信長ニ詣ヒ仕フ、信長久秀ヲ悦ハズ久秀遂ニ信長ニ叛キ元龜三年義誥久秀共ニ信長ニ誅セラル、三黨モ亦前後相繼テ滅フ、

三好豊前守義賢 義賢初彦次郎ト稱シ板東郡住吉明神ノ神主タリ、武ヲ好ンテ社務ヲ事トセズ、恣ニオノガ勢ニ慕リ屢其主持隆ヲ慢リケレバ持隆思ヒテ是ヲ除ント謀ルヲ聞テ、天文二十一年兵ヲ發シテ是ヲ

滅シ、細川氏ニ代リ四國ノ政ヲ執レリ、年廿七ニテ髮ヲ落シ物外軒實体ト號ス、永祿三年三月五日和泉ニテ畠山高政ト戰ヒ、流矢ニ中リ馬ヨリ落テ死ス、年卅五、初メ義賢持隆ガ妾ヲ奪ヒテ妻トセリ大方殿ト稱ス、長治存保ノ二子ヲ生リ、存保出テ十河氏ヲ嗣グ、長治彦次郎ト稱ス幼ニ父ノ後ヲ襲ヒ放恣度ナク忍テ近臣ヲ殺ス、天正五年三月細川直之伊井谷ニアリテ其舊臣ヲ招クト聞テ安カラヌコトニ思ヒ兵ヲ發シテ彼表ニ向ヒ、荒田野口ニ陣ヲ取リケルニ一宮成助伊澤頼俊三千餘騎ヲ率テ勝瑞ヲ襲フ、勝瑞ノ守兵人少ク逃レ難クヤ思ヒケン、夜ニ入テ火繩ニ火ヲ付コ、カシコノ木ノ枝ニ結ヒ付皆シノビ、引去ケリ、長治荒田野口ニアリ是ヲ聞テ驚キ今切ノ城ニ馳歸リ人馬ヲ休フ處ニ直之ヲ大將トシテ成功頼俊ヲ始メ吉井左衛門大輔多田筑前守等二千餘騎ニテ今切ヲ圍ミケレバ長治向ヒ戰フ勢モナク、土佐泊ノ森志摩守ニ使ヲ遣シ今宵淡路ヘ渡ントス、急ギ船ヲ助任川ヘ廻スベシトイヒ遣リケレバ志摩守ヤガテ船ヲ差出セシニ折シモ三月ノ末ニテ雨イタクフヲ、夜イト聞キニ舟人迷ヒテ助任川ヘイレズ、佐古山ノ下ニ乘入

レタリ長治今切ヲ出助任川ニ來リ待程ニ舟ハ見エズ夜ハヤ明ユケバ別宮ニユキ村長ヲ召テ急ヤ淡路ヘ渡ントス、今ノ程ニ船ヲ出セト云ハ今暫シ待セ玉ヘ、舟召シマキラスベシトイフ程ニ、ヤガテ敵方ヘ注進ス、此月廿八日成功頼俊二千餘騎ニテ押寄セケレバ防ベキ様モナク自ラ腹カキ切テ死タリケリ、姫田佐渡介介錯シテ其刀ニテ自殺ス、相繼テ濱際岐守梶井又四郎原彌助三好民部少輔等同ク自殺ス、三好氏ノ後コ、ニ至リテ絶ユ、井澤頼俊遂ニ勝瑞ノ城ニ入り三好氏ニ代ントス矢野駿河守引田ニアリ變ヲ聞テ馳歸リ篠原肥前守ト共ニ兵ヲ發シテ頼俊ヲ伐テ是ヲ誅シ三好越後守河村左馬允等ト相謀リ十河存保ヲ迎ヘテ勝瑞ノ主トセントス、時ニ存保堺ノ浦ノ所司代タリ久保佐渡守ヲ遣シテ是ヲ迎フ、同六年正月三日阿波ノ撫養ニ歸リ遂ニ勝瑞ニ入ル、三好氏ノ舊臣來リ集テ拜賀シ萬歳ト呼ブ、存保使テ諸方ニ通シ統内ノ諸將ヲ從ハシム、同十年九月長曾我部元親一萬餘人ヲ率テ勝瑞ヲ圍ム、存保戰ヒ敗レテ大内郡ニ奔リ虎丸ノ城ニ入ル、元親又當國ニ兵ヲ移スト聞テ逃レテ豊臣公ニ從フ是ニ於テ元親四國ヲ定ム、

長曾我部宮内少輔元親 元親ハ秦河勝ノ裔ニテ土佐國曾我部ニ居レリ因テ氏トス、其後兄弟二人相分レテ各番美長岡ノ二郡ニ居レリ、元親ガ祖長岡ニ居レリ、故ニ長曾我部ト稱ス、父ヲ元國ト云本山吉良ナドノ諸氏ヲ滅シ始テ其地ヲ發ク、元親自ラ宮内少輔ト稱シ阿波伊豫ヲ押掠シ天正六年始テ當國ニ入り藤目ノ城ヲ攻テ是ヲ取リ、同十一年諸城ヲ降シ遂ニ一統ス、時ニ國吉甚右衛門ヲシテ西長尾ノ城ヲ守ラシメ西讃ノ陣代トシ入交藏人ヲ新居ノ城ニ置長曾我部親吉ヲ植田ノ城ニ置テ各當國ノ諸將ヲ統帥セシム同十三年豊臣公ニ攻ラレ遂ニ土佐ヲ以テ降レリ、

○名官五 守護之三

今按ニ天正十三年豊臣公四國ヲ征玉ヒシヨリカレコレニ城モタリシ輩モアルハ降リ或ハ逃レ國中一圓ニナリシカバ、擧テ是ヲ仙石氏ニ與ヘ、其中二萬石ヲ十河氏ニ分チ賜フト、此時ノコトカケル書ドモニ見ユ、サレド此時尚コレノ外ニモイサ、ケキ地ヲ領テ小城モタリシモアリツラント、豊シキナリ、サルハ高坂丹波守觀音寺ノ城ニ居テ一萬石

ヲ領テ豊臣公ノ與力役ヲ務メ、又高井下總守トイ
ヘルハ山本郷ヲ領テ朝鮮ノ役ニ從ヒシヲナドイヒ
傳ヘリ、尙又十河氏ト共ニ筑紫ニテ討死セシ香川
民部少輔羽床彌三郎安富肥前守ナド孰レモ全仙石
氏ニ從ヒ仕ヘシ人トモ聞エズ、サレド今正シキ據
ヲ見ザレバコ、ニ載セズンハ細川氏被官、及ビ古
城ノ條ナドニ罪ルヲ合セ見ルベシ、

織田信孝 將軍家譜曰、天正十年五月信長賜四國於
三七信孝ニ云々

仙石越前守秀久 初權兵衛ト稱ス美濃ノ人ナリ豊臣
公ニ從テ功アリ淡路ヲ賜リ洲本ノ城ニ居ル、天正十
年正月十河存保元親ニ攻敗ラレ虎丸ノ城ニ籠リ救ヲ
豊臣公ニ請フ、公秀久ヲシテ援シム秀久森九郎左衛
門尉ヲシテ引田ノ城ニ入シメ、二千餘人ヲ率テ來リ
テ高松ノ城ヲ圍ム、城堅フシテ落ズ思ヒラカカ、ル
小城ニカ、リ兵ヲ費スハ謀ニ非ズト退テ小豆島ニ居
ル、元親父子虎丸ノ籠ニ陣ヲトリ存保ヲ攻ルト聞テ
引田ニワタリ、森九郎左衛門尉ヲシテ與治山ノ城ヲ
守ラシメ一千餘人ヲ三手ニ分チ仙石抽解由同覺右衛
門同權平ヲ各一手ニ將タラシメ、引田ノ中山ニ伏

セ土佐ノ兵ヲ待處ニ元親香川大西ノ二氏ヲ先手トシ
テ來リ攻ム、伏兵急ニ興テ伐テカ、レバ先手敗レ立
ルヲ追立テ相戦フ元親後陣ニヒカヘタリシガ自來リ
テ是ヲ救フ、敵多兵ナレバ押立ラレテ引退クヲ勘解
由前田平兵衛其弟彦六二人ト戦ヒ死ス、權平稻吉新
藏人ト馬上ニテワタリ合戦ク味方ナク討レヌ、此
他多ク討レテ引田ノ城ニトリ籠リシカバ元親アタリ
ノ人家ヲ放火シ城際近ク寄來ルト聞テ秀久其兵ヲ數
フルニ二千ニ足ラザリケレバ得防グマジキヲ謀リ竊
ニ山ヲ下リ舟ニ乘テ淡路ヘ引退ク、同十三年三月豊臣
公紀伊ヲ征ケル時元親、谷忠兵衛ヲ使ハシ四國中ヲ
ギ侍リヌ、今是ヲ賜ハリ玉ハ、御方ニ參リマツラン
トイヒケレバ、阿波伊豫讃岐ノ三國ヲ奉ルベシ、サア
ヲバ土佐一國ハ賜フベク答ヘ玉フテ元親從ハザリシ
カバ大和中納言秀長三好中納言秀次ヲ大將トシ畿内
ノ六萬餘人ヲ率テ阿波ニ向ヒ吉川元長小早川隆景ハ
安藝ノ兵四萬人ヲ率テ伊豫ニ向ヒ浮田八郎秀家ハ備
前美作ノ兵二萬三千人ヲ率テ蜂須賀彦右衛門尉正勝
黒田官兵衛尉孝高ヲ檢使トシ石仙秀久尾藤知定杉原
定次小西行長各一軍ニ將トシ當國ニ向ヒ四月廿六日

屋島ノ浦ニ押ツタリ、北ノ峯ニ旗ヲ並立、高松ノ城ニ
押ヨスル、時ニ秀久諸將ニイヒケラク我去年二千餘
人ニテ此城ヲ攻ツルニ落サズ止ムルヲ今ニ恨ミ思
フナリ、今ハ我手ニ賜ハリヌベシトテアタリノ木ヲ
伐リテ堀ヲ埋メ足代トシ一時ニ攻上ル、城將高松左
馬助百餘人ニテ是ヲ守ル、香西伊賀守カ將唐人彈正
片山志摩百餘人ヲ率テ來リ輔ク、城中纔ニ二百餘人
死守シテ是ヲ拒グ、敵ノ大軍洩ス所ナク圍ミヌレバ
間モナク乘入り城兵一人モ殘ラズ攻討レヌ此城香西
ヲ去ルコト纔ニ四里ニテ海越ニ見ユル處ナレバ援兵
ヲ出サンニモヤガテ我城ニ寄來ル勢ナレバ此燧ヲ望
ミ見テ旗ヲ卷テ降ントゾ待居ケル、黒田孝高山田郡
ノ郷人ヲ召テ國中ノコトヲ問ヒシカバ近來皆土佐方
ニ降り大名トモ云フベキハ香川ト香西トナリ、昔ハ
三千人計モモタリシカド今ハ其半ニモタラズ土佐方
ニテハ國吉甚右衛門一千餘人ノ兵ヲ以テ西長尾ヲ守
リ長曾我部右兵衛尉細川源左衛門尉、元親ノ名代ト
シテ植田ノ新城ヲ守リ一千五百餘人ヲ率ヒ從ヘリ、
サテ元親ハ阿波ノ大西邑白地ニ居テ此城ノ後援ヲシ
玉フト聞エ侍ルトイヒシカバ、サアラバ植田ヲ攻ベ

シト、孝高浮田家ノ兵將五頭五千餘人ヲ率テ植田ニ
向フ、由良池田ノ城兵是ヲ見テスハヤ敵來ルゾト植
田ヲ指テ亂レ走ル孝高走テ追テ植田ニ至リアタリヲ
見メグリテヤガテ引舉テ立歸ルヲ細川源左衛門尉前
田平兵衛等鐵砲ノ手二百人ヅ、從ヘ孝高ヲ追討ント
ス、孝高カヘリ見モセズ高松ノ陳ニ歸リ諸將ニ語リ
ケルハ當國ノ諸城ヲ量リ見ルニハカト、シキ者モ侍
ラズ、皆小城ニテ攻落ストモ功ニ立ベカラズ速ニ阿
波ニ入り秀長ト相謀リ元親ヲ攻トラバ其他戰ズトモ
願ヌベシトイヒシカバ諸將此議ニ從ヒ兵ヲ舉テ阿波
ニ趣キケリ、元親是ヲ聞テ我難日ニ思ヘラク、浮田
氏ハ大兵ヲ以テ驕リ仙石氏ハ去年ノ敗レニ怒リヌベ
シ、故ニ由良池田ノ餌兵ヲ以テ植田ノ城ニ誘ヒ來ラ
シメ大西ヨリ餘越ヲノ間道ヨリ手ヲ分チ夜戰ヲ以テ
敵ヲ前後ヨリ夾撃テ一戰ニ追崩シ日來ノ軍功ヲ顯シ
上方勢ノ目ヲ驚カサント謀シニ、黒田ノ古兵ニ見知
ラル、ノ口惜サヨトテ羽津ニ陣ヲ移シ拒守ルノ備
ヲゾシケル、五月中旬國吉三郎兵衛中内源兵衛入交
孫左衛門伊豫川江城主妻取采女等阿波ノ脇町ヨリ大
山越シテ植田ノ兵ニ馳加リ三千餘人香西氏ノ藤尾ノ

城ニ來リ集ル、サテ阿波ノ有様ヲ伺ヒツルニ、備前之
 キニヨリ入交孫左衛門イヒケルハ、西長尾城ハ元
 親常ニ三年ノ糧ヲ蓄ヘ置ル由聞ケリ、彼城ニ引移リ
 テ相待ントイフニ各コレ然ルベシト其用意ヲシケル
 ニ、香西伊賀守城ヲステ家ヲ明テ軍ニ從フハ古ニモ
 聞ナラハヌコナレドカ、ル折ニ遇ツルモ時ノ不幸ナ
 リ各妻子ハサリヌベキ人附テ山里ノ見知ラレヌ處ニ
 隠スベシ我常ニ安原村ノ民ヲ厚ク惠シハカ、ル時ヲ
 慮リテナリ、先是ヘ逃レ避シメ城下ノ者ハ垂水乃生
 木澤青海ナドノ奥ニ逃レ去レ、サテイツモ百人連ル
 者ハ廿人ノ積ニシテ西長尾ニ移ルベシトイヒケレバ、
 中飯田備中守我居城平地ニテ守ルコト難シ、子女
 ヲ室山ノ城ニ籠ラシメテ明日來リテ相伴ヒ奉ラント
 テ唯一騎手廻リ廿人從ヘテ出ル處ヲ國吉三郎左衛門
 此持口ヲ棄テ落ル者アルゾ、討留來レト下知シケレバ
 五十人バカリ追掛落人遁サヌゾト聲ヲカクルニ、イ
 ヤ落人ニテハ侍ヲヌシカ、ノコニテ明日又歸來ル
 ゴトイフヲ聞モイレズ、討掛ルニ中飯田モセンスベ
 ナク、馬ヨリ下リ鎧引向ケ八人突臥シ其身モウタレ
 テ死セリケリ、伊賀守是ヲ聞テ大ニ怒リ國吉ヲ討取

テラントセシヲ妻取采女トリ部メテ遂ニ定メ如ク西長
 尾ニ移リケルガ、此城モ三千人計籠ラル積リニ、シオ
 キタレバ今集ル處一萬人ニ及ブ、故ニ入ベキ様モナ
 ク又アタリニ家居モ稀ナレバ、トカクシテ雨ヲ凌ギ
 夜ヲ明シケル程ニ、元親ヨリ使來リ阿波ニモ糧餉乏
 クノイト困リ、今集ル諸將各便アラン處ニ引トリ後
 ノ成行ヲ待ベシトアリケレバ、各相別レテ我持城ニ
 引退ク、追々土佐方利ヲ失ヒ此月十九日谷忠兵衛ノ
 計ヲヒニヨリ阿波伊豫讃岐ノ三國ヲ差出シテ降リケ
 リ、コ、ニ於テ豊臣公秀久ヲ賞シテ當國ノ守ト定メ
 玉ヒ、十河存保ニ山田郡二萬石ヲ分チ賜フ、秀久鶴
 足津ノ古城ヲ修メ國中ノ政ヲ執玉フ、時ニ世尙靜カ
 ナラズ、年ノ貢モ程々ニ奉ル者ナカリシカバ、其渠師
 ヲ捕ヘ釜ニテ煎殺シ又安原村ノ民香西氏ノ家族ヲ匿
 スアリ誘ヒ出シテ磔アルハ首ハチナド程々ニ罪行ヒ
 シカバ、民恐レテ漸服ヒケリ、十四年十月廿八日豊
 臣公秀久ヲシテ豊後大友義統ヲ援テ島津義久ガ貢奉
 ラヌヲ責シム、十河存保土佐長曾我部元親等ト共ニ
 六千餘人ヲ率テ豊後ニ押ワケリ、大友氏ノ居城佐伯
 ノアタリニ上原ト云處アリ、ソコニ城ヲ築テ立籠リ

島津義久ガ許ヘ豊臣公ノ命ヲ傳ヘテ早ク私ノ軍ヲ止
 メ京師ニ上リ、朝廷ヲ拜ミ奉リ貢奉ルベシトイヒ遣
 リシカバ、義久大ニ怒リ我ニ命アラバ近衛殿ヨリ傳
 ヘ玉フベケレ、オカデ猴冠者ガ言ニ從フベキト、其
 子中務大輔新納武藏守等ヲ二萬五千人ヲ率テ豊後
 ノ南郷ニ入ラシメ利光宗魚ガ城ヲ攻テ陷ル、秀久義
 統ト謀リ軍ヲ舉テ宗魚ヲ救フ中務大輔等利光ノ城ヲ
 棄テ我軍ニ馳向フ、元親三千人ヲ三手ニ分チテ敵ノ
 先手ト戰フ敵敗レ走ル、二ノ手佐古口ト云處ニ寄來
 ルヲ我先手十河存保五百餘人香西縫殿香川民部少輔
 寒川七郎安富肥前守大比羅伊賀守三野菊右衛門佐藤
 志摩介同掃部助羽床彌三郎ナド五百餘人都合一千余
 人馳向ヒ彼是備ヲ亂シテ攻戰フ、敵少シ引色ニ見ユ
 ル處ヲ迫リ伐テ利光川ニ追退ク、秀久是ヲ見テスハ
 ヤ敵敗走ルヲ追詰テ慶ニセヨト諸將ニ下知ノ攻寄ル
 ル處、敵ノ新手村隠ヨリ横筋違ニ打テ出散々ニ突立
 ラレ我軍亂レテ大ニ敗ル十河存保元親ノ子信親ト共
 ニ敵ノ中ヘ馳入リテ數百人ヲ討テ戰死ス、此他香川
 安富羽床阿波ノ矢野河村等ノ諸將數十人名アル勇士
 數百人總兵一千餘人皆討死ス、秀久逃レテ高野ニ入

ル、コ、ニ於テ尾藤知宜ヲシテ當國ニ守タラシム、
 秀久後再び召レテ小田原ヲ伐時從フテ功アリ、信濃
 小室ニテ五萬七千石賜フ、
 十河民部大輔存保 初孫六郎ト稱ス三好豊前守ノ次
 子ナリ十河一存養ヲテ子トス天正五年三好長治伊澤
 越前守ニ攻ラレテ自殺ス矢野駿河守軍ヲ發シ越前守
 ヲ誅シ存保ヲ迎ヘテ勝瑞ノ主トセントス、時ニ三好
 軍人チシテ十河ノ城ヲ守ラシメ出テ堺ノ所可代タリ
 和泉河内二國ノ政ヲトレリ世ニ應殿ト稱セリ、六年
 正月阿波ニ歸リ三好氏ノ後ヲ襲フ十年元親ト戰ヒ敗
 走リテ虎丸ノ城ニ入ル因テ豊臣公ニ屬テ元親ヲ討ン
 コトヲ請フ、十三年豊臣公諸將ヲ四國ヲ伐シム存保
 ヲ前導トス四國平グルノ後山田郡二萬石ヲ賜ヒ西尾
 城ニ居ラシム、十四年仙石氏ニ從ヒ豊後ニワタリ上
 原ニ居ル、時ニ島津中務大輔利光ノ城ヲ攻ルト聞テ
 仙石氏ト謀リ利光ノ後詰セントス、存保諫ムルヤウ
 ハ敵ハ眼ニアマル大軍ナリ我寡兵ヲ以テ後詰ヲナン
 平陸ノ戰ヲナサバ勝ベクモ思ヘラス願ハ壘ヲ固クシ
 テ敵ヲ待受彼來リ討ハ一戰ニ打取ルベシト、辭ヲ盡
 ノイヒケレド仙石氏從ハズ各同心ナクバ我一手ニテ

後詰スベシトヤガテ討出ルニヤムコトヲ得ズ、五百餘人ヲ率テ先手ニ加ハリ奮撃テ相戦ヒ利光川へ追退ク時ニ敵ノ勢ヲ察シ仙石氏ノ陣ニ馳テ今敵ノ先陣破ルト雖トモ後陣ノ兵村々ニ滿居レリ川ノアナタニ伏兵アルベシ川ヲ越テ彼ガ謀ニ陥ベカラズ此勝ヲ幸ニ軍ヲ収メ陣ヲ固フシテ相待ベシトイヒケレバ、仙石氏大ニ怒リ此勢ヲ以テ敗卒ヲ糜ニセザレバ又備ヲ立ベシ急ニ追掛ベシト下知スルニ存保陣ニカヘリ郎從數人ヲ召テ汝等早ク國ニ歸リ千松丸ヲ秀吉公ノ見參ニ入奉レ我カクイヒシコ能聞エ置ベシトイヒ捨テ、川ヲ渡ル、島津方村陰ヨリ打テ出一戰ニウチ崩サレ散々ニ敗レ走ル、存保息ノ限リ奮ヒ戦ヒシガ遂ニ戰死ヲ遂ニケリ、年卅三、子千松丸マダ幼ニヨリ生駒親正預リテ養ヒシ程ニ九州平グルノ後召連テ秀吉公ニ拜謁シカバ、秀吉公存保ノコトヲ語リ玉ヒ知行ハ何程賜フルゾト問ヒ玉フニマダ童形侍レバ鼻紙代トシテ三千石與ヘ侍ルト答ヘケレバ、存保ガ子ニ三千石ハ誠ニ鼻紙代ナリトノ玉ヒテ氣色ヨクモ見エザリケリ、時ニ親正ノ甥大塚采女モ相伴ヒシニ采女ハ十四歳千松丸ハ十三歳ニテアリシガ秀吉公二人ノ能ラ

見玉ヒ、采女ガコト何トモノ玉ハズ千松丸ヲ褒玉ヒテ父ニモ劣ルマジ早ク人トナリナムカトノ玉ヒテイト憐レニ思ヒ玉フ氣色ナリシガ、國ニ歸リテ程ナク毒殺ニ合ヒシトナム采女方ノ所爲ナラムトゾ聞エシ、存保ガ跡ダニ立バ香川民部少輔羽床彌三郎安富肥前守ナドノ後ヲモ立玉フベクトリナサムトイヒシ人モ有シカド、千松丸カク世ヲ早ウセシカバ其餘ノ輩ヲ取立ル人モナクナリケレバ此人ノ死セシハ十河一家ノ不幸ノミナラズトテ惜マヌ人ハナカリケリ、山田郡ハ神櫛王ヨリ譜代ノ民ナレバ千松丸ガ死セシヲ悲ミテ小歌ニ作り「命すつるも子故にすつれ、けあげなれとよ千松丸」ト奴婢ニ至ルマデウタフテ涙ヲ流シケリ、十河ノ郭外ニ淨土寺アリ存保千松丸ノ位牌ヲ設ケ領内ノ民是ヲ祭ルト云、
 今按ニ二川分流記ニ永祿八年二月十七日三好勢ト泉州勢ト戦ヒシ首注文ニ十河千松丸ノ手ニ打取ル首四ツトアリコハ存保ガ子トハ聞エズモシクハ存保ガ幼字モシカイヒシナルベシ、
 尾藤左衛門尉知宜 初甚右衛門ト稱ス天正十五年正月豊臣公ノ命ヲ受テ來リテ當國ノ守タリ、時ニ豊臣

公自出テ嶋津氏ヲ討玉ハントテ知宜ヲシテ大和大納言秀長ニ從ヒ軍事ヲ謀ラシム、今茲二月朔日三千人ヲ率テ豊後ニ至ル秀長軍ヲ進メテ高城ニ押寄ス、嶋津兵庫頭後詰トノ宮部善祥坊ノ陣ニ寄來リ迫リ戦テ大ニ戦フ、宮部氏防ギカ子テ難義ニ及ビケルヲ家臣南條玄球來リ救フ、敵是ヲ見テ大軍寄スルト思ヒ散々ニ敗レ走ル、秀長是ヲ聞テ追撃テ幾ントス知宜諫テ是ヲ止ム、程ナク島津氏平ギケレバ秀長戰ハズシテ高城ヨリ歸リ登ル、豊臣公赤間關ニ歸リ玉ヒ高城ノ軍ノヤウヲ聞玉ヒ善祥坊ガ陣ニ寄來リシトキナド追撃テ兵庫守ガ首ハ得ザリシヤトノ玉ヒシカバ、知宜強テ止メシニヨリカナク追討ニ及バザリシト人々聞ユルニ、知宜ヲイタク谷メ玉ヒ遂ニ國ヲトリ放チ生駒親正ニ賜フ

今按ニ三河後風土記ニ知宜光房トシ豊鏡ニ尉ヲ佐トアリ

生駒雅樂頭親正 親正ハ其先鎌足公ヨリ出公ノ十三世ノ孫ヲ爲義ト云大和ノ生駒村ニ居ル因テ氏トス、曾祖宗家文明ノ中尾張ニ移リ小折村ニ居ル宗家ノ子ヲ豊政ト云子ナシ土田氏ノ子ヲ養フ親重ト云親正ハ

其次子ナリ初其助ト稱ス後左近大夫ト改ム豊臣公ニ從ヒテ功アリ、天正十二年五月十日織田信雄ノ所領ヲ分チテ伊勢ノ神戸ノ城ヲ玉ヒ從五位下ニ叙シ雅樂頭ニ任ズ、其後播磨國赤穂ニテ六萬石ヲ賜フ十五年八月當國ヲ賜ハリ引田城ニ入レリ、此地東部ニヨルヲ以テ香川郡備原ニ築キテ移ル名ヲ高松ト改ム鎮西關東ノ軍ニ從ヒ又朝鮮ノ事起リテ五千餘人ヲ率テ彼國ニ押渡リ、虜百余人ヲ捕ヘテ還ル明ノ和親破レ再ビ軍起リシカバ息男讃岐守一正朝鮮ニ押渡ル、豊臣公薨ジ玉フ年中村式部一氏堀尾帶刀吉晴ト同ク中老職タリ、慶長八年二月十三日卒ス年六十九嶋田新寺ニ葬ル、海依弘憲大禪門ト諡ル嗣子一正後ヲ襲フ、或云親正石田氏ノ招キニ從ヒ自軍ヲ率テ細川幽齋ガ田邊ノ城ヲ攻ム、時ニ 宣旨アリテ其圍ヲ解シム、石田ノ軍敗ルト聞テ罪ヲ畏レ高野山ニ逃レ終ニソコニ終ル火葬シテ遺骨ヲ島田新寺ニ葬ルト云ヘリ

讃岐守一正 慶長五年大將軍陸奥國會津ニ向ハセ玉フ時、一正御供ニ侍ヒケル、時ニ大坂ノ軍起リテ一正ガ男左近大夫正俊ハ大坂ノ催促ニ從ヒ丹波ニ向

フ、一正固ヨリ東國ニアリテ御方ニ參リケレバ海道ノ前驅シテ關東ニ戰フ、功ヲ以テ父親正子正俊カ耶ヲモ問セ玉ハズ、同六年五月改メテ所領ヲ一正ニ賜フ、同十三年家ヲ關東ニ移ス、是大名ノ妻子ヲ關東ニ移ス初ナレバ大將軍御威斜ナラズ公役ヲ許サル、十五年二月十八日卒ス年五十一一作六法泉寺ニ葬ル、玉龍院安岫崇泰大禪定門ト謚ル又慶山ト號ス、四男二女アリ長子正俊次甚助次甚内次左門、正俊後ヲ嗣甚助大坂ノ軍ニ死ス甚内入谷外記ノ後ヲ嗣左門五千石ヲ賜ヒ家老タリ、長女猪熊大納言ニ嫁シ次女近藤美濃守ニ嫁ス、

今按ニ藩翰譜ニ慶長十七年從四位下ニ叙シ大坂ノ戰ニ從ヒ、元和元年五月六日三十八歳ニ卒ス、其子壹岐守高俊嗣トアリ年月ハイヅレニモアルベケレド、慶長五年子正俊ノ年十五歳ナレバコ、ニ三十八トアルハ誤リシルケレバ、今生駒記ニ從フ、サテ正俊ヲ載セズノ壹岐守高俊嗣トアルモ生駒記ト違ヘリ、コハ正俊石田氏ニ從ヒシ罪ニヨリ代ニタ、ザリシニヤカトモ覺シキナリ、サレド高俊ヲ一正ノ嗣トシテハ今少年曆カナハズ又三河後

風土記ニ生駒左近大夫正俊讚州高松城主丸龜持分也、後支村讚岐守ト號スト見ユ、支村ト云フイカナル由カ心得ラレド正俊讚岐守タリシ一明カナレバ是亦生駒記ニ從ヘリ、

讚岐守正俊 初左近大夫ト稱ス從四位下ニ叙ス元和七年六月五日卒ス年卅六、法泉寺ニ葬ル法泉院機舛崇光大居士ト謚ル、一男三女アリ嗣子小法師ト稱ス年纔ニ三歳、男藤堂氏ニ助ケラレテ後ヲ襲フ、長女藤堂内匠ニ嫁シ次松平石見守ニ嫁シ次藤堂宮内ニ嫁ス壹岐守高俊 初小法師ト稱ス寛永十年年十五藤堂氏ニテ元服ヲ加ヘ名ヲ高俊ト改メ從四位下ニ叙シ壹岐守ニ任ズ家人等ガ所起リテ國治ラザリシカバ同十七年所領収メラレ子左近大夫ニ出羽國由利ノ郷矢島ニテ一萬石ヲ賜ヒテ移サル萬治元年六月六日卒ス自性院芳岩道榮大居士ト謚ル左近大夫二男アリ兄ヲ主殿弟ヲ權佐ト云、父卒スルノ後兄弟所領ヲ分ツト云、青山大藏大輔幸成 寛永十七年八月勘定頭伊丹播磨守勘定小頭能勢四郎左衛門大目附井上筑後守目付水野藤左衛門花房勘右衛門徒目付萩野金右衛門等ト共ニ來リ高松ノ城請取玉ヒ國ノ政ヲ執行ヒ明年十月去

ル

今按ニ剛齋行狀記ニ寛永十二年乙亥、應ニ青山幸成之招ニ往ニ攝江ニ云々、十七年庚辰秋從ニ幸成ニ之讚州ニ經ニ州郡之名區ニ而作ニ讚州歷覽志ニ十八年辛巳、重從ニ幸成ニ之讚州ニ十九年壬午秋之ニ武江ニ二十年癸未春二月、幸成幸ニ子武江トアリ、是ニヨレバ再ヒ來リ玉フナリ、

一柳丹後守直重 松平美作守定房 大内寒川三木山田香東等ノ五郡一柳氏、香西南條北條鶴足等ノ四郡松平氏、寛永七年九月ヨリ同十九年四月マデアツカリ治ム、

加藤出羽守泰興 那珂多度三野豐田等ノ四郡寛永十七年ヨリ明年七月マデアツカリ治ム、

山崎甲斐守家治 家治ハ宇多天皇七世ノ孫佐々木兵庫助經方ノ四男四郎大夫家行ノ子六郎憲家ノ後ナリ、憲家頼朝公ニ仕ヘ近江國犬上郡山崎ノ城ニ居ル因テ氏トス、數傳シテ左馬允家盛ニ至リ豊臣公ニ仕ヘテ功アリ、天正十一年攝津國三田城ヲ玉ハリ二萬石ヲ領セリ、東西ノ軍起リシ時其身大坂ニアリナガラ東國ノ御方タルニヨリ因幡國若櫻ノ城ヲ玉ハリ

テ移ル、慶長廿九年十月八日卒ス年四十八、家治ハ其子ナリ父ノ後ヲ受テ大坂前後ノ軍ニ功アリ元和三年備中成羽城ヲ賜フテ移ル、寛永十五年肥前國天草郡ニテ三萬八千石ヲ領シテ富田城及ビ松倉長門守重次ガ飲所道具石火矢數十挺鐵砲數百挺大小ノ船數十艘ヲ賜フ、同十八年九月丸龜ノ城ヲ賜ヒ多度三野豐田等ノ三郡又那珂郡ノ内地方中府鹽屋津森今津田村山北倉櫛梨佐文西七ヶ村鶴足郡ノ内土居村凡テ五萬三千石ヲ領セリ、慶安元年三月十七日卒ス、年五十五桂岩院殿正溪遊覺大居士ト謚ル、子俊家其後ヲ襲フ次子豊治勘解由ト稱ス治賴ノ世ニ至リ所領六千石ヲ分チ與ヘテ仁保ニ居ラシム、山崎氏絶ルノ後萬治元年備中成羽ニテ五千石賜フ、

志摩守俊家 慶安四年十月廿八日卒ス年卅五興源院殿宗泉瑞覺大禪定門ト謚ル子治賴嗣、

虎之助治賴 明曆三年三月六日卒ス、年八歳嗣ナシ後絶ユ、

多羅尾久右衛門 今井彦右衛門 下曾根三十郎 仁賀保内記 丸龜城代トシテ代官多羅尾久右衛門今井彦右衛門目附下曾根三十郎仁賀保内記等慶安四年ヨリ

萬治元年三月廿五日迄、山崎氏ノ闕所ヲ領治メ玉フ、

○名官六 守護之四

刑部少輔從五位下源高和君 君姓ハ源氏ハ京極其先
宇多天皇ヨリ出 天皇ノ第七子ヲ 敦實親王ト云
寛平四年壬子正月朔日生レ玉フ嘗テ幣ヲ近江國佐々
貴神社ニ奉リ安胎ヲ祈ル生レ玉フノ日鶴龜産屋ニ入
ル故ニ 鶴龜皇子ト稱ス一品ニ叙シ式部卿ニ任ズ仁
和寺宮ト號ス、音樂和歌蹴鞠馬鷹等ノ藝ニ至リ習テ
通ゼサルナシ、最和琴ニ妙ナリ流泉啄木等ノ秘曲、
親王ヨリ世ニ傳フト云康保三年二月二日薨ズ御年七
十五近江國蒲生郡小淺井村ニ葬リ佐々貴神社ニ配セ
祭リ玉フ、世子雅信君嗣承平六年正月從四位ニ叙シ
始テ源姓ヲ賜フ、永延元年從一位ニ叙シ轡車ヲ聽サ
ル、正曆四年七月廿九日薨ズ、御年七十四官右大臣
大子傅ニ至ル正一位ヲ贈ル世ニ一條又應司殿ト稱
ス、音律和歌等ヲ嗜ミ玉ヒ並ニ其妙ヲ究ム和歌新古
今集ニ載ス、長子時中綾小路ト稱ス參議正二位大納
言按察使ニ至ル、次子 扶義君近江權守タリ是ヲ近
江佐々木ノ祖トス、君能ク文武ノ道ニ通ズ、初 宇

從ハシム、治承四年四月朔日高倉宮ヨリ平相國ヲ追
捕スベキノ令旨ヲ佐々木ノ一族ニ賜フ、四郎高綱ヲ
以テ令旨ヲ關東ニ傳フ、同年十月二十三日賴朝公ヨ
リ木領ヲ安堵セシメ、佐々木莊ニ歸リ住玉フ、元曆
元年七月十九日平氏ノ殘黨富田進士家助、壬生野新
源次能盛、平田家繼、前兵衛尉家能入道家清、前出守
守信兼等ト甲賀郡上野村ニ戰ヒ家助家能家清家繼等
ヲ討取リ從類九十餘人ヲ殺テ戰死シ玉フ、御年七十
三功ヲ以テ近江權守ヲ贈ル、世子 定綱君嗣從五位
下ニ叙シ左衛門尉ニ任ズ、佐々木管領ト稱ス、賴朝
公ニ從ヒ大ニ信任セララル、屢戰功アリ 後鳥羽天皇
宣旨ヲ賜ヒ功田萬町ヲ賞賜ス、元久二年四月九日
逝去御年六十四鎌倉ノ西山ニ葬ル、世子 廣綱君嗣、
二郎經高三郎盛綱四郎高綱並ニ世ニ盛名アリ 廣綱
君亦賴朝公ニ信任セララル、承久三年五月十五日 勅
ヲ奉テ大夫尉光季ガ高辻京極ノ家ヲ襲テ是ヲ滅ス、
因テ其家ヲ賜フ、同六月十二日宇治ニ向ヒ防ギ戰フ、
十四日官軍利アラズ、世子維綱戰死シ、 廣綱君因
ハレ玉フ、七月二日逝去、二男爲綱三男親綱終ル所
ヲ知ラズ、四男勢多加丸罪セラレテ死ス、 定綱君

多天皇ト部氏ヨリ傳フル處ノ神道ヲ以テ祖父王ニ傳
フ、親王是ヲ雅信君ニ傳フ、 雅信君 扶義氏ニ傳ヘ
以來世々相傳フト云、長德四年七月廿六日逝去、御
年四十八志賀郡天台山ニ葬ル官左大辨兼大藏卿ニ至
ル、二子經賴成賴、成賴君始テ近江國ニ遷リ玉ヒ佐
々木莊ニ住リ、康平七年七月九日逝去御年八十九、
志賀郡比良山ニ葬ル、治暦元年正三位左大辨ヲ贈リ
比良大權現ト齋ヒ祭ル、世子 義經君嗣、永承六年鎮
守府將軍源賴義ニ從ヒ安部賴時ヲ討玉ヒ功ヲ以テ從
五位下ニ叙シ近江守ニ任ズ、永保元年十一月三日逝
去御年六十一比良山ニ葬ル、世子經方君嗣從五位下
式部大輔タリ、承久三年十月十五日逝去御年六十二
先塋ノ側ニ葬ル、世子 季定君嗣近江國追捕使タ
リ、天承元年九月十七日逝去御年五十蒲生郡長光山
ニ葬ル 君和歌ヲ善ク載セテ千載集ニアリ、世子
秀義君嗣 源三ト稱ス、保元ノ亂ニ大ニ武略ヲ振フ、
世ニ惡源太ノ十六騎ト稱ス其一人ナリ、此時平相國
ノ爲ニ佐々木莊ヲ沒收セラレ家ヲ舉テ陸奥國ニ趣キ
押領使秀衡ヲ頼ント相模國ニ至ル、澁谷莊司迎ヘ
テ茲ニ留ム、時ニ子息定綱盛綱等ヲシテ源賴朝公ニ

ノ四子、信綱君嗣、賴經將軍ニ仕ヘ屢戰功アリ、寛
喜四年近江守ニ任ズ、是ヨリ前ニ建久二年閏七月廿
六日武藏右衛門尉朝雅ヲ討ノ功ニヨリ、後鳥羽天
皇御感アリテ寄懸ノ紋ヲ賜フ、時ニ 先公 經方君
ヨリ四日ノ旌號ヲ用ユ、此ニ至リ聊其形ヲ改メ玉フ
是今ノ四日結ナリ、承久二年七月廿六日薨髮シテ經
佛ト號ス、承久ノ亂ニ宇治川先登ノ功ヲ以テ尾張國
長岡ノ地頭職タリ、仁治三年三月六日逝去御年六十
一、蒲生郡老蘇村ニ齋ヒ祭リ老曾明神ト云、長子重
綱近江國甲賀郡大原莊ニ居レリ大原氏ト稱ス、二男
高信高島二郎右衛門ト稱ス隱岐守ニ任ズ、三男泰綱
元久年中右衛門佐朝雅追討ノ功ニヨリ六角東洞院朝
雅ガ館ヲ賜ハリ移リ住リ因テ六角ト稱ス、後近江國
南方ヲ領シ勢稍盛ナリ、八世義賢ニ至リ永祿十一年
九月織田信長ニ滅サル、四男氏信君嗣、賴經公ニ仕
ヘ近江守ニ任ジ評定衆タリ、近江國愛智犬上坂田伊
香淺井高島等ノ六郡ノ守護及尾張國豐浦莊一萬貫ヲ
食シ京極ノ館ニ居玉フ、因テ是ヨリ改メテ京極ト稱
ス、又謙倉桐ヶ谷ニ住リ故ニ桐谷トモ號ス、永仁三
年五月三日逝去御年七十六、坂田郡柏原莊ニ葬ル清

龍寺殿ト稱ス、一寺ヲ造立シ以來葬地ト定ム、長子
 賴氏桐谷ニ居レリ遂ニ讓ヲ受テ別ニ家ヲ立、二男純
 賴三男滿信並ニ早世、四男宗綱君嗣能登守ニ任ズ、
 永仁五年九月十日逝去御年五十、長子祐信父ノ意ニ
 叶ヒ玉ハズ、二男時綱早世三男 貞宗君嗣嘉元二年
 五月八日逝去御年十九嗣ナシ、叔父從五位下佐渡守
 滿信君ノ嫡子宗氏君嗣、人ト爲リ閑雅ニシテ智畧ア
 リ和歌ヲ善ス續千載後拾遺新千載等ノ諸集ニ載ス、
 元德元年七月十六日逝去御年六十一、御弟宗滿黑田
 ト號ス尼利氏ニ仕ヘリ、七世職隆ニ至リ氏ヲ小寺ト
 改メ美濃守ト稱ス、子孝高黑田官兵衛ト稱ス、其子
 長政ニ至リ慶長五年筑前國福岡ノ城ヲ築キ世々是ニ
 居レリ、長子定信池田太郎左衛門尉ト稱ス、三男貞
 氏鏡左衛門尉ト稱ス、四男 高氏君嗣從四位下ニ叙
 シ佐渡守ニ任ズ、嘉曆元年薨髮シテ名ヲ道譽ト改ム、
 足利氏ニ從ヒ屢戰功アリ故ヲ以テ頗ル信任セラレ
 應安元年八月將軍義滿月見會ニ執事賴之ノ次ニ列ス
 ト云、同六年八月廿一日逝去御年七十八、長子秀綱
 康安元年九月廿八日攝津國渡邊ニテ楠和田等ト戰ヒ
 死ス、二男秀宗貞和四年大和國水越寺ニテ戰死ス、

三男 高秀君嗣將軍義滿ニ仕ヘ寵遇父祖ニ劣ラズ、和
 歌ヲ善ス新千載新拾遺新後拾遺等ニ入レリ、應安元
 年十月評定衆タリ官從四位下大膳大夫ニ至ル、明德
 二年十月十一日逝去御年六十四、世子 高詮君嗣、從
 五位下治部大輔タリ、明德三年正月内野合戰ノ軍功
 ニヨリ出雲隱岐等ノ兩國ヲ賜ハリ近江國故ノ如シ、
 應永五年十一月山名一色赤松等ノ諸氏ト同ク侍所ノ
 司タリ時ニ四職ト稱ス、同八年九月七日逝去御年卅、
 君其三弟高久ニ近江國犬上郡甲良尼子ノ二郷ヲ讓
 リ尼子左衛門尉ト稱ス、其後出雲國出雲郡千卷北別
 所及大原郡近松等ノ諸郷ヲ加ヘ賜フ、數世ノ後出雲
 伯耆ノ間ニ盛ナリ、世子 高光君嗣、應永十八年飛
 騨國司藤原尹繼追討ノ勅旨ヲ蒙リ、御弟高數ヲ遣シ
 是ヲ討シム、功ヲ以テ飛騨國ヲ加ヘ賜フ、同二十年八
 月十九日逝去御年三十九、世子 持高君嗣、將軍義
 持偏諱ヲ賜フ、因テ 持高ト稱ス、永享十一年正月
 十四日逝去御年三十九、嗣ナシ、三弟 持清公嗣、
 將軍又偏諱ヲ賜フ此後以テ例トス、此時出雲隱岐飛
 騨近江等ノ四國ヲ統領シテ權勢頗ル振フ、屢戰功ア
 リ、應仁ノ亂ニ一萬騎ノ將タリ、官從四位上大膳大夫

ニ至ル、文明四年八月四日逝去御年六十四、世子
 勝秀君嗣、應仁二年六月十七日逝去御年三十六、世
 子尙幼ナリ二弟 政光君嗣、文明三年十一月十二日
 逝去、御年廿四、時ニ 勝秀君ノ世子高清君病ニカ
 ハリ尙立ヲ得ズ、御弟 政經君嗣御相伴衆タリ功
 ヲ以テ將軍義尚ニ信任セラレ官從五位下大膳大夫ニ
 至リ佐々木氏ノ總領タリ、文龜二年十月二十三日逝
 去御年五十、勝秀君ノ世子高清君嗣病ニ罹リ在京ヲ
 得ズ坂田郡伊吹山ノ麓大平寺ノ城ニ移リ居玉ヒ薨髮
 シテ梅叟ト號ス永正六年城ヲ上平寺ニ移シ桐城ト號
 ク屢淺井氏ト戰フ病ニヨリ軍事心ニ任セス同十四年
 二月十六日逝去御年五十八、世子高峰君嗣六角定賴
 ト相謀リ淺井氏ト戰ヒ軍屢利アラズ、此時ニ至リ出
 雲隱岐ノ兩國ハ守護代尼子經久晴久等ニ奪ハレ飛騨
 國ハ守護代守リ得ス隣國ノ豪族ニ侵サレ殘ル處ノ近
 江國モ既ニ半國ハ淺井氏ニ掠メ取ラレ兵勢大ニ衰ヘ
 テ又戰フヲ得ズ、遂ニ淺井氏ト和平シ小谷ノ城ニ
 移リ居玉フ、天文八年上平寺ニ歸リ同十五年正月十
 五日逝去御年 世子 高秀君嗣將軍義晴ニ從ヒ屢戰功
 アリ、義晴公 後奈良天皇ニ奏請テ震筆ノ八幡大神佐

佐貴大神二神ノ旗幟ヲ賜フ、義晴公穴太山中ニ薨セ
 シ後上平寺ニ歸リ玉ヒ天文十九年十一月四日逝去、
 世子高吉君嗣從五位下ニ叙シ長門守中務少輔ニ任
 ズ、將軍義昭ヲ輔テ興復ヲ圖リケルニ織田信長羽柴
 氏ヲ御方ニ參ランコト勸ム、因テ世子 高次君ヲ
 質トシ岐阜ニ遣ハシ上平寺ニ入り玉ヒ薨髮ノ道安ト
 號ス、天正九年正月二十五日安土ニテ逝去御年七十
 八、高次君嗣初小法師ト稱シ岐阜ニ質タリ天正元年
 七月信長兵ヲ發シ義昭公ヲ其木嶋ニ攻ム、君從テ功
 アリ大野大和守ノ闕所近江國南郡奥島ノ地ヲ賜フ、
 同十年六月豊臣公ト隙アリ地ヲ失フテ若狹國ニ遁レ
 住玉フ、時ニ石田三成長東政家等元來我家ノ被官タ
 ルヲ以テ豊臣公ニ説テ和平ヲ謀リ高嶋郡田中郷ヲ還
 シ玉ヒ近江國ニカヘリ住玉フ、豊臣公關白ニ拜セラ
 ル、并從五位下ニ叙シ侍從ニ任ジ玉フ、ソレヨリ以
 來軍ニ從テ功アリ、同十八年八幡山ヲ加ヘ賜フ、文
 祿四年志賀郡大津ノ城ニ移リ玉ヒ左近衛少將ニ任ジ
 六萬石ノ地ヲ領シ玉フ、慶長元年從三位ニ叙シ參議
 ニ任ズ、豊臣公薨ズルノ後東西相叶ハズ、時ニ石田
 三成ハ我家ノ被官タリシヲ忘レ頗ル威權ヲ加フ、外

ニモ西方ニ快カラザルヲ多カリ、慶長五年六月十六日將軍上杉氏ヲ征玉ハントテ大坂ヲ進發シ玉ヒ、十八日大津ノ城ニ入ラセラレ密ニ御物語聞エサセ玉ヒ登ノ御膳ヲ召サレ、君ノ御弟伊奈侍從高知伴ハセ關東ニ歸リ玉フ、會津ニ進發シ玉フ時山田大炊ヲ質トシテ關東ヘ遣シ玉フ、サルニ石田治部少輔將軍ヲ討奉ント諸將ヲ會シテ謀ル由聞エケレバ其由關東ヘ使者ヲ以テ告ルニ關東ヨリ再三御書ヲ賜ハリ、城内堅固ニ守リ玉フベク懇切ニ申シ越シケルガ、大坂ヨリ氏家内膳正ヲシテ一味シ玉フベク申シ越シケレド更ニ承引シ玉ハザリシカバ、又朽木河内守ヲシテ來ラシメ兔モ角モ一味シ玉ハリナント申サル、ニ、君思召サル、様ハ今此城内堅固ナラザルニ強テ籠城ト思ヒ極メバ敗亡ノ基ナリ、姑ク和平ヲ許シ城壘全カラシテ時事ヲ謀ルベシト熊鷹君ヲ質トシテ大坂ニ遣シ一味ノ由イヒケレバ、治部少輔モ大ニ欣ヒ佐和山ニ歸ラントテ大津ニ來リ、此事ノヨロコビ聞エテ歸リケリ、八月下旬西方ノ諸將大軍ヲ催シ濃州關ヶ原ニ出陣ノ由聞エケレバ、君モ其用意シ玉ヒ兼テ謀リシコトナレバ、關東ヘモ告ヤリ玉ヒ四方ノ諸軍ニ從ヒ、

九月朔日大津ヲ進發シ翌ル二日東野ヨリ引返シ海津ニ至リ舟ニ乘リ玉ヒ其日大津ニ入り玉フ、婦女糧米ヲ城中ニ入レ籠城ノ旨關東ヘモ申シ送り粟飯原助左衛門ニ兵士ヲ差添ヘ相坂ニ遣シ置ケルニ、勢多城ニアリ台立花左近將監大津籠城ノ由チ大坂ヘ注進ス、時ニ毛利輝元益田右衛門等相謀リ、淀殿ヨリ異見ヲ加フベシトテ木下備中守澤田刑部少輔ヲ使トシテ其旨傳ヘケレド、チサク承引シ玉ハズ、時ニ毛利大藏大輔相坂ノ關ヨリ此由チ聞テ、大津ノ町ニ亂入スル處、多賀孫左衛門謀ヲ以テ是ヲ靜メ關外ヘ追出シ糧米竹木等ヲ城内ニ運ヒ入ル、時ニ齋藤勝左衛門若宮兵助比良七左衛門多賀孫左衛門小川勝大夫等足輕ヲ引連大津ノ町ヲ地燒スル處、毛利家大將吉川元安相坂ヨリ寄來ル、城兵防キ戰フヲ追退ケル處、立花氏ノ軍勢多ヨリ來リ救フ、城兵是ニ打立ラレ城中ニ引退、翌ル七日久留目侍從筑紫上野介石川掃部頭多賀出雲守宮部兵部少輔其外松浦伊豫守南條中務少輔杉若越後守宮本新五郎堅田兵部少輔高田遠江守松岡越後守橫濱民部少部下備中守同信濃守渡邊長兵衛荒木伊大夫小山大隅守坂谷隱岐守左世豐前守柳川

豐前守伊東丹波守同左馬助速水甲斐守福住兵庫頭郡主主馬三輪左衛門等大坂七手組ノ内其勢都合四萬餘騎三方ヨリ仕寄ヲ附攻寄ルニ湖水ノ一面ハ増田作左衛門丹波ニ乘リ寄來リ、城壁打破リ一度ニドット押寄スル處、立花勢奈賀良山ヨリ大筒ヲ放テ攻メ下ル、城兵防グベキ様モナク固ク守リテ籠リ居レリ、同十一日高宮半四郎赤尾伊豆山田大炊三田村出雲同吉助、内田太郎左衛門丁子五郎兵衛尼子外記服部佐渡鞍智伯若宮兵助佐脇作左衛門齋藤勝左衛門多賀孫左衛門今村掃部箕浦備後本郷作左衛門丸毛孫五郎中井治兵衛服部幸太郎友岡新兵衛寺西左衛門伊藤長右衛門井上茂兵衛石川宇右衛門西莊源左衛門深井長右衛門上原太郎作和爾勘左衛門小川五郎八小野仁右衛門小倉新兵衛廣瀬作大夫等夜ニ乘シテ立花ノ陣所ヲ襲ヒ奮戰シテ大ニ破リ殺傷數ヲ知ラズ赤旗三本奪ヒ歸ル十二日寄手總堀ヲ埋メ十三日夜未タ明ザルニ大軍押寄堀打破リ攻入ルニ多賀孫左衛門安養寺門齋小足茂左衛門中善大夫等打テ出虎力ヲ出シテ戰ヘト大軍支ヘ得ズ、力盡テ引退ク、卯ノ刻バカリ三ノ丸ニ攻入ルニ山田大炊赤尾伊豆敵追拂

ヒ城兵悉ク本丸ニ引トラシム、此日死スル者小關甚右衛門磯野八左衛門石黒又兵衛草野源兵衛山田三左衛門篠原宗兵衛小川左近右衛門三浦五右衛門新保喜左衛門中次角兵衛河上小左衛門伊藤角助林五郎兵衛横山久内香川又右衛門萩原右兵衛山田平兵衛馬淵隱齋藤岡又右衛門石川久右衛門等凡二十一人此外二百餘人戰ヒ死ス、十四日與山上人新莊東玉齋ヲシテ來ラシメ和平ヲ謀ルト雖トモ、更ニ承引玉ハザリシカバ、淀殿ヨリ海津尼幸藏主ヲ來ラシメ和平ノ旨ヲ述ラレシカド、尙聞セ玉ハザリシチ、老臣黒田伊豫再三諫メ奉リシカバ、是非ナク從ヒ玉ヒ、十四日朝大津ノ城ヲ明渡シ、從兵僅ニ七十騎バカリニテ宇治ノ里ニ立去リ玉ヒ、遂ニ高野山ニ入り給フ、此事關東ヘ聞エシカバ、將軍甚ク嘆キ給ヒ、且其忠節ニ感ゼラレ、并伊直政ヨリ使者ヲ以テ其山中シ述ラレ早々山ヲ出給フベクイヒ送リ、追テ山間道阿彌ヲ上使トシテ下シ給ヘド、猶山ヲ出給ハザリシカバ伊奈侍從高知道阿彌ト共ニ山ニ登リ、將軍ノ意ヲ返スノ、逃給ヘバ、漸ク總セ給ヒテ大坂ニ至リ將軍ニ拜謁シ給フ、將軍此度ノ忠節ヲ殊ニ感賞シ給ヒ若狭國ヲ賜フ

ベクアリケレバ、居ナガラ拜謁ヲ陳ベ給ヒ是歲十月
小濱城ニ入セ給フ、即テ使者ヲ以テ國産ヲ奉リシカ
ハ御報書ニ、

御折紙殊に生雛到來祝着之至に候、將又其國之儀
雖小國候、爰元手寄に候間、先進上候處、御氣に
入御有付之由承候、左様候得者、彌合満足候、猶
井伊兵部少輔可申候、恐々謹言、

十月十四日

家 康

京極宰相殿

トゾアリケル、同六年御加増トシテ近江國高島郡ノ
内七千石餘下シ賜フ、同八年大御臺伏見ニテ産セ
給フ姫君ヲ小君ノ養女ニスベシトテ下シ賜フ、即小
濱ノ城ニ迎ヘ奉リ養ヒ給フ、後忠高君ニ娶シ給フ、與
安院殿ト申セシハ此姫君ナリ、同十四年五月三日君
逝去御年四十七御弟高知丹後國宮津城ニ居給ヘリ、
初羽柴修理亮ト稱ス後丹後守ト改メ從五位下ニ叙シ
侍從ニ任ズ、天正十九年近江國蒲生郡ニテ五千石ヲ
加ヘ賜フ、文祿年中信濃國伊奈郡ニテ十萬石ヲ賜ハ
リ因テ伊奈侍從ト稱ス、慶長五年關ヶ原ノ戰功ニヨ
リ丹後國ヲ賜フ、元和八年八月十二日逝去、時ニ世

子采女正ニ宮津七萬五千石ヲ讓リ田邊三萬五千石又
三男修理亮ニ峰山一萬石ヲ猶子主膳正ニ分テ讓リ玉
フト云フ、世子忠高君封ヲ襲フ幼名熊麻呂初高延ト
稱ス、慶長八年二月十日、秀忠公ノ御前ニテ首服ヲ加
ヘ玉フ、其偏諱ヲ賜ハリ今ノ名ニ改ム、從五位下ニ叙
シ左近衛少將ニ任ズ、慶長十九年十月大坂陣ノ聞エ
アリ、江戸ヨリ駿府ニ至ル處本多佐渡守ヨリ御意ヲ
承リ國ニ歸リ玉ヒ、即進發シ給ヒ陣ヲ玉造口ニ取リ
給フ、十二月八日常高院將軍ヨリ和平ノ内意ヲ承リ
阿茶局本多上野介參リ台密ニ御物語アリ、常高院城
中ニ入ラセ給ヒ其事謀リ給ヒ、十九日二位局襲攝
局城ヨリ出給ヒ本多上野介ト共ニ我陣ニ來リ、盟約
事調ヒ和平ヲナシ給フ、元和元年夏御陣ニハ陣ヲ京
橋口ニ取ラセ給フ、五月七日鳴野堤ニ戰ヒ首級三百
六十ヲ獲給フ、寛永十一年閏七月六日將軍上洛シ給
フ、此時出雲隱岐兩國ヲ賜フ、同月十九日小濱ノ城ヲ
立セ給ヒ、八月七日出雲國松江城ニ入セ給フ、同十
三年石見國仁萬郡邑智郡及銀山等ヲ預カラセ給フ、
同十四年六月十二日江戸ニテ逝去御年四十七、嗣ナ
シ御弟高政君ノ子後ヲ襲ヒ給フ、高和君是ナリ、時ハ

本莊氏名小泉、元和五年生レ給フ初小法師ト稱ス、此
時没後ノ養子制禁タルニヨリ今年十二月十二日出雲
隱岐兩國召上ラレ、同二十三日播磨國龍野ニテ六萬
石下シ賜フ、十五年四月五日龍野ノ城ニ移ラセ給フ、
十七年正月九日從五位下ニ叙シ刑部少輔ニ任ズ、萬
治元年二月二十六日九龜ノ城ヲ賜ヒ西讃岐五萬六千
七石播磨國揖保郡ノ内一萬石下シ賜フ、其由三月六
日龍野ニ聞エケレバ、藩中各其用意アリ、同二十三
日迄ニ九龜鹽屋村ニ入ル、城受取ノ先手トシテ佐々
九郎兵衛佐助作左衛門佐々權左衛門齋藤又右衛門鈴
木彦左衛門多賀十郎兵衛百々半左衛門小足太郎兵衛
百々藤左衛門太田新兵衛三田茂左衛門小川瀬左衛門
土屋太右衛門梯七郎左衛門新莊武左衛門山本ト庵堀
江平八村井忠左衛門同八郎右衛門松澤六郎左衛門森
村與左衛門榊三郎兵衛大塚八郎左衛門笠原又兵衛多
賀孫左衛門山路與左衛門佐川助之丞等城内ニ入り同
二十五日城受取玉フ、四月朔日御代官多羅尾今井ノ
諸氏ヲ送り諸士ノ居宅ヲ定メ玉ヒ、五月五日公入ラ
セ玉フ、大祖敦實親王ヨリ凡三十一傳ノ君ニ至ルト
云、寛文二年九月十三日京都ニテ逝去シ給フ、御年

四十四德源院特英道達大居士ト諡ル、君藤堂大學頭
高次ノ女ヲ娶レリ、名市子後藤髮シテ養性院ト稱ス、
三子ヲ生リ、長子小法師ト稱ス早世、次女阿久里子
ト稱ス對馬侍從宗義眞ノ室タリ、次女熊子ト稱ス早
世、侍妾房子及熊谷氏並ニ子アリ、房子高豊君ヲ生
リ、養性院養テ子トシ給ヒ遂ニ立テ嗣トス、熊谷氏一
女ヲ生リ宮子ト稱ス今出川内大臣公規公ノ室タリ、
又藤堂大學頭高久ノ女ヲ養フ松子ト稱ス、石川日向
守昌能ノ室タリ、又先公忠高君ノ女アリ伊知子ト稱
ス多賀宮内ニ賜フ、二子ヲ生リ、故アリテ其次子ヲ養
フテ子トス、遺託ニヨリ幕府ニ請テ三千石讓リ給ヒ
京極頼母高房ト稱ス、延寶五年五月二十一日卒ス年
三十四、一女アリ祐子ト稱ス尙幼ナリ、高豊君取テ
養ヒ給フ、後石川備中守繼乘ノ室タリ、今歲七月二
十八日三千石還附ス、
從五位下備中守高豊君 幼名百助明曆元年六月二十
六日龍野ニテ生レ給フ、寛文二年十二月四日封ヲ襲
フ、同四年四月五日近江國蒲生郡ノ内野田長田坂田
郡ノ内大野木清瀧等ノ四村ノ地ヲ加ヘ賜フ、是會祖
母常高院遺跡ナレバナリ、延寶四年七月初テ府

城ニ入ラセ給フ、同九年從五位下ニ叙シ備中守ニ任ズ、元祿七年江戸ヨリ歸ラセ給フ途中痘瘡ヲ患ヒ給ヒ、五月十八日播磨國加古川ノ驛ニテ逝去シ賜フ御年四十、俊徳院傑山道英大居士ト謚ル、君酒井河内守忠舉ノ女ヲ娶レリ名ハ松子後松壽院ト稱ス、四男一女ヲ生ミ給フ、長子祐治郎二男松之助後兵庫ト改ム、并ニ早世三男高或君封ヲ襲ヒ給フ、四男八十郎、及女子亦早世、侍妾梅子一男二女ヲ生リ男仙千代早世、長女種子ト稱ス松平伊豆守信祝ノ室、次女辨子西尾隱岐守忠尙ノ室タリ、又攝津氏ノ女ヲ納テ一男ヲ生リ高道君ト稱ス、高或君遺命ヲ奉テ元祿七年六月十八日幕府ニ請テ封内一萬石ヲ割テ讓リ給フ、是ヲ多度君ノ祖トス、

從五位下若狹守高或君 幼名縫殿元祿五年正月九日生レ給フ、同七年六月十八日封ヲ襲フ寶永三年從五位下ニ叙シ若狹守ニ任ズ、同四年正月二十九日首服ヲ加ヘ給フ、前髪ヲ取ラセ給ヒ舊例ニヨリ佐々木神社ニ納ム、同五年初テ府城ニ入ラセ給フ、享保九年六月二十二日府城ニテ逝去シ給フ御年三十三、天祥院殿仁巖道宅大居士ト謚ル、君伊達遠江守宗利ノ女

ヲ娶リ給ヒ高矩君ヲ生セ給フ立テ嗣トス、侍妾馬勢子登満子波屋子佐野子民子美乃子等各子アリ、馬勢子一女ヲ生リ照子ト稱ス後常子ト改メ大久保山城守忠徹ノ室タリ、登満子忠需良安ノ二子ヲ生リ、忠需安三郎ト稱ス後主水正ト改ム、西尾隱岐守忠尙ノ養子タリ、良安勝之助ト稱ス、後左門ト改ム多賀式部ノ後ヲ嗣シム、波屋子一女ヲ生リ伊久子ト稱ス早世、佐野子高綏ヲ生リ右馬之助ト稱ス、享保十五年二月六日京極氏ヲ賜ヒ寛保三年閏四月二十三日立テ連枝トス、民子高永ヲ生リ幼名元吉後修理ト改ム京極土肥之助高寛ノ養子タリ、但州豊岡ニテ一萬五千石拜領ス、從五位下ニ叙シ甲斐守ニ任ズ、美乃子高亮ヲ生リ喜七郎ト稱ス松平筑前守ノ養子タリ、

從五位下佐渡守高矩君 幼名縫殿助初高定ト稱ス後今ノ名ニ改メ給フ、享保三年四月十四日生レ給フ、同九年八月二十三日封ヲ襲フ、同十六年十二月二十二日從五位下ニ叙シ佐渡守ニ任ズ、此日首服ヲ加ヘ給ヒ同十八年五月十九日前髪ヲ取セ給ヒ府城鎮守ノ祠ニ納ム、同十九年六月三日初テ府城ニ入ラセ給フ、寶曆十三年九月二十四日逝去シ給フ御年四十六大機

院殿直翁道截大居士ト謚ル、君濱松侍從松平伊豆守信祝ノ女ヲ娶レリ、名ハ得壽子後芳樹院又妙智院ト稱ス、子ナシ侍妾久我子尾上子歌子共ニ子アリ、久我子二男ヲ生リ、長子高中君立テ嗣トス、次子高敏幼名龜三郎後都ト改メ給フ、三田ノ邸ニ住ミ給フ、尾上子一女ヲ生リ鏡子ト稱ス、板倉内膳正勝承ノ室タリ、歌子二女ヲ生リ長子熊子ト稱ス遠山出雲守友清ノ室タリ、次女三重子ト稱ス早世、又右馬之助高綏ノ男高道ヲ養フテ子トス寶曆九年十二月七日從五位下ニ叙シ中務小輔ニ任ズ、

從五位下能登守高中君 幼名榮吉初高躬ト稱ス後今ノ名ニ改メ給フ、寶曆四年三月二十三日生レ給フ、同十三年十月晦日封ヲ襲フ、明和七年十二月十六日從五位下ニ叙シ能登守ニ任ズ、安永元年五月朔日初テ府城ニ入セ給フ、文化七年六月二十五日若狹守ニ任ズ、同八年正月十三日逝去シ給フ御年五十八、大景院殿覺法道元大居士ト謚ル、君秋元但馬守涼朝ノ女ヲ聘ヘテ室トシ給フ嗣ナシ、侍妾千賀子民子共ニ子アリ、千賀子高行ヲ生リ忠次郎ト稱ス早世、民子二男三女ヲ生リ、長子千吉ト稱ス早世、次子高朗君

立テ嗣トシ給フ、是ヲ今君トス、二女鏡子勇子並ニ早世、
壹岐守從五位下源高道君 幼名喜内後内膳ト改メ給フ、元祿七年六月十八日高或君先君ノ遺命ヲ奉テ幕府ニ請ヒ給ヒ多度三野二郡ノ内一萬石讓リ給ヒ陳屋ヲ多度津ニ造リ給リ、寛文六年三月七日從五位下ニ叙シ壹岐守ニ任ズ、正徳元年五月二十五日致仕シテ道辭ト號ス、寛保三年四月二十日江戸ニテ逝去シ給フ御年五十二、世子高慶君封ヲ襲フ、

從五位下出羽守高慶君 幼名千吉後内膳ト改メ給フ、享保二十年十二月十六日從五位下ニ叙シ出羽守ニ任ズ、寶曆六年二月二十六日府城ニテ逝去シ給フ御年三十七、女要寺ニ葬ル、世子高文君封ヲ襲フ、壹岐守從五位下高文君 初高英ト稱ス後今ノ名ニ改メ給フ、從五位下ニ叙シ壹岐守ニ任ズ、寛政八年十月十四日逝去シ給フ御年四十四、世子高賢君封ヲ襲フ、壹岐守從五位下高賢君 幼名秀松、寛政七年五月十八日首服ヲ加ヘ給フ、同八年十一月十九日從五位下ニ叙シ壹岐守ニ任ズ、天保九年三月六日逝去シ給フ、御年四十五、世子高琢君封ヲ襲フ、是ヲ今君トス、

○名官七 細川氏被官上

今按ニ或昔ニ香川香西奈良安富等ノ諸氏ヲ細川ノ守護代トシテ其麾下ノ諸士ヲ被官ト記セリ、是モサルコトハ開ユレド何ノ書ニ據タルニヤ出ル處詳ナラズ、又南海道記ニハ郡司トイヘリ、是ハ始メ郡司ニテアリシ故ナルベシ今ハ諸家紋帳ニ細川勝元被官、安富又三郎元家、又右京大夫勝元被官、香川五郎次郎景和ナドアルニヨレリ、被官トハ朝廷ニ仕ヘナガラ各其司ニ屬ルヲ云ルニテ職原鈔ニ所謂、左右少辨二人史生二十人官掌四人右大政官被官也トアル是ナリ、サレド此時ニイフ被官ハ是ト聊異ナル様ナリ、今コトニ舉ル被官ノ諸氏ハ細川氏ノ地ヲ預リ領テ中古ノ領家鎌倉將軍ノ時ノ地頭職ノ如シ、今竊ニ田令及應仁武鑑ニ引處ノ大寶錄田考、檢地目錄等ノ諸書ニヨリテ考ルニ古ヘ國司ノ專執リ給フ時ハ口分田トテ男ニ二段女ニ一段三畝三十歩五年ニ一度班田使ヲ遣シ班チアタヘ、一段ノ田ニ得ル所ノ稻五十束ト定メ五十束ノ稻春ノ米二石五斗ヲ得ルトス、而シテ其租一斗ニ納

メ給フ、サルヲ鎌倉將軍ノ時ニ至リ國司ト守護トヲ置レシヨリ兵糧米トテ一段ノ田ニ米五斗益テ取ラセ給フ、因テ一段ノ租一斗六斗トナレリ、室町將軍ノ時ニ至リ執事尾張入道遠綱又其制ヲ改メ五十束ノ稻ヲ二十分ノ一ニシテ二束半ヲ所領役ト名付テ守護ノ方ニ納メ、残り四十七束半ヲ二分ニシテ二十三束七分五厘ヲ領家ニ納メ二十三束七分五厘ヲ農民ニ得サセシナリ、當國ニテ云ハハ當時一段ノ田ニテ守護細川氏ニ一斗二斗納メ香川香西等ノ諸氏一石一斗八斗七合五勺取リテ農民ヨリ出ス處總テ一石三斗一斗二合五勺トス、サレバ班田使ノ沙汰止ミシヨリ田賦皆地頭領家ノ有トナリ是ヲ民ニ下シ與ヘテ佃ヲシメシナリ、今ノ世ノ例ニテ云ハハ一段ノ田下シ米一石三斗一斗二合五勺ニテ一斗二斗ヲ守護ニ上納シ一石一斗八斗七合五勺ヲ領家ノ德米トセシナリ、今ノ俗田主ヲ地頭ト稱シ、受地ノ民ヲ下作ト呼モ、此風ノ移リ來ルナルベシ、サテ此時被官トイヘル中ニ、大ナルハ數郡ヲ兼領スアリ、小サキハ一郷バカリナルモアリ、故ニ名姓功業ノ世ニ聞エヌモ又多シ、今ハ其世ニ顯レタ

ルヲノミ續ス、尙人物古城等ノ條ニ擧タルヲモ交ヘ見ルベシ、

寒川氏 寒川氏ハ讚岐公凡直千繼ガ族ニテ、世々寒川郡ノ郡司タリ、子孫遠ニ寒川氏ト稱ス、建武二年細川定禪、高松ノ城主舟木賴重ヲ討シ時、三木寒川ノ二族ヲ橋家ト稱シ、託聞香西等ノ二族ヲ藤家ト稱シテ、是ヲ藤橋兩黨ト云、各諸郡ヲ分領ス、寒川氏大内寒川ノ二郡、及小豆嶋ヲ兼領テ、晝寐、舉山、虎丸等ノ諸城ヲ搆ヘリ、文明ノ比、左馬允元家トイヘルアリ、文明十一年山田寒川ノ二郡ノ民事アリテ相爭フ、是ニヨリ三谷景久ト怨ヲ結ビ、或夜景久竊ニ兵ヲ起シテ來リ襲ヒ火ヲ放テ退キ去ル、左馬允怒リテ三谷氏ヲ擊ントス、細川政元固ク制テヤム、同十二年左馬允兵ヲ起シ三谷ノ城ニ押シ寄セ火ヲ放テ攻メ戰フ、景久拒テ得ズ逃レテ王佐山ニ入ル、左馬允軍ヲ移シテ王佐山ヲ圍ム利アラズシテ退ク、永正六年大内義興ニ從ヒ京師ニ至ル、同九年伊豫ノ能嶋家ヨリ西洋ニ一ノ小島アリ近頃明人此島ニ逃レ來リ明ノ商船ヲ招キ和漢ノ賣買シテ國都ノ如シ是ヲ攻メ得ルハ大ニ我國ノ利ナラント、大内氏ニ勸ム是

ニ因テ大内義興寒川氏ニ命セテ是ヲ取シム、左馬允香西安富ナド、相謀リ兵船二十餘艘ヲ整ヘ引田ノ浦ヨリ發テ備後國鞆ニ渡リ能島院島ナドニ通シ西番ニ趣キ彼島ニ押寄シニ通事ヲ出シテ懇ニ和ヲ乞、頗ル資財ヲ得テ歸ル、此時我船ノ兵具ヲ備ヘタルヲ見テ洋中ニテ行遇タル異船怯レザルモノナシ、我船皆八幡宮ノ三字ヲ章トセリ異邦ノ人我國ノ船ヲ八幡船ト云フ此時ニ始ルト云、元家ノ子元政初メ太郎ト稱ス、大永三年六月寒川郡下道三郷ノ境爭ニヨリ安富筑前守兵ヲ起シテ元政ガ端城常隣ヲ攻ム、城將神前出羽防ギ戰テ是ヲ敗ル安富氏ノ兵士死亡百餘人安富氏軍ヲ擊テ引退クヲ追テ楠木ニ至リテ相戰フ殺傷互ニ多シ、元政十河右京進トヨカラズ屢相攻戰ス、十河氏はヲ阿波ノ三好筑前入道ニ告テ兵ヲ乞、三好氏千餘人ヲ率テ十河氏ヲ援テ元政ヲ攻ントス、元政兵ヲ津柳ニ伏セテ敵ノ來ルヲ伺フ、三好氏ノ兵三好郡ヨリ津柳ニ入ル、時ニ日既ニ暮ントスル程ニ兵ヲ留テ食ヲ調ズル處伏兵開テ作リテ競ヒ進ム、元政地理ヲ心得ヌレバ敵ノ後ヘ廻リ前後夾ミ擊テ大ニ是ヲ破ル、阿波ノ兵敗レ走リテ植田ノ城ニ入ル、元政後ノ難ヲ慮

リ婦女嬰兒ヲ盡寐虎丸ノ二城ニ籠置壯士ヲ選ンテ要地ヲ守ラシム、香川山城守香西豊前守ナド此事ヲ聞テ寒川氏ヲ援ント用意シケレバ、阿波ノ軍戰ハズシテ引取ケリ、天文元年十河右京進ノ子一存軍ヲ起シテ寒川郡ニ押寄セ長尾ニテ相戰フ細川晴元勝瑞ニアリテ諸國ノ味方ヲ招キ上洛ヲ謀ルヨリナレバ書ヲ賜フテ各和睦セシム、

出張之事來春可爲早速候得其意可被抽忠節之段肝要ニ候就中十河又四郎儀不相替候段感重ニ候向後彌於入魂者可喜入候猶又四郎可申候謹言

十二月十九日

晴

元

寒川太郎殿へ

カクテ十河氏トハ和平スレド安富氏昔年ノ遺恨ヤ忘レザリケン同九年正月安富氏千餘人ヲ率テ長尾表ニ押シ寄セ相戰フ處、元政里城ヲ守ルコトヲ得ズ書麻城ニ入ル安富氏書麻城下ニ陣ヲ構ヘ城兵ノ出入ヲ制シ城中飢ニ及ヘリ、此由阿波形へ聞エケレバ屋形ヨリ安富氏ヲ制ノ圖ヲ解シム、十河一存糧米ヲ送リ是ヲ救フ、元政ノ子元憐通記作政政丹後守ト稱ス、元龜三年安富筑前守阿波ノ篠原入道紫雲ガ女ヲ納メ妻トス、因

テ紫雲へ言ヒ入レケルハ阿波ヨリ此地ニ通フニ大内ノ一郡中ニ隔タリ甚便リヨカラズ、其上我諸城主多クハ阿波ニ親好ノ縁アルニ寒川氏獨リサル縁モナケレバ變ヲ生ゼンコ慮ラレズ願クハ此郡ヲ屋形ヨリ所望シ給ハコ阿讚同一國ノ如クナラン、紫雲其由ヲ屋形長治へ謀リケレバ即テ使ヲ遣シ大内郡ヲ所望ス、寒川氏否トイヘバ攻滅ントス勢ナレバ止ムコトヲ得ズ大内郡四郷及舉山虎丸ノ二城ヲ附テ屋形へ送り其身ハ書麻ノ城ニ引退ク、此時四宮右近進ヲノ舉山ノ城ヲ守ラシメ白鳥玄蕃ヲノ白鳥郷ニ居ラシメシモ皆引トリテ渡シケリ、時ニ香西香川ノ諸氏寒川氏ノ爲ニ大内郡ヲ舊ノ如クセント十河存保ヲ頼ミテ屋形へ訴ヘケレド諺者兎角イヒクヲマシ言ヒ申妻ナクナリシカ、程ナク篠原氏モ不慮ノ變ニ遇ヒ安富氏モ城ヲ得モクズナリ屋形モ滅ビシガ、天正十年十月阿波ノ中宮川ニテ長曾我部氏ト戰ヒ討死ス、元憐子ヲ弟光永一作登河守ト稱ス、其後ヲ襲ヒ書麻ノ城ニ居タリシニ仙石氏ノ時ニ至リ陪臣タルヲ叛テ薙髮ノ淨慶ト號ク、時ニ舊臣額孫右衛門、香川郡中間ノ郷ニ居リ此家ニ寄寓シテ正保二年十一月廿日年八十餘ニテ

卒ス、凡ソ細川氏ノ被官ニテ其偏諱ヲ賜フ者寒川安富香川香西長尾等ノ諸氏ノミト云、

今按ニ利光川ニテ討死セシ寒川七郎ト云ヘルハ此族ナルベケレド世系詳ナラズ因テ考ヘ得ズ、又應仁記ニ寒川但馬守元近、寒川彦左衛門光次ト云人見ユ、疑クハ元近ハ元憐ニテハナキカ、是モ此脈ノ人ト聞エタリ、又南海通記ニハ政國ノ子寒川次郎ト云アリ幼少ニテ土佐ノ兵ニ追立ラレ、四方ニ流浪セシニ後頼孫右衛門ノ家ニ寓食シテ寛永十八年八十餘ニテ身マカレリ終ニ臨ンデ、

老の波八十瀬なりきて彼岸へみのりの舟に棹をさすかな、ト詠リトイヘリ、是又一ノ傳ヘナリ、孰カ是ナルコトヲ知ラズ、

安富氏 安富氏ハ應安ノ比細川頼之ニ從ヒ此地ニ來リ寒川郡ノ内七郷ヲ領セリ、長祿年間山城守盛長細川家ノ社家奉行タリ、城ヲ富田村雨瀧山ニ築テ居レリ、此時勝元島山氏ニ代リ管領ヲ務ム因テ細川家ニテ盛長及香西元資奈良元安香川景明等ノ四人ヲ棟梁ノ臣トシ世ニ四天王ト稱セラル、盛長ノ子元綱長都少輔ト稱ス京師ニ在リテ管領家ノ事ヲ執リ行フ、是

故ニ畿内ニテモ頗ル食邑ヲタモテリ、此時細川勝元山名宗全ト隙アリ互ニ兵ヲ構フ、應仁元年十月三日山名ノ方ノ惡僧火ヲ相國寺ニ放ツ、細川勝元元綱ヲノ三千騎ヲ率ヒシメ伊勢衆ヲ加ヘテ相國寺ヲ防ガシム、山名方ノ大名右衛門佐義就修理大夫大内義弘一色左京大夫義直土岐右京大夫成賴等三萬餘兵ヲ率テ一條室町ヨリ東島丸東洞院高倉四五町ヲ切テ上ルニ高倉ト御所ト島丸殿ヲ堅メシ軍兵トモ敵軍相國寺へ取入タリト心得テ出雲路指シテナダレ行ニ、一條殿ヲバ伊勢ノ關ト備前ノ勝田次郎左門尉ト五百餘兵ニテ拘ヘケレド、敵猛勢ナレバ一支モ支ヘズ討レケルニ、相國寺ノ東門堅メシ伊勢衆等寺ニ火ヲカケルヲ見テ引退ク、元綱ガ葉武者是ヲ見テ今ハ叶ハジト過半取テ遁ケルヲ、元綱兄弟纒ノ手勢ニテ相國寺ノ總門ヲ堅メテ石橋ヨリ責入ル敵ヲ請留テ七度迄追出シケリ、此處死人ノ臥タルコト河原ノ石ニ異ナラズ、或時元綱弟ニイヘルハ今日敵モ味方モ限リト覺エタリ、夫レニ付總門破テハ定テ屋形ノ口大爭ニ及ブベシ、汝ト六郎トハ如何ニモシテ鹿苑院ヨリカケトホシテ四足御門へ參リ屋形ノ御介錯仕リ加茂邊へ御傳

セ、丹波へ越アイラスベシ、當實口ノ邊方ナキヲ思フニ、サコソ花ノ御門ノ總門ノ火急ナルヲシトイフ處へ東門ヨリ敵遊ヤト切入レバ其儘兄弟馳セ向ヒ敵鬼ナタナシトイヒナガラ今朝ヨリ數個度ノ戦ヒモ疲レ果タレバ胸板ヲハツシ篋深ク射サセテ討レケリ、弟モ荒手ト組テ勝負ヲ決シ共ニハカナクナリニケリ、元綱ノ持口ニ敵味方ノ死人總テ五百餘人手負數ヲ知ラズトゾ聞エシ、斯クテ元綱ガ足弱共ハ丹波ヲ指シテ落チ行ニ跡ノ死骸ハ納ムル人モ無カリシニ、弟六郎ガ愛セシ僧アリ、カ、ル禍ニ遇給ハズバ斯クテハ得アラジ厚キ帛モスベキモノヲトテ陣屋ノ傍ニルヲ置聊祭リノサマヲゾ行ヒケル時ニ靈前ニ短冊ヲ視ノ蓋ニノセテアリケリ其歌ニ

覺やらぬ夢ぞ思ふらさ人の烟となりし
其夕ヨリ、是ヲヨクノ尋スレバ有家ノ息女ト常々書ヲ通ハセシ其便リトゾ沙汰アリケル、六郎十六歳ヲ一期トノ討レケレバ惜マヌ人ハナカリケリ、元綱ノ子盛方筑前守ト稱ス、時ニ三木高長高岡ノ城ニ居テ三木郡ヲ領セリ没レテ嗣ナシ細川氏はヲ盛方ニ賜フ、盛方阿波ノ篠原繁雲ガ女ヲ納テ妻トス、時ニ寒川

今按ニ園太曆ニ安富民部大夫行長夢想ノコトヲ記セル條ニ、康永四年八月十二日七社神輿夢想曰
大なる猿七疋群列して幣着たる神を捧て仙洞へ

參る、洞院殿左大臣御參りあり、猿申やう是は日吉よりの御使共にて候、此神御所へ參らせ給へどて御手移にまゐらす、洞院殿とらせ給ひて、御參りあり、幣にてはなく神の御歌なり、
憑ぞよ日吉の神のますかみかけての後はなにかくもらむ、猿是を給りて御社へかへり參ると覺えて夢覺たり、倩案之天龍寺供養之日、臨幸之間、神輿不可有御入浴之儀、天下屬無爲之條揭焉也、
可信可仰而已、

散位源朝臣行長注之

此人モシクハ山城守盛長ノ祖父ナドニテ細川氏ニ從ヒテ當國ニ來リシニハアラズヤ、コ、ニ源朝臣トアルニ諸家紋帳ニハ細川勝元被官、紀氏安富又三郎元家トアリ、又南海通記ニハ下總國ノ人ニテ鎌倉權五郎景政ガ後ナリトイヘリ、是ハ孰レニ從フベキヤ未タ考ヘ得ズ、サテ盛方ヲ元綱ガ子トシテハ年歷聯連ヘル様ナリ、又三郎元家モシクハ

氏トヨカヲズ因テ大内郡ヲ得ントス、是ニ於テ繁雲ニ請テ屋形ニ謀リ寒川氏ヲ大内郡ヲ屋形ニ奉ラシム、屋形遂ニ大内郡ヲ取リテ矢野駿河守ヲノ樂山ノ城ヲ守ラシメ虎丸城ヲ盛方ニアタフ、盛方虎丸ニ移リ其臣六車宗堪ヲノ雨瀧城ヲ守ラシム、サル程ニ篠原氏屋形ト隙アリ、長治不意ニ其居城川嶋ニ押寄攻滅シケレバ、盛方女婚タルニヨリ三好氏ト怨ヲ結ビシ故矢野駿河守安富氏ヲ滅ント關ル由聞エケレバ、盛方安カラズ思ヒ竊ニ虎丸ノ城ヲ出テ播磨ニ渡リ黒田氏ニ依テ織田信長ニ屬ス天正六年信長十河存保ヲノ三好氏ノ後ヲ嗣シムルニヨリ盛方存保ニ從フテ國ニ歸リ雨瀧ノ城ニ入りテ居レリ、十一年長曾我部元親引田ヨリ軍ヲ移シ雨瀧ヲ攻ム、盛方破レ走リテ小豆嶋ニ逃レ又播磨ニ渡リ黒田氏ニヨレリ因テ其子ヲ質トシ豊臣公ニ屬ス自ラ名ヲ肥前守ト改ム、豊臣公ノ諱ヲ避ケテナリ、十四年仙石氏ニ從ヒ豊後ノ利光川ニテ討死ス、子權左衛門ト稱ス、黒田氏ニ從フ、黒田氏豊後國中津ニ封セラレシ時三百石給フ、サルニ其母篠原氏陪臣タルヲ恥テ強テ仕ヲ辭セシメ四方ニ流寓セシニ大坂ニ召出サレ元和ノ夏陣ニ戦ヒ死ス、

元綱ノ子ニテハナキヤ、又或書ニ盛方ノ子ニ筑後守ト云テ載ラレタリ、是モ他ニ據ナケレバ姑クコ、ニ記シテ後考ヲ待、

十河氏 十河氏ハ神櫛皇子ノ裔ニテ植田ノ支族ナリ、世々山田郡ヲ領セリ、貞和年間植田三郎景保ト云アリ、植田菅澤朝倉等ノ諸邑ヲ領テ戸田山ノ城ニ居レリ、三子アリ、次郎景辰八郎景之十郎吉保ト云十河郷西尾ノ城ニ居レリ因テ十河ト稱ス、貞治元年細川清氏官軍ニ降リ三木郡白山ノ麓ニ來リ邦内ノ味方ヲ招キシ時十郎先往テ降ル、清氏悦デ酒ヲ勸ントス、十郎イヘラク我ニ景辰景之トテ二人ノ兄アリ共ニ來リ見ントス、姑ク待セ給ヘトテヤガテ相共ニ來リ見ユ、清氏三本ノ槍扇ヲ公饗ニ居イダシ各一扇ヲトラシム、十郎坐ヲ立テ二兄ノ坐ニ就テ是ヲトラシメ、其身ハ公饗ト共ニ戴キ受テ退ク清氏賞譽シテ其許ノ舉動二兄ニ踰タリ今ヨリ十郎ヲ總領トスベシトイヘリ、是レニヨリ各彼槍扇ヲ以テ家ノ紋トス十河氏獨リ扇ニ公饗ヲ加フ、十郎是時十八歳ニテアリシトナム、清氏滅ビレ後ハ細川賴之ニ從ヘリ、吉保ノ子三郎刑保、刑保ノ子孫六郎儀綱、儀綱ノ子利部安

堆、安堆ノ子兵庫康仲、康仲ノ子民部泰宗、泰宗ノ子民部軍定、軍定ノ子民部易正、易正ノ子右京進景滋、景滋子ナシ三好筑前入道ノ四子又四郎之虎ヲ養フテ子トス、後一存ト改メ讃岐守ト稱ス勇武人ニ過タリ寒川氏ト屢相戦フ、天文元年長尾ノ軍ニ神内左衛門鎧ニテ左ノ輔カケテ腕ヲ突通セシヲ、太刀ニテ鎧ヲ打折、左衛門ヲ散々撃テ引退キ、其瘡ニ塩ヲヌリ、藤葛ヲ以テ卷テ血ヲトメシガ、後其瘡ヲ見タルモノナシ、是ヨリ人鬼十河ト呼ベリ、又常ニ額ノ髮ヲ角ニヌキタテタリ、世ニ是ヲ習フ者十河額ト云、永祿四年三月十八日没ス、一子アリ義誦ト云、三好長慶ノ養子タリ、因テ三好長治ノ弟存保ヲ養フテ子トス、孫六郎ト稱ス、後民部大輔ト改ム、山田郡二萬石ヲ領セリ、豊後國利光川ニテ戦死ス、事既ニ前ニ見ユ、

植田氏 植田氏ハ東植田戸田ノ城ニ居レリ、美濃守安信ト云ヘルアリ、西植田菅澤ノ二村ヲ領セリ安信ノ子三郎景保景保ノ子左衛門景興、景興ノ子兵衛景通ト相嗣テ愛ニ居レリ、後存保此城ヲ預レリ、三好隼八介ヲシテ守ラシム、元親ニ滅サル、

神内氏 神内氏ハ吉保ノ兄次郎景辰、西植田神内ノ城ニ居レリ、因テ氏トス、右京進清定ニ至リ木太郷ニ新城ヲ築テ相保テリ、植田ノ内三百石木太ノ内七百石ヲ領ス何時亡ビシカ詳ガラス、

三谷氏 三谷氏ハ景辰ノ弟景之一^{一作三}三谷ノ城ニ居テ三谷八郎ト稱ス、景之ノ子又五郎景包、景包ノ子細七郎景時ト云ヘリ、後花園院天皇永享年中西洞院通リヨリ怪鳥飛來リ、殿上ニ止リ、天皇御膳アリテ類ニ驚セ給フ、公卿詮議アリテ武士ニ命シテ射サシムベシトテ、將軍家へ勅使ヲ立テ給フ、時ニ景晴京師ニアリテ射術ノ聞エアリ、命ジテ參内セシム、景晴殿上ノ床ニ上リ怪鳥ノ來ルヲ待ツ程ニ、ヤガテ飛來リ光ヲ放ツ、景晴心中ニ神明ノ擁護ヲ祈リ、一矢ヲ放ツニ、アヤマクズ射落シケリ、ヨテ階ヲ下ントスルトキニ、段階ミハツシテ、地ニ落ケルヲ、公卿達コレヲ見テ、怪鳥サヘ射ル程ノ者ナルニ、心オクレハ何事ゾト云ヒケレバ、不肖ノ身ニテ參内ヲナスノミナラズ、階上ニ上リタルコト、恐レ入りテ、ハカラズ落クダリ候、ト答ヘケレバ、其コト叡聞ニ達シ、アハレト思シ給ヒ、故頼政ガ官ナレバトテ兵庫頭ニ

任シ給フ、是ヨリ世々兵庫頭ト稱ス、尾張ノ名護屋ニテ戦ヒ死ス、子兵庫頭景久驍勇ニシテ善ク戦フ、文明元年九月廿五日、寒川左馬允ガ、居城ニ押寄せ夜戦ヲナシ、民屋ヲ放火ス、寒川氏怒リテ明年十一月十九日三谷ノ城ニ寄せ來ル、景久敗レ走リテ王佐山ノ城ニ入ル、寒川氏三谷ヲ放火シテ王佐山ノ城ヲ攻ム、此城險阻難キ要城ニテ、郭外ニ堅堀ヲホリ、石弓ヲカケ、輪木釣石ヲ構ヘ、其下ニ町バカリニ出九アリ、道一筋ニテ外皆險阻ナレバ、此道ヨリ攻上ル處ヲ大竹ノ三間バカリナルヲ、本ヲ削燒尖ニシテ、積置タルヲ敵ノ來ルヲ待トリテ、突崩シケレバ、寒川氏ノ勇士八人忽チニ突落サレ、二百餘人ノ兵ドモ道ヲ爭テ敗レ奔ルニ、谷底ニ轉ビ落ツ數ヲモ知ラズ死タリケリ、遠ニ力及バズシテ引退ク、細川政元害ニ遇フノ後香西氏ト好カラズ、永正五年香西氏二千五百人ヲ率テ、山田郡ニ入り、三谷ノ城ニ押寄せ、四面ヨリトリ圍ム、景久逃レテ王佐山ノ城ニ立籠リ、拒守ノ備ヲナス、香西氏城兵ノ少キヲ侮リ、追手擲手ヨリ攻上ル、景久擲手ノ敵近ヅキタル時、堀ノ手ノ釣石ヲ切り落セシカバ、若干ノ兵石ニウタレテ死傷

セリ、平尾ヨリ攻メ上ルモノハ、輪木ヲ切り落シ、オサレテ死スルモノ少ナカラズ、追手ノ攻口ハ上ルベキ方便モナク、彼是スル内ニ、日モ晚レカ、リスレバ、軍ヲ収ントスル處、城兵今ハ得タリト、コ、カシコヨリ、礮ヲ打テ攻メ合フコト七八度ニ及ビリ、日既ニ暮スレバ、相闘ノ螺ヲ吹テ、攻手次第ニ引舉グルヲ、城兵跡ヲ追ヒ地理ヲ知リタル儘、四方八面ヨリ、開テ作り攻メ寄スルニ、隨ニ陣ヲトルコトモ得セズ、隊ヲ亂シ敗レ走ル、死亡八十余人トゾ聞エシ、景久ノ子兵庫頭光廣、光廣ノ子掃部景廣ノ世ニ至リ、長曾我部氏、山佐秀武ヲシテ攻メシム、是レト坂本河原ニ戦ヒ、軍敗レテ滅ブ、

香西氏 香西氏ハ正二位中納言藤原家成卿ノ後ナリ、保元元年家成卿來リテ當國ニ守タリ、同四年任滿テ京ニ歸リ給フ、其任ニ在スノ時、綾ノ大領貞宣ノ女ヲ納メ妾トス、藤太夫章隆ヲ生ム、章隆ノ子周防守資高羽床ノ莊司タリ、資高ノ子藤太夫重高、重高ノ子新居藤太夫資光父子三人元暦年中、鎌倉ノ御家人ト稱シ、軍ニ從フテ功アリ、綾ノ郡司ニ補セラル、資光ノ子資村、承久ノ亂ニ功アリテ、香川ノ郡司ニ

ナシ給フ、左近將監ト稱ス、始テ勝賀山ニ築テ居レリ、資村ノ孫家資藤左衛門ト稱ス、寛元四年海賊百余人ヲ捕ヘテ、六彼羅ニ送ル、北條時頼書ヲ賜テ是ヲ賞シ、家資ヲシテ諸嶋ヲ守ラシム、三代物語ニ家資ヲシテ家資ノ子親茂、足利家ニ仕ヘテ功アリ、後細川氏ニ從ヒ、香川郡ヲ保守セリ、親茂ノ子資忠、文和三年三月、鳥羽ニテ戦ヒ死ス、時ニ子五郎幼ニヨリ、其臣泉坊左近太郎、藤井八郎等相謀リテ、資忠ガ弟資邦ヲ立ントス、其母託間氏聞カズ、是年九月十三日ノ夜、賊アリテ五郎ヲ殺ス、託間氏怒リテ自殺ス、次子纒ニ三歳是ヲ其舅託間氏ニ託ス、後三野郡大見ニ移シテ居ラシム、大見六郎景利ト云、時ニ其母厲鬼トナリ、泉坊左近太郎藤井八郎等ニ祟ヲナシ、彼二人厲怒ノ爲ニ殺サル、因テ其靈ヲ鎮メ、祠ヲ立テ齋ヒ祭ル、貴船明神ト云、時ニ足利義詮資邦ヲシテ其後ヲ襲ハシム、神南ニテ戦ヒ死ス、子元資備後守ト稱ス、安富奈良ナド、共ニ、細川氏ノ四天王ト稱セラル、元資ノ子元直綾郡ヲ領シテ、西莊ノ城ヲ築キ、其身ハ出テ京師ニ仕ヘ、元資ノ弟左近將監元綱ヲシテ、香西ノ城ヲ守ラシム、時ニ元直ノ上ノ香西

ト稱シ、元綱ヲ下ノ香西ト稱ス、元直ノ子元繼、永正四年細川氏、後嗣ノ争ヒ起リシ時、元繼政元ノ養子九郎澄之ヲ預レリ、因テ是ヲ立ントシテ、嵐山ノ城ニ籠リ、三好長輝ト戦ヒ、元繼戦死シ、澄之自殺ス、長輝元綱ガ所領ヲ奪ヒ、西莊ノ城ヲ香川民部少輔ニ與ヘ、香西ヲ元綱ノ子元定ヲシテ嗣シム、元定豊前守ト稱ス、今年香川氏ノ進メニヨリ、大内義興ニ属リ、時ニ植田ノ氏族三好氏ト親好ノ縁アルニヨリテ、共ニ相ヨカラズ、五年香東、香西、南條、北條、四郡ノ兵ニ千五百人ヲ率テ、山田郡ニ發向シ、三谷氏ト戦ヒ、利アラズノ歸ル、十七年義興和泉國境ノ浦ニテ賊ノ爲ニ殺サル、元定義興ガ芳恩ニアヘルニヨリ、其氏神藤尾八幡宮ノ向ヒノ山ニ、一字ヲ建、義興ガ肖像ヲ作り是ヲ祭ル、世ニ是ヲ大内堂ト云、元定ノ子元成越後守ト稱ス、三代物語ニハ、大永十八年、三好宗三三好長慶ト兵ヲ構フ、細川晴元長慶ガ驍將ヲ憤リ、宗三ヲ援テ長慶ヲ滅ントス、因テ元成ヲ召ス、元成新居大隅守、香西備前守、佐藤五郎、飯田右衛門、植松帶刀、本津右近、羽床伊豆守、瀧宮豊後守、福家七郎香川民部少輔ナドヲ率テ攝津ニ入

リ、敵城ヲ攻テ振中取リシカド、宗三軍敗レテ殺サレ、細川氏モ屢利ヲ失ヒケレバ、甲斐ナク引トリケリ、永祿元年三好實休、香川景則ガ毛利氏ニ屬ルヲ怒リ、兩霧ノ城ヲ圍ム、元成景則ニ説テ三好氏ニ降ラシム、元龜二年備前兒嶋ニテ戦死ス、子佳清伊賀守ト稱ス、八歳ニテ父ヲ失ヒ、攝津ノ野田福島ノ二城ヲ守リシ時痘ヲ病テ、目シヒタリシカド、人トナリ智略深クシテ、能其家ヲ保テリ、天正二年三好長治、三好越後守ヲ將トシ、篠原肥前入道、重清豊後守等三千餘人ヲ率テ來リ攻ム、佳清城中ノ士女ヲ、乃生木澤ニ避シメ、兵卒ノ手分シテ、陣ノ木ニテ相戦フ、敵多兵ナレド、所ガ深田ノ細手ニテ、大戦ヲナシ難シ、敵其兵ヲ分チ、後ヘ廻リ夾ミ攻ントス、城兵亂レテ奥中山ヘ引トリ、搦手ヨリ勝賀ノ城ニ入ル、渡邊一阿彌敵十七人撃トリ、遂ニ是ヲ走ラス、阿波ノ兵又來リ戦ハズ、兵ヲ舉テ引退ク、佳清盲ナルニヨリ、香西大隅守、植松備後守、二人執事トシテ、政務ヲトリ行フ、香西備前守常ニ是ヲ妬テ其子六郎大夫ト相謀リ、眞部ノ氏族ナド黨ヲ結ビ、彼二人ヲ除キ佳清ヲ廢テ、佳清ノ弟千虎丸ヲ立テ、己

レ是ガ執事タラントス、六年正月十一日成就院ニテ日待ヲ執行ス、時ニ備後守成就院ニ至ル、兼テ此折ヲ慮リ、兵士十五人ヲ伏セシメ、備後守ガ來ルヲ待テ是ヲ殺ス、是ニヨリテ事顯レテ、戦争ニ及ベリシヲ、備前父子ヲ備前ノ中嶋ニ追拂ヒ、千虎丸ヲ城内ヘ取返シテ止ム、七年藤尾ノ城ニ移ル、佳清去年、年十八ニテ羽床伊豆守ノ女ヲ納テ妻トス、今年夏故アリテ、是ヲ出ス、時ニ人ヲシテ羽床ニ送ラシメシヲ、使者羽床氏ノ怒ランコト恐レ、榎木城主瀧宮豊後守ノ妻ハ、此女ノ姉ナルニヨリ、瀧宮氏マデ送り入ケレバ、豊後守ヨリ羽床氏ニ送ル、羽床氏果シテ怒リ、香西氏ノ旗ヲ離レ、綾郡ニ主タランコトヲ謀ル、十年七月長曾我部元親、親政ヲ將トシテ西ノ莊宇多津ノ二城ヲ陷シ、香西ニ移ントシ、國分寺ニ陣ス、伊賀守ノ臣藤井太郎左衛門トテ大剛ノ者アリ、此者ノ手ニ能須谷川トテ二人ノ竊者アリ、是亦三十人ノ寄子モテリ、能ク敵ノ舉動ヲ伺ヒ、日々其有様ヲ告グ、宇多津ノ城落ルヲ聞キテ太郎左衛門伊賀守ニ謀リケラク、地ノ利ハ兵ノ助ナルニ切所ヲ越サセテハ、居ナガラ收テトルナリ、粉掛長谷岡ハ窟窟ノ窟

地ナリ、本軍ノ外ノ者五百人賜ラバ、伏兵ヲ置テ、本軍ハ其後ニ附テ北クルヲ追バ、必ズ勝ヲ得ベシ、諸臣皆其意ニ從ヒ、太郎左衛門ヲ推テ謀主トス、時ニ太郎左衛門新居ノ宮尾ニ、作り旗ヲ立サセ、細川ニ鐵砲卅挺ヲ十挺ヅ、連テ、三處ニ伏セ、其後ニ太郎左衛門鎗ノ手五十人ヲ伏セ、其後ニ久利三郎四郎五百人ヲ三手ニワカチテ伏ス、八月朔日土佐ノ軍、國分寺ヲ發テ、新居内膳ヲ導トシテ、伊豫ノ六人衆、西段ノ諸將列ヲナシテ押出ス、端岡ノ端ヲ廻リ來ルチ、太郎左衛門足下ヨリ起テ馳セ向フ、敵兵亂レ崩レテ、道ノ外ヘ溢レ、向ヒ田ノ方ヘナダレ落、敵ノ後陣何トモシラズウチ騒グ、香川氏ハ三千人ヲ以テ、山上ニ登リ、羽床氏ハ鎗ヲ廻リテ出來ル、太郎左衛門起テ見テ、俄ニ兵ヲ引テ、大門村ニ旗ヲ立テ變テ伺フ處、敵軍競ヒ進テ押來レバ、軍ヲ潛テ赤谷村ヘ入ル、此處ハ兵百人アレバ、二千三千ニテモ、破リ難キ處ナレバ、敵更ニ近寄ラズ、因テ山越ヲシテ、香西ノ城ヘカヘル、敵大谷ノ城ニ旗アルヲ見テ、先チ爭テ攻寄ルニ、固ヨリ設シテナレバ、謀ラレテ東ニ向ヒテ押出ス、粉掛一本松ノ切處ニ、能須谷川ノ

二人鐵砲卅挺ヲ三處ニ伏セ、鬼無ノ香西兵、原引ノ守政助兵衛、二百餘人ヲ本軍トシテ、待受鐵砲ニテ打立追崩シ、大谷村マデ追入レテ引トル、敵方ニ處ノ伏兵ニ遇ヒ、其日ハ粉掛ノ切所ヲ得越ズシテ止ス、敵ノ軍將如何スベキト、計フ内大雨降り出、野陣ヲ取ルコトモナラズ、又國分寺ニ引トリケリ、時ニ細川ノ水深クテ、三日バカリ涉リナラズ、同月四日土佐ノ軍出立ト聞テ、本陣六郎兵衛、見分ニ出ケルニ、敵ノ先手早佐料ノ古城ニ寄來ル、六郎兵衛城内ヲ通テ、北門ヲ出ルヲ敵近サジト遂來ル、北門ノ橋、中引切ケレバ、葦毛ノ馬四寸ニ及ブヲ引掛トバセケレバ、事モナウ踰タリ、敵モ同ク飛セケルガ、小長ノ馬ニテ、堀ノ内ニドウト落ルヲ、六郎兵衛馬ヨリ飛下リ、首カキ切テ、藤尾ノ城ニ馳カヘリ、其旨ヲ述ケレバ、各手分ヲシテ、備ヲ立ル程ニ、土佐ノ先陣、伊勢ノ馬場ニ、押出スト聞エシカバ、伊賀守ガ陣代、香西太郎左衛門、瀧宮豊後守ノ二將ヲ伊勢ノ馬場、西光寺ノ二手ニ分ツテ向ハシム、伊勢ノ馬場ノ一手ハ瀧宮豊後守、千餘人ヲ率テ押シ向フ、相從フ人々ハ、植松帶刀、同彦太夫、飯沼五郎兵衛、

植松縁之助、眞部彌助、久利三郎四郎、仲備中守、遠藤遠江守、同喜太郎、飯田右衛門、中飯田備中守、鏡城清左衛門、ナドナリ豊後守二百餘人ヲ二手ニ分、一手ハ作山ノ城ニ籠ラシメ、一手ハ傳内屋敷ヲ守ラシメ、植松帶刀、同彦太夫ハ、三百人ヲ率テ、是竹村ニ隠シ置、久利三郎四郎仲備中守ナド、五百人ニテ先手ニ加ハリ、二陣ニ豐後守、三百餘人ヲ以テ馳セ向フ、敵ハ伊豫ノ六人衆五千餘人ヲ率テ戰ヲ始ム、香川衆、土佐衆其後ニ相ツゲリ、伊豫ノ兵、鐵砲ノ上手ナレバ、身方丸ニ當リテ虎傷多シ、敵軍手分シテ、脇道ヨリ後ヘ廻リ、横合ニ出シトスレトモ、豐後守地理ヲ考ヘ備ヲ設ケ、今池トテ三町バカリ池水ヲ左ニ當テ、岡村ノ岸田ヲ右ニ備ヘ、前一筋ノ道ヲ、掛引ノ場トシテ陣列ヲナス、敵大兵ト雖トモ、急ニ進ムコトヲ得ズ、暫ク挑ミ戰フ内ニ、久利三郎四郎、仲備中守ノ二人、鐵砲ニウタレケレバ、敵競進デフルヒカツ、前陣亂レテ、豊後守ガ先手ニ崩カ、ル、植松帶刀、同彦太夫、是竹萬五郎、諏訪又右衛門、飯沼五郎兵衛、三百餘人ヲ率テ、是竹村ヨリ横ニ出テ鐵砲ヲ放チ掛クルニ、敵不意ヲ打レテ、一本木ノ地

藏ノ前迄崩カ、ル、豊後守帶刀等兵ヲ揚ントスル處敵ノ後陣入替リ、類ニ鐵砲ヲ放ツニ、豊後守ウタレテ馬ヨリ落、植松彦太夫股ヲウタレ、飯沼五郎兵衛肘ノ口ヲウタレテ引ケ處、植松帶刀手勢ヲ下知シ、餘引向敵ヲ散々ニ突立、太刀打シテ追立、家人十八人、一圓ニナリテ引トル、植松縁之助、敵ニ辞ヲ掛ケラレ、引返シテ相戰ヒ、主從八人戰ヒ死ス、眞部彌助敵ノ追來ルヲ待テ、鎗ニテ聯合數人ヲ追立テ引退處、傳内屋敷ヨリ旗押立、百餘人馳セ出ルニ敵多兵ナルカト疑ヒテ、軍ヲ留テ進マズ、其間チ得テ藤尾ノ城ニ引退ク、此本道ハ山ノ根ヲ切通ニシテ其間ニ作山ノ城アリ、コレニ旗立並ベツレバ、多兵待カケ居タル様ナレバ敵此道ヨリハ押寄セズ、山手ヲトリテ上ノ山ニ押上ル、是豊後守ガ謀ナレバ、少兵ヲ以テ能ク敵スルコトヲ得タリ、戰死ノ後、皆涙ヲ流ソゾ惜ミケル、擲手ノ方西光寺表ノ一手ハ、香西太郎左衛門、千餘人ヲ率ヒテ押向フ、相從フ人々ハ、宮武六右衛門、松浦清左衛門、山地小内膳、葛西三郎右衛門、秋山四郎兵衛、泉坊五郎左衛門、山脇圖書助、ナド三百餘人ヲ率テ天神邸ヲ固ム、佐藤孫七郎、宮

脇原正、同兵庫及藤井、雜賀、岡田、河野、坂田、
莊官、眞部、楠川、犬養、一宮、大宮司、飯沼、成相、河
邊ナドノ諸氏ハ五百人ヲ率テ先陣ニ進ミ、太郎左衛
門其二陣ニ居テ、香西縫殿助、新居權守、本津六郎
兵衛、三谷掃部左衛門ナド五百人ヲ率テ列ヲナス、
土佐ノ軍、國吉三郎兵衛、中内源兵衛、大西上野介
ヲ旗頭トシテ三千餘人來リ寄ス、西光寺繩手トイフ
ハ、左ハ潮ノ大溝、長五町バカリニテ、右ハ深田ア
リ、其間二間幅ノ道、一筋ニテ二町バカリノ間ハ他
ノ通路ナシ、佐藤孫七郎、先進シテ相戦フ處、太郎
左衛門、香西縫殿助、新居權守、三谷掃部左衛門ヲ
シテ二百餘人ヲ率ヒ、釣ノ濱ノ間道ヨリ本津ニ至リ、
金臺坊ノ林ノ中ヨリ関ヲ作リテ伐カクベシト下知シ
テ、其身三百餘人ヲ以テ進ミ戦フ、カ、ル處ニ、彼
林ノ中ヨリ、関ヲ作リテ起リ出シカバ、土佐方担ギ
兼テテ敗レ走ル、北タルヲ追テ、小畑ニテ相戦フ、
太郎左衛門、勝鬨揚テ引ントスルヲ、土佐ノ二陣大
西上野介、入交孫左衛門、五百餘人ヲ率テ馳テ來リ
短兵急ニ攻戦フ、孫七郎、太郎左衛門、六郎兵衛、其
他ノ勇士百餘人戰死シテ小畑ノ戰破ケレバ、敵進

テ天神邸ニ押寄スル、城兵頗ニ饑餓ヲ放シ寄手死ス
ル者數ヲ知ラズ、宮武六右衛門鐵砲ノ妙手ヲ得タレ
バ、敵數人ヲウチオトシ、乘入ル敵ヲ鎗ニテ突額シ、太
刀ニテ切り伏セ、鬼神ノ如ク働キシニ、其身數ヶ處ノ
手ヲ負テ討死ス、近藤萬西以下ノ諸將皆粉骨ノ働キ
シテ、敵兵ヲ數多打トリシカド、ツツク身方モナタ
テ戰死ス、天神邸破レシト聞エシカバ、香川信景ノ
陣ヨリ、矢留ト呼ハルニゾ、互ニ軍ヲ收テ引トリケ
ル、香川三千人ヲ以テ、荒神森ヲ守ル、コハ此城近
年ノ造營故、溝壘モ整ハズ、山ノ手ヲ敵ニ取ラレナ
バ、一支モ成リ難キ故、是ヲ助ケテ、暫ク城ヲ持コ
タヘサセ、和平ノ扱ヲナサン爲ナリ、叔香西加藤兵
衛ノ許ヘ、香川氏ヨリ使者ヲ遣シ、和平ヲ謀ル、伊
賀守加藤兵衛ヲ遣ハシ計ヲシメ、香西氏本領及旗下
ノ采地マデ、故ノ如ク相違ナクト約シテ、和平ヲナ
ス、サレド伊賀守喜色モナク、諸臣ニ語リケタタ、
今日ノ戦ヒ、身方小勢ニテ勇士數多討死セシコソ、
我遺恨ナレ、今夜ハ勝鬨路ヨリ、夜討ヲ仕カケ、敵
ノ後ヘ廻リ、長官我部ガ首ヲ取リテ、戰死ノ聲ヲ吊
シ、ト思ヒシヲ、和平ヲシヨソ、返スルモ心ナケ

レ、汝等今日ヨリ我目ナキコトヲ憂ルコトナカレ、今
日ノ軍ニ人々ノ働キシハ、我面目ニテ侍レバ、目ハ
入ルベキニアラズ、汝等ガ耳目ハ、我耳目ナリト云
フニ、皆涙ヲ流シテアハレ目ヲ開テ、マキヲセテシ
ガナ、トササキアヘリ、伊賀守ノ妻ハ、日比ノ四
宮殿賊守ガ女ナリ、容貌美キ聞エアリテ、明ヘタリ
シニ、此時白綾ノ單衣ヲ着、鉢巻シテ、奴僕數人ニ
粥ヲ荷セ、仕女ニ器ヲ持セ、天神邸ニ來リ、汝等能
ク守リテカシ、我家ノ亡ルモ興ルモ、今日ノ一軍ニ
アリ、各累世ノ郎從トシテ、君臣世々ノ榮ヲナス、
今日ノ死ヲ厭フコト勿レ、死ハナラヒト思ヒ極メナ
バ、勝テ榮フ可ク、生シコトヲノミ思ハバ、負テ死
スベシ、菅公ノ守リナドナカラザラメヤ、トテ柄杓
ヲトリ、粥ヲ諸卒ニ進テ歸ル、人皆是ニ感シ力ヲ盡
シテ戰ヘリト云、十三年元親、豊臣公ニ降ルノ後、
伊賀守城ヲ棄テ民間ニ隱ル、香西加藤兵衛、植松彦
太夫ナドヨリ米錢ヲ送り養ヒシニ、生駒氏ノ時、田
宅ヲ賜ヒテ、以テ其身ヲ終シム

○名官八 細川氏被官下

細川氏被官下

由佐氏 由佐氏ハ、藤原秀郷十四世ノ孫、常陸國益
月ノ城主、下野權守顯助ノ後也、顯助足利尊氏ニ從
ヒ、建武二年ノ役ニ、京師ニテ戰ヒ死ス、尊氏はヲ
感ミ、其子彌次郎秀助ニ、香川郡井原ノ莊司ヲ賜フ、
細川順之城ヲ、鳥屋ノ岡ニ築ユ及ンデ、秀助ヲシテ、
是ヲ守ラシム、
安原鳥屋ガ岡要害之事京都御左右之間不可有疎畧
候也仍而城中警固放無沙汰之輩交名載起請之詞可
有注進候也仍而執達如件
觀應二卯月廿五日 左兵衛尉
由佐彌次郎殿
秀助ノ子、又六秀行、秀行ノ子四郎右衛門秀政、秀
政ノ子次郎右衛門助盛、應仁元年、山名細川ノ亂ニ、
勝元ニ從ヒテ功アリ
於去月廿七日近衛室町合戰被疵之由注進至來尤神
妙彌可被抽忠節者也
應仁元年七月廿日 勝 元判
由佐次郎右衛門殿
助盛ノ子左京進秀盛、秀盛ノ子平右衛門秀武、三好
氏ニ從ヒテ戰功アリ

於此度忠節安原之内案内一職同所之内西谷分阿州之内市原知行申付候但市原之内請米三十石之義者相退候由右所々申付候上者彌奉公肝要ニ候猶東村備後守可申候謹言

八月十九日

山佐平右衛門殿

義 賢謹押

天正十年、長曾我部元親、千餘兵ヲ率テ來リ攻ム、秀武固ク守リテ降ラズ、元親攻ルコト能ハズ、兵ヲ引テ退ントス、秀武兵ヲ冠纓山ニ伏テ、自ラ出テ進ミ撃、伏兵曉起テ大ニ敗ル、敵將稻吉新八郎ヲ獲タリ、元親怒リテ兵ヲ進メテ、來リ攻ルコト急ナリ、秀武遂ニ降ル、是ニ於テ秀武ヲシテ、三谷景久ヲ攻シム、秀武伐テ是ヲ滅ス、元親豊臣公ニ降ルニ及ンテ仙石氏ニ仕フ、長子三郎秀景豊後ノ役ニ戰死ス、秀子久右衛門生駒氏ニ仕フト云

羽床氏

羽床氏ハ、香西ノ同族ニテ、羽床藤太夫重高ノ裔ナリ、元弘年中、伊豆守政成トイヘルアリ、千劍破ノ軍ニ、先登シテ死ス、子孫世々伊豆守ト稱シ、下羽床ニ居テ、香西奈良二氏ノ陣代タリ、資載三代物語ニハ、ニ至リ、勇武人ニ過タリ、其女ヲ香西伊政長トアリ

寄セシニ城空クシテ、詮ナク軍ヲカヘシケリ、綾郡ノ諸城主ニ使テ遣シ、香西氏ニ背キ、己ニ附シコトヲス、ムルニ、郡内多クハ其意ニ從ヒシカド、ヒトリ西莊ノ香川民部少輔、一味セザリケレバ、兵ヲ擧テ伐テ是ヲ追ヒ走ラシ、遂ニ瀧宮彌十郎、新名内膳、奈良太郎兵衛尉、長尾大隅守、山田彌七、福家七郎、等一致ニ和睦シ、國中ニ事アル時ハ、互ニ見放マシキト一通ノ誓紙ヲ取交シテ、約ヲ定ム、時ニ香西氏、福家七郎が羽床氏ニ從ヘルヲ怒リ、欺キイダシテ殺シケレバ、伊豆守是ヲ報ント、西表ノ城主ヲ誘ヒ、香西ノ城ニ押寄ル、兵士ヲ二手ニツケテ、新居ノ奥ナル、赤谷村ヨリ通谷ヲ經テ、勝賀ノ西表、平尾ヨリ攻メ上ル、城中ニハ瀧宮豊後守夫婦、誥ノ丸ニ居テ固ク守レリ、兼テ相闘ヲ定メ、城際近ク寄來レバ、金鼓ヲ鳴シ旗ヲ振レバ、奥中山ノ住人等、谷ヨリ出テ後ヲ攻ルニ、身方崩レテ敗レ走ル、一手ハ大谷村ヨリ、鬼無ニ向フ、勝賀表敗ルト聞テ、力ナクテ引トリケリ、伊豆守尙怒リヤマズアル處ニ、元親既ニ西讃ヲ平ゲ、東ニ向フト聞エケレバ、同族大林四郎左衛門、今瀧太郎右衛門、山田彌七、羽床總五郎、ナド

賀守ニ嫁ス、一年アリテ伊賀守是ヲ出ス、伊豆守怒リテ、オモヘルヤウハ、今我綾郡ヲ從ヘナハ、香西氏ト同ク立シコト、雖ニアラスナルニ瀧宮豊後守ハ、我女婿ナレド、香西氏ニ背クベキ者ニアラズ、是ヲ滅サバ他ハ戰ズトモ從ヒヌベシ、ト俄ニ其子忠兵衛ヲ將トシ、三百餘兵ヲ率テ、榎木ノ城ヲ襲シム、豊後守ガ家人馳セ來リ、思ヒモヨラズ、敵襲ヒ來リテ候ナリ、トイフ程コソアレ、人馬ノ物音、聞エケレバ、豊後守樓上ニ登リ見レバ、誰人ナルカ城際近ク寄來リ、左右手配リシテ攻カ、ルヲ其妻羽床氏モ共ニ見テ、コハアヤシキコトカナ、彼將ト見ユルハ我弟ナリ、何モアレ敵ナラバ、ユルスベクモアラズトテ、豊後守ニ向ヒ、アノ黒介ノ武者、射トルベシトイハバ、豊後守弓引マカナヒ、兵ト放ツ、アヤマタズ、胸板射通シ馬ヨリ落テ死タリケレバ、寄手ノ兵士方ヲ落シ、尸泉ヲ引退ク、豊後守伊豆守ガ、人トナリケ能クシリケレバ、カクテハ置マシト、其日家人ニオケセテ、資財ヲトリ納メ、榎木ノ城ヲ去リ、香西へ引退ク、伊豆守愈憤ヲ發シ、山田、陶、畠田、ナドノ諸士ヲ招キ、八百餘人驅籠リ、榎木ノ城ニ押

召ツドヘ、計リケラケ、我香西氏ノ陣代トシテ、累世此地ニ居テ事大ニ時ハ數千人率テ、京畿四方ノ軍ニ義イマダ不覺ノ名ヲトササリシニ、今ハ香西氏ト如此怨ヲ結ビ、兵士不ト少キウヘ、瀧宮新名ナドハ、各其城ヲ守リ、招クトモ來ラズ、敵ハ三ヶ國ノ勢、一萬三千人ト聞ユルニ、千人ニ足ラザル、我兵ニテ打向フハ、勝ベシトハチサシ、思ヘラズ、サレトアルカキリ、力ヲ盡シテ、快ク討死シ、後ノ世ノ物語ニモ思フナリ、家中ノ妻子ハ夜ニ紛レ、中限ノ山中ニ隠シ、老年ノ者ニ城守ラシメ、十五以上五十以下ノ者ハ、悉ク軍ニ從フベシトテ、六百人ヲ六手ニツカチ、一手毎ニ、鎧鎧ノ手三十人、鎧ノ手三十人、太刀ノ手三十人、飯持十人ト定メ、一手毎ニ將師二人、番頭二人、此他諸士三十人鎧持ノ力士三十人、伊豆守ニ從フ、馬廻リ三十人、都合七百五十人、夜中ニ那珂郡高篠郷ヘ、シノビ、ニ馳セ出、谷陰樹下ニ旗ヲ伏セ、兵ヲ隠シテ相待處、敵ノ先陣伊豫ノ兵將、石川刑部、金子傳兵衛、妻取采女、馬立中務、新居、曾我部、前川、ナド三千五百人率テ、夜ヤ、シラミ行程ニ、伏兵アリトモオボエズ、行過

ルニ、足下ヨリ、ヤアレ敵ゾト呼ハリテ、開ヲ作リ
テ鍔鉞打立、鎗引ムケテ突カ、ルニ、先手思ヒモヨラ
ズ打立ラレ、一タマリモナク敗走ルテ、後陣ノ兵
將是ヲ見テ、スハヤ敵ニアヒタルゾ、トイフ程ヨソ
アレ、元親自ラ塵ヲトリテ、押カ、ルニ先陣モ立カヘ
リ、一群ニナリテウチヨスルニ、忽チ攻メ崩サレテ敗
レ走ル伊豆守立カヘリ、戦死スベキト思フ處、羽床
ニ殘リシ老年ノ者、迎備ヲ作り旗押立テ、岡田村ニ
打出陣トリシテ、待居タルヲ見テ、色ヲ直シ、敗卒
ヲ召集メ引トリケルニ、敵又窮メオハズ、岡田ノ兵後
ヲオサヘテ、引トリケリ、習日香川信景ヨリ、使來
リテ降參ヲス、ムルニ、伊豆守其意ニ從ヒ、子賢吉
ヲ質トシテ、長尾大隅守新名内膳ヲ遣ハシテゾ降
リケル、其後元親ノ軍ニ從ヒ、十河ノ城ヲ攻ル時、
病ニカ、リテ没ス、子彌三郎資吉、仙石氏ニ從ヒ利
光川ニテ戦死ス、其族今瀧彌右衛門、福家七郎左衛
門、等ハ名家ノ末ナレバトテ、生駒家へ召出サレシ
トゾ、

香川民部少輔 民部少輔ハ、香川肥前守景明ノ從弟
ナリ、京師ニ出テ細川政元ニ仕フ、政元嘗ニ過フノ

シメ、從者數十人引連レ、備後國ユワタリ、小早川
隆景ニ附テ、援兵ヲ乞、時ニ伊豆守其城ヲ取リ、守
ヲ置テカヘリケリ、ナテ小早川氏ヨリ、浦兵部大夫、
井上伯耆守、ノ二人ニ五千餘人ヲ附、兵船三百餘艘
ニトリ乘三原ヨリ發メ、鶴足津松ヶ浦ニ着、西ノ莊ニ
押シ寄ル、伊豆守ガ兵百餘人、守ヲ棄テ引退タ、即チ
城取返シ、民部少輔ニヲタシ、羽床ニヨセントテ、ウ
チ立ケレバ、伊豆守、長尾大隅守、瀧官彌十郎、新名
内膳、ナドヲメ、五百餘兵ヲ率テ、續川ノ邊ニ防ガ
シム、雨頻リニフリツツキ、川水深ク漲リケレバ、
安藝勢ワタリ來ラズ、二百餘ヲ留テ、西ノ莊ノ守ト
シテ、引トリケリ、同八年長曾我部元親、六千餘兵
ヲ率テ來リ攻ムルニ、民部少輔城ヲ以テ降ル、元親
城中ヲ巡見シ、土佐ノ兵五百餘人ヲ、民部少輔ニ附
テ、西長尾ト互ニ相保クシム、サルニ三好存保、信
長ノ命トシテ、香西、安富、寒川、植田、池田、三
谷、等ノ諸氏及ヒ、岡波ノ兵士一萬人ヲ率テ北條那
ヰ入リ、西ノ莊ノ城ヲ圍ム、香西氏ノ兵將、久利三
郎吉茂、二千餘人ヲ以テ先陣ニ進ム、七月十三日夜
月明メナルマ、ニ、東方ノ攻口ヨリ、眞部彌介祐重、

後、香西備中守元繼、政元ノ養子澄之ヲ立ントシテ、
嵐山ノ城ニ籠リ、三好元長ト戦フ、元繼軍敗レテ戰
ヒ死ス、時ニ元繼ガ領地、丹波國笹山、綾郡西ノ莊
ノ城、關所トナレリ、管領澄元、民部少輔ガ澄之ニ
黨セサルヲ賞テ、西ノ莊ノ城ヲ賜フ、因テ始テ此城
ニ移リ、北條那ヰ保守セリ、其三世ノ孫、父祖ノ名
ヲ襲フテ、民部少輔ト稱ス、天正六年、羽床伊豆守
綾郡ニ主タランコトヲ謀リ民部少輔ニ使テ遣シ、其
事ヲ陳ルニ、民部少輔使者ニ對ヒ、羽床殿ノ香西氏
ヲ恨ミ玉フハ、サルコトナガラ、今天下麻ノ如クナ
リツルニ、私ノ恨ヲ以テ、トヤカク争テ始メ、外ヨリ
來リ侵ス事ノイテキナバ、一タマリモアルベカラズ、
今姑ク私ノ争ハ止メ玉ヒ、國內ヲ堅ク守ルベキ、備
ヲナシ玉フコソ、肝要ナレトイヒノアルヲ、伊豆守
聞テ理リトモオモハズ、却テ怒リ、大林、今瀧、山
田、福家、新居、長尾、等ニ語ラヒ、一千三百人ヲ率
テ、押シヨセケレバ、民部少輔思フヤウハ、我逃ル處
羽床氏ハ、イカク聞キ玉フラン我身トテモ、如此郡
内ノ城持ドテ取合ナバ、内殺レニ兵士ヲ殺ラシ、外
ノ敵ヲ防グスベヤハアル、ト子女ヲ青海ノ浦ニ避ケ

溝壁ヲ越テ城中ニ入り、大音揚テ名ノリ、敵ヲ招ク、
城兵一人トハシラズ、相驚テ近ヨラズ、時ニ揖取彦
兵衛尉友貞ト名ノリテ、鎗カヒタリ來リ進ム、祐重
是トワタリ合、建ユ友貞ヲ押伏セ、首カキ切テ歸
ケリ、翌日城兵門ヲ出テ相戦フ、土佐ノ兵ハ山坂ニ
ナレタル故、小馬ニ乘リテ馳向フ、十河氏ノ兵ハ皆、
大長ナル馬ニ乘リタレバ、土佐ノ兵逐ヒ立ラレ、列
ヲ亂シ走り退タ、爰ニ民部少輔ノ家臣、宮武源三兵
衛、良馬ニ乘リ傍輩十騎ヲ從ヘ、轡ヲ並ヘ、群集ル
敵軍ノ中ニ、サツト擲出シ、當ル敵ヲウチ掃ヒ、一
參ニ馳破リ、一騎モ過ナク引トリケリ、敵モ味方モ
皆之ヲ感シアヘリ、時ニ西長尾ノ援兵ヲ待ドモ、敵
多兵ナリト聞テ來リ救ハズ、土佐ノ兵士等得勝マシ
キヲ謀リ、姑ク降參シテ再舉ヲ圖ラントス、民部少
輔モ是議ニ從ヒ、城ヲ明渡シ、土佐ノ兵ハ、西長尾
ニ引退キ、民部少輔ハ家人從類ヲシテ、青海浦へ引
トラシメ、從兵二十人ヲ具シテ、自愛ノ鷹ヲ手ニス
エテ城ヲ出テ立去ルニ、見ル者皆涙ヲ流シケリ、松
ヶ浦ヨリ舟ニ乘リ、鹽飽島ニ渡リツルニ、其後ハイ
カッアリケン、中國ニテ死セリトモ、又義昭將軍、

吉川元春ニ誓ヲ賜ハリ、民部少輔降參ノコトヲ頼ミ
 ケルニ、再ヒ毛利氏ノカニヨリ、國ニ歸リ仙石氏ニ
 從ヒ、利光川ニテ戰ヒ死ストモ云、生駒氏ノ時ニ至
 リ、宮武源三兵衛、城地ヲ請トリ、田畠ヲ開キテ、
 今ニ至ルマデ、其裔族コ、ニ住メリトナム、
 今按ニ民部少輔ノコト、治亂記ニハ肥前守ノ次男
 トシ、南海通記ニハ從弟トセリ、是非詳ナラズ、
 三世ヲ孫民部少輔トコ、ニ記セルハ、通記ニ三
 世相傳フ、又治亂記ニ數代ノ城ヲ棄テ、トアルニ
 ヲレルナリ、治亂記通記ハ、同人ノ作ナルニ、互
 ニ異同アリ、今ニ書ヲ交ヘ考ヘテ、カク次第タリ、
 サテ永祿元年、三好豊前守雨霧ヲ圍ミシ時、民部
 少輔モ三好方ニテ出陣セリ、香川氏ハ我宗家ナル
 ニ、是ヲ攻ムルコトカバナリ、又羽床氏ガ西ノ莊
 ニ又攻シ時モ、香川氏トコソ援ヲコフベケレ、ウ
 ヲ小早川氏ヲ頼ミシナド、疑ヒナキコト得ズ、又
 西國未平記、藝州記等ニハ、磨白山ノ城主トシテ、
 香川氏治亂記通記等ニ西ノ莊ナルコト明證アリ
 生野村カク磨白山トハ、異ナルベシ、又四國
 太平記ニハ民部少輔ヲ信長ノコトトセルモ誤

シルケレバトラス、
 奈良氏 奈良氏ハ、其先出ル所詳ナラズ、舊東國ノ
 人ニテ、應仁ノ比、太郎左衛門元安トイヘルアリ、
 細川氏ニ屬テ、香川、香西、安富、等ノ諸氏ト同ク、
 四天王ト稱セラル、時ニ鶴足那珂ノ二郡ハ、藤橋兩
 家ノ所領ナリシヲ、細川氏兩家ヲ舉テ、馬廻リノ武
 士トシ、其所領ヲ取テ元安ニ賜フ、元安城ヲ宇多津
 ニ築テ居レリ、元安ノ子備前守元信ト云、京師ニア
 リテ管領家ノ事ヲ執行フ、因テ京畿ニテモ所領アリ
 元信ノ子太郎兵衛元政ト云、治亂記ニハ、元信之ヲシテ
 宇多津ニ居ラシメ、後藤左衛門佐、物集大藏太夫、
 進士準人佐等ヲシテ後見トス、此時頗ル所領ヲ失
 ヒ、津郷三村川津等ノ數村ヲ保テリ、時ニ長曾我部
 元親、西長尾ノ城ヲ築キ、國吉甚左衛門ヲシテ守ラ
 シム、元政迫ランコトヲ恐レテ、栗熊村ニ移ラシメ、
 後藤左衛門佐遣ハシテ守ラシム、天正十年元親、諸
 城ヲ降シ、其族親政ヲシテ來リ攻ム、時ニ十河存保
 等、微勢ニナリ應援スルコト能ハズ、元政固ヨリ兵少
 クシテ拒戰コトヲ得ズ、城ヲ棄テ香西伊賀守ニ力ヲ
 合サン、二百五十人ヲ率テ東ニ出テ、小山ナル處

塚ニ、陣ヲ取リ居タリシニ、八月二日大水出テ野陣
 難澁ナレバ山下ノ觀音堂ニ入テ夜ヲ明シ、駄荷ヲ棄
 テ阿州ニ打越シ、三好存保ニ屬テ、勝瑞ノ城ニ居タ
 リシニ、元親二萬人ヲ率テ、阿波國ノ降附三千五百
 人ヲ以テ先陣トシテ、勝瑞ノ城ニ寄來ル、存保二千
 餘人ヲ以テ、勝瑞ノ南中富川ニ押出ス、元政二百五
 十人ヲ三手ニ分テ、物集進士ヲ左右トシ、奮ヒ擊テ
 戰ヒ死ス、元政ノ子太郎左衛門ハ元政宇多津ヲ出ル
 時、マダ幼クアリシカバ、資財ヲアタヘ、大船數艘
 ニ載セテ、上方ニ退カセツルニ、四國平均ノ後、宇
 多津ニ歸リ、津郷村ニ逃レ住テ世ヲ終フト云、
 長尾氏 長尾氏ハ橋家ノ族ニテ、三野郡宮ノ御崎ニ
 居テ、海崎豊後守元村ト稱ス、元村ノ子元高大隅守
 ト稱ス、山田、羽床、栗熊、長尾等ノ諸村ヲ領テ、
 應安元年正月七日、西長尾ノ城ニ移リ氏ヲ長尾ト改
 メ世々大隅守ト稱ス、六世ノ孫高晴ニ至リ、三野、
 豊田、多度、那珂、鶴足、阿野等ノ諸郡ニテ、六萬
 五千石餘ノ地ヲ領セリ、天正七年四月二十七日、長
 曾我部元親來リ攻ルト聞テ、籠ノ川向ヒニ陣ヲ取リ、
 土佐勢ノ中通口ヨリ押寄ルヲ待トラントスル處、翌

ル二十八日夜未ダ明ザル程ニ、土佐勢寄來リ備ヲ立
 ルテ大隅守片岡九郎兵衛高好ト共ニ、アタリニ火ヲ
 放チ貝太鼓ヲ鳴ラシテ進ミ出、芭蕉ニテ相戰フ暫シ
 ノ間ニ敵味方入亂レ、死力ヲ出シテ戰フ處、敵ノ大
 將大山孫九郎ト名乗テ、鎗クリ立進ミ出ルヲ、片岡
 九郎兵衛鎗引直シ突テカ、互ニ馬上ニテワタリ
 合、息ヲモ繼ス戰ヒシニ、孫九郎遂ニ突崩サレ、馬
 ヲリドウト落ル處、九郎兵衛鎗ニテ押フセ、郎從呼
 トリヤカテ首ヲツカ、セケル、敵方はニヒツミテ、
 大ニ敗レ、櫛梨山ヘ引退ク、サテ其夜櫛梨ノ陣ニ、
 夜討ヲカケシニ、伊豫ノ諸軍ト途ニテ出合、大ニ敗
 レテ逃レ歸ル、翌ル二十九日羽床伊豆守ト謀リ、高
 篠村ニ兵ヲ伏セ、土佐勢ノ東ニ出ルヲ撃トラント、
 又一戰ヲ始メシカド、敵多勢ナレバ、遂ニ利ヲ得マ
 シキヲ慮リ、香川氏ノ扱ニ任セラ、降リツルニ、元
 親イカナル怨ヤアリケン、大隅守ヲ滅ントシテ阿波
 ノ重清ノ城主、豊後守ト相謀リ、是歲七月二十七日、
 大隅守ヲシテ、重清ノ城ヲ攻メシメ、元親モ兵ヲ出
 シテ攻ルマテシテ、却テ豊後守ト共ニ大隅守ヲ圍ミ
 八月朔日大隅守是ガ爲ニ謀ラレ、遁ルベキヤウモナ

ク、手勢殘ラズ戦ヒ死ス、元親其城ヲ取テ、西讃ノ陣代トス今長尾村ニ、町田井ト云地アリ、コ、ニ若宮ノ祠アリ、相傳フ、天正七年、高崎重清城ニテ、死スル由聞ユシカバ、高崎ノ女乳母ニ從ヒ、城ヲ出テ、此地ニ來リテ自殺ス、因テ其靈ヲ鎮メ祭ルト云、高崎分限録曰、八千石神余彈正、五千石久米平馬、千石楠多助吉、七百石託間丹波、同神余軍人、六百石神余肥後、同新名次右衛門、同三原吉五郎、五百石、石井掃部、同吉田大八、同近藤六左衛門、同森小源太、同託門内膳、同守屋久太郎、同神余總七、同久米多門、同三原七郎左衛門、同楠多門太夫、四百石三井五郎兵衛、同山下外記、同岡部重内、同託間總吉、同高畑左衛門、三百石本目主税、同熊岡助八、同植松平四郎、同木村數馬、同興村縫殿、同齋藤内記、同神余喜兵衛、同久米大内藏、同岡部市大夫、同三井久五郎、同長谷川式部、同山脇主馬、同岡善助、同平尾甚八、同興村六助、二百石石井主水、同香川市十郎、同和氣七右衛門、同新田藤内、同幡多右京、同山脇莊助、同山脇宮内、同石川吉十郎、同齋藤藏人、同小野市平、同神余七兵衛、同新名八

郎右衛門、同託門左衛門、同木村勝次郎、同高畑典晴、同平尾主膳、同三原刑部、同石川半六、同北林勘兵衛、百石平尾清助、同中島主計、同林太郎左衛門、同守屋右馬之助、同熊岡五兵衛、同新名丹次、同近藤久八、右百石以上、六十四人、知行高三萬三千石ナリ、コハ慶長二年三月、神余小太郎義長、其家ノ覺書ヲ以テ記ストアリ

香川氏 香川氏ハ、鎮守府將軍平良兼ノ裔ナリ、良兼ヨリ五世ノ孫、村岡小五郎忠通ト云、忠通三世ノ孫權五郎景政、後三年ノ役ニ、源義家ニ從ヒテ功アリ、美濃半國ヲ割テ賜ヒ、相模國大庭ノ莊ニ居ラシム、景政ノ子小太郎景繼、景繼ノ子介太夫高政、高政ノ子權太夫家政、等世々鎌倉ニ居レリ、故ニ氏ヲ鎌倉トヨベリ、家政ノ子高經ニ至リ、同國香川ノ莊ニ移リ居レリ、因テ香川ト稱ス、經高ノ子三郎經景、承久ノ役ニ功アリ、所領多ク賜ハリ、子孫分レテ安藝ト讃岐トニ居レリ、其讃岐ニ居ル者ヲ、刑部太輔景則ト云、時ニ多度、三野、豊田、等ノ三郡ハ、託門氏ノ領セシヲ、託門氏絶テ嗣者ナカリシカバ、細

川氏舉テ是ヲ景則ニ賜フ、是ニ於テ、城ヲ多度津ニ築テ居レリ、此地越ヲ防クニ便ナラヌヲ以テ、牙城ヲ雨霧山ニ築キ、事アル時ハコ、ニ移ル、景則ノ子景明肥前守ト稱ス、剛勇ニシテ智畧アリ、長祿元年奈良、香西、安富、等ノ諸氏ト同ク、四天王ト稱セラル、景明ノ子元景、兵部少輔ト稱ス、常ニ京師ニアリ、管領家ノ事ヲ執行フ、元景ノ子之景中務ト稱ス、天文廿一年三好豊前守、細川氏ニ代リ、邦内ノ諸將ヲ從ヘントス、十河氏ヲ始メ、安富寒川香西等ノ諸將、皆從ヒシカド、之景獨リ毛利氏ニ附ントシテ、從ムザリシカハ、永祿元年豊前守、軍ヲ起シテニ宮ニ來リ陣ス、阿波兵八千餘人トゾ聞エケル、時ニ寒川安富香西ナドノ諸氏皆來リ集ル、九月十八日諸軍ヲ率テ、金倉寺ニ陣ス、羽床伊豆守、福家七郎、新名大隅守、瀧宮彌十郎、瀧宮豊後守、香川兵部少輔、小早川三郎左衛門、長尾大隅守、新目彈正、本目左衛門佐、山脇左馬亮、仲行、大河、葛西、ナド追々來リ集リ、其勢凡ソ一萬八千人、木德、柞原、金倉、ナドノ諸村ニ滿テ、一陣毎ニ各他兵ヲ交ヘズ、糧米ハ船ニテ運送シテ、長陣ノ備ヲナス、之景雨霧

山上入り、大比羅伊賀守、齋藤下總守、香川右馬助、香川伊勢守、香川山城守、三野菊右衛門、ナドヲ始トシ、此外ノ小城持等、其勢合セテ六千餘人、防ギ守ルノ備ヲナシ、日チ空クシテ戦ハズ、時ニ豊前守十河一存ヲレテ、香西越後守ヲ召サシメ、語リケラク、今當國ノ兵將寒川安富ナド、皆年少クテ戰ヲ蹈フ少シ、其許ナラデハ、共ニ謀ルベキ人ナシ、思フ處ヲ隠サズ、告知シ玉ヘトイフニ、木戸ノ我輩、イカデ軍ノ謀ニ預ルベキ、先ニ命ヲ受シ一ノ木戸ヲ、破ラコソ我務メト思ヒ玉フレトイヘバ、サハノ給ヒソ、國ノ大事ハ五ニ身ニアツカレバ、默止玉フコトナカレ、ト強テトヒケルニ越後守イヘルヤウハ、此度軍ヲ起シ玉フ故ハ、イカナルコトニ侍ゾヤ、彼ガ從ハザルヨリ、カク大事ニ及ビシナルベシ、サアラバ説テ、從ハシメント思ヒ侍ル、コレノ外我謀トテハ侍ラズ、トイフニ豊前守モサルコトトヤ思ヒケン、サラバ其許ニ任スベシ、ヨクハカラヒ玉ヘ、トイヘリケレバ越後守佐藤掃部助ヲ、三野菊右衛門ノ許ニ遣シ、シカトノ由述シカバ、其山香川氏モ聞テ、三好氏ニ從フ色見エケレバ、越後守ヤガテ之景ニアヒ、

委ク利害ヲ解テ、服從ナサシメ、所領細川氏ノ時ノ如クニシテ、三好家ニ從ヒ、畿内ノ軍役ヲ務ムベシト、連書ヲ奉リ、十月二十日豊前守、軍ヲ舉テ引トリケリ、天正四年香西伊賀守ト謀リ、香川山城守三野菊右衛門ヲ使トシ、三好笑岩ニヨリテ、織田信長ニ風ント乞フ、贈ルニ大原真盛ノ太刀ヲ以テス、信長喜テ使者ヲ饗シ、之景ニ其偏諒ヲ賜ヒ、使者ノ祿トシテ、各馬一騎ヲ賜フ、是ヨリ之景名ヲ信景ト改ム、七年信景ノ弟觀音寺景全ノ家老香川備前守ニ、大西上野介、齋藤下總守ヨリ、土佐國分寺ノ僧ヲ使トシテ、來リ述シムルハ長曾我部元親、勢其強クナリ、阿波伊豫ノ二國、多ク打平ケ、程ナク當國ニ攻入ントス、早ク身方ニ參リ玉ハト、兵士ヲ勞セズシテ、本領安堵タルベシ、トイフニ備前守其由ヲ、景全ニ謀リ、信景ニモス、メケレバ、信景モ其意ニ從ヒ、サテイヒヤリケルハ、信景固ヨリ身方ニ參リ侍ント思フ處、懇ニ使ヲ賜ハリ、命ノ如ク從ヒ奉ラシ、サル故ニ往日ニ、齋藤下總ガ、降リシモ咎メズ、又三好方ヨリ、藤目ヲ取返セシヨリモ、兵ヲ出サズ、イカデ今ヨリ後ハ、別心ナク仕ヘマツラン、信景男

子ナシ、願ハ一子ヲ賜フテ、後ヲ繼カシメ玉ヘ、是望ム所ニ侍ルナリ、大西齋藤ノ二氏ヨリ、宜ク披露セラルベシト答ヘシヲ、國分寺承リ元親ニノベシカバ、元親喜テ和親ス、此後香川山城守、河田七郎兵衛、同彌太郎、三野菊右衛門、ノ四人ヲ二人ヅ、代々ニ土佐ニ遣シテ質トス、信景モ亦岡豊ヘ參リ、元親ニ謁シ、進物ハ長光ノ太刀、二字國俊ノ刀、眞綿五百把、袖百端、紅花五斤、馬一疋、其外子息籠中ニ至ルマデ、各贈リ物アリ、元親大ニ喜ヒ、厚ク饗應ヲ盡シ、能亂舞ナド覽シメ、五日逗留アリテゾ歸リケル、間モナク元親ノ次子、津野孫次郎親政ヲ送り來レリ、名ヲ五郎次郎ト改メ、信景ノ女ニ娶テ、世嗣トス、是ヨリ愈親好深クナリ、歷元親ノ軍ニ從テ功アリ、十三年仙石氏、此國ニ封セラレシ時、近レテ土佐ニ往、元親ニ寄食セリ、五郎次郎ハ續テ病死セリ、信景終ル處ヲシラズ

今按ニ香川氏ノ世系諸書載スル處異同多シ、今年紀ニヨリ考ヘ定メテ、カクツイデタリ、御巡見使案内帳ニ、雨霧城主香川基景、同行景、同平景、四代ノ末、中務信景落城、トアルモ誤リナリ、基

ハ元、行ハ之ノ誤ナルコトハ、イフモサラナリ、四代ノ末トイフハ、景則、景明、元景、之景、ノ四代ヲ誤リ傳ヘシナルベシ、又或系圖ニ、景朝、元景、行景、信景、景運、トツイデテ、元景ヲ元親ノコトトセリ、コレモ朝ハ明行ハ前ト同ク、之ノ誤リニテ、元景ヲ元親ノ子トセルハ、年曆タガヘリ、信景ハ之景ノ後ニ改メシ名ナルヲ、二人ニ誤リ傳ヘシナルベシ、サテ案内帳ニ、平景トアルト、コレニ景運トアルト、同ジ人ノ如ク聞ユ、コハ元親ノ子ヲ、養子トシ、五郎次郎ト稱ス、ト見タル此人ニアタレリ、此人ノ名乗、南海通記ニハ親政トアレド後改メシモ知リ難シ、又三好氏ノ來リ園ミシヲ、多クハ元景ノ時ノコトトス、今考フルニ永祿元年、室本村ノ廻ノ許狀ニ、之景トシルシ、又天文十九年、吉原村萬福寺ノ棟札ノ箱ニ、平之景ト見ユ、サレバ元景ノ時ニ非ザルコト明ナリ、サテ香川氏ノ系圖、今世ニ傳ルハ、イヅレモ皆武具兒王數世ノ孫、香川麻呂ト云アリ、城ヲ笑原ニ築キテ居レリ、數傳シテ綾景直ニ至リ、始テ氏ヲ香川トス、數世ヲ經テ景則ニ至ルトアリ、サ

レド南海治亂記、應仁武鑑、諸家紋帳等ニヨルニ、景政ノ後トセリ、又萬福寺ノ棟札ニ、平ト記セルナド思フニ、彼系圖、疑ヒナキニ非ズ、因テ今トラズ、又觀音寺ノ城主、香川景全、此人ノ城跡彼地ニナシ、思フニ江前草山ノ城主、細川氏ノコトヲ、觀音寺殿トシルセリ、景全ノコトモ治亂記ニ、シカイヘリ、サレバ此人ハ、細川氏ノ養子ナドニテアリシヲ、信景ノ弟故香川ト誤リ傳ヘシガ、又平尾氏系圖ニ平尾河内守基家、二千石ニテ香川信景ニ仕ヘ、永祿四年七月七日、吉川小早川ノ兩將、二萬餘騎ニテ押寄、下金倉堀江ノアタリヨリ、舟アガリス、此時基家三百餘人ヲ率テ、信景ノ先陣シテ、安藝勢ト戦ヒ死ストアリ、此コト諸書ニ見ル處ナシ、安藝勢ノ來ルハ、西ノ莊ノ香川ヲ救ントテ來レルナリ、此時コ、ニテ戦ヒシコト覺束ナシ、或ハ永祿元年三好氏ノ雨霧ヲ圍ミシ時、寄手ノ中ニ、小早川三郎左衛門ト云アリ、此時戦ハナカリシト、治亂記ナドニ見ユレド少シノ取合ハアリシニテ、此小早川ヲ傳ヘ誤リシニモヤアラン、

○人物 流寓上

天太王命 生駒記曰、粟井村與谷と申す處に、飛羅伎の社、與連の社、と申す二處の跡あり、是太玉命阿波の忌部より當國に移り玉ふ節、國人迎に出て、餉器をひらきし所を、則飛羅伎と申す、又御寄と願ひし所を、與連と申す、兩社共に太玉命を祭るよし申す、

日本武尊 源平盛衰記に日本武尊白鶴に化して、西方に飛て、讃岐國に至り、白鳥明神と爲と、云々本朝神社考曰、讃岐國有白鳥明神、是倭武尊也、自伊勢國、差西去止于此國云々

大日記曰、日本武尊、云々爲白鶴、飛西天、而止讃岐國大内郡三里松原、且有奇瑞、仁德天皇勅此邦之刺史、始爲神廟矣、爾來以鶴爲神鳥、

佐伯部 日本書紀景行御卷曰、五十一年、所獻神宮、蝦夷等、晝夜喧譁、出入無禮、時候姬命曰、是蝦夷等、本可近就於神宮、則進上於朝廷、仍令安置御諸山陵、未經幾時、悉伐神山樹、叫呼隣里、而脅人民、天皇聞之、詔群卿曰、其置神山傍之蝦夷、是本有獸心、難住中國、故隨其情願、令班

邦畿之外、是今播磨讃岐伊勢安藝阿波凡五國佐伯部之祖也、

續日本紀曰、寶龜七年十一月癸未、出羽國俘囚三百五十八人、配太宰府管内、及讃岐國云々

舒明天皇 萬葉集卷一ニ、高市崗本宮御宇天皇代、云々幸讃岐國安益郡之時、軍王見山作歌、霞立、長春日乃、晚家流、和豆肝之良受、村肝乃、心平痛、奴要子鳥、ト歎居者、珠手次、懸乃宜久、遠神、吾大王乃、行幸能、山越風乃、獨座、吾衣手爾、朝夕爾、還比奴禮婆、丈夫登、念有我母、草枕、客之有者、思遣、鶴寸乎白土、網能浦之、海處女等之、燒糠乃、念竹所燃、吾下情、

反歌 山越乃、風平時自見、寐夜不落、家在妹乎、懸而小竹櫃、

柿本朝臣人麻呂 同書卷二ニ、讃岐國狹岑島、視石中死人、柿本朝臣人麻呂作歌、一首并短歌、

玉藻吉、讃岐國者、國柄加、雖見不飽、神柄加、幾許貴寸、天地、日月與、滿將行、神乃御而跡、次來中之水門從、船浮而、吾榜來者、時風、雲居爾吹爾、與見者、跡位浪立、邊見者、白浪散助、鯨魚取、海

平恐、行船乃、花引折而、彼此之、島者雖多、名稱、狹岑之島乃、荒磯回爾、廟作而見者、浪音乃、茂濱邊乎、敷妙乃、枕爾爲而、荒床、自伏君之、家知者、往而毛將告、妻知者、來毛問益乎、玉銖之、道太爾不知、爾他久、待加戀良武、愛伎妻等者、

反歌 妻毛有者、探而多宜麻之、佐美乃山、野上乃宇波疑、過去計良受也、

奧波、來依荒磯乎、色妙乃、枕等卷而、奈世流君香聞、苾蕪 鑑真 大日記曰、古書云天平寶字六年、唐陽州龍興寺苾蕪鑑真、至讃岐屋島、始建普賢堂、號三千光院、

安部晴明 今昔物語に、大師御生れ候處、讃岐國屏風浦に、善通寺曼荼羅院とて、大師の伽藍あり、彼類は大師則かき給へり、昔陰陽師晴明、事の縁ありて、彼國へ下向の時、夜道を行に、相具したる使鬼神火を灯たりけるか、善通寺の前を過たる時、火を消て見えず、寺を過て後上來り、糺明勘發しければ、此寺の額は、四天王守護し給ふが故に、恐れをなして、道をかへたるとぞ、

今按ニ、安部晴明ハ、香川郡由佐ノ人トモイヒ傳

（一）又義堂日工集ニモ、シカイヘリサレド本傳ニ見テモ、今ハコトニ載セズ、

將軍太郎良門 相傳フ、將軍太郎良門ハ、相馬小次郎將門ノ子ナリシガ、承平七年下總國ノ家士、光國トイヘル者隠シ置ツルニ、將門滅ビシ後、カタクニサマヨヒ、天曆ノ末ツカタ、御厨三郎將賴ノ子、葦原四郎將平ノ子、下總守將爲ノ子、伊豆守將武ノ子、成行十郎同千代春ナド、六人相伴ヒ、當國ニツタリ、宇多津ヨリ舟アガリテ、國內ノ神社ニ詣ント、先讀留靈公ノ社、横汝ノ社ナド、次ニ詣テ、サテ大麻神社ニ至リシ程ニ道ニテ異キ翁ニアヒケリ、翁イヒケラク、汝等常人トモ見エズ、落人ナドニサフラン、サアラバヨキ隠處教フベシト、善通寺ヨリ午ノ方ヲ指テ行スト思ヒシガ、イト物スゴキ深谷ニ導キ、ヤガテ其身ハカキケス如ク失セニケリ、六人ノ者ウタテ狐ナドニ、迷ハサレケム、悔キテカナトスベキヤウモノナク、木陰ニヤスラヒツルニ、日モハヤ晚ユキシガ、遙ナル林ノ中ニ、燈火ノホノカニ見エケレバ、是ナム家居ナルベシ、イデ宿求ムト、タドリ行シカバ、イト物フヲタル柴ノ庵ニ、一人ノ翁

居タリ、サテイヒケルハ、己等遠國ノ落人ニサフラ
 フナリ、狐ニ迷ハサレ、カ、ル山中ニ分入リイトワ
 プラヒ侍ルナド、一夜アカサシメ玉ヒテンヤト、イ
 ヘバヤスキコニ候ナリトテ、ヤガテリコニトマリケ
 ルガ、コ、ナ何トイフト問、尾沙門谷トゾ答ヘケル、
 サテ夜明テ見レバ、彼翁モ家モナシ、唯山中ニ寐シ
 ナリケリ、是モ又狐ニテアリシヤト、イト、心マ
 ドモシテ、ソコヲ去ントセシ程ニ、何カ書タル物ア
 リ、披キ見レバ、吾者下總國妙見神ナリ、是所へ導
 シハ、爰ニ隠レナバ、末永ク榮ヌベシトアリ、人々
 奇異ノ思ヲナシ、サテハ我産土神ニテマシマセシヤ
 ト感シアヘリ、遂ニ此谷ヲ開キ、居住セシニ、良門ハ
 武田丑之助貞廣ト名ヲ改メ、長和元年八月十四日年
 七十五歳ニテ死リ、又南穴薬師ニ葬ル、其子孫相馬
 氏ヲ稱リシニ、後將頼ノ末ハ上戸城トイヒ、將平ノ
 末ハ下戸城トイヒ、將爲ノ末ハ成房トイヒ、將武ノ
 末ハ成行トイヒテ、是ニ千代春ガ末ヲ加ヘテ、音田
 村ノ六名トテ、今モイヒ傳フ、今一人豫善丸トイヒ
 シモ仲ヒ來リシガ、是ハ阿波國ニ行シトナム、是ハ
 上高瀬村ナル音田ニ、彼氏ノ末ノモノ、持ル、系圖

ニアリシヲカク叙ルナリ、
 清原孝章 大日記曰、安和年中、朝議大夫清原孝章、
 竄ニ讃岐國、不レ日歸京矣、
 清少納言 玄旨法印百人一首鈔ニ、清少納言老後に
 は四國のかたに落ぶれたる物と、云々
 相傳フ松尾山ノ麓ニ、清少納言ノ塚アリ、去シ寶永
 ノ比、爰ニ時打太鼓ノ樓作ラントテ、アタリノ草木ナ
 ド切開キシニ、一日近キワタリノ、商人ノ夢ニ、イト
 アテナル女ノ、出來テ彼處ヲ切リアラスヲ止メテヨ
 トイフニ、誰人ニテオハスゾト問ヘバ、
 うつ、なき跡のしるしを誰にかはどはれじなれど
 ありてしもおな、ト歌一首打ズンシテ、カキケス
 如ク見エズナリシ、彼人驚キ醒テ此コトヲ、松尾
 ノ寺ノ主ニ語リケレバ、皆人奇異思ヲナシテ、ソ
 コニイサ、ケキ塚作リテ、今ニアリ、彼商人ノ家
 ヲ今ニ告ノ茶屋ト云、
 靜範 大系圖曰、讃岐守兼房二男、靜範配ニ讃岐國、
 崇徳天皇 保元元年七月、新院再ビ位ニ昇リ玉ント
 謀リ玉ヒシニ、事ナラズシテ、當國ニ遷サレ玉フ、八
 月三日松山ノ津ニ御着アリ、在應野太夫高遠ガ御堂

ニ置奉リ、三年ヲ送り玉フ、其家ノ柱ニ御製アリ、
 此ノも又あらぬ實井となりけり空行月のすむに
 まかせて、
 命あらばかやか軒はの月も見すしらは人の身の
 上のそら、サル程ニ、直島ノ行宮成テ、彼處ニ御
 移リアリシカド、地ノ形物サビシトテ、其事國司ニ
 聞エサセ玉ヒ、阿野郡鼓岡ニ宮作りテ、ソコニ入ラ
 セ玉フ爰ニ居玉フ程ニ、五部大乘經ヲ寫シテ、都ニ
 送り玉ヒ、安樂壽院ニ納メ玉ヘト、イヒヤリシカド、
 帝許シ玉ハズレテ返シ玉ヘバ、イト御憤ヲ起シ玉
 ヒ、彼經ノ軸ニ、願爲ニ大魔王ニ擾ニ亂天下、以ニ五部大
 乘經ニ廻ニ向惡道ト書玉ヒ、經ガ島ニ納メ玉ヒ、是ヨ
 リ御膳ナドモ、程々ニ開食ズ、途ニ長寛二年八月二
 十六日、御年四十六ニテ崩玉フ、白峯ニ火葬ス、讚
 岐院ト稱シ奉ル、治承元年七月崇徳天皇ト諡ス、元
 暦元年四月後白河帝勅シテ社ヲ春日河原ニ立テ祭リ
 奉ル、栗田宮ト云、
 保元物語曰、去程に新院は八月十日、御着の由國司
 より御侍文を奉り、此程は松山に御座ありけるが、
 國司既に直島といふ處に、御所を造り出されければ、

夫に遷らせおはします、四方の築垣を築き、口ひと
 つわけ、日に三度の供御參らする外は、こと訪ひ奉
 る人もなし、さらでだになれの部の御住居は悲しき
 に、女房達は何のかへりみに及ず、明暮唯都をのみ
 懃かなしみ給ふこと斜ならず、此有さまを御覽する
 に、よろず只心よはくなりて、相揃て申宥するべき
 由、關白殿へ度々仰事有けれども、御返事もいけれ
 ば、口惜き事と思召、朕道に神裔を受て、天子の
 位を踐、太上天皇の尊號を蒙りて、粉楡の居をしめ、
 先院在世の間なりしかば、萬機の政を心に任せずと
 いへども、久しく仙洞の樂に誇りたる、思ひ出なき
 に非ず、金谷に花を翫び或は南樓の月に吟じ、既に
 三十八年を送り、過にし方をおもへば、昨の夢の如
 し、如何なる前世の宿業にかかゝる歎きに沈むらむ
 縦鳥の頭白くなるども、歸京の期をしらす、定めて
 望郷の鬼とぞならむすらむ、偏に後世の御爲とて、
 五部大乘經を、三年が程に御自筆に遊して、貝鏡の
 音聞えぬ所に置奉らむも、不便なり、八幡山か、高
 野山か、若御免あらば、鳥羽、安樂壽院の御墓に奉
 り度由申させ給ふ、

濱千鳥跡は都に通ずも身は松山に音をのみぞなく
 長明發心集曰、保元の頃、世に事ありて、崇徳院讃
 岐に移らせ給ひける後、旅の御すまひ哀に添さざりて、
 言に盡しがたく、國の兵をも朝夕御所を打かこみ、
 たやすく参り通しぬよし、聞えければ、かの運如と
 いふすまひじり、もとより情深き心にていとかなし
 く覺えければ云々、只ひとりみづから笈をかけて、
 讃岐へ下りける行つきて見れば、御所のありさま、
 目もあてられず、傳へ聞つるよりも怪なり、されど
 思ふ心深くて、さるべき隙やあると終日うかひけ
 れば暮て後笛を吹て居たりければ、内より尋にあひ
 けり、運如歌をよみて奉る、

朝くらや木のまろ殿にいりながら君にいられて歸
 るべしとは、内より
 朝くらや只いたづらに歸るには君にいられて音を
 のみぞなく、とかかれければ、いとかしく覺え、
 を笈の中に入つ、泣々かへりのほりけり、
 風雅集に、讃岐より都へのぼるとて、道より崇徳院
 に奉りける

寂然法師

奇くさめに見つゝ、ゆかひ君か住そなたの山の雲
 なへたてぞ、
 崇徳院松山におはしましけるに参りて、日數経て都
 へかへりなむとしける曉によめる、
 かへるとも後には又と頼むべき此身のうたてあだ
 にもある哉、

玄玉集に、崇徳院讃岐國におはしましける時、修行
 のついでに参りて、月のあかく侍りける夜、よみて
 奉り侍りける

寂

運

昔見し月は雲井の影ながら庭はよもぎの露をこほ
 る、
 續拾遺集に、崇徳院にかきて奉りける、御草子のつ
 ゝみ紙に、

皇太后宮太夫俊成

數ならぬ名をのみとこそ思しかかゝるあどさへ世
 にや残さむ、御かへし

御製

水莖のあとはかりしていかなればかきなすらむ人
 は見えぬ、

保元物語に、新院崩御の事、都へ聞えしかば、御服
 奉らむとしける時、入道法親王性より御服はいつよ

り召さるゝと尋ね申させ給ひければ、御泪をおさ
 へつゝ、かくぞ御返事はありける、

うきながらその松山のかたみには今宵そ藤の衣を
 はさる、

玉葉集に、讃岐國にてかくれさせ給ふとき、皇太后
 宮太夫俊成に見せよとて、かさおかせ給ひける、

夢の世になれし契りくちずしてさめむわしたに
 あふこともかな

安徳天皇 壽永二年九月、天皇太后皇弟ナド、平宗盛
 以下數十人供奉シ奉リ、太宰府ヨリ屋島ニ遷リ玉
 ヒ、行宮作リテ住玉フ、一年アリテ方々ノ國ヤ、從ヘ
 玉ヒ、福原ニ移リ玉ヒシテ、源義禪來リ攻、再ビ屋
 島ニ遷リ住玉フ、文治元年又義經ニ攻ラレ、軍敗レ
 テ長門ニ遷リ玉フ、

玉海曰、三月四日、隆職注進追討之事、自義經許申
 狀、去月十六日解纜十七日着阿波國、十八日寄屋
 島、追凶黨了然而未伐取平家、云々十六日傳聞平
 家在讃岐國鹽田莊、而九郎襲攻之間、不及台戰引
 浪、着安藝國嚴嶋了、其時僅百艘云々、
 平家物語曰、文治元年二月十七日源九郎判官義經、

阿波の勝浦にて生捕し坂西の近藤六親家を召て、屋
 島には平家の勢いか程あるかと問給へば、千騎には
 よもすぎ候はじと申す、判官なぞすくないぞとのた
 まへば、かやうに四國の浦々島々に、五十騎百騎づ
 づ、さしおかれて候、其上阿波の民部重能が嫡子、
 田内左衛門教能は伊豫國河野四郎がめせども参らぬ
 をせめむとて、三千餘騎で伊豫へこえて候と申す、
 判官さてはよきひまこそさんなれ、是より屋島へはい
 か候ぞあれぞと宣へば、二日路で候と申す、いざ、
 らはかたさの聞ぬ先によせむとて、馳つ拍つかけつ
 あゆみつ、阿波と讃岐の界なる、大坂越といふ山を
 よもすがらこそこされけれ、其夜の夜半ばかりに、翌
 書持たる男一人、判官に行つれたり、夜のことでは
 あり、かたさとは夢にもしらず、味方の兵共の屋島
 へ参るとぞ思ひけむ、打どけて物語をせしける、判
 官われも屋島へ参る、案内をしらぬぞんしよせよ
 と宣へば、此男はたびく参り候案内よく存て候
 と申す、判官扱其文はいづくよりいづかたへ参らせ
 らるゝかと宣へば、是は京より女房の屋島の大内殿
 へ参らせられ候、扱何事にやと問給へば、別の子細で

はよも候はじ、源氏既に淀川尻に出浮て候へば、定てそれをこそ告申され候らめ、と申ければ、判官げにさふあらむ、其文はへとて、持たる文を奪ひ取せ、しやつからめよ、罪作りに首なきつとて、山中の木に縛付させてこそ通られけれ、判官扱彼文をわけて見給へば、誠に女房の文と覺しくて、九郎はす、せう男なれば、いかなる大風大波をもさうひ候はで、客侍らむと覺へ候、相搦て、御勢共散らせ給はで、能々用心させ給へと書れける、判官是は義經に天の與へ給ふ文なり、鎌倉殿に見せ申さむとて、深う納て置れける、明十八日の寅の刻に、引田の浦に落付て、人馬の息を不休めける、夫より白鳥丹生の野、打過て屋島の城へぞ寄給ふ、判官又親家を召て是よも屋島のたちはいかやうなるぞと問給へば、知し召れねばこそ無下にわざま候、汝の干て候時は陸と島との間は馬の太腹も潰り候はずと申す、敵の聞ぬ先にさらばどうよせにせよとて、高松の在家に火をかけて、屋嶋の城へぞ寄られける、去程に屋島には阿波の民部重能が嫡子、田内左衛門教能は、伊の河野四郎が召とも参らぬを、せめむとて、三千餘

騎で伊豫へ越たりしが、河野をばうち洩した、家子郎等百五十人が首さりて屋島の内裏へ参らせたるを、内裏にて賊首の實檢然るべからずとて、大臣殿の御病にて、首とも實檢して、おはしける處に、ものども高松の在家より火出来りて、ひしめきけり、晝で候へば、手あやまちにてはよも候はじ、いかにまにも敵の寄て火をかけたると覺え候、定て大勢てぞ候らむ、取こめられては叶ひ候まじとて、舟に召るべく候とて、總門の前の汀に、いくらも付並べたる船どもに、我もくどわはてのり給ふ、御舟には女院、北の政所二位殿、いげの女房たち、召されけり、大臣殿父子は一つ舟にぞ乗り給ふ、其外の人々はとびくりに取乗て、或は一町ばかり、或は七八段五六段なきとぎ出したる處に、源氏の兵共ひた甲七八騎、總門の前の汀につゝとぞ打出たる、潮干かたの折ふし、潮干たる、盛なりければ、馬のからす頭むながひづくし、太腹にたつ所もあり、それより淺き所もあり、けあぐる沙の灘と共にまゝろうたる中よも、白旗さつとさし上たれば、平家は運つきて、大勢とてを見てけれ、判官かたきに小勢と見えじと

て、五六騎七八騎十騎ばかり、打ひれく、出来り、判官其日の裝束には、赤地の錦のみたゞれに、紫すそをの鎧きて、くはがた打たる兜の緒をしめ、金づくりの太刀をはき、二十四さいたる、さきうの矢おひ、重藤の真中とり、津の方をにらまへ大音聲をあげて、一院の使、けんびおし五位の尉、源の義經と名のる、次に名のるは、伊豆の國の住人金子十郎家忠、同じく、與一ちかのり、伊勢の三郎義盛、とど名乗たる、つゝびて名のるは、後藤兵衛さねもと、子息新兵衛尉もとさよ、奥州の佐藤三郎兵衛次信、同じ四郎兵衛忠信、えだの源三、熊井太郎、武藏坊辨慶なせいふ一人當千の兵ども聲々に名乗て馳來る平家の方には、是を見てあれ射とれや、射とれとて、或は遠矢にいるもあり、或はさし矢に射るもあり、源氏の方の兵共是を事もせず、弓手になして射て通り、あけ置たる船共のかけを馬休めの所として、おめきさけむで攻戦ふ、中にも後藤兵衛さねもとはふる兵にてありければ、いその軍をせず、先内裡へ亂入、手々に火を放て、片時の烟と焼拂ふ、大臣殿侍せもに、源氏が勢はいかはとあるぞと問給へば、七

八十騎にはよも過候はじ、あな心うや髪の筋を二筋づゝ取ども、此勢にはたるまじかりたるものを、中に取こめてうたふして、あはて、舟に乗て、内裡をやかせぬるこそ口惜けれ、能登殿はおはせぬか、陸にあかつて一軍し給へかしと宜へば、承り候とて越中の次郎兵衛盛次を先として、都合五百餘人小船に乗て、焼拂ひたる總門の前の汀におしよせて、陣を取、判官も八十餘騎矢をろに寄て扣たり、平家の方より、越中の次郎兵衛、舟のやかたにすゝみ出、大音聲を揚て抑以前名乗給ひつるとは聞つれども、海上はるかに隔つて、其家名實名分明ならず、今日の源氏の大將軍は誰人にてまじとせず、名乗給へといひければ、伊勢の三郎進み出、あなこともおろがや、清和天皇十代の後胤、鎌倉殿の御弟大夫の判官殿をかし、盛次聞てさることもあり、去る平治の合戦に父討れてみなし子にてありしが、くらしのちとして、後には金商人のしよじうとなり、うれうせおふて、おくの方へ落下りし其小冠者の事かどいひける、義盛あゆませ寄て、したのやはらかあるまゝに、君の御事な申を、さいふ人共こそ、北國とみな山の軍

に打まけ、からき命生つや、北陸道にさまよひ乞食して、上つたるし其人かどぞいひける、盛大重て君の御恩にあきみちて、何不足有てか乞食をばすべき、さいふは人共こゝろ伊勢國鈴鹿山にて山だらし妻手をもばぐみ、我身も所従も過けるとは聞しかといひければ、金子十郎進み出、詮ない殿原の雑言かな、我も人もそらこといひつけ、雑言せむには誰かはおとるべき、去年の春攝津國一谷にて武蔵相摸の若殿原の手なしのほどをば見せむものをといふ處に弟の與一そはにありけるかいはせもはてず十二束三ふせ取てつがむ、能引て兵とはなつ次郎兵衛か鎧のむな板にうらかく程に立たりける、扱こそたがひの詞戦はやみにけれ、能登殿船軍はかうあるものぞとて鎧ひたれをばさ給はず、から巻染の小袖にから綾おとしの鎧きて、いか物作りの太刀を佩、廿四さいたる高うすべうの矢おひ、重藤の弓を持給へり、王城一の強弓の精兵なりければ、能登殿の矢さきにまはるもの一人も射殺されずといふことなし、中に源氏の大將軍九郎義経を、只一矢に射落さむとねらはれけれども、源氏の方にて心待て、伊勢三郎義

盛奥州の佐藤三郎兵衛次信、同四郎兵衛忠信、えだの源三熊井太郎、武藏坊辨慶などいふ一人當千の兵共、馬の頭を一面に立並へて、大將軍の矢表にはせふさがりければ、能登殿も力及び給はず、能登殿をこのさ給へ、矢表の雜人原とて、さしつめさむに射給へば、やにはに鎧武者十騎ばかり射落さる、中にも、まつさきに進みたる、奥州の佐藤三郎兵衛次信は、弓手のかたより、めての脇へと射ぬかれて、しばしもたまらず、馬よりさかさまにどうとおつ、能登殿のわらははに菊王丸といふ大方の剛の者、萌黄おとしの腹巻に三まい甲の緒をして、打物の鞘をばつして、次信が首をどらむと、とんでかゝるを、忠信をばに兄が首をどらせじと、能引て兵と放つ、菊王丸が草摺のはづれをあなたへ射ぬかれて、いぬにたをれぬ、能登殿を見給ひ、左の手には弓を持ながら、右の手にて菊王丸をつかひて船へからりと逃げ入給ふ、かたき首はとられぬとも、いた手なれば死にけり、此わらはと申は、もとは越前三位みち盛の卿の童なり、然るを三位射れ給ひて後、能登殿にぞ仕はれける、生年十八歳とぞ聞えし、能登

殿此童を討せて、あまりに哀に思はれければ、其後軍をもし給はず、判官は次信を陣の後へかき入させ、いそぎ馬より飛でおり、手を取ていかゞ覺ゆる三郎兵衛と宣へば、今はかうにこそ候へ、此世に思ひ置事はなきかど宣へば、別に何事を思ひ置べき、さは候へども、君此世にわたらせ給ふを見参らせずして死候こそ心にかゝり候へ、さは候へども、弓矢取は敵の矢に當て死る事もとより、期する處てこそ候へ就中源平の御合戦に、奥州の佐藤三郎兵衛次信といひけむ者、讃岐の國屋嶋の磯にて、主の命に代りてうたれたりなご、末代までの物語に申されむこそ今生の面目冥途の思ひ出にて候へどと、唯よはりにぞよはりける、判官武さものふなれども、餘りに哀に思ひ給ひて、若此邊に尊き僧やあるとて、尋出させ手負の只今死候に、經書で申ひ給へどと、黒き馬のふとくたくましきに、よいくらおいて、彼僧にや給ひける、此馬は判官五位尉になされし時、是をも五位になして大夫黒とよばれし馬なり、一谷の後ひよどりえを此馬にて落されける、忠信を始として是を見る侍も皆涙をながして此君の御爲に命を失

はむことは、まつたく露塵程をしからしとぞ申ける、去程に阿波讃岐に平家を背て、源氏を待ける兵ども、あそこの峯こゝの洞より、十四五騎二十騎打つれ打つれ、馳來るほどに、判官程をく三百餘騎になり給ひぬ、けふは日暮ぬ勝負を決すべからずとて、源平たがひに引退く處に沖より尋常にかさつたる小船一艘、汀へむかひて、漕よせ、渚よりも七八段ばかりにもなりしかば舟を横さまになす、あれはいかにと見る所に、舟の中より年の齡十八九ばかりなる女房の、柳の裳に、紅の袴きたるが、皆くれなるの扇の、日出したるを船のせがいに、はさみ立、陸へ向てぞ招きける、判官後藤兵衛實基を召て、あれはいかにと宣へば、射よとにこそ候はめ、但し大將軍の矢表にす、ひで、傾城を御らむせられむ處と、手たれにねらふて射落せとの謀とこそ存候へ、去ながら扇をば射させらるべうもや候らむと申ければ、判官みかたに射つべさ仁は誰かあると問給へば手たれども多く候中に下野國の住人那須野太郎すけたか子に與一宗高こそ小兵て候へども、手はさいて候と申、判官證據が有かさん候、かけ鳥なごを争ふて、

三に二は必ず射落候と申ければ、判官さらば與一よ
 べとて召されけり、與一其比はいまざ二十ばかりの
 男なり、かちに赤地の錦を以て大くひは袖のいろ
 へたるひた、れに、蒔黄おせしの鎧きて、あし白の
 太刀をはき、二十四さいたるさふの矢負、うすさ
 りふにたかの羽わり合てはいたりけるむだりかぶら
 さしそへたり、重藤の弓脇にはさみ、兜をばぬい
 で高ひもにかけ、判官の御前に畏る、判官いかに與
 一あの扇の真中射て、かたきに見物せさせよかしと
 宣へば、與一仕つ共存候はず、是を射損するものな
 らば、ながき御かたの御弓矢のさつにて候べし、一
 定仕らうする仁に仰付らるべうもや候らむと申けれ
 ば、判官大きに怒て、今度鎌倉を立て西國へ向はん
 する者共は、皆義経が下知を背くべからず、それに
 少しも子細を存せぬ人々は、是よりとりて鎌倉へ
 歸らるべしとぞ宣へける、與一重てしせば悪かりな
 りとぞ思ひけむ、左候は、はつれむをば存候はず、
 御説で候へば仕てこそ見候はめとて、御前をまかり
 立、くろき馬のよとくたくましき、まろはやすつ
 たる金ふくりんの鞍おきて乗たりけるが、弓取直し

たづなかいくつて、汀へ向てぞあゆませける、み
 かたの兵共與一が後を遙に見送りて、此者者一定仕
 らうすると覚え候と申ければ、判官もたのもしげに
 ぞ見附ひける、矢比少し遠かりければ、海の中一段
 ばかり、打入りたりけれども、なほ扇のおはひは七段
 ばかりもあらむとこそ見えたりけれ、比は二月十八
 日酉の刻ばかりのことなるに、折ふし北風はげしう
 吹ければ、磯打つ波も高かりけり、舟はゆり上、ゆ
 りすゑ、たゞよへば扇もくしに定らずひらめいたり、
 沖には平家船を一面に並べて見物す、くがには源氏
 くつばみをならべて是を見る、何れも何れもはれな
 らずといふことなし、與一目をふさいて、南無八幡
 大度さつ、別しては我國の神明日光の権現、うちの
 宮なすのゆせん大明神、願くはあの扇の真中射させ
 て給へ、是を射損するものならば、弓さり折自害し
 て、人に二度面を向ふべからず、今一度本國へ歸さ
 りとぞ思召は、此矢はつさせ給ふなど、心の中に祈念し
 て目を見開きたれば、風も少し吹よはつて、扇もい
 ふげにこそなりけれ、與一かぶらを取てつがひよく
 引て兵とはなつ、小兵といふて十二とく三女せり

はつよし、かぶらは浦ひびく程に長鳴しておやまた
 ず扇のかなめきは一寸ばかり霞でひいふつと切た
 る、かぶらは海に入れば扇は空へあがりける、
 春風に一揺もまれて、海へさつとぞ散たりける、皆
 紅の扇の夕日の輝くは、白波の上に漂ひ浮ぬ沈ぬゆ
 られけるを、沖には平家舟はたをた、ひて感したり、
 陸には源氏船を叩てとよめさけり、餘りの面白さに、
 感に堪ずや思ひけむ、船の中より年の齡五十ばかり
 なる男の、黒皮おせしの鎧きたるが、白柄の長刀杖
 につき、扇立たる處に立て、舞すましたり、伊勢三
 郎義盛與一が後に歩させ寄て、御説であるを是をも
 又仕つれと云ければ、與一今度は中さし取てつがひ
 能引て兵と放つ、舞すましたる男のまつた中を兵
 と射て、舟底へ真さかさまに射懸す、あら射たりと
 いふ人も有、いや、情なしといふ者も多かりけり、
 平家の方には静まりかへりて、音もせず、源氏は又
 籠を叩てとよめさけり、平家はをはいなしとぞ思ひ
 けむ、弓手に持て一人、櫓ついで一人、長刀持て二
 人、武者三人漕に上り、源氏安をよせよとぞ招き
 ける、判官安からぬことなり、馬強ならむ者どう共、

馳寄てけちらせと宣へば、武藏國の住人みまのやの
 十郎、同四郎、同藤七、上野國の住人丹生の四郎、
 信濃國の住人木曾の中次五郎連ておめいてかく、
 先たてのかげよりぬりのにくろほろはいだる大の矢
 を持て、真先に進むだる、みまのやの十郎が馬の胸
 かひつくしをはづのかくる、程に不射こうたり、屏
 風を返す様に馬はせうとたをるれば、主は弓手の足
 をこえりての方へおり立て、やがて太刀をぞぬいた
 りける、又櫓の蔭より、大長刀打振てかゝりければ、
 みまのやの十郎、小太刀大長刀にかなはしとぞ思ひ
 けむ、かいふいてにげければ、やがて續て追かけた
 り、長刀にて進んとするかと見る處、さはなくして長
 刀をば弓手の脇にかい挟み、馬手の手を指伸て、みま
 のやの十郎が兜のしころを掴まうとす、掴まれしと
 北る、三度掴みはづいて、四度のたびにむすど掴む
 暫しぞたまつて見えし、鉢付の板よりふつと引切て
 ぞ北たりける、殘る四騎は馬を、しうでかけず見物
 じて居たりける、みまのやの十郎は味方の馬のか
 げににげ入て、息つき居たり、敵は追ても來ず、其
 後兜の縁をば長刀の先に貫き、高く指上大音響を

げて、遠からぬ者は音にもきけ、近くは目にも見給へ、是こそ京童の呼なる、上總國の悪七兵衛景清よと名乗すて、味方の楯の蔭へ予のきにける、平家は少し心ちを直し、悪七兵衛討すな者共、景清討すな續けやとて、二百餘人渚にわがり楯をめんごり羽につきならべ、源氏愛を寄よやとぞ招きたる、判官安からむ事なりとて、田代の冠者を先に立、後藤兵衛父子金子兄弟弓手馬手になし伊勢の三郎を後として、判官八十餘騎おめて先をかけ給へば、平家の方には馬に乗たる勢は少し、大略歩武者成ければ馬にあてられじとや思ひけん、しばしもたざらず引退き、皆舟に不乗にける、楯はさんを散したるやうに、散々に蹴散さる、源氏勝に乗て、馬の太腹潰る程に打入て、攻戦ふ舟の中より熊手ない鎌を持って、判官の兜のしころにからりくど打かけて、二三度しけれども、味方の兵共太刀長刀の先にて、打拂々々攻戦ふされどもいかはしたりけん、判官弓を落されぬ、うつふしに鞭を持ってかき寄取んくとし給へば、味方の兵共只捨させ給へくど申けれども、つひには取て笑ふて不歸られける、年寄共は皆つまはじきを

して、たどひ千疋萬疋にかへさせ給ふべき御たらじなりと申ども、いかで御命にはかへさせ給ふべきかと申ければ、判官弓のをしきにもとらばこそ、義経が弓といは、二人しても張もしは三人してもはより叔父爲朝赤松が弓のやうならばわざと落ちて取すべしへうじやくたる弓を敵の取持て是こそ源氏の大將軍九郎義経が弓よと、嘲哂せられむが口惜しさに命にかへて取たるかかして宣へば、皆又是を感じける、一日戦くらし夜に入れば、平家の舟は沖に浮み、源氏は陸に打上て、むれ高松の中なる野山に陣をぞ取たりける、源氏の兵共、此の三日の間はねざりけり、おと、ひ攝津國渡邊福嶋を出るとて、大風大波にゆられてまどろまず、昨日阿波の國勝浦に付て軍して夜もすがら中山越、今日又一日戦くらしたりければ、人も馬も疲れ果て或は甲を枕にし、或は鎧の袖籠などを枕としてぞ、前後もまらずふしにける、されども其中に判官と伊勢三郎はねざりけり、判官は高き處に打上て敵や寄ると遠見し給ふ、伊勢三郎くぼき處に隠れて、敵寄れば先馬の太腹射むと待かけたり、平家の方には能登殿を大將軍として其夜々討

にせんとまたくせられたりけれ共、越中次郎兵衛と江美の次郎が先陣を争ふ程に、其夜も空しく明にけり、寄たりせば源氏などはたまるべき、寄ざりけるこそせめて運のきはめなれ、明ければ平家は當國志度が浦へさき退く、判官八十餘騎、志度へ追て不かけられける、平家は是を見て源氏は小勢なりける、中に取籠て討やとて千餘人渚に上り源氏を中に取籠て、我打取んとぞ進みける、去程に屋島に残り留つたる二百餘騎の勢共、後馳に馳來る、平家は是を見てあはや源氏の大勢の續きたるは、何十萬騎か有ん、取籠られては叶ふへからずとて、引退皆舟に不乗にける、沙にひかれ風にまかせて、いづちをさすともなくゆられ行こそ悲しけれ、四國をば九郎太夫の判官に攻落されぬ、九國へは入られず、只中有の衆生とぞ見えし、判官は志度の浦におり居て首共實けんしておはしけるが、伊勢三郎義盛を召て阿波の民部重能が嫡子田内左衛門教能、伊豫の河野の四郎が召共参らぬと攻んとて、其勢三千餘騎で伊豫へ越たりけるが、河野をば討もしらぬ、家子郎等百五十人が首切て、岸嶋の内裏へ参らせたるが、けん是へつく

とさく、汝行向てこしらへて見よと宣へば、義盛畏り承つて、白旗一ながれ給てさすまゝに、手勢十六騎皆白裝束に出立て馳向ふ、去程に伊勢の三郎田内左衛門行あひたり、あはひ一町ばかりを隔て、互に赤旗白旗打立たり、義盛效能がもとへ使者を立て、且さこし召れてもや候らむ、鎌倉殿御弟九郎太夫判官殿こそ、平家追討の院宣を承りて西國へ向はせ給ひて候、其内に伊勢の三郎義盛と申者にて候、軍合戦のれうで候はねば、もの、具を仕り候はず、弓箭をもたいし候はず、大將に申べき事ありて、是をでまかり向て候、明て入させ給へと云、おくりたれば、三千餘騎の兵ども、皆中を明て不通しける、伊勢の三郎田内左衛門に打ならべて、いひけるは、且聞給ひても候らむ、鎌倉殿の御弟九郎太夫の判官殿こそ追討の爲に是まで向はせ給ひて候が、一昨日阿波の國勝浦にて御邊の伯父さくらばの介殿討とり、昨日屋島に付て軍し御所大内裡皆焼拂ひ、主上は海に入せ給ひぬ、大臣殿父子をば生どりにし、能登殿も御自害、其外の人々は或は自害或は海へ入せ給ふ、よたらの少々残りたるをば、けん志度の浦に

て皆打取候ぬ、御邊の父阿波の民部殿は降人に參らせ給ひて、義盛があづかり奉り候が、あなむさん田内左衛門教能が是をば夢にも知らずして、明日軍して討れむすることのむさんさよと、夜もすがら歎き給ふが、いたはしさにまらせ參らせむ爲に、是までまかり向て候ぞ、今は軍して討れ給はんども、又兎を脱て弓の弦をはづして、降人に參て父を今一度見給はむ共、ともころも御邊の御はからひぞといひければ、田内左衛門且聞事に少しもたがはず、兎をぬき弓の弦をはづして降人に參る、大將かやうになる上は、三千餘騎の兵共皆かくの如し、義盛がわづか十六騎に具せられておめく、と降人どこそなりにければ、義盛田内左衛門と相具して、判官の御前に畏て、此由かくと申ければ、義盛がはかりごと今に始ぬことなれども、神妙にもしたる者かなどて、やぶて田内左衛門をばもの、具めされて、伊勢の三郎に預けらる、扱兵共はいかにと宜へば、遠國の者共は難を思ひ參らせ候へき、只世の亂をまづめて、國をまろしめされぬを主にし參らせむと申ければ、判官此義尤然るべしとて、三千餘騎の兵共を、皆我勢にぞ具

せられける、去程に渡邊福島兩所に残り置りたるはる二百餘艘の舟せも、梶原が先づいて同二十二日辰の一夜に尾崎の磯にぞ置にける、四國を九郎判官に攻奪されぬ、今は何の用にかあふべき、六日まやうふ、おはぬ花、いさかひはて、のちざりさかなどぞ、笑はれける、さて是よりおくれ來たる人々と共に垣の浦へぞおもひさける、
讃陽綱目ニ、壽永二年九月安徳天皇屋嶋ニ遷幸玉フ時、内裏イマダナラザリシカバ、六萬寺トイフ寺ヲ皇居トシ玉フ、其時公卿殿上人ナド詠玉フ歌ヲ、堂ノ柱ニ題テ侍リシニ、天正年間マデ尚殘リシヲ、長曾我部元親此寺ニ來リテ、其歌ヲ見テ大丈夫ノ心ハ昔モ今モカハリタルコトナシト、最盛ジアヘリシニ、イカイヤシタリケン、土佐ノ雜兵等誤リテ火ヲ出シ、此寺燒エケリ、元親大ニ歎キテ、寺ハサシモアラヌヲ被戰ノ世ニ殘リタルハイトメデタキモノナリシヲ、惜キコトカナト火ヲ誤リシ雜兵ノ首ハチニケリ、其歌今僅ニ三首世ニ傳フ
三位中將平重衡
始しくも遠山寺に尋ね來て後のうき世をもちしつ

阿國製祐圓
世の中は昔かたりになりぬれどもみちの色は見し
世なりけりイニ見しにかはらず

左少將平有盛、生駒記曰、姫卿の内には有木村と云あり、谷間にて鷲里なり、昔元暦の戦終りて小松の少將有盛隠居たり、此村に三寶荒神を産神とす、則素袋鳴尊なりといふ、有盛帶料の太刀をこめ今にあり、慶長の比生駒一正、高松へとられしにいろくの怪異ありて、しきりに祟をなす、因て早々返納の由、其作者不知云々、

佐藤三郎兵衛次信、鎌倉實記ニ、義經關渡邊岸ニ待テ預使ニ謀讚州者之報、謀報曰、云々コレニ見エタル間、謀ハ佐藤次信也、次信コ、ニ留ルコト半年許、一人ノ妾ヲヤシナフ一男ヲウメリ、其子佐藤氏ヲ嗣テ、子孫今尚アリト、三代物語ニイヘリ、
熊野別當湛増、平家物語ニ、熊野別當湛増兵船田邊

淡ヲ發シ源氏ノ軍ニ當國ニテアヒシコト見キタリ
今三木郡大町村ニ湛増トイフ處アリ、此人居ラレシ故所カハヘリトイフ、又此地ハ赤白ノ鶴ヲタカハハハハ、勝敗ヲ試シニ、白鶴壇ニ上テ先鳴シカバ、イヨク源氏ニ心ヲヨセントナム、熊野權現ノ祠モアリト三代物語ニ見ユ、

○人物 流寓下

西行法師 撰集鈔曰、過にし仁安の比西國はるく、修行つかまつり侍りし次に、讚州見を坂の林といふ所にまばらしく住侍りき、深山邊のならの葉にて、庵り結ひて、つる木こりたく山中のけしき花の梢に、よわる風、誰とへとてかよふ鳥、よもぎのものとの終日にあはれならずといふことなし、長夜のあか月さびたる猿のこゑを聞に、そゝろにはらわたを斷侍り、かゝる柄は後の世の爲としも侍らねども、心りいゝにすみて覺ゆるにこそ、かくても侍るべかりしに、うき世の中には、思ひをといめじと、白峰と云處尊をいり侍りしに、松の一むらまげれるほどりに、くぎぬさまはしたり、是ならむ御墓にやと、今

らかきくらされて、物も覺えず、まのあたり見奉りしことぞかし、清冷紫宸の間にやすみ給て、百官にいつかれさせ、後房のうてなには三千の美翠のかんざしわざやかにて、御まなじりにかゝらむとのみまおはせ給ひしぞかし、萬機のまつりごとを、掌に握らせ給のみにあらず、春は花の宴を專にし、秋は月の前の興つきせず侍りき、あにおもひさや今かゝるべしとは、かけてもはかりさや、他國邊土の山中のおどろのまたに、くち給ふべしとは、貝鐘の聲もせず、法花三昧つとむる僧一人もなき所に、只峰の松風のはげしきのみにて、鳥だにもかけらぬ有さま、見奉るにそゝる涙を落し侍りき、はしめあるものは終りありとは聞侍りしかども、未かゝるためしをば承り侍らず、されば思をどむまじきは此世なり、一天の君、萬乗のあるとも、まうのどくの苦みをはなれまじ侍らねば、せつりもまゆだも、かはらず宮もわらやも共にはてしなきものなれば、高位もねがはしきにあらず、我等もいくたびか彼國王ともなり給ひけむ、なれども、隔生即忘してすべて覺え侍らず、只行てとまりはつべき、佛果圓滿の位のみを床しく

侍る、とにもかくにも思ひつゞくる儘に、泪のもれいで侍りしかば、
よしや君昔の玉の状とてもかゝらむ後はなに、かはせむ
どうちながめられて侍りき、云々又春日詣の條に俊惠の住給ふ東大寺の麓に尋まかりて何となく歌物語ま侍りしかば、いかなる歌か詠たると問給ひしかば、讃岐國多度郡にかたの如くいほり結ひて侍りしに、かく

山里に浮世いとはむ友もかな悔しく過し昔かたらし
山家集曰、さぬきの國へまかりて、みの津と申津につきて、月のあかくてひゝのてもかよはぬほごに、どほく見えわたりにけるに、みづどりのひゝのてにつきて、とひわたりけるを、
まさわたす月の氷をうたかひてひゝのてまはる味の村鳥
さぬきにまうて、松山と申所に、院おはしましけむ、御跡跡けれどもかたもながりければ、
松山の波になかれてこし船のやがてむなしくなり

にけるかな

松山の波のけしきはかはらしをかたなく君はなりまじにけり

まろみねと申所に御はかの侍りけるに参りて、云々同じ國に大師のおはしましける、御わたりの山に、庵結ひ住けるに月いとわかくて海のかたくもりなく見へ侍りければ

くもなき山にて海の見れば鳴る氷のたえ間なりける、
すみけるまゝに、庵いとわはれにおほえて、

今よりはいとほし命あればこそかゝる住居のあはれをもまれ、

庵の前に松のたてりけるを見て、
久に經て我後の世をとへよ松跡またふへき人もなき身が、

こゝを又我住うくうかれなば松はひとりになりむとすらむ、

西行物語に善通と申は弘法大師御誕生の砌、佛法流布の靈地ありければ、かしくに庵を結ひ、二年三年侍りけり、さてしも有べきならねば都の方

と思ひ立けるに、軒端の松も人ならばたがひに名残も、いかにをしからむと思ひて、哥を又云々あり

雪のふりけるに

松の下は雪ふるをりの色なれやみな白妙にみゆる山路に

雪つみて木もわけす咲花なればときはの松も見へぬなりけり、

花と見る梢の雪に月さえてたとへむかたもなき心ちする

まかふ色は梅とのみ見て過行に雪の花には香をなかりける、

折しもわれ嬉しく雪の埋む哉きこもりなんと思ふ山路を

中々に谷の細道うつめ雪ありとて人のかよふへきかは

谷の庵に玉の笛をかけましやすかるたるひの軒をどちすは

花をいらせけるをりしもをしさに彼のふりかゝれば

しきみれくあかのおしきにふちなくは赤に、霞の玉とまらせし、大師の生れさせ給ひたる所とて、めぐりまはして其まゐるしの松のたてりけるを見て、

あはれなり同じ野山に立る木のかゝるちきりのしるしありける、

今按ニ西行物語ニ、四國のかたへ修行せんと思ひ立に、云々仁安二年十月十日比云々トアリテ撰集鈔ニモ仁安ノ比トイヘリ、サテ撰集鈔ノ末ニ壽永二年ひつきの下のゆみはりに、讃州善通寺の方丈のいはにしてしるし終りぬト見エタリ、仁安二年ヨリ壽永二年マデ七年ニナレリ、

ナレバ八九年ノ間モヨ、ニ留リシナルベシ、道範阿耨梨、仁治四年配流セラレ、建長元年八月赦ニ廻テ歸山ス、著ス處ノ南海流浪記アリ、其記ニ曰、二月十三日、國府ヲ立、讃岐守護所、長雄二郎左衛門ノ許ニ至ル、路關ニ里、云々十四日守護所之許ヨリ、鶴足津ノ橋藤左衛門高能ト云御家人之許へ被預、十五日在家五六丁許引上リテ、堂舎ニ宇、僧房少々有所ニ移シスエラル、此所地形殊勝、望東孤山壁ニ

夜月ニ觀ニ月輪觀之思願西遠島合ニ夕日、催ニ日想觀之心、後ハ松山笠海中ニ至前湖滿時、砌近指入ル、淋しさをいかたへまじ松の風波も香せぬすみかなりせば、

或時山ニノホリテ、ミワタシテ、うたつかた此松かけに風立は鳥のあなたもひとつ白波、

此外歌ナドモ尙多カレド事長ケレバ略ス、藤井元彦、元彦ハ源空ナリ後法然ト諡ス、淨土宗ヲ唱へ上皇ノ宮女、松蟲鈴蟲ノ二人ヲス、メ尼トナサシメシカバ、上皇怒リ玉ヒ、尼ヲ誅シ、源空ヲ讃岐ニ流ス、

和漢三才圖繪曰、法然改ニ名藤井元彦ニ三月十六日、流ニ土佐國畑村讃岐國以ニ月輪殿下所ノ領、轉ニ土佐ニ配手讃州、船者ニ子松莊生福寺、而有ニ本尊阿彌陀佛法然手自作ニ勢至、爲ニ脇士、承元元年行ニ大赦、仍十二月八日法然、有ニ勅免、而未許人ノ浴、故入ニ攝州勝尾寺、

法然上人傳に、上人在國の間、國中難験の地を願禮し給ふ中に、善通寺といふ寺は、弘法大師父の爲に

建られたる寺なりけり、此寺の記文に一度も詣てなむ人は、必一佛淨土の友たるべしとあり、此度の思ひ出此事なりと悦び仰せられし、

尊證親王、元弘元年九月、笠置ノ城陥リシカバ、正

慶元年三月、二宮妙法院尊證法親王ヲ、讃州託間浦ニ遷シ奉ル、建武元年親王四國ノ兵ヲ率テ歸京シ玉フト、太平記ニ見ユ、

新葉集ニ曰、元弘二年三月、とはき方におもひかむこと、たいけふあすはかりに成侍りしに雨さへふりくらして、いと心はそさもたなくひなく、覺え侍りしかは、中務卿宗良親王

うきはとはさのみなみだのあらはこそ吾袖ぬらせよその村雨、

打出といふ所にと、まゐり侍りしに、尊良親王よべ此處にしもとまゐりけるよし聞くに、何となく、かたはしなる壁を見れば供なりける爲世卿の筆にて、

いとせめてうちさ人やみの道なかも同じ宿りと聞くぞ贈し給、とて八月廿一日、又、いとせめてうちさ人やみの道なかも同じ宿りと聞くぞあるを見て又見るべきことは覺えまらねど書を合侍りて、

末までも同じ宿りの道ならば我いさうしと思はせしやは、

讃岐國松山といふ所に行つきて、月日を送り侍りしに、入道大納言爲世の許より、

松山は心つくしにありとても名をのみ聞て見ぬも悲しき、

と申侍りし返事に、思ひやる心つくしもかひなきに人まつの山とよしやさかまじ、

今按ニ、宗良ハ尊澄親王ノ後髮ヲ蓄ヘ玉ヒシ時改メシ名ナリ、此新葉集ハ親王ノ選ビ玉フナルニ、カクイヘレバ、誤リナカルベキヲ、太平記

ニハ託間浦ト見ユ、又彼ノ浦ニモ其遺蹟トテ、云傳フル處ナドアルヲ思フニ、初メ松山ニ居リ玉ヒシカ、後託間ニ遷リ玉ヘルカ、又西源院

本ノ太平記ニハ、託間三郎ニ預ケタルトアル、サレバ託間三郎ヲ託間浦ノコトト思ヒ誤リシカ、ハタ松山ニ行ツキテトアルハ都ヨリ著玉エ、ハアラデ、託間三郎ガ預リテ暫シテ、託間浦ニ遷奉リテ、松山ニ落ツカセ玉フヲ、

五ヒシニヤ、託問三郎ト云ハ此時ノ守護代ナド
ニ元弘二年三月八日尊良は讃岐國へ妙法院の宮
は土佐國へ遷奉るへきよし宣ける程に、彼國の
守護人各請取奉りて都を出させ給ひける、トア
ルハ配處ヲ互ニ誤レルナルベシ、

護良親王 三代物語ニ元弘年中護良親王熊野ニ赴ン
トス、敵ドモ道ヲフサギテ行クコト叶ハザリシカバ、
赤松則祐ト稱ニ逃レ來リ、引田浦ニ着玉フ、時ニ大
内郡ノ人佐伯季國迎ヘ奉リテ、丹生山ナル八幡宮ノ
社ニ隠シ奉ル、此時妙法院ノ宮モ當國ニイマシ玉フ
ニヨリ、竊ニ書簡ナド通ハシ玉フ、又爰ニテ則祐ト
共ニ大般若經ヲ寫シ玉ヒ、此社ニ納メマツリシガ、
長福寺ト云寺ニテアリシニ、正徳三年十一月廿七日火
災ニカヘリ、今僅ニテアリト云、

滿良親王 關原書經書ニ曰、延元三年戊寅九月十一
日壬申官軍赴三國與國、伊豆洋中遇颶風、諸船漂東
西、懷良親王宮、深到四國地、左衛門尉土居地
增奉、懷良親王、入伊豫大洲城、彈正少忠、得能通村
奉滿良親王入讃岐國長尾城、

細ク冷ヤカナル水ヲ飲ドモ、漸返ル湯ノ如シ、ア
ラアツヤ、難堪ヤ、是助ケテクレト、悲ト叫テ聞
絶僻地シケレバ、醫師陰陽師ノ看病ノ者ドモ、近付
ントスルニ、當リ四五間ノ中ハ猛火ノ聲ニ燃タル様
ニ熱ノ、近付ントスルニ、更ニ近付人モナカリケリ、
病付テ七日ニ當リケル、卯ノ刻ニ、黃ナル旗一旒サ
シテ混甲ノ兵千騎計三方ヨリ、同時ニ時ノ聲ヲ揚テ、
押寄タリ、誰トモ不知、敵寄タリト心得テ、此間馳
集リタル兵トモ五百餘人大庭ニ走出テ、散々ニ射ル、
箭種盡ヌレバ、打物ニ成テ追ツ返ツ、半時計ゾ戦タ
ル、搦手ヨリ寄ケル敵カト覺テ、紅ノ母衣掛タル兵
十餘騎、大將細川伊豫守カ首ト、家人行吉掃部助カ
首ト取テ、鎧ニ貫キ惡シト思フ者ヲ皆打取タルゾ、
是看ヨヤ兵共トテ、二ノ首ヲ差上タレバ、大手ノ敵
七百餘騎、勝時ヲ三聲ドツト作テ歸ルヲミレバ、此
寄手天ニ上リ雲ニ乗ノ、白峯ノ方ヘ飛去ケリ、變化
ノ兵歸去レバ、是ヲ防ツル者ドモ討レヌト見エツル
人モ、不死、手負ト見エツルモ恙ナシ、コハイカナ
ル不思議ゾト、互ニ語り互ニ問テ暫クアレバ、伊豫
守行吉モ同時ニハカナク成ニケリ、誠ニ深惡ノ末世

二階堂下野判官行春 曆應五年九月三日、持明院皇
皇伏見院ヨリ還御セ玉フ道ニテ、土岐頼遠狼藉ヲ致
ス、ニヨリ、二階堂下野判官行春ヲ讃岐ニ流スト、太
平記ニ見エタリ

細川伊豫守繁氏 太平記曰、筑紫ノ探題ニテ將軍ヨ
リ被置タリケル、一色左京大夫直氏、舍弟修理大夫
範光ハ、菊池肥前守、武光ニ拵負テ、京都ヘ被上ケ
レバ、小貳大友嶋津松浦阿蘇草野ニ至ルマデ、皆宮
方ニ順ヒ靡キ、筑紫九國ノ内ニハ、只畠山治部大輔
ガ日向ノ六笠ノ城ニ籠リタル計リゾ、將軍方トナハ
殘リケル、是ヲ無沙汰ヲ聞バ、今將軍ノ逝去ニ、力ヲ
得テ菊池如何様、都ヘ賣上リヌト覺ル、是天下ノ一
大事也、急テ討手ノ大將ヲ下サデハ、叶フマシトテ、
故細川陸奥守顯氏ノ子息式部大夫繁氏ヲ伊豫守ニナ
メ九國ノ大將ニゾ下サレケル、此人先讃岐國ヘ下リ、
兵船ヲソロヘ、軍勢ヲ集ル程ニ、延文四年六月二日
假ニ病付テ、物狂ニ成タリケルガ、自ラ口走テ、我
崇徳院ノ御領ヲ落メ軍勢ノ兵船所キ克行ヒシニ依
テ、重病ヲ受タリ、天ノ譴八萬四千ノ毛ノ孔ニ入テ、
五臟六腑ニ餘ル則冷シ并風ニ向ヘ尾懸ナルホノ

トイヒナ初テ不思議ナル事共ナリ、
細川相模守清氏、南海治亂記曰、貞治元年正月、細
川相模守清氏ハ、將軍義隆公ノ執事タリシガ、故ア
リテ疑ヲ蒙リ、若狹國ヘ退テ誤ナキ旨ヲ陳シ申スト
イヘ、將軍家赦宥ナキ故ニ、南朝ニ参リ、勅命ヲ
奉テ四國ヲ平治シ、都ヲ傾テ武功ヲ顯シトテ、即
命テ下シ給テ、境ノ浦ヨリ船ヲ出シ、清氏ガ従弟細
川兵部大輔、淡州ノ兵三百餘騎ヲ率テ馳加ル、其弟
掃部助ハ、此國ノ兵ヲ相催シ、五百餘騎ニテ馳加ル、
阿波小笠原宮内大輔、三百餘騎ヲ率テ來リ加ハル、
清氏程ナク五千餘騎ニ成テ、三木郡白山ノ麓ニ陣ヲ
居テ、國中ノ歸服セン者ヲ招ク、時ニ十河首領十郎
ト云者、初日ニ來リテ御方人ニ參ルベキ由ヲ申ス、
清氏悅テ即面謁セシメ勸杯ヲ成ントス、十河ガ云我
ニ兄弟三人アリ、神内三谷十河ト云、我ハ三男ナリ、
兄兩人ト共ニ來リテ、盃ヲ賜ハラント云テ、其日ハ
家ニ歸ル、後日三人共ニ來リテ謁ス、清氏即公費ニ
楡扇三本居テ出ヌ、十河其座ヲ立テ、公費ヲ受取兄
二人ニ一本ヅ、取テ遣シ、其身ハ公費ト共ニ持退テ
頂戴ス、清氏曰、十河ハ庶子ナレ、總領ノ衆職ヲ

トテ、十河ヲ以テ總領トス、夫ヨリ綾郡ニ至リテ、白峰山ノ麓高殿ニ城ヲカマヘテ居住ス、是所ハ上古阿野ノ高遠ガ居處ナリ、其コロ細川右馬頭頼之ハ四國ノ兵卒ヲ引率シ、備中國ヘソタリ、山陽道ノ峰起ヲシツメントスル處ニ、本國ニ事アリト聞テ、讃州ヘ引還シ、宇足津ニ到着ス、頼之智謀深ク、機變時ト共ニ消息スル人ナレバ、先母儀ノ禪尼ヲ以テ清氏ガ許ヘ和議ノコトイヒヤリテ、言ヲ盡シ清氏ガ心ヲ和ゲ、其間答ニ日ヲ經ル中ニ、宇多津ノ城ヲ築キ、中國ノ兵ヲ待附テ其後ハ事延引ス、清氏ノ陣ハ白峯ノ麓ニアリ、頼之ノ陣ハ宇足津ナレバ、中間僅ニ二里也、互ニ隙ヲ窺フテ數日ヲ送ル、去程ニ頼之ノ兵士ハ、阿波讃岐ノ通路ヲ絶レヌ、中國ノ兵士ハ備前國住人、飽浦權守信胤ト云者、宮方ニ成海上ヲ警固シ、阿波ノ小笠原美濃守ト云者、清氏ニ同心シテ海路ヲ差塞キシカバ、宇足津ノ糧食闕乏シテ、兵衆日々減少ス、清氏ハ兵威ヲ振ヒ、諸國ニ與力スル者オホシ、七月二十三日ノ朝、頼之帷帳ヲ出テ、新開遠江守直行ヲ召テ、言テ曰、當國兩陣ノ勢ヲ見ルニ、敵ハ日々ニ佚シ、身方ハ月々ニ勞ス、日數ヲ送ラバ

不計人難モアルベシ、今事ヲ計ルニ、中ノ院源少將、西長尾ノ城ニアリ、是ニ兵ヲ指向テ攻メ其形勢ヲ大サバ、清氏モ亦兵ヲ分テ、城ヘ入ベシ、其時我兵城ヲ攻メキ偽勢ヲナシ、向城ヲトリテ箒ヲタテ捨テ、直道ヨリ兵ヲ引テ清氏ガ城ニ寄スベシ、頼之宇足津ヨリ出テ、搦手ニ向ヒ、少兵ヲ出シテ敵ヲ欺クベシ、清氏コラヘザル氣象ナレバ、一騎ニテ驅出ベシ、其時一舉ニシテ大敵ヲ破ルベシトテ、新開遠江守ニ四國中國ノ兵、五百餘騎ヲ附テサシ遣ス、路次ノ在家ニ火ヲ放テ、西長尾ノ城ニ向フ、清氏はヲ聞テ西長尾城ヲ陥シ、後ヘ廻ルト計ルゾ、中院殿ヲ援ベシトテ、舍弟左馬助從弟掃部助ニ二千餘兵ヲ附テ、西長尾ノ城ニ入シム、新開兼テノ謀ナレバ、足輕少々指向フテ、城下ノ在家ヲ放火シ向陣ヲ取タリケル、夜既ニ更ケレバ向陣ヲ籌ヲタク、燒捨テ直道ヨリ白峰ノ麓ニ清氏ノ城ニ押ヨスル、頼之兼テ定ゲル如ク、二十四日辰ノ刻ニ搦手ヘ向ヒ、先鋒二百餘騎ヲ、二手ニ分テ指向ケ、関ノ聲ヲ發ス清氏素ヨリ我一身ノ武勇ニ侈ル性ナレバ、寄手ノ旗ヲ見ルト均シク、二ノ木戸ヲ開カセ、小具足ヲダモ不固、拾ノ小袖ニ鎧

ハカリ取テ抛掛、馬上ニテ上帶シメ、唯一騎掛出セバ、相從フ兵三十餘人物具ヲモ脱トカケメズシテ、頼之ガ戰列ヲ整タル兵、一千餘人ガ中ニ掛入り、八方ニ驅散ス、寄手一千餘人清氏が三十餘人ニ破ラレテ、人馬トモ碎易セリ、野木備前次郎柿原孫四郎二人ヲバ清氏鞍ノ前輪ニ引付頸カキ切テ、太刀ノ先ニ貫キ、指上テ唐土天笠ノコトハシラズ、我秋津洲ニ於テ清氏ニ勝ル勇武ノ者ヤアル、敵モ他家ノ者ニ非ス、蓬キ師シテ笑ハルナト言テ、只一騎多兵ノ中ニ驅入ル飽クマデ馬強ナル打物ノ達者ナレバ、ニグル北ヲ逐テ伏落ス、其鋒先ニ廻ル者ハ人馬トモニ打ララル、爰ニ備中國ノ住人陶山三郎ト備前國ノ住人伊賀掃部助ト二人田ノ中ナル細道ヲ靜々ト引テ行、清氏追付テ打ント、諸鎧ヲ合テ馳行ヲ陶山ガ中間傍ノ溝ヘ下リ立テ、清氏ノ馬ノ草嚙ヲ突サシモノ駿馬ナレモ、立スクミニ成テ動かズ、清氏敵ノ馬ヲ奪ント、太刀ヲ逆ニ杖ツイテ立タリケル、備中國住人眞壁孫四郎馳寄テ一太刀打テ、當リ倒ントスル處ヲ、清氏走寄テ眞壁ヲ馬ヨリ引落シ、中ニ指上立レタリ、伊賀掃部助高光、驅合スル敵切テ落シ、清氏ニ行ア

ハント、東西ニ眼賊スル處、眞壁ヲ中ニ提ゲ、其馬ニ乗ントスル者アリ、クナ夥シキ勇力哉、凡夫ニテルベカラズ、願フ處ハ幸ト、島テ直道ニ、馬ヲ馳テ、清氏ト組テ、清氏眞壁ヲ抛捨テ、掃部助ヲ射向ノ袖ノ下ニ押ヘテ頸ヲ搔ントス、掃部助心早キ者ニテ、組ト均ク清氏カ鎧ヲ草摺ラバ、ハチアゲ、三太刀刺ス、サ、レテ弱ル處ヲ、押返テ、頸ヲ取、サシモノ名高キ勇猛ノ將ナレドモ一人武勇ヲ事トシ、續ク身方モナク、森次郎左衛門尉ト鈴木孫七郎ト二人ノ外ハ、一處同死ノ者モナシ、西長尾ノ城ノ扱兵タリシ、左馬助掃部助ハ、二十四日ノ曙ニ新開ガ陣ヲ見渡セバ、人氣絶テ音モセズ、兩人サテハ敵ノ謀ニ乗タル者ナラントテ、兩鎧ヲ合テ馳返ス、新開遠江守切所ニ待請戰トイヘトモ利ナクシテ驅破レテ引退ク、左馬助勝間ヲ揚ケ、氣色奪フテ白峰ノ城ヘ歸ル、然ル處ニ清氏自戰テ死シ、城ハ敵方ヘ乗取テ、旗ヲ立替タレバカナク、兩將敗卒ヲ集テ、淡路ノ國ヘ引退ケリ、脇屋義治附條伊智守、相傳フ脇屋義治、新田義宗、出羽ノ國羽黒山ニ隠レシガ、應永年中伊豫國ニ遁レ、土居得能ヲ頼ミ、宇摩郡下山村ノ柴生谷ニ隠レケル

ニ、細川頼春が事ヲ聞テ、義治得能ニイフ、元弘年中大塔宮讃岐國丹生山ニ隠ルトキタ、思フニ必スヨキ處ナラン、我亦ソコニヨリテ時ヲ待ントス、此時義宗既ニ死シタリシカバ、得能此謀ヲヨシトシヤガテ、義治ヲ死セリト偽リ、義治及其子義長ヲ伴ヒ、丹生山ニ入りテ居ラレシガ、後東山村ニ移リ住メリ、時ニ孫孫伊賀守是ヲ聞テ尋來リ、里人ニイヘラク、我ハ豊前國人名ハ孫ト云者ナリ、往日ニ來ルハ我族ナリトテ、共ニ住居シケルガ皆コ、ニテ身マカリケリ、義長子ナシ弟義信ヲ養フテ子トス、義信ノ子徳光、安富盛方ニ屬テ百餘歳ニテ死ス、子孫今尚存リ、伊賀守死スルノ後、里人爲ニ社ヲ立テ祀ル、孫殿明神ト云、三代物語ニ見ユ、

鹿苑院足利義滿 鹿苑院殿殿嶋詣記曰、康應元年三月四日、夜ふかく都を出させ給ふ、云々六日御舟いで、うしまぎにいたりぬ、云々、まののす、つちのど、なき、いひてかたき所々今をどほらせ給、此所はまはのかなたをなたに行ちかふめり、宇治の早瀬なごのやうなり、沙の落合てみなわきろく流れあひて、まはさる早のほれば、くだるなり、船舟

海の上三里あまりときて、さなきと云所にて雨風はけしく、波いと高かりしかば、此島わに御泊りあり、碇おろしたる舟ども夜もすからたゆとよさま、心ほそかりき、

名にしおは、さてしもあらで、浦風のさなきはなどかはけしかるらむ、云々二十二日云々、どもの浦の南にあたりて、云々讃岐國にもなりぬ、やつまといふ島はあり、此島は人の家のつまむきに似たる故いふとなり、二面といふこしまでも侍り、松かえなどおひたり、などやこのてか、しはのなかるらむと覺ゆ、おひ風ことの外にはけしくて、たつといひてうたつより南なる浦に、御舟をよせて、あからせ給ふ、御むかへとて馬はあれども、かちより、なきさのひかたにそひてあゆませ給ふていさ、かなる山路を越させ給ひて、うたつに又いらせ給ふ、二里ばかりあゆませ給ひけり、酉の時はかりにそいたらせ給ひし、此西北のかたに見えたる山は、かのさねさの院のおはしせしけむ、松山しろみねなど云あり、

なかれけむむなしき舟の名残とて、只松山の陰そよりける、二十三日はこゝにとゞまら給ひて、武藏

さらましかは、さをもあへしかしと見ゆ、つちのどといふは、大つち小つちとて、嶋山ふたつ北南にあらひたるおはひを、どほるをどなるべし、早波におし落されしと、舟子ども聲をほのかにおけて、こきおめたり、ぬの時はかりに、おきの方にあたりて、あし火の影處々に見ゆ、これなん讃岐國うたつなりける、御舟程なくいたりつかせ給ぬ、七日是にど、まらせ給ふ、此處のかたは北にむかひて、なきさにそひて海人の家々ならべり、ひむかしは、野山のをのへ、北さまに長く見えたり、磯さはつゝ、さて、古たる松かえなせ、むろの木にならひたり、寺々の軒ばはのかに見ゆ、すこしひき入て、むまし所をまうけたり、彼入道心をつくしつゝ、手のまひ、足のふみし處をあらす、まといありくさま、けにもことわりと見ゆ、いかめしき御まうけと見ゆめれども、心さしの程に尙及び侍らぬとや思ひけむ、あかたかりき事くさく、いかめしきことなり、人々に給ふ物も、御はかしよるひみな、世の常ならず、みがけるなるらし、八日の朝、御舟出なり、此かしまりとて、武藏入道おや子これより御供舟に参れり、

入道めされて、懸に御物語あもけるどかや、何とぞはかありけむ、涙をおさへてまかでけると聞ゆ、二十四日出給ふて、かの屋しまといふかたなき見渡し、備前國よも嶋といふ處になりぬ、云々、

醫師高天 醫師俊經 陰陽助定棟 後本中記ニ應永二十七年、將軍義持公病ニカ、リ玉フ時、醫師高天、同俊經、陰陽助定棟、等咒詛セント告ル者アリ、因テ此三人共ニ讃岐國ニ流ス、

康富記ニ曰、應永廿七年九月十日、今朝室町殿醫師高天被ニ禁ニ獄父子等三人ニ也、此間使狐之沙汰風聞、而昨日於ニ御臺御方、仰ニ驗者、被ニ加持之處、二疋自ニ御所逃出、則被ニ縛ニ件、狐被ニ打殺、依ニ此事、高夫使、狐事、詛付之條露顯、今朝召取云々、

足利義植 三代物語ニ、相傳フ大永元年三月二十五日、將軍義植公淡路國ニ遁レ住ミ玉フ、嶋ノ公方ト云、同三年四月竊ニ阿波ノ撫養ニワタリ、三木郡井戸村ニ隠レ居ル、遂ニ爰ニテ身マカリヌ、惠林院殿道舜大居士ト謚ル、其墓ヲ鎌倉塚ト號テ、今尚アリト云、

山崎宗鑑 宗鑑ハ佐々木氏ノ族ニテ、初支那彌三郎

範重ト稱シ、足利將軍ニ仕ヘ、軍ニ從テ屢功アリ、最信愛セラル、延徳元年義尚公、六角高頼ヲ討ント、近江國鈎里ノ軍ニテ、薨シ玉ヘリシカバ、世ヲウトミテ變ヲ落シ、名ヲ宗鑑ト改メ、尼崎ニ隠ル、後山崎ニ移リ、油筒ヲ作り是ヲ賣テ世ヲ過シケル、因テ山崎氏ト稱ス、時ニ豊田郡坂本村ナル興胃寺ノ僧梅谷、京師ニ出テ東福寺ニ居レリ、相交ルコト數年、梅谷國ニカヘルノ後、尋來リ庵ヲ興胃寺ノ傍ニ結ヒ其壁ニ上ハたち中は日くらし下は夜まで一夜をまりは下々の下の客、ト題シテ人ヲ留ルコト一夜ニ過ズ、因テ一夜庵ト號ク、誹諧ヲ嗜ミ、最書ヲヨクセリ、西土ノ人アル時其書ヲ見テ、瑠璃ノ盆中ニ金佛ヲ置ケルガ如シト譽アヘリトナム、相傳フ一日童子アリ來リテ句ヲ求ム、宗鑑即テ筆ヲトリ

まんまろくいて、もあがき春日かな
トカキアアタヘシカバ、イト悦ヒテサリス、明日彼童子又梅花一枝持來リ、是ヲ詠ミ玉ヘトイフニ、
まじ初し種や一粒萬ばい花
ホカキテ示セケレバ、イト感ズル体ニテ、我此シロ思コトアテ、一日君ガ手ヲカシ玉ハラシヤト云ニ、

カシマイラスベシトイヘリシカバ、サラバ我爲メニ一日筆ヲ開ノ玉ヘトテサリス、サテ其日過ル程ニ、童子一書ヲ持來リ見セケルニ、我カケルニカハラズ、イト、アヤシミ、コハ神ニテコソオハセメ、ト其名ヲ問ニ、我ハ菅原ノ神ナリ、筆カリシヨロコビニ、今ヨリ汝ガカケル書ヲ持ル家ニハ、火ノ災アラセズトテ去リス、コハ其庵ヲサルコト二町バカリ、西ナル履昔ノ天神ナリト云、天正五年正月廿四日没ス、年七十二、今庵ノ傍ニ古墓アリ、前ニ一石ヲ建テ、宗鑑法師ノ墓トシルシ、裡ニ安永四年未正月廿四日、二百年忌正當、帶河トシルセリ、宗鑑持來リシ銅雀臺ノ瓦硯アリ、義尚將軍ノ賜フ處ト云、

眞田左衛門尉幸村 元和二年九月、眞田左衛門尉幸村、寒川郡石田ニ來リ、村人國弘ト云モノヲ頼ミ隠レツルガ、居ルコト二年バカリニテ去テ紀伊國ニユケリ、時ニ一人ノ妾ヲ養ヒ、一男ヲウメリ、權左衛門之親ト云、時ニ國弘ノ孫ニ孫太夫義尚ト云アリ、之親ガ女ヲ娶リ、亦一男ヲウメリ、眞田氏ヲ買シテ今ニ相ツケリト、三代物語ニイヘリ、

西島八兵衛之尤 生駒記ニ、寛永五年藤堂氏ヨリ其

使使臣棧、直破長風萬里波、忽值怒濤似奔馬、起提雄劍叱龍龍。

人物

臣、西島八兵衛之尤ヲシテ來ラシメ、高俊君ノ政ヲ輔ケシム、之尤智略深キ人ニテ、最土切ヲヨクセリ、滿慶瀨丸一谷小田立浦三谷大寺岩瀨ナドノ池、其外大小凡九十餘池皆ソノ築ク處ニテ、又福田木太春日等ノ新畝モ、皆此人ノ開キシト云、居ルコト十年バカリニテ去ル、

江村宗珉 宗珉、字反石、全庵又剛齋ト處ス、寛永十七年青山大藏大輔ニ從ヒ來リ、名區ヲ遊歴シ、讚州歴覽志ヲ作レリ、載セテ剛齋殘稿ニアリ、又屋嶋松山等ニ遊フ詩アリ、屋嶋浦ニ云、漠々風煙落日愁、征鞍巾ノ右下ニ寒洲、沙場自傍青山遠、海水空茫孤嶋一流、萬壑峰巒宮殿盡、長汀寂莫甲兵收、潑然相憶俯時淚、况又不堪蘆荻秋、松山ニ云、認險探幽不厭遙、嶺岨石徑轉山腰、蒼松雲深心初靜、青壁途窮魂欲消、拍岸潮聲聽梵唄、生風洞口弄仙簫、君王遺廟無人掃、黃葉綠苔任露凋、十八年八月又重テ來リ、同九月去ル、

湯淺元禎 先哲叢談ニ曰、湯元禎字之祥、號常山、寛延庚午奉侯命、赴讚之丸龜、海上風濤驟起、舟將覆没、衆皆無生色、常山神色自若、朗吟曰、南溟奔

弟橘姫 相傳フ弟橘姫ハ諺岐人穂積氏忍山宿禰ノ女也、日本武尊幸テ龍ミ玉フ、東夷ヲ征玉フ并從ヘリシニ、上總國ニ往ントシ玉ヒ、海ヲワタリケル時、暴風俄ニ起リテ王船危カリシカバ、弟橘姫イヒケラク、如此波風ノアラキハ海神ノ御心ナラン、妾身ヲ以テ君ノ命ヲ贖ハント、即チ海ニ入り玉ヒシカバ、波風靜マリテ王船岸ニ着コテ得玉フ、日本武尊確日ノ嶺ニ至リ弟橘姫ヲ戀ヒ歎キテ、東南ノ方ヲ望ミ玉フテ、吾孀者那、吾孀者耶トノ玉フ、是ヨリ東ノ國ヲ吾孀ト云フトナム日本武尊以下日本書紀ニ據レリ

錦部力良 續日本紀ニ錦部力良ハ那珂郡ノ人ナリ、百濟ヲ救フテ官軍利アラズ、力良等唐ノ兵ニ生虜ラレ、貶サレテ官戸タリ、四十餘年ヲ經テ免サレ、我使粟田朝臣真人ニ隨テ歸朝セリ、慶雲五年コレガ勳苦ヲ憐ミ、衣一襲遺殺ナド賜ヘリ、

今按コ日本書紀ニ天智天皇二年三月、前將軍上毛

野君稚子、聞人連大蓋、中將軍巨勢神前臣、
輪君根麻呂、後將軍阿倍引田臣比邊夫、大宅臣鎌
柄ヲ遣シ、二萬七千人ヲ率テ新羅ヲ打シム、八月
唐人新羅人百濟ニ入り白村ニ戰ヒ、官軍得勝ズシ
テ退クト云々、力良ガ庸ニセヨレシハ此時ノ事ナ
ルベシ、

物部糺 同書ニ物部糺ハ寒川郡ノ人ナリ、和銅六年
五月讃岐守大伴道足等言、物部糺等二十六人、庚
午以來並貫良人、但庚寅校籍之時、誤涉伺丁色、
自加覆察、就令自理、的然已得明雪、自厥以來
未附籍貫、故皇子命官檢括餘丁之使、誤認糺等、
爲伺丁之爲、於理斟酌何足憑據、請從良色一許之、
日置毗登乙虫 同書ニ天平神護元年八月甲申、讃岐
國シ入外大初位下日置毗登乙虫、錢百萬ヲ獻ズ、
外從五位下ヲ授ケ玉フ、

外正八位下 韓鐵師毗登毛人 外正八位下韓鐵師部牛
養 同書ニ毘登毛人牛養等、共ニ寒川郡ノ人ナリ、
神護景雲二年其族一百二十七人並ニ姓ヲ坂本臣ト賜
奏勝倉下 同書ニ奏勝倉下ハ香川郡ノ人ナリ、神護

景雲三年十月其族五十二人並ニ秦原公ノ姓ヲ賜フ、
九部臣豐採 同書ニ豐採ハ三野郡ノ人ナリ、私ノ物
ヲ以テ里ノ民ノ貧者二十餘人ヲ養フ、寶龜二年三月
爵一級ヲ賜フ、

正六位上 凡直千繼 同書ニ千繼ハ寒川郡ノ人ナリ、
延暦十年奏シテ曰千繼等先皇直譯語田朝廷御世繼
國造之業、管所部之界、於是因官命氏賜紗坂大
押直之姓、而庚午之籍故大押字ニ注凡直ハ是以皇直
之裔、或爲讃岐直或凡直、方今 聖朝仁均雲雨、惠
及昆岐、當此明時、翼照覆盆、請內先祖之業、賜
讃岐公之姓、勅千繼等戶二十姻依、請賜之、
正六位上 綾公普麻呂 同書ニ普麻呂ハ阿野郡ノ人ナ
リ、延暦十年七月奏曰、己等祖庚午後至于己亥年、
始蒙賜朝臣、是以和銅七年以往三比之籍並記朝臣、
而養老二年造籍之日、遽校庚午籍、削除朝臣百姓
之業無過、此甚、請據三比籍、及所位記蒙賜朝臣之
姓、許之、

外從五位下 佐婆部首牛養 同書ニ牛養ハ寒川郡ノ人
ナリ、延暦十年十二月奏曰、牛養先祖出自紀田鳥
宿禰之孫米多臣、難波高津宮御宇天皇御世從酒若

遷讃岐國、然後遂爲佐婆部首、今牛養幸籍所來
得免負擔、雲雨之施更無所望、但在官命氏因
上賜姓、行諸件古傳之來令、其牛養等居處在寒
川郡岡田村、臣望賜岡田臣之姓、於是牛養等戶二十
姻、依請賜之、是後推テ大學博士タリ、
外從五位讚岐公永直 三代實錄ニ永直ハ本姓讚岐公
寒川郡ノ人ナリ、幼ニシテ大學ニ入り律令ニ通ズ、
性聰明ニシテ一タビ聽テ暗誦セリ、弘仁六年明法得
業生兼但馬權椽タリ、天長七年明法博士右少史ニ至
リ、尋テ左少史ニ移リ、勘解由判官ヲ兼ヌ、承和元
年外從五位下ニ叙セラレ、同三年姓ヲ朝臣ト賜フ、
有ニ出雲介ヲ兼テ、又兼阿波權椽ニ遷ル、嘉祥元年
和氣朝臣齋之大不敬ヲ犯ス、永直是事ニ坐リ佐渡國
ニ流サル、文德天皇踐祚ノ明年赦ニ遇テ、本位ニ
復シ明法博士タリ、老テ骸骨乞フコト再三、猶明法
博士ヲ免ナズシテ歸休セシム、帝其老タルヲ惜ミ玉
ヒ、諸生ヲシテ其里第ニ就テ律令ノ善說ヲ受シム、
永直私第ニ閑臥シテ生徒ニ教授ス、式部省其門庭ニ
就テ講覽ノ禮ヲ行フ、法家はヲ榮トス、初官吏タリ
シヨリ勘解由判官ヲ歷任シ、判決ノ道頗ル其旨ヲ究

ム、嘗テ源敏久額田令人等刑法難義數十事ヲ抄出シ
唐ニ聞シトテ、永直是ヲ聞テ詳其義ヲ解、累年ノ
凝滯一時ニ永釋ス、遺唐ノ問是ヲ因テ止ムト云、貞
觀四年八月十七日卒ス、壽八十八、長子時人父ノ業ヲ
傳ヘテ姓ヲ和氣朝臣ト改ム、少女光孝天皇ノ更衣タ
リ、源皇子稱鑿ヲ生リ但馬權下脫字アルベシ、
佐伯直田公 佐伯直鈐伎麻呂 正六位上佐伯直酒麻呂
正七位下佐伯直魚主 從六位下佐伯直貞持 大
初位下佐伯直真繼 從七位上佐伯直爲野 正六位上佐
伯直豐雄 從六位上佐伯直豐守 從八位上佐伯直
粟氏 同書ニ佐伯直田公等以下多度郡ノ人ナリ、
貞觀二年十一月十一日佐伯ノ姓ヲ賜ヒ左京職ニ隸カ
シム、是ヨリ先ニ正三位行中納言兼民部卿皇太后宮
大夫仲宿禰兼男養言ス、書博士正六位下佐伯直也雄、
欸云先祖大伴健日連公 景行天皇御世隨倭武命、
平定東國、功勳蓋世、賜讃岐國、以爲私宅、健日連
公之子、健持大連公子、室屋大連公之第一男、御物
宿禰之胤、倭故連公允恭天皇御世任讃岐國造、倭
故連公是豐雄等之別祖也、本佐伯直田公ヲ脫セリ古本ニ
リテ加フ本書ニ十一人トアリ合一大ノ名モモレタリ

從五位下阿刀宿禰大足 同書ニ大足ハ僧空海ノ舅ナリ、經史ニ該通ス、空海是ニ從テ學ブ、撰レテ伊豫親王ノ文學タリ、全讀史ニ阿野郡鴨莊ハ大足ノ莊園ニテ今アル處ノ葛木ノ社ハ是人ノ建ル處トイヘリ、直講從六位上刈田首安雄 散位從七位上州田首氏雄 阿波博士從八位上刈田首今雄 同書ニ安雄氏雄今雄等共ニ刈田郡ノ人ナリ、貞觀四年五月十三日本居ヲ改メテ左京職ニ隸シム、同八月釋奠ニ御注孝經ヲ講ス、
齋院權判官正六位上刑部造眞鯨 同書ニ眞鯨ハ多度郡ノ人ナリ、貞觀五年八月二十二日居ヲ改メ左京職ニ隸ス、
美作椽從六位下秦子上成 無位秦子彌成 同書ニ上成彌成共ニ多度郡ノ人ナリ、貞觀六年八月八日姓ヲ忌寸ト賜フ、本系秦始皇帝ヨリ出、
散位從五位上讚岐朝臣高作 右大史正六位上讚岐朝臣時雄 右衛門少志正六位上讚岐朝臣時人 同書ニ高作時雄時人等共ニ出テ京師ニ仕ヘ右京ニ居レリ、貞觀六年八月十七日和氣ノ姓ヲ賜フ、景行天皇皇子神櫛命ノ後ナリ、

因支首秋主 同道麻呂 同宅主 同純雄 同國益 同巨足 同男繩 同文武 同陶道 同書ニ秋主道麻呂宅主等共ニ那珂郡ノ人ナリ、純雄以下六人多度郡ノ人ナリ、貞觀八年十月八日和氣ノ姓ヲ賜フ、共ニ武國疑別皇子ノ苗裔ナリ、
兵庫允宮道忠用 藤原恒利 日本紀略ニ忠用恒利等、天慶四年伊豫國ニ向ヒ賊ヲ討、是年二月九日驛使ヲ馳テ奏上ス、同十月勅符ヲ下シ玉フ、
綾高準 綾高親 南海通記ニ嶋田寺ノ過去帳ヲ引テ曰、朱雀院天慶年中藤原純友在豫州、通關東相馬將門ニ爲ニ叛亂、帝詔諸州吏以討之矣、方斯時有豫州諸郡大領及讚州三野大領綾高準等亦黨於純友而構兵、帝使國司吏務一糾正叛逆之罪、於是高準悔黨於叛臣、而自服罪衣、掛六道錢、到洛以陳謝其罪、帝憐其情宥死刑、以配流於信州小縣、且賜田邑而世々居之、故以邑名爲氏、以六文錢爲家紋、是日日本武尊之遠裔綾公之嫡家也、同書通考ニ三野大領綾高準ノ所帶ヲ以テ、當國ノ大廳官綾大夫高親ニ賜フテ世々三野大領ト云、故ニ三野ヲ以テ氏トシテ天正年中マテ相續ス、豊臣氏ノ世ニ成テ家祿ヲ

没シ生駒氏ニ陪從ス、
今按ニ六文錢ヲ家紋トストイヘルハ、眞田氏ノコトト聞エタリ、サレトモ永樂錢ノ世ニ行ハレシハ足利將軍ノ時ノコトナレバイカノ思ハル、ナリ、又眞田三代記ニハ海野小太郎ノ裔トイヘリ、カタ思ヒメグラスニ疑ヒナキニ非ス、サレトモ嶋田寺ノ過去帳ハ舊キコトノ譬ニモ取モノナレバ、姑クコ、ニ載セ後考ニ備フ、
藤大夫資光 新大夫資重 新大夫能員 藤次郎大夫重次 六郎長資 藤新大夫光高 三野三郎大夫高包 橘大夫盛資 三野首領盛資 仲行事貞房 三野九郎有忠 三野首領太郎 同太郎 大藤藤太家人 東鑑ニ藤大夫資光以下十四人、元暦元年鎌倉ノ御方ニ參ラント、其由鎌倉殿ヘ告申シケレバ、同年九月鎌倉殿ヨリ、平氏ノ一族去ルニ月被破ニ攝津國一谷要害之後、至ニ于西海ニ掠虜彼國ニ云々、而爲被破攻擊之、被發遣軍兵、以橋次公業爲一方先陣之間、着讚岐國、誘住人等、欲相具各令歸伏、構運志於源家、之輩注出交名、公業依執進之、有其沙汰、於今者彼國住人可隨公業下知、由今日所彼仰下之

又讚岐國御家人等、可早隨公業下知、向西海各戰事、右國中之輩平家押領之時、無左右御方參交名折紙、令經御覽畢、尤奉公也、早隨彼公業下知、可令致勳功忠之狀如件、元暦元年九月十九日、
新野見小大夫 梅松論ニ建久三年五月二十五日、新田義貞三千騎ハカリニテ引ケルヲ、細川氏ノ人々從弟兄弟、我モ々々ト進マレケル中ニモ、卿公定禪弟帶刀先生、古山杉田宇佐美大庭ヲ先トシテ、舟日リ馬追下シテ打乘、先八騎ニテ大勢ノ中ヘ入テ戰ヒケルガ、敵手繁カリケレバ、馬ヲ打ヒタシテ本ノ船ニ乗ケル處ニ、讚岐國ノ人新野見小大夫勇進シテ大將ノ御命ニ替リ奉ント、馬蹈放テ汀ニ獨リ殘リテ打合ケルヲ見玉ヒテ、定禪重テ十六騎ニテ掛アガリ戰ハレケルヲ見テ、殘ル者トモ船ヨリ上リケレバ、義貞打負テ都ヲサシテ落ニケリ、
羽床三郎政重 香西七郎元正 香川左近將監元信 後太平記ニ政重元正元信等ノ三人、應安三年十一月細川頼之ニ從ヒ河内國八尾ノ城ヲ攻ム、政重ハ佐々木小次郎高重ガ年十五ニテ先登セシヲ憤リ、是ヲ引

落シ、己レ代リテ先登セシカバ、城中ノ兵是ヲ憎ミ遂ニ射殺シケリ、元正ハ宇都宮三河三郎ト共ニ搦手ニ廻リ、酒邊佐和等ト戦フテ是ヲ敗ル、元信ハ寄手ニ加ハリシガ、城中ノ兵僅ニ八十三人皆楠正成ガ被官ノモノニテ、頼之ガ十萬餘ノ陣中ニ墜テカ、リ、頼之ノ軍敗レヌト見エシカバ、頼之元信ニ金ノ采幣ヲアタヘテ静メシム、元信拒クコトヲ得ズ佐和兵庫介ニ討レケリ、

鹿也 季瓊日録ニ細川殿被官名字曰鹿也、讃岐國人也、在京爲貧乏、仍早飯ニスキナといふ物にソラツマシテ吹之、遂ニ朝夕、仍同朋見之笑之、仍詠一首歌曰、

わひ人は春より秋よ中く、に世をはすきなのあるにまかせて岩栖殿之聞此歌感之、仍被返テ新領、尤一時風流之事也、是可爲眞俗鑑也、

近藤平次兵衛盛政 同書ニ盛政ハ應安ノ頃、國ノ事執リテ國府ニ居タリシヲ、將軍義滿幼フシテ補佐ノ人ナキニヨリ、細川頼之是ヲ召シテ師トス、盛政文學ニ長タルニモアラナド、西土ノ燕昭ガ郭隗ヲ尊ミシニ倣ヒ、他ノ賢者ヲ招ク謀ニナセシトゾ聞エシ、

ニ崎喜四郎ト云者アリ、資茂ニ滅ラヌ強弓引ナリ、或時資茂ト手術競ベシトテ、太谷村ノ山崎ヨリ原引ノ野中マデ八町ヘダテ、大的ヲ立相偶テ射タルモ、其矢同シ處ニアタリシトナリ、因テ其處ニ矢塚ヲ築テ後ノ世ノ證トセリト云、

眞部五郎 同書ニ山田郡木太ノ城主眞部五郎ハ、平家一谷ニアリシ時生田ノ森一ノ城ヲ固メシ五郎ガ裔ニテ世々五郎ト稱レリ、太刀撃ノ早術ヲ得、又弓モ善射タリ、香西氏ニ屬テ四方ノ戦ヒニ功ヲ顯ハシ、其得タル首級ヲシラズ、首塚ヲ築テ供養ナドセシト云、嘗ニ射手百人選ンデ從ヘリ、大敵ニ遇テ戦フ時、百人共ニ折敷、尙ノ鏖ヲ傾ケ打タ、ズン、敵ヲ引付立アガリ矢前ヲ揃テ射ル、間近クナレバ鎗ニテ突キカ、リ、手詰ニナレバ太刀ニテ打崩ス、故ニ眞部ガ向ヒタル處破ラズト云フナシ、一日野ニ出シニ足モトヨリ鳴ノ立シテ太刀抜合セテキリ落セリ、其門人イカナレバ、サ早ウシ玉フト間ヒシカバ、術ヲ習フハ常ノコナリ、功ノ熟シテ變ニ應ズルハ無心ニナリテ至ルモノナリトイヘリ、凡物目ニフルレバ忽チ落スニ一モアヤマツコナシ、世呼デチロリ眞部トイヘリト

植松四郎資茂 崎喜四郎 南海治亂記ニ、香西左近將監ガ四男植松資茂ハ強弓引ノ名ヲ得テ其矢常ニ八町ニ及ベリ、明應年中將軍義澄公名タ、ル武士ヲ召テ、其試ヲ試ミシト、三條河原ニ射場ヲ構ヘ、將軍ノ亭并ニ營領四職諸大名ノ假屋ヲ作り覽玉ヘル時、資茂モ召出サレ矢一番射ラレシガ、過クズ遠的ヲ射通シケルヲ將軍共興ジ玉ヘリ、因テ祿ナド賜ハリ桐ノ紋ヲ許シ玉フ、資茂長レテ花ヲ去リ蕪葉ノミ章トセリ、是ヲ世ニ株桐ト云、サテ播磨國ニテ地ヲモ賜ヒ直勤セシメントス、香西元直固ク辭テ受ス、後國ニ歸リ高松城ノ在番シテアル程ニ、或時日暮テ佐料ノ城ニカヘル、此頃ハ高松ト笑原トノ間入海ニテ、春日ヨリ木太ニ涉ル潮瀬ニ路アリ、此アタリヲ過ル時虚空ニ光放テ物ノ聲聞ユ、時ニ鏑矢ヲツガヒ射ケルガ、其矢被物ノ眼ニアタリテ聲止ニケリ、或人怪ミテ問シカバ、凡ソ虚空ニ怪異ヲナス者ハ形地下ニ熱スル物ノ類ナリ、地上ニ怪異ヲナス者ハ形虚空ヲ飛走ル物ナリ、是ヲ心ニオモヒ入テ射レバ中ラズト云フナレト云リ、是ヨリシテ植松氏ノ家世々長女生ルコトアレバ、左ノ圖中ニ白キ色アリテ形惡シト云、又同シ時

鴨部源治 同書ニ鴨部源治ハ寒川氏ノ臣神内左衛門ノ弟ナリ、十河一存ニ仕ヘシガ、一存寒川氏ヲ攻メトセシ時、源治ヲ呼デ汝ガ家世々寒川氏ニ仕フ、今我彼ヲ伐ントス、汝故主ニ向ヒテ弓ヲ擲ベカラス、今ヨリ家ニ歸リ彼ニ忠ヲ盡スベシトイヒケレバ、源治涙ヲ流シテコトハ苦キ命ヲ承ルモノ哉、既クヨリ我身ハ君ニ任セツルモノ、イカデ一心ノアルベキヤハ、君ニサ思ハレツルコソイトイトアサマシケレ、明日ノ戦ニ命ヲ棄テ報ヒタマツラン、是ヲ證トオボシ玉ハリナムト泣キイヒケレバ、サチ思ヒゾ我汝ヲ疑フニアラズ、兄彼軍ニアリサルニ弟トシテ此軍ニ居ルハ兄弟相賊フナリ、軍法ニ於テ不吉ナリト強テ許サレケレバ、サチバ暇玉ハリナム、若シ明日ノ戦ヒニ臨ミナバ、君ニ太刀撃仕ンハ我兄弟ノ外ハアルマジ、盃玉ハリナムトイヘバ、一存悦テ酒ヲ賜ヒ互ニ別テ惜ミケリ、源治兄神内左衛門ト共ニ勇士八人從者五十人率テ、一存ガ陣ヘ一文字ニ突カハリ、三人擊殺シ八人ニ手負セテ戦死ス、

周阿 玉藻集ニ周阿ハ香川郡大田村ノ人ナリ、初伴

阿彌ト稱ス、連歌ヲ善ス、細川氏はヲ將軍義滿公ニ申シテ京師ニ侍ラシム、賢才ヲ以テ世ニ名アリ、中村宗ト 宗トハ其先美濃國ノ人士岐氏ノ庶流ナリ、加賀守氏宗ト云者アリ、當國ニ來リ田井ノ城ニ居レリ、弘治三年原采女助ト戦ヒ軍敗レテ討死ス、子恒頼新左衛門ト稱ス、武客人ニ過タリ、十河存保ノ麾下タリ、軍ニ從フテ功アリ、天正八年田井城ニ火アリ、慮合ヲ作リテ居レリ、時ニ長曾我部元親來リ攻ムルト聞テ、守禦ノ備ヲ議ルニ、額田一鶴齋曰、衆寡敵シ難シ降ルニシカズ、姑ク降リテ再舉テ圖レト云、恒頼兵道ヲ知ル者ニテ、衆寡ト險易トニヨリテ、勝敗ヲ謀ルハ常ノコトナリ、衆心一致セバ何ゾ多兵ヲ畏ンヤ、吾思フコトアリ、姑ク待玉ヘトテ、其夜八幡宮ニ至リ、通夜懸祈ヲ竭シ、翌朝衆ニ語リケルハ、昨夜神靈告テ曰、汝名ヲ宗トト改メ、八栗寺ニ據テ敵ヲ防カバ、大ニ勝ヲ得ベシトナリ、早ク彼地ニ移ント云、衆感嘆シテ其意ニ從フ、相從ク人々ハ弟左近政氏、村瀬彦四郎崇忠、高橋彌洲半禮等ノ氏族、額田一鶴齋、其外恩顧ノ者トモ邑民ニ至ルマデ二百三十六人移リケルニ、元親當國ノ降將ヲ

引具シ喜岡ノ城ニ至ル處、八栗寺ニ旗ノ立ヲ見テ殊數懸孫兵衛久重ヲノ一人ヲ率テ來リ攻メシム、宗トガ兵打靜リテ物音モセザリシカバ、久重何物カ籠リ居タルゾ、急ギ離テ慶ニスベシトテ、先登シテ攻來ルヲ、弱卒兩三人出シテ矢ヲ放タシメ、ヲメキ叫ンデ退キ奔リ門ヲ閉ヂ守リケレバ、敵彌進ンデ攻ムル處、宗ト鐵鉈ニテ久重ヲウツ、誤タズ胸板ニ中リ馬ヨリ落テ死タリケリ、敵兵驚キ騒テ崩レ立ルヲ、城中ヨリ金鼓ヲ鳴シテ打立ルニ、右往左往ニウチ亂テ死スル者數ヲシラズ、元親久重カ死スルヲ聞テ怒リシカド、カ、ル小城ニ兵ヲ損セシヨリ糧道ヲ絶テ自ラ斃ルヲ待ベント、姑ク兵ヲ息フ處、宗ト衆ニ謀リケラク、一旦勝ヲ得ルトモ此城氷ク守ルニキニ非ズ、姑ク逃レテ時ヲ待ント、夜ニマギレテ安治浦ヨリ舟ニ乘リ、下津井ニ渡リ、兒嶋郡林村ノ山伏ノ家ニ隠レ居タリ途中郭公ヲキ、ヲ詠ルニ、なきわたる末はいつくど波と、さす馬をはやめてまたひ行かな、翌年仙石氏ニ召カヘサレ、兄弟共ニ尾藤氏ノ時マデ仕ヘケルニ、後車禮ノ里ニ遁レ住テ、子孫農ヲ業トシテ今ニ存スト云、

井上通子 通子ハ本藩ノ井上氏ノ女ナリ、幼ヨリ學ヲ好テ宏才アリ、博ク經史ニ涉リ書並詩歌ヲ善ス、頗ル婦儀アリ、世ニ感通ト稱セラル、著ハス處ノ歸家日記三卷、往事集五卷、並ニ世ニ傳ハレリ、天和ノ頃セリ元祿ノ比マデ我小君ニ仕ヘテ江戸ニアリ、歸家日記ハ其歸ル時ノ紀行ナリ、三田淨翁ニ嫁テ子義勝ヲ生リ、元文三年六月二十三日没ス、其家ニ在リシ時處女賦ヲ製リテ自ラ戒ム、其詞ニ曰、邊嚴君之明訓、居茲園圃之幽、師詩書、學四德、經內則、習和柔、哀此鴛鴦於散、喜關雎匹于周、遍看古昔之傳、心與列女、同遊、温故事不能及、希修身寡悔尤、書中不遠千里、眼前到幾州、見被敬養于魯、謁此孟母於那、求女師、其未少、古人德以迄、今履霜以思、致冰、抱是寒木之心、服節儉而不暇、飾、何治容而效淫、向窓下、而紡績、燒膏油、而執針、此小勤不足苦、耻墮身不如禽、只徒飽食温衣無足而送光陰、括囊願緘口戒、畏鴛鴦、女史箴、嗚呼余志之堅、今不可、以貧富、侵、雨霖濕、制、春服、兮、西風來、催、秋砧、樂、只有、親在、承、教、何、爲、不、力、家、貧、之、難、且、慈、母、氏、之、慈、而、則、惠、予、以、義、方、愛、以、正

法式、令余得窺古賢、使余無生姑息、知女子之多慎、識事之在香纒、安園中、志在、不、除、而樂、草色、身自不、出、戶、處、言、則、不、出、於、國、精神、肅、而、以、閑、四、體、靜、而、端、直、恐、日、月、之、荏、苒、無、案、之、供、子職、願、守、身、無、貽、罹、永、思、而、以、抑、々、是其、操、志、見、ル、ニ、足、レ、リ、室、鳩、巢、逸、話、通、子、ノ、コ、ト、ヲ、載、ス、其、文、曰、井上氏紀行再三見申候處、扱々珍敷事に奉存候、才女と申にて餘は也見識も有之事、既入申候、先日新井氏など參會之砌咄候而、其時に承及候、且又右紀行は江戸にて方々傳へ申候由にて御座候、其外不存もの無之候、是程迄才識にては名も高き筈に御座候、桂山重藏と申尾州の儒者、只今は常の待にて相勤申候、此人の母尼、了然と申候、今は最早相果申候、此尼は江戸にても噂申候て、豁達才辨天然の禪機を得申候、美尼にて、色にかよひ中心出來候て、頼に焼かね三つあて申ものにて候、其時歌も有之候、此了然と右井上氏と出會候て、儒佛の會談いたし、即時に井上氏よみ申歌、

「常に行道あくはこそ世をうみのあまのながせる船もたのため」此歌入の口に繪夾いたし候由始爾

承り申候、男子に候は、英雄に可相成とをしき事
に候、正徳五年井上氏名通、

三田義勝、義勝ハ通子ノ生ム處ナリ、傳左衛門ト稱
ス、學ヲ好テ穎悟ナリ、八歳ノ時五經文選ヲ讀誦ス、
元禄年中江戸ニ遊ヒ、跡部光海翁ヲ師トシテ國典ヲ
學ビ、又林祭酒室鳩巢等ニ從ヒ經史ヲ受ク、著ス處
ノ守成筆録アリ、安永年中没年七十七、

森長見、長見ハ多度津ノ藩臣ナリ、助左衛門ト稱ス、
國史ヲ好テ博覽ナリ、國學忘貝三卷ヲ著シテ世ニ傳
フ、三谷景信其後ニ題シテ、茲編可謂國學之左券明
法之龜鑑哉トイヘリ、

堀江治部齋、治部齋ハ本藩ノ人ナリ、書ヲ善ス、上
代ノ風ヲ好メリ、出テ京師ノ留守タリ、故ニ書畫一
覽ニ誤テ京師ノ人トス、

佐久間包照、包照字文明大華ト號ス、初作之進ト稱
ス、病ニヨリテ仕テ致シ立仙ト改ム、本藩ノ人ナリ、
學ヲ好テ博ク經史ニ涉レリ、和漢ノ風俗及湯武征討
ノ事ヲ論テ、和漢明辨一卷ヲ著ス、議論確然頗ル一
家ノ見ヲ示ス、葛花末我之比體等ノ諸書ハ此論ヲ學
ブ大ニ賞歎セリ、又太宰氏ノ四十六士論ヲ見テ其體

説ヲ憤リ、斷復管論ヲ著ス、其首室鳩巢等ノ説ヲ
合セテ、天明三年十二月十日没ス、

前川正遠、正遠曾八ト稱ス、本藩ノ人ナリ、好シテ
國書ヲ讀メリ、百人一首俚言、讀岐名義考等ヲ著セ
リ、

安藤知冬、知冬字貞卿滿藏ト稱ス、三野郡上勝間村
ノ人ナリ、少ヨリ學ヲ好ミ、京師ニ遊ヒ、伊藤東涯
ノ門ニ入り典故ニ明ナリ、延享四年字和嶋侯ニ召
レテ二十口ヨリ百五十石ニ至レリ、子孫世々儒臣タ
リ、日本大典十卷ヲ編修ス、或時蕃客李海阜、柳醇
雪、李濟庵等ト相唱和ス、詩十餘首アリ、今二絶句
ヲ載ス、李海阜ニ贈ルニ云、華編破波浪、海風客路懸、
經營男子志、醉後見龍泉、風流何所見、斗酒百編開
知有連城值、精光滿覽盡海軍其韻ヲ次テ云、萬里三
韓客、高橋海色懸、星關舊棧路、文酒說青泉、眉宇
雲霄迥、襟懷冷海關、新詩替傾蓋、落日滿樓臺、
勝田良延、良延五嶽ト號ス、初九八郎ト稱ス、後精
兵衛ト改ム、本藩ノ人ナリ、學ヲ好ミ書ヲ善ス、京
師ニ遊ヒ吉益東洞ノ門ニ入り醫ヲ學ビ、二考錄ヲ著
シ、天明時確ヲ編修セリ、

尾池繁

繁字寬翁初メ左藤ト稱ス、後桐陽ト改ム、
醫ヲ業トス、丸龜ノ人ナリ、性溫雅、少シテ才識アリ、
中山竹山ノ門ニ入り經史ヲ學ベリ、最其業ニ精ク、
兼テ詩ヲ善ス、桐陽詩鈔ヲ著セリ、賴山陽其批評ヲ
加フ、最古詩ヲ稱揚シテ海内匹敵罕ナリトシ、篠崎
小竹其卷首ニ序シテ、古今具備健勁柔婉無施不可ト
イヘリ、今聊此編ニ取ルコトアルヲ以テ、松山五劍山
西行松水菴岡等ノ諸篇ヲ載ス、松山ノ懷古ニ云、山舍ニ
神秀、俯ニ南州、聞説鳴鶴此地留、樹擬ニ形庭、何處植、
剛植櫻橋ニ樹、雲迎ニ彩錦、至今浮、玉魚噴、浪推門晚、石
馬嘶風駒聲秋、有、客愁來拾奇貝、山下產蛤呼曰忘貝、
登翠宮庭云、雲迎ニ彩錦、至今浮、玉魚噴、浪推門晚、石
馬嘶風駒聲秋、有、客愁來拾奇貝、山下產蛤呼曰忘貝、
歌ニ萱草、重面頭、三、其五劍山ヲ賦スルニ、峰分ニ五
峯、掃ニ雲、雨、澤、風、影、自、寒、白、日、南、溪、高、紫、氣、何、人
携、得、倚、天、看、其、西、行、鹿、孤、松、三、題、ス、ル、ニ、云、金、鶴、歸
飛、何、處、山、孤、松、留、伴、一、庭、閑、清、陰、誰、慰、南、天、月、遺、愛
枝、高、不、可、攀、其、水、菴、岡、ニ、遊、フ、ニ、云、偶、踏、鷹、嶺、三、眞
幸、遇、風、日、美、崎、嶇、步、崇、岡、杳、渺、眺、遠、水、幽、遠、愜、眞
想、况、搗、同、袍、子、尙、幸、遊、蹊、路、言、采、蕪、與、采、芝、采、芝
欲、有、贈、懷、彼、肥、遁、士、考、繁、存、風、好、編、覽、奈、後、死、
天保五年七月二十二日没ス、年七十、其終ニ臨テ一

絶ヲ賦ス、其詞曰、七十年來風月遊、此生於世又
何求、笑拋遺説供蟻蝮、轉覺吟魂去自由、其風神爽
絶亦想見、子世瑛字玉民松嶺ト號ス、亦詩ヲ
善ス、少フシテ出藍ノ稱アリ、梅隱詩稿ヲ著ス、桐
陽詩鈔其ニ世ニ行レリト云、

横山關雪、原玉枝、關雪玉枝共ニ丸龜ノ人ナリ、關
雪少ヨリ書ヲ嗜ミ、浪華ニ遊ヒ關雪ヲ師トシ、後又
東塾ニ學ベリ、學ブ處各其兼意ニ從フ、天性啞ニシ
テ其工ナルコト亦天性ヨリ出、圍棋茶湯等ノ如キ見テ
其道ニ通ス、書ニ於テ最名ヲ得タリ、又字ヲ解ス、
談論皆筆ヲ以テ、書札往復ノ如キ人視テ其啞タルコ
トヲシラズト云、

小西松塙、松塙ハ三禁郡寺家村ノ人ナリ、書ヲ善ス、
出テ京師ニ寓居セリ、頗名ヲ知ラルト云、
川宮小太郎、小太郎父ハ源八郎トテ紀伊家ノ浪人
四宮采女ガ子ナリ、采女故アリテ和泉國堺浦ニテ商
人トナレリ、源八郎丸龜ニ歸テ求メテ養源寺ニ來リ、
居レリ、時ニ十屋其五左衛門其組ノ足輕ニ取立テ使
ヒケルニ、劍術ニ善スグレタル間エナリ、上ニモ召玉
ハムノ慮意アル由聞エケレバ、堀源太左衛門トテ當

時劍術ノ師ナルガ、是ヲ聞テ妬キコトニ思ヒ、鑿果シテシト思フアリシモ、寛永二年十月上旬四國大ニ地震ラ、神社佛堂民家ナドマデ動崩シケル中ニモ、阿野郡國府ナル八幡宮ノ社崩レケルヲ國守傷ミ玉ヒ、其再興ヲ命セケルニ、其明年事畢リテ三月十八日正遷宮アリケリ、郡代磯崎十左衛門足輕小人數十人差添警護ノ爲ニ出ケルニ、源八郎モ其中ニマジリケリ、堀源太左衛門モ參リ合、源八郎ヲ見テ態ト是ヲ怒ラシメ、無禮ナリトテ打果シテ歸リケリ、時ニ其妻孕テ八月ニナリシガ、程ナク月滿テ男子ヲ産リ、夫ウタレシ後ハ鹽屋村ニ引籠リ、彼ウメル子ヲ養育シテアリシ程ニ、年五歳ニナリシ時、養源寺ニ預ケ置タリシガ、名ヲ坊太郎ト呼デ、生質サトク賢クテ人皆譽アヘリ、七歳ノ時寺ヲ拔テ土屋甚五左衛門ニ從ヒ江戸ニ至リ、柳生氏ニ仕ヘ劍術ヲ習ヒ、遂其業ヲ極メ、十七歳ノ時國ニ歸リ、寛永十九年三月十八日今日ハ過シ父ノ十七廻忌ナリトテ、官ヘ源太左衛門ヲ討セ玉フベク願ヒケルニ、即テ許シ玉ハリテ、父討レシ處ナレバトテ、國府八幡宮ノ境内ニ十八間四方ノ塔ヲ結テ討セケルニ、遂ニ思フマ、討トゲ、其身

ハ僧トナリ再ビ江戸ニ往、東叡山ノ北邊ニ庵ヲ作りテ住メリシガ、正保二年三月三日年二十二ニテ身マカリシトナム、
今按ニ此事田宮物語、金毘羅靈驗記、又金毘羅御利生ナド云作り物語サヘ彼是アリテ、サマハ怪シキコトナド交ヘタリ、サルニ年曆又人ノ名ナドイブカシキコトトモ多カリ、先寛永二年ハ生駒高俊公マダ小法師トイヘルヲナリ、コノ十九年ハ山崎公ノ時ナリ、又國府ナル八幡宮カクコトハシキ社トハ聞ヘズ、且社頭ニテ仇ヲ討セシモイカハナリ、況テ東西ワカレタルヲリナルヤ、又堀源太左衛門磯崎十左衛門、土屋甚五左衛門ナド云人、生駒家分限帳ニ見エズ、是ハ名ヲ隠シタルニモアルベシ、一説ニ養源寺ハ今ノ玄要寺ノコトニテ其墓尙アリ、又國府ト云ハ國ノ府城ヲイヘルニテ阿野郡ナルヲ云ニ非ズ、今ノ山北八幡宮ノコトナリトイヘリ、サレド未ダ正シキ傳ヘラ見ザレバ、姑ク其大要ヲ撮テ後考ニ備フ、誠ニ此事アリシヤナカリシヤイカハシラズ、
里也、里也ハ本藩ノ弓組足輕尼崎幸右衛門ノ女ナ

リ、元祿ノ頃ナリシガ同ジ組ニ岩淵傳内ト云者アリ、幸右衛門ノ妻ヲ懸想シテ、一夜夫ノアラヌヲ伺ヒ、戯レゴトイヒテアルヲ、幸右衛門歸リケレバ、妻カクト語リケルニ、幸右衛門怒リテ傳内ヲ擊ントセシカバ、傳内モ拔合セ相戦ヒ、トカクヌル内傳内幸右衛門ヲ打果シテ奔リ出ルヲ、其妻里也ヲ抱キ居タルガ、彼ノ拔棄タル刀ヲ取テ追カケ其刀ヲ投ウチシカバ、傳内ガ肩ニアタリケリ、傳内事トモセズカキケク如ク逃失セヌ、頃ハ十月下旬雪ウチ、リテ、夜イト暗クテ追イタラン由モシラズ、家ニ歸リケレバ幸右衛門ハ既息絶ニケリ、此由訴ヘケレハ傳内ガ行方サマハ探リ玉ヘレド何ノシルベモナシ、此時里也年纔ニ二歳ナリシガ、其母携テ幸右衛門ノ姝姪ナル關野元右衛門方ニ養レケルニ、母ハ明年二月廿日身マカリケリ、元右衛門其女ヲ養ヒ立、十三歳ニナリシ時始テ父幸右衛門傳内ニ殺サレルコトヲ語リ聞セシカバ、里也泣沈ミ顔モ得舉ズ臥マロビ、是マデハ元右衛門ヲ實ノ親トノミ思ヒシニ、思ヒノ外ノコトヲ聞モノカナト、厚ク其恩ヲ謝シ、夫ヨリ何角ニ心ヲヨセ、萬ノ難ヲモ勵ミ、手ナドヨクカケリ、元

右衛門殊ニ愛シテ所生ノ如ク撫養セシニ、十八歳ノ時元右衛門ニ向大恩ヲ得報ヒマツラズシテ、カク申スハ愚カク女ト思召玉ハシモイカハシケレド、今數年ノ暇玉ハリナバ、江戸ニ參リ奉公ニテモ仕リ、父ノ仇ヲ探リテ復セント思立候ナリト聞エシカバ、元右衛門其志ヲ感ジ、ヲリシモ本藩ノ村瀬東馬ト云人江戸ニ引越由聞エケレバ、元右衛門此人ヲ頼ミ、其供人ニ加ヘテ遣シケリ、東馬江戸ニ至リ、トカクシテ永井源助トテ劍術ノ聞エアル旗本ノ家ニ奉公セサセケリ、里也殊ニヨク勤メテ暫シモ息ラズ、一日源助里也ニイヒケルハ、其許イマダ奉公ニモナレヌ由聞エシガ何角ニ心ヲ配リ、殊ニ手ナドヨクカクテ見レバ故アル人ノ子ナラン、何者ノ子ルナゾト問ニ、今ハ包ムベクモアラズト、父ヲ擊レシ由ヲカタリテ、己ガ志ノ程モ述ケレバ、源助驚キ、サル志ナラバ仇ハヤク討スベシトテ、夫ヨリ劍術ヲ教ヘケルニ、固ヨリ才智スグレタル女ナレバ、一年ガ程ニ術モイト精クナリケレバ、源助イヒケラタ、我家ニノミアリテハ仇ヲ尋ヌルコト難カルベシ、今暇遣スヘシ、今ヨリ主人チシバ、取替、數多ノ人ニ交リナバ、仇

命以狀復奏、天皇詔曰、宜汝爲君治之、即賜氏針間別佐伯直姓也、爾後至庚午年脫落針間別三字、偏爲佐伯直トアルニヨルナレド、是ハ針間ノ佐伯コトテ讚岐ノ佐伯ハ是ト異ナルベシ、其ハ三代實錄ニ佐伯直豐雄カイヘル如ク、大伴健日連公ノ子健持大連公子室屋大連公之第一男御物宿禰之胤トアルゾ當國ノ佐伯氏ニテ、即チ姓氏錄左京神別ニ佐伯宿禰ハ大伴宿禰ト同祖道臣命七世孫室屋大連公之後也ト見エタル是ナリ、サテ豊雄ガイヘル條ニハ佐伯直トアルヲ、姓氏錄ニ佐伯宿禰トアルニヨリ、直ノ方ハ稻背入彦命ノ裔ナリトイフ人モアレド、コハ當時直ニテアリシヲ後ニ宿禰ヲ賜ヒテ改メシナルヲ、姓氏錄ニハ是ニ從ヘルナリ、ソハ三代實錄元慶三年正月ノ條ニ、眞雅者俗姓佐伯宿禰、右京人贈大僧正空海之弟也、本姓佐伯某讚岐國多度郡人、後賜姓宿禰、改貫三京職トアリ、此某ノ字モシクハ眞ノ字ヲ誤リシニテハナキヤ、本姓佐伯某トアリテハ語意イカクナリ、何ニマン改メラレシト云フト是ニテシラレタリ、又性靈集ニ贈伴平章序ニ伴佐昆季トイヘリ、是大伴佐伯

ハ本兄弟ナル由ヲイヘルナリ、サテ佐伯ト云名義ハ前ニ引ケル姓氏錄ニ、蝦夷ノ君トナリテ治メシ故イヘルニテ、當國ノ佐伯ハ此國ニ散遣シ、蝦夷ドモ治メシニヨリ名ニオヘルナリ、

眞雅 眞雅ハ空海ノ弟ナリ、年十五ニテ郷ヲ辞テ都ニ入り、兄空海ニ事ヘ眞言法ヲ學ビ、十九歳ニテ具足戒ヲウケ、徵レテ内裡ニ侍リ、帝ノ御前ニテ眞言三十七尊ノ梵號ヲ誦ス、音響貫珠ノ如シ、聽者大ニ驚ク、帝亦是ヲ悦ビ玉ヒ、嘉祥元年權律師ヨリ律師ニ轉リ、仁壽三年少僧都タリ、齋衡三年大僧都ニ任ス、清和天皇降誕ノ時聖躬ヲ擁護ス、大政大臣忠仁公ト相謀リ、精舍ヲ建立シ尊像ヲ安置ス、貞觀元年奏ノ年分ノ度者三人ヲ置ケリ、同六年僧正タリ、是ヨリ前ニ僧綱凡僧ノ位階傳燈大法師ニ同シ、是ニ至リテ眞雅奏シテ曰、律師已上品秩稍尊、當不與凡僧同位階、是ニ於テ朝議シテ法大印和尚ヲ僧正ノ階トシ、法眼和尚ヲ大少僧都ノ階トシ、法橋上人位ヲ律師ノ階トス、是年法印大和尚位ヲ授ケ、兼車ニ乘リ公門ニ出入スルコト許ス、十六年新造ノ精舍ニ額ヲ賜ヒ、貞觀寺ト號タ、元慶三年正月三日遷化ス

年七十九

圓珍 圓珍ハ那珂郡ノ人和氣宅成ノ子ナリ、母ハ佐伯氏、空海ノ姪ナリ十歳ニシテ毛詩論語漢書文選等ヲ讀リ、十五歳ニテ延曆寺ノ座主眞眞ニ事フ、仁壽三年入唐シテ開元寺ニ寓居シ、天台山ニ登リ禪林寺ニ至ル、天安二年歸朝ス、得ル處ノ台宗密藏及ヒ諸宗ノ經典千餘卷ヲ奉レリ、寛平二年大僧都ニ任ス、今年四月十九日寂ス年七十八、圓珍先識人ニ過タリ、屢奇異ノコアリト云、延長五年十二月智證大師ト諡リ賜フ、

實慧 實慧姓ハ佐伯、初大安寺ノ泰基ニ事ヘ唯識ヲ學ビ、後空海ニ從ヒ兩部ノ密法ヲ受ク、空海東寺ヲ以テ是ニ屬ス、天長三年東寺ノ長者タリ、東寺長者是ヨリ始レリ、弘仁四年十一月三日寂ス年六十三、眞然 眞然ハ空海ノ姪ナリ、空海ニ從ヒ密乘ヲ學ビ、眞雅ノ灌頂ヲ受傳フ空海入定ニ臨テ高野山ヲ付屬シテ營造セシム、故ニ高野山ヲ眞然ノ内院ト稱ス、寛平二年僧正タリ、同三年九月十一日寂ス、道昌 道昌姓ハ秦氏香河郡ノ人ナリ、弘仁九年東大寺ニテ具足戒ヲ受、又空海ニ從ヒ灌頂壇ニ登レリ、

天長七年召レテ佛名懺悔ノ導師タリ、帝問玉ハク帝王臣庶肉ヲ喰フノ罪イツレカ重キ、昌奏曰帝王重シ、イカコトナレバ王ハ一タビ供ルニ魚鳥若干ヲ費ス、然シテ其供ル處一樹ニ過ズ、供ル者少シテ費ス處多シ、臣庶ハアルニ任セテ喰フノミ、帝其言ヲ善トシ、供御ノ魚鳥是ヨリ減シ玉フ、貞觀十六年僧都タリ、同十七年二月寂ス年七十八、

聖寶 聖寶ハ狹峯嶋ノ人ナリ、年十六ニテ眞雅ニ從ヒテ得度シ、三論ヲ元興寺ノ願曉ニ學ブ、後玄奘眞然源仁等ニ事ヘ顯密共ニ通ス、名山靈地ニ遊歴シ醍醐寺ヲ創造ス、延喜二年僧正タリ、同九年七月六日寂ス、年七十八、

守龍 守龍姓ハ佐伯、護命ニ事ヘ相宗ヲ學ブ、論辨ニ長セリ、承和八年十二月寂ス年五十八、慧曉 慧曉ハ姓氏詳ナラズ、叡山ニ登リ台教ヲ學ブ、宋ニ入テ二浙ニ周旋ス、歸朝ノ後園居シテ身ヲ終フ、永仁五年十二月二十五日寂ス、終ニ臨ンデ來也如是、去也如是、更問如何、如是如是ト云偽ヲ作リテ衆ニ訣ルト去、佛昭禪師ト諡レリ、智泉 智泉ハ空海ノ甥ナリ、母ニ仕ヘテ孝アリ、喪

ニ遭テ衰毀度ニ過タリ、一夜母地獄ニ墮ルト夢テ大ニ悲ミ空海ニ是ヲ救フノ法ヲ問フ、空海地藏軌ヲ授ク、智泉轉修甚務ム、後彼母來リテ、我汝カ救ニヨリテ天上ニ生ルト云ト夢ムトナム、天長二年五月十四日寂ス、

觀賢 觀賢姓ハ秦氏、聖寶ノ上足タリ、般若寺ヲ開キ醍醐寺ノ座主ニ任ス、延長三年僧正タリ、同六年六月十一日寂ス、

圓爾 圓爾ハ三木郡白山ノ人ナリ、嘉禎元年宋ニ入リ仁和二年歸朝ス、同三年承天寺ヲ創立ス、弘安三年十月十七日寂ス、正和元年聖一國師ト諡ル、

眞體 眞體俗姓ハ和氣氏、少シテ父母ヲ失ヒ、空海ニ從ヒテ戒ヲ蒙リ、天長三年十月八日家資ヲ捨テ佛物トシ、永ク神護寺ニ納レテ傳法料トシテ諸賢ニ薦ム、時ニ至心歸命ノ人ト稱セルト云、

宥範 本朝高僧傳ニ宥範ハ那珂郡柳梨村ノ人ナリ、少フシテ其郡ノ新善光寺ニ入り薙髮シテ戒ヲ受、淨土教ヲ學ブ、夢ニ梵僧アリ聖經數卷ヲ持テ諸人ヲシテ意ノマヽニトラシム、範一軸ヲトリテ見ツルニ梵字明ナラズ、何經ゾト問、僧曰密經也汝緣アリト云

丈思 丈思ハ九龜善龍寺ニ住メリ、學ヲ好シテ名識ナリ、頗文藻アリ、詩並ニ書ヲ善ス、著書數編アリ、中ニモ改悔文ノ私記、梓ニ上サズトイヘトモ尙世ニ傳ハシリト云、

三等 三等ハ仁保村覺城院ニ住リ、能佛典ニ通ス、不動明王靈驗記ヲ著ハシテ世ニ傳フ、
教存 教存俗姓田淵氏字快行風林ト號ス、三野郡寺家村ノ人ナリ、備中國倉敷ニ往テ觀龍寺ニ住リ、學ヲ好テ漢思アリ、詩ヲ善ス著ス處ノ風林詩鈔、風林小詩アリ並ニ世ニ傳ハレリ、

○孝 子

丸部臣明麻呂 本朝孝子傳ニ、三野郡ノ戶主、外從八位上巳西成ノ子、從四位上丸部臣明麻呂、年十八ニテ郡ニ入り、官ニ從フ、途ニ勞績ヲイタシテ、當郡ノ大領ニ任セラレ、明麻呂其職ヲ父ニ讓リ、ミヅカラ子ノ道ヲ守リ、二親ヲ孝養ス、巳西成年老テ仕任ヲ辭メ、母又耄セリ、時ニ各別宅ヲ構ヘテ居ル、相去ルコト十里、明麻呂朝夕往還シテ、定省年久シ、人或ハ感賞シテ昔ノ會參獨リ賢ト云ベカラズトイヘ

ト見テ寤ス、夫ヨリ州ノ無量壽院ニ入り覺道僧正ニ仕フルコト八年、胎金兩部小野密派其源底ヲ究メ、西三谷ニ往俱舍論ヲ聽、永仁年間下野國ニアリ、妙祥ニ謁シテ大日經疏ヲ受、前後九年、其聞ク所ヲ錄シテ抄印鈔ト云、延慶二年近江國安祥寺ニ往、光譽ニ從ヒ往來十八年、悉ク其家秘ヲ得タリ、嘉曆ノ末再ヒ抄印鈔ヲ修テ八十卷ニ及ベリ、其後善通寺ニ住テ諸堂ノ頽廢ヲ修理シ、遂ニ誕生院ヲ草創ス、曆應三年護摩堂燒亡シ餘焰内院ニ及ベリ、範是ヲ救テ酒水ヲ加持ス、猛火スナハチ消ユ、居ルコト十四年堂宇漸成レリ、觀應三年七月朔日寂ス、
且過庵明了 絶海録ニ明了ハ宇多津ノ人ナリ、一夜夢ニ武藏守頼之召テ我念持ノ觀世音京師ニアリ汝往テ取來レト云ニ、ヤガテ其處ニ至リ山門ニ入りケルニ、岩窟中ニ其像アリ、明了背負テ歸リ頼之ニ獻ス、窟ヲ怪シキコトニ思ヒタリシニ、翌日武藏守明了ニ命セテ、攝津國鈴谷ニ往テ絶海師ヲ召來ラシム、明了命ヲ受テ鈴羊谷ニ至リシカバ、其處前ニ夢見シ處ニ違ハズ、イヨヽ怪ミテ是ヲ人ニ語リシカバ、人皆明了ヲ稱シテ道稱アリト云、

リ、仁明天皇承和十五年十月、勅シテ僧三階ニ叙シテ、身ヲ終ルマデ、戶内ノ田租ヲ免ス、

清助 新六 勘左衛門 萬治 風軒 利八 丸龜殿人町ノ染家莊兵衛ノ子、清助兄弟心ヲ一ツニシテ、父母ノ意ノマヽニ仕ヘケリ、父久シク中風ノ病ニカヽリシニ、常ニアタリテ去ラズ看病ス、父死スルノ後モ、能ク其母ヲ保養ス、天明七年賞與シテ錢一貫文、寛政元年麥一俵賜フ

同通町ノ商夫、新六備工ノ能母ニ仕フ、母年八十餘、妹一人アリ、盲ニテ、共ニ世ノ業ヲ助クル者ナラヌヲ、兄妹イト睦ク母ニ貧カルコトヲモ知ラセズ、厚ク孝養ス、天明七年、一貫文寛政元年麥一俵賜ス、同西中山ノ商夫、勘左衛門祖母年百歳、母六十餘歳ナルヲ、家貧キニヨリ妻ヲモ得ヨバ、ズ、其日ノソタラヒダニイト難キヲ、唯一人能心クバリソ、祖母并ニ母ニ仕ヘテ孝アリ、天明七年一貫文寛政元年麥一俵賞賜ス

同福嶋町ノ商夫、萬治年十歳バカリニテ父ヲ喪ヒ、兄モアリシカド、他國ニ往キ家貧クテ其日ノソタラヒ手ツキシラズ、人ノ家ニテ米錢ヲ乞モラヒスレト、

母子ノ食フ程モアラヌヲ、其身ハ多ク餓ガチニテ、母ヲノミ養ヒケリ、天明七年錢一貫文賞賜ス、同横町ノ風軒、父ハ莊七トイヒテ、播州ノ人ナリ、謠曲ヲ業トシ、此地ニ來住ス、父死スルノ後、家イト貧キニ、母七十餘、又癡妹アリテ、養キコト骨ニ至リヌルヲ、能其母ノ好ミニ從ヒ、トカクシテ孝養シ、又妹ヲモヨクイタハリ、其身ハ屢飢ニ及ヒヌルヲ、若シトモセズ、能仕ヘリ、寛政元年錢二貫文賞賜ス、

同霞町ノ商夫、幸八ノ子、利八早ク母ヲ喪ヒ、能父ヲ養フ、家貧フシテ日毎ノ業ニ奔リ、聊米錢ヲ得テ供給ス、父年七十餘ニシテ貧カル身ナレバ、衣服ナド汚レタルヲ着タルニヨリ、湯屋ナドユクニ、人或ハコレガ來ルヲ忌ケレバ利八僅ニ一間バカリナル家ノ庭ニ、甕ヲ居テ風呂ヲ作り、ソコニテ浴サセナド、人ノスマジキ程ノコトマデ、心ヲ盡シテ仕ヘケリ、連年數貫錢トラセ玉フニ、弘化四年十二月ヨリ、幸八アラン限リトテ毎年米二俵賜フ、

政吉 登與 鶴足郡土居村ノ農夫、政吉年十三ニシテ父ヲ失ヒ、兄一人アリシカド、病身ニテ家ノ業モ

得セズ、サルヲ政吉常ニ野菜ヲ賣リテ、母并ニ兄ヲ養フ、兄死スルノ後、母年七十四歳ナリシヲ、四國順禮ヲススメ、負臺ヲ作り、背負テ出ケルヲ、アタリノ人危ミテ、止メケレド、日數懸ルハイトフベキナラズトテ、強テ往ケルニ、恙ナク順禮シテカヘリケリ、初メハイト貧カリシカド、隣里其孝思ニ感シ、色々相助ケテ宅地ナドサヘ、求メ得サセシトゾ、米一俵賞賜ス、

同村農夫權九郎ノ女、登與年二十二ニテ習トリセシニ、明年一女ヲウミテ、鯉死セリケリ、登與少キ時、父ヲ喪ヒ、能母ニ仕フ、家モト貧キニ、幼兒サヘ出來テ、世ノワタラヘモ、成難キニ、晝夜怠ラズ、綿クリ、糸引ナドシテ母ノ好ミニ任セ、魚肉ナド調シアタヘ、孝養至ルカキリヲ盡セリ、文化二年錢二貫文賞賜ス、

善左衛門 權藏 傳治 由宇 那珂郡鹽屋村ノ農夫、長左衛門ノ子、善左衛門、同村ノ染家次左衛門ノ女、久米養フテ子トス、善左衛門能養母ニ仕ヘ、又父長左衛門ノ許ヘモ、日々安否ヲ問ヒ、父病アル時ナドハ、日夜側ヲ去ラズ、心配リシケル、長左衛

門ハ七十二歳ニテ身罷リケリ、善左衛門、年三十バカリノ時、養母重キ病ニ嬰リシガ、其時マダ妻モヨバズアリケレバ、唯一人心魂ヲ碎キテ、看病セシニ、最早生ベクモ見エザリシカバ、神佛ニ願ナド立テ、母ノ病愈シ玉ヒナハ裸足ニテ西國並ニ四國ヲ順禮シ、又三年ノ間氏神ヘ日參、金毘羅社ヘ月參イタシナムト祈リシカバ、其驗ニヤ母再ヒ健ニナリケルニ、遂ニ其願モ果シ、又時々母ヲ背負ヒテ、カレコレノ神佛ナド參リモシケリ、天明四年母年八十五ト云歲ニ、八十八ノ賀ヲ家ニテ祝ヒ、懇ニ孝養セシガ、其明年八十六ニテ身罷リケリ、錢二貫文賞賜ス、

同村ノ農夫權助ノ子權藏家イト貧キニ、父又酒ヲ嗜ミケルヲ、權藏夙夜怠ラズ、暇アル時ハ履ウチ、酒ニカヘ農ヲナスニ月夜ニハ、夜フケルマデ田ヲ耕シ、兎角シテ能仕ヘケル、錢一貫文賞賜ス、

同村源四郎ガ子婦、由宇舅源四郎ニ仕ヘテ孝アリ、源四郎年八十四ニテ死セリシカド、由宇朝夕ノ飲食ニ心ヲ盡シテ養フニヨリ、源四郎常ニ人ニ語リケルハ、貧キ身ナガラカ、ル婦アル故、思フコトナク老ノ年月ヲ送ルトテ、悦ビアヘリシトゾ、文政四年錢一貫文賞賜ス、

卯八 與七 同郡中府村ノ農夫、森右衛門ノ養子卯

八家モトヨリ貧キニ、凶年ニアヒ世ノツタラヒイト
 難キヲ、能養父母ヲ孝養ス、年五十餘マテ妻タイレ
 ズ、若キ時ヨリ人々屢ス、メケレド、一人ノ父ダニ
 養ヒカヌルヲ、今妻ナドイレ、一家人多クナリナバ、
 イカシテ父ニ仕フベキ、ナドイヒテ、其身晝夜ト
 ナク、働キケルニ、父病ニ伏シテ、箸ダニモトルコ
 アタハヌヲ、常ニ食ヲ進メテ、側ヲサラズ、介抱ヲ
 ゾシケル、錢二貫文賞賜ス、

同村ノ農夫與七母ヲ兄ニ託シ、人ノ家ニ仕へ、給米
 チ兄ニ送り、母ヲ養フ料ニセシニ、カヘリシ後アタ
 リニテ家チカリ、母ヲ迎ヘトリ養ヒツルニ、母年七
 十餘ヨリ、手足モ叶ハズナリシヲ、與七一人他ノ兄
 ニモ謀ラズ、其心ノマ、ニノ孝養ス、錢一貫文賞賜
 ス、

文治 同郡田村ノ農夫文治、母年八十餘ニテ久ク病
 ニ臥シケルヲ、貧キ中ヨリアケクレ心ヲ盡シ、好ミ
 ノ食物ナド調シ、至ルカギリ能孝養シケルヲ、親族
 皆感賞セリ、錢一貫文賞賜ス、
 利兵衛 菊松 源左衛門 覺左衛門 同郡下金倉村
 ノ農夫利兵衛菊松トテ兄弟二人幼シテ父ニ離レ、能

ク其母ニ仕フ、常ニ其意ニ違ハズ、二人互ニ母ヘ食
 物ヲ調シ、イツモ母ノ食終ラサレバ、食ハズ、朝ハ
 未明ヨリ起、母ノ起居ヲ問盤田ニ往テモ、兄弟カハ
 ルノ家ニ歸リテ母ヲ省ミ、夜ハ履ウチ、細ナヒナ
 ドシテ、市ニ鷄ギ、肉菜ヲ得テ孝養ス、又同村ニ源
 左衛門ト云アリ、家貧シテ能其母ニ仕へ、定省意ヲ
 ズ、晝ハ農事ヲ務メ、夜ハ履ウチツ、世語リシテ
 母ヲ慰メ、母寐ントスレバ、夜床ヲ設テ、足ナド摩
 リ其寐入ルヲ待テ寐ヌ、又同村覺助ノ養子、覺左衛
 門養父母ニ仕ヘテ孝アリ、家イト貧カリシカド、專
 ラ農事ヲ務メ、意ヲ盡シテ孝養ス、寛政七年各褒賞
 シテ、錢一貫文ヲ賜フ、

莊松 同郡宮田村ノ農夫莊松、母ニ仕ヘテ孝アリ、
 家貧キガウヘニ、母眼ヲ病テ遂ニ明チ失ヒシカバ、
 家ニテ耕スコトモ得セズ、常ニ傭工シテ孝養ス、寛
 政七年米一俵賞賜ス、
 俊 多度郡中村ノ農夫權八ノ女俊幼シテ父ニ離レ、
 八歳ノ時ヨリ、人ノ家ニ仕ハレケルニ、主ヨリアタヘ
 シ衣類皆母ニ送り、我身ハ肌ノカクル、程ノ物着テ、
 能務メシガ、母病ニ伏シテ久ク治セザリシニ、其身

人ノ家ニ使ハルレバ、夜ノ手業マデ仕終テ、家ニ歸
 リ母ニ食ヲ進メ朝ハトク起テ其日ノ食ヲ炊キ、トヤ
 カク心配リ仕置テ、又主ノ許ニ往ケリ、カクスル一三
 年バカリ、サレドカクテハ思フマ、事ルコナラズト
 テ、遂ニ主ニ暇ヲ乞、家ニ歸リケルガ、家益貧クナ
 リハテ、後ニハ人ノ家ニ物乞ナドノ、年卅餘マデ
 モ、尚カクテゾアリケル、文化三年米一俵賞賜ス、
 久太郎 彦兵衛 同郡生野村ノ農夫、徳左衛門ノ子
 久太郎人トナリ淳朴ニシテ能農事ヲ務メ、父母ニ仕
 ヘテ孝順ナリ、家貧キニ、父酒ヲ嗜ミ、其家サヘ賣
 リテ酒ノ料トセシニ、久太郎毎夜履ヲウチ、酒ニ換
 テ供メ、父母共ニ健ナレド、朝夕ノ飯ヲ炊キ、茶ヲ
 煮菜ナド調シテ、一日モ怠タラズ、又手習ヲ好ミ、
 暇ダニアレバ、コ、カシコニテ、古帳ヲ借テ習ヒ、
 後ニハ書ヲモ讀ントテ、アタリノ人ニ夜々通ヒテ、
 四書ヲ受讀セリ、錢二貫文賞賜ス、
 同村ノ彦兵衛幼ヨリ能父母ニ仕フ、父ハ早クナクナ
 リ、母病ヲ患ヒ、屢サシ起リツルニ、彦兵衛イツモ
 側ヲサラズ、撫摩リシ、家モトヨリ貧キニ、子ナド
 モ多カルヲ、其身一人シテ農事ヲ務メ、母常ニ麵類

ヲ嗜ムニヨリ、暇ダニアレバ、其ヲ作リテス、メ、
 又アタリノ寺ニ法談ナドアルヲリハ、母ヲ負テ往キ
 談終ル比ハ、迎ヘカヘリ、兎角シテ孝養セシニ母年
 八十三ニテ身罷リケリ、錢一貫文賞賜ス、
 可也 同郡稻木村ノ農夫、半平ノ女可也、幼時父ヲ
 失ヒ、母ニ仕ヘテ孝アリ、半平死セシヨリ、母夜獨
 居ルコトヲ怯ル、故家貧ケレド人ニ使ハル、コトモ
 得セズ、日々傭工シテ能養フ錢一貫文賞賜ス、
 嘉右衛門 銀松 金太郎 智恵 伊智 甚五郎 同
 郡善通寺村ノ農夫林左衛門ノ二子、嘉右衛門、銀
 松、兄嘉右衛門ハ産ヲ分テ別居シ、弟銀松其家ヲ嗣、
 共ニ一家睦ク、能ニ親ニ仕フ、父年九十餘、母八十
 餘ナルヲ、常ニ飲食ナドマデ心ヲ盡シ、病ナド起レ
 バ、晝夜カタヘテサラズ、看病ニ心魂ヲ碎キ、此他
 妻子ニ至ルマデ、能和順ニシテ、貧キナガラモ、至
 ル限リハ孝思ヲ盡セリ、文化十四年、各錢一貫文賜
 ス、
 同村半六ノ子、金太郎、及ビ妹智恵二人共ニ能父母
 ニ仕フ、父年七十餘母六十餘ナルヲ、貧キナガラ常
 ニ心ヲ盡シテ能養フ、智恵ハ生野村ノ人ニ仕ハレケ

ルニ、母病ニ臥セリシカバ、毎夜夜作ヲ我家ニ持歸リ、母ノ看病シ、朝ハトク主ノ家ニ往、カクスルコト凡六十日餘、往來五十町、風雪モイトハザリケリ、文化十五年、各錢五百文賞賜ス、

同村善五郎ノ女伊魯、早ク父ヲ失ヒ、母ニソヒアリシニ、蠶トリセシガ、是亦病死シテ寡居セリ、母年八十餘ニナリツルヲ、能ク養テ盡シ常ニ魚肉ヲ嗜ムニヨリ、貧キ中ヨリ兎角シテ調へ、萬事心ヲ盡シテ仕ヘシニ、母還シテ晝夜トナク、出アルキケルチ、常ニ附ソヒテ、暫時モ側ヲサラズ文化十四年錢七百文賞賜ス、

同村萬藏ノ子甚五郎、一家九人能和順ニシテ父ニ仕ヘテ孝アリ、天保三年錢一貫文賞賜ス、

萬右衛門 助 三助 三野郡上高野村ノ農夫、萬右衛門、助、三助、トテ兄弟三人アリ、家貧クテ三人共ニ、人ノ家ニ仕ハレ、能ク親ヲ養フ、父死スルノ後、兄萬右衛門ハ家ニ歸リ居ケルニ、其身病ニ嬰リ、家益貧クナリ、毎月二十日ハ人ノ家ニ客作シ、十日ノ休暇ニ薪ナド擔リテ母ニ送リケル、弟二人ハ人ノ家ニアリテ、給米ハイフモサラニ、夜草履芒鞋ナド

清太郎 周藏 要助 同郡大野村ノ農夫、權助ノ子

清太郎、貧民ナガラ二親ニ仕ルコト、君長ノ如ク、他ニ往コトアレバ、シカクノコトニテ、シカクノ處ヘ往ト告ゲ、カヘレバ、又其由ヲ告ルニ、常ニ手ヲ座ニ付、聊モ二親ノ前ニテ、情容ヲアラハサズ、年壯リナルマデ、妻ヲモトラザリシカバ、アタリノモノヨリ色々メケレド、今暫ク延玉へ、妻モト他人ナレバ、親ノ心ニ叶ヘル程ハカリ難シ、且カク貧キ中ニ、妻ヲ入レ子ナド出テ來ヌレバ、世ノワタラヒニ、イヨク難クテ、孝養ナラズトテ、一向ウケ得ズ、辭氣人ヲ感動ス、寛政七年錢一貫文賞賜ス同村ノ組頭久左衛門ノ子周藏人トナリ貞實ニシテ孝アリ、其妻及弟二人、皆其スル處ニ習ヒ、一家ウチヤハラギ、懇ニ孝養ス、隣里皆嘆賞シテ、相ウチヤメリ、同年米一俵賞賜ス、
同村ノ伊之助ノ子、要助、幼ノ父ヲ失ヒ、母及妹ト居レリ、一家陸ク、常ニ母ノ意ニ背カズ、母久ク病ニカ、リケルニ、晝夜帶ヲ解ズ、心ヲ盡シ看病ス、病或ハ間アレバ、貧民ナル故、アタリニ、客作ナドニモ出ケルニ、事ノ暇ヲ見合セ、幾度トナク、病母

作り、米錢ニカヘテ、母ニ供シ、日々主ノ事ヲトルニ、暇ダニアレバ、必家ニ歸リ、起居ヲ問ヒ、又我衣ノ垢タルナド、母ノ洗フヲサヘニ心苦ク思ヒ、夏ハ裸牀ニナリ、篋ナド着テ、母ヲ勞セシメジト、心ヲ盡シテゾ養ヒケル、享保十二年、夏麥五俵賞賜シ、續テ其村内ノ田二段七畝ヲ賜フテ、今ニ至レリ、

德兵衛 同郡下高野村ノ農夫利兵衛ノ子、德兵衛、家貧困ニシテ能ク父母ヲ養フ、常ニ父母ノ意ニ違フコトナク、懇ニ仕ヘシガ、母死スルノ後、子四人アリシヲ、一人ヲ其妻ニソヘテ出シケリ、隣人怪ミテ、何故ニ妻出シツルヤトテ、本ノ如クセント計ラヒケルニ、幾ニ母ヲ失ヒシ時、カク貧キマ、ニ葬モ忽ニシ侍リタルガ、イトノ口惜クスベナキコトニ思フニ今父一人ニナリヌルヲ、カクテアリナバ、益貧ニ迫リ、孝養モイタラズナルガ、苦サニ、サシテ去ルベキ事トテハナケレド、我身一人ナラバ、兎ヤ角シテ父ニ仕シモ易カルベシト、思フニコソトテ、色々謀リケレド、遂ニ受得ズ、三人ノ子生長スルマ、ニ、人ノ家ニ遣ハシ其身ハ客作シテ父ヲ養ヒケル、寛政七年錢一貫文賞賜ス、

ヲ省ミ、トカクシテ能ク孝仕ス、天保十年、一貫文賞賜ス、

彌七郎 半藏 同郡上勝間村ノ農夫彌七郎幼ヨリ父

母ニ仕ヘ、兄弟又睦ク、一家常ニ打ヤハラギテ、能法令ヲ守リ、村内ニ爭論ナドアル時ハ、利害ヲ説チヤメシメ、何事モ實義ナル故、人皆是ガ言ニ從ヘリ、錢五百文賞賜ス、
同村吉郎左衛門ノ養子、半藏父年六十餘ヨリ、起居叶ハズナリシヲ、懇ニ保育シ、常ニ其言ニ背カズ、貧困ナル故、孝養常ニ至ラザレバ、人ニ招カレナドスルヲリハ、父ニモ酒肉ヲ求メテ、ス、メ、湯アミナドセントイハバ、アタリニテ居風呂借リ來リテ、入ナド心ヲ盡シテ能仕ヘリ、錢一貫文賞賜ス、
善兵衛 佐助 伊乃 文治郎 同郡下間勝村ノ農夫善兵衛、佐助、二人共ニ親ニ仕ヘテ孝アリ、性又篤實ニシテ、常ニ隣里ニ賞セラル、寛政八年各一貫文賞賜ス、
同村ノ重五郎ノ女伊乃年十一ニテ母ヲ喪ヒ、兄及妹四人共ニ家ニアリ、兄ハ癡人ニテ、家ノ業モ得セズ、妹ハ年纔ニ三歳ニテ、性イト弱ク、父モ疲ノ病アリ

テ、佃ルコト人ナミナラズ、伊乃獨心ヲ配リ、兄弟睦ク、父ヲ懇ニ養ヒシニ、嫁ニ乞者アレト、強テイナミ何方ヘモ適ズ、カクテ卅年バカリアリシ程ニ、父ト妹死リケレド、尙兄モ家繼ベキナラテバ、三人共ニ農ヲ事トシケルニ、年凶ナルニ遇テ、衣食スルコトイト難クナリヌルヲ、隣里ニ綿ヲ乞テ、兄ニハ寒カラヌ程ニキセ、其身ハ寒中ニモ單衣ノミニテ、尙家ノ業ヲ務ム、寛政七年賞賜シテ、米一俵賜フ、同村ノ文治郎母ニ仕ヘテ孝アリ、家イト貧カル中ヨリ、母ノ好ミニ從ヒ、食物ナド調ジ、近頃殺價イト貴クテ、世ノ中穩ナラヌヲリダニ、常ニカハラズ、心ヲ盡シテ能ク養フ、錢一貫文賞賜ス、

七藏 同郡上麻村ノ農夫市平ノ子七藏、幼ヨリ人ノ家ニ仕ハレ、給米ヲ家ニ送りケルガ、年二十八バカリヨリ、引トリケルニ、父モト頑モノニテ、非理ヲ以テ仕ヘド少シモ怨ム色ナク常ニ客作シテ、聊ノ雇錢ヲ得テ、父母ノ衣食ニ供ス、父又酒ヲ好ムニヨリ、隔日ニ二十錢バカリノ酒ヲ買ヒ飲シメ、又外ヘ往テ魚肉ナド食ハシムコトアレバ、必持歸リテ親ニアタヘ、寒中ニハ心ヲ配リテ、寒ヲ凌ガシメ、其身ノ寒

苦ハイトハザル由、聞エシニヨリ、寛政七年一貫文賞賜ス、

彦兵衛 源吉 同郡佐股村ノ農夫、彦兵衛母ニ仕ヘテ、能其意ニ從ヒ、常ニ其好ノマ、ニ、飲食ナド調シ、懇ニ孝養セリ、寛政七年錢一貫文ヲ賜フ、同村ノ源吉母年八十餘、常ニ其意ニ違フコトナク、イト困キ時ニテモ、母ノ事トイハバ趨リテ即務ム、田ニ往テ、耕スニ一日ニ二三度、必家ニ歸リ起居ヲ伺ヒ、貧困ニテ成難キバカリノコトモ、能心ヲ配リテ孝養ヲ盡セリ、同年米一俵賞賜ス、

萬太郎 同郡比地中村ノ農夫、其五郎ノ子萬太郎、少キヨリ、人ノ家ニ仕ハレ、年三十餘マア給米ヲ家ニ送り、親ヲ養ヒシニ、後家ニ歸リケレバ、シタシキ者ヨリ、妻ヲ呼ベト、ス、メケレド、孝養ノ妨ナリトテ、強テイナムニヨリ、サアラバ弟留七ニ妻トラスベシ、其許イカハスベキ、別宅ニテモ望ケルヤト問ヒシカバ、サル望モ侍ラズ、弟一人ニテハ孝養至ルベカラズ、弟ニハサルベキ妻呼給ナム、我身ハ息ノ限リニ親ニ仕ヘ侍ラン、トテ終ニ妻ヲモ持タズ、懇ニ親ニ仕ヘ、兄弟又イト睦シカリケリ、寛政七年

錢一貫文賞賜ス、

長松 都禰 同郡仁保村ノ農夫藤八ノ子長松、幼ヨリ傭工シテ父母ヲ養フ、父母常ニ酒ヲ好ムニヨリ、雇錢ノ餘、十錢二十錢、在ニマカセテ、酒價ニ供ス、父病ニ嬰リ、終ニ足タ、ズナリシカド、長松トカクシテ能養ヒ、人ニ雇レシ時モ、一度ハ必歸リテ起居ヲ伺ヒ、又魚菜ナドアタフレバ、持カヘリ食ハシメ、田ハ纒ニ一段バカリ作りヌレド、秋夏ハ能賣リタル穂ヲエリテ、父ニ見セカクヨキ年ナリ、心安ク思ヒ給ヘナド、慰メツ、アリシ程ニ、父ハ年八十七、母ハ七十四ニテ死リケリ、後ノ業ナド心盡シテシケルニ、人皆感シアヘリ、

同村ノ石工多七ガ妻、都禰夫多七十年餘、病ニ臥シテ、家ノ業ヲモ得セズ、貧窶タトヘン方ナキヲ、都禰舅姑ニ仕ヘテ、能孝ニ夫ノ看病又怠ラズ、中ニモ妹二人、子三人アリ、子ハ皆幼ナク、二人ノ妹ハ瘡ニテアリケルガ、多七モ病オモリテ、終ニハカナクナリシカバ、都禰一人朝ニハ未明ニ山ニ入り、薪ヲトリ、夜ハ夜ノソクルマデ、手業怠ラズ、兎角シテ舅姑ヲ孝養シ、妹并ニ子ヲ養育シテ、其身ハ飢寒

ヲ免レカチテ、ワタラヒケルヲ、アタリノ者はヲ照シ、古衣ナドアタヘツレド、ワタラヒノ難キマ、ニ、ヤガテ、賣ナドシテ、久シクモ得着ズナリヌ、寛政七年長松ト同ク、各錢一貫文賞賜ス、

喜智 同郡中之村ノ農夫、治郎兵衛ノ女、喜智父八十餘歳ニナリ、立居マ、ナラズ、兄又痰ノ病ニテ、久クウチ臥セシニ、眼サヘ見エズナリテ限リナク貧カルニ、喜智年四十餘マデモ、嫁ニ請モノアレド、父兄ヲイカハセントテ、何處ヘモユカズ、晝ハ傭工ニイデ、夜ハ糸引綿クリナドシテ、父兄ヲ養ヒケルニ、ソキテ孝思厚ク、懇ニ介抱セルヲ、人皆感賞セリ、錢二貫文賞賜ス、

良助 同郡大濱浦ノ農夫、彦右衛門ノ子良助少キ時ヨリ同浦善右衛門養フテ子トス、能養父母ニ孝アリ、事トシテ二親ニ違フコトナク、養母久ク病ニ伏シ、起居叶ハザルウヘ、疴症ニテ何事モ短急ナリシカド、良助日夜側ヲサラズ、農事ノ外他ニ出ルコトナシ、母常ニ良助ナラデハ、何事モ人ニナサシムルコトナシ、養父モ七十餘ヨリ老邁シテ非理ヲ以テ使ヘド、聊背クコトナクテ、能仕ヘケリ、文化十三年、錢七百文賞

賜ス、
柳庵 同郡生里浦ノ醫師淳庵ノ子柳庵、幼時父ヲ失ヒ、母ニ仕ヘテ孝アリ、人トナリ又慈愛ニシテ、貧人ノ爲ニ藥ヲ施シテ、各ナラズ、專實義ヲ盡セリ、文政十年、錢七百元賞賜ス、

中塚總右衛門 久米吉 平五郎 粟嶋ノ商人中塚總右衛門幼時、父ニ離レ繼母ニ仕ヘテ孝養ヲイタセリ、人トナリ又慈愛ニシテ、能人ト交ル、常ニ醫術ヲ好ミ、貧人ノ爲ニ藥ヲ製シテ施セリ、錢一貫文賞賜ス、同嶋ノ舟子善兵衛ノ二子、久米吉、平五郎、共ニ能二親ニ仕フ、家極貧ナルニヨリ、若時ヨリ廻船ノ働ヲナセシニ、安ニ儲錢ヲ費サズ、二親ノ供用ニ送リ、後聊富テ長崎ムキノ船頭役ヲナシケリ、此他道橋ノ崩レ敗レタルナド、能繕ヒ、一家六人心ヲ一ニシテ、世ノ爲ナランコトヲ主トハカリケリ、錢一貫文賞賜ス、

彌三郎 志々島ノ漁夫、七右衛門ノ子、彌三郎能其父ニ仕フ、漁獵ニ出ル毎ニ、必スシカノ山、父ニ告、常ニ其指圖ニ從フ、魚賣拂ノ時毎ニ、少シツ、殘シ、家ニ歸リテ其好ノマ、ニ料理シテ進メ、他

ヒモ得セズナリテ、官ニ請テ銀一貫目借受、何角ノ費ヲ價ヒシカド、其ヲ返納スベキスベナク、ツラツヲ思ヒメグラシテ、子ヲ母ノ許ニアツケ、銅山へ堀子ニ出デントシケルヲ、莊屋宮武幸左衛門キ、テ、其許等サル働キニ、得堪ベキニアラズ、和田濱運上塙手代ヲスベシ、トテソレニナシケルニ、其給銀ニテ借錢ヲ返納シ、尙又イロノ手業ナドシテ、父母ヲ孝養セシニ、後相ツイデ父母共ニ死セリシカ、喪ニ臨テ哀働人ヲ感ス、葬ノ業ナド懸ニシ終テ、其墓所ニ法華經一字一石書寫シテ納メ、其家嗣ル弟八三郎、眼病ニテ世ノワタラヒ、難カリシカバ、給銀ノ餘リナドツカハシ、又水田一段求メテ、祖先ノ祭料ニ充ナドシオキケリ、寛政六年、米一俵賞賜ス、同村ノ治郎左衛門、其弟佐七郎、林右衛門、與七郎トテ三人アリ、共ニ二親ニ仕ヘテ孝アリ、兄弟又睦クシテ、父母没スルノ後ハ、三人ノ兄弟治郎左衛門ヲ父ノ如クニ敬ヒ仕フ、其子等モ能家ノ風ヲ見習ヒ、皆孝友ナリ、中ニモ治郎左衛門ノ子、利左衛門ハワキテ孝思厚カリケリ、同七年米一俵賞賜ス、同村ノ商夫金右衛門ノ子、官藏人トナリ貞實ニシテ

三招レカユクニ、糞物ヲ持歸リナドスルコト、イツモ忘ル、コトナシ、錢七百元賞賜ス、

伊勢八 兵助 治郎左衛門 官藏 新藏 豊田郡和田村ノ農夫、喜八郎ノ子伊勢八、幼時ヨリ大野原村ノ農夫、新六養テ子トス、年十二歳ヨリ、壯リナルマデ人ノ家ニ仕ハレ、能養父ニ孝アリ、給米ハサラニ、休暇アレバ草鞋ナド作りテ、父ニ贈リ、主ノ事ナキ時ハ、イツモ家ニ歸リ、起居ヲ問フ、父年七十餘ニテ、中風ノ病ニ墮リシガ伊勢八其身ニ付シ衣サヘ、賣拂ヒテ其病ヲ助ケシ程ニ、後ニハ手足モ叶ハズ、二便ニモ得往ズナリシカバ、其身ハ人ニ仕ハレヌレド、毎夜ノ暇ヲ乞、家ニ歸リ看病シ、食物ナド炊キ、晝ノ程ノ爲トテ飯ヲ握リ燒テ、手近キ處ニ置、朝ハ主ノ家ニ往ツ、年久ク怠リタルコトナシ、明和三年、麥三俵賞賜シ、次デ高三石ノ田ヲ賜フ、同村ノ農夫、兵助人トナリ正直ニシテ、能父母ニ仕フ、若キ時城下ニ往、十年ノ間人ノ家ニ仕ヘ、後城下ノ魚屋町ニ小店ヲ構ヘ、米ノ小賣シテ、聊ノ利潤ヲ得アルニ任セテ父母ノ許ニ送リケルニ、妻一子ヲウミテ、身マカリシカバ、乳兒ヲ携ヒ、世ノワタラ

孝友ナリ、父ハ壯年ヨリ病アリテ、農ヲモ事トセズ、兄ハ痲症ニテ、別宅セシニ老年ニナリ、子三人アリ、妹ハ痘ヲ病ミテ、モノ云コトアタハズ、弟又短氣ニテ人ナミナラズ、サルヲ官藏一人シテ引受、其妻及子合セテ一家十五人、聊木綿ノ賣買ヲシテワタラヒシニ、人ナミノ利モ貧ヲザル故、自然ト人氣ヲ得タレド、兎角家ノ費多キマ、成得ルコトモナクテアリシカバ、親キ人ニ屢助ケラレテ、大ニ貧乏ニモ至ラズ、孝養忘ラザリケリ、毎朝氏神、菩提寺へ參詣欠ルコトナシ、父母兄弟ノ病ヲ祈ルナラントテ、人皆感シアヘリ、文化三年、賞與シテ米二俵ヲ賜フ、同村ノ新藏能其親ニ仕フ、二親共ニ兄ノ家ニアリテ隱居シケルヲ、新藏年三十バカリノ時別宅シ、毎朝起居ヲ問ヒ、他ニ往クコトアレバ、出入必ス告グ、田ニ往テダニ歸ル時、イツモ必ス立ヨリ晚飯終レバ、又往テ終夜ナニクレノ物語ナドシテ、慰ルコト大風雨ノ時トイヘドモ闕ルコトナシ、父或ハ田ニ往ハ、路マデ迎ヘ、歸ルニハ家マデ送り、其妻モ亦同ジク孝順ニテ、能舅姑ノ意ニ違フコトナシ、母久ク病メリシ時、新藏農事ノ暇アレバ、日々側ヲサラズ、夜ハ一

夜モ睦ヲ交ルコトナク、看病セシニ、母アマリ心苦ク思ヒ、或夜今宵ハイト快シトテ、強テ纒車ヲトリ、糸引サマミスレバ、立カヘルマテシテ、又カタヘヨリ、伺ヒ居リ、暫モアタリヲ去ラズ、父母死スルノ時モ、後ノ業懇ニ心ヲ盡シ日々五度ツ、佛供ヲ奉リ、禮拜忘ラズ、此外他人ト交ルニモ、能謙讓ヲイタシ、村長邑老ヲ見ルコト父母ニ異ナラズ、禮敬ヲ盡シ、又法令ヲモ能守リ、秋稻ヲ収ムルニ第一租稅ヲ除ン限リハ、他ニ用ルコトナク、綿ヲトリ納ルニモ、銀納スベキ程、時ノ價ヲマタズ、先賣拂ヒ用意シテ、イッモ十一月ニ入レバ、日ヲ限リ上納ス、常ニ人ニオクル、コトナシ、又農事ニオクル、人アリテ、隣里ヨリ相助クルコトアレバ、二人ノ子ヲ連レ、イッモ三人ツ、往テ助ケリ、其二子モ又カ、ル風ヲ見習ヒ、共ニ孝弟ナリ、米一俵賞賜ス、

甚平 同郡流岡村ノ農夫、甚吉ノ子甚平、本ハサルベキ農夫ナリシガ、ヤ、貧クナリハテ、年四十バカリマデ、人ノ家ニ使ハレテ、父母ヲ養ヒシニ、父死スルノ後家ニ歸リ母子二人住ケルガ、母癩ヲ患ヒテ、屢サシ起リ、時ニヨリ二三日モ食セザルニ至ル、

甚平看病ニ侍シテ、晝夜側ヲサラズ、家貧キ故ニ、代ル人モナク、唯一人ナレバ終ニ農事ヲモヤメ、撫摩リニノミ打カ、リ居ケルニ、母ノ苦惱ヲ見ル日ハ、寢食ヲ得セズ、月日フレドモ、戶外ニ出デズアルヲ、母心苦ク思ヒ、今ハ病モ少シ治リヌ、何某ガ許ニ往テ咄ナドシテ歸レナドイヘバ、暫クハ出ルマテシテ、ヤガテ歸リ、食物ナド調シ、兎角シテ介抱セシ程ニ、或人來リテ、カ、ル病ニハ石風呂トイフモノヨキナリトイフニ、其仕方具ニ問ヒ、即テ其ヲ我庭ノ内ニ作ラントシケルヲ、アタリノ者聞テ我モ其風呂望ム所ナリトテ四五人バカリ相助ケテ、作りケルガ、始ノ程ハ其場ヘ背負テ往シガ、七日バカリシテ、手ヲ引テ往程ニナリ、追々快クテ、遂ニ常ノ如ク治リケリ、甚平ガ家ハ北ト云處ニテ、アタリニ家居モナカリシカバ、カ、ル孝子トモ知ル人ナカリシニ、彼風呂ニ入ントテ、多クノ人來リテ、見ル者其孝思ニ感ジアヘリ、カ、ル治シ難キ病ノ、間モナク癒シモ孝ノ感ナラント、人皆イヒノ、シレリ、寛政七年、感賞シテ米二俵賜フ、

新助 同郡室本浦ノ商人、仁六ノ子新助、聊ノ物

賣買シテ能父母ノ意ニ從ヒ、一家睦ク孝養ス、寛政七年、一貫文賞賜ス、

又八 同郡假屋浦ノ舟子又八能繼母ニ仕フ、二十年餘母病ニ臥シテアリシニ、又八舟働シテ諸方ニ出シテ、夫ヨリ我業ヲ止メ、近キアタリニテ其日ノワタラヒヲシテ、母ノ看病ヲナシ、常ニ母ノ意ニ違フコトナク、仕ヘシヲ病ニ臥シテヨリ、イトモ孝思ヲ盡セルニヨリ、寛政七年一貫文賞賜ス、

比佐 同郡西高屋村ノ農夫仲四郎ノ女、比佐ハ父七十餘ニテ眼ノ病ヲ患ヒ、其身ハ一小兒ヲ携ヒ、イトモ極貧ナルニ、能父母ヲ孝養ス、寛政七年一貫文賞賜ス、

長治 登良 可也 正 同郡辻村ノ農夫、孫左衛門ノ養子、長治能養父ニ仕ヘ、寒暑共ニ心ヲ盡シテ定省怠ラズ、食事常ニ父ニ先ダツコトナク、イト懇ニ仕ル由、隣家ノ者村役人ニイヒ出ケルニ、長治聞テ隣人ニイヒケルハ、オノレ此家ニ來リテマダ年月モ經ズ、サルチカクシモ思ヘ玉ヘラル、ハ、耻入り侍リヌ、今カ、リシトテ、末トグベキコトモ、ハカラレズ、何トゾ云消シ玉ハリナムト云ニ、隣人尙シモ

感シアヘリ、文化三年一貫文賜フ、

同村與七郎ガ妻登良、家極貧ナルニ子サヘ多クテ、其日ノ料、與七郎ガ履錢ニテ、麥五合三合バカリ得テ食スル程ナルニ、先姑ニ他マデ進メ、殘リタルヲ子供等ソカチ食ヒ、厚ク姑ニ心ヲ付、イッモ姑ノ食ハザル内ハ、子供ニダニモ食ハシメズ、寒中ニハカカル貧キ中ヨリ、蕎麥粉ヲ蓄ヘ、毎夜熱湯ニテ温メ供ム、

同村嘉七郎ノ子、宗平ガ妻可也、貞節ニシテ能孝アリ、夫婦共ニ傭工シテ其日ヲ過シケル程ニ、舅中風ニテ久シク打臥セシニ、常ニ風ニ興テ食ヲ炊キ、舅ニ進メ、サテ人ノ家ニ往、糸引機織ナドシツルニ、嘉味ヲアタフレバ、必持歸リ舅ニ供ス、嘉七郎手足共叶ハズナリシ後ハ、常ニ抱テ浴ナドサヘナサシメ、至ル限リ能心ヲ盡セリ、同年登良ト同ク各米一俵賞賜ス、

同村ノ農夫茂兵衛ガ女正父七十餘ニテ病ニカ、リ貧キコト譬フベクモアラヌヲ、正ヒトリ傭工シテ能養フ、父イト氣短キ性質ニテ、屢怒リ罵レド、少シモ怨ミ背クコトナク、人ノ家ニ往テ、魚菜ナド食ハシ

ムレバ、常ニ持歸リ供ム、其孝思人皆感シアヘリ、
錢二貫文賞賜ス、

伊左衛門 同郡河内村ノ農夫、重兵衛ノ子伊左衛門、
家極貧ナルニ、父母共ニ老衰シ、立居モ得セズナリ、
イヨ、世ノワタラヒスベナクナリケルニ、或ハ客作
シ、或ハ物ノ賣買ナドシテ、能孝養ス、文化三年、
一貫文賞賜ス、

文吉 郡福 同郡中洲浦ノ農夫藤兵衛ノ子文吉、幼
ヨリ父母ノ意ニ背クコトナク、妹一人アリシヲイト
能アハレミ、萬事ニ丁寧ヲ盡セルヲ、人皆相賞セリ、
文化三年一貫文賞賜ス、

同浦ノ舟子、儀助ガ妻郡福、姑嘗テ痛風ヲ病ミ、手
足屈テ起伏叶ハズナリシテ、夫ハ船子故多ク家ニア
ラズ、郡福幼兒六人アリ、家モトヨリ貧キニ、能姑
ノ意ニ叶ヒ、心ヲ盡シテ孝養ス、同年賞賜シテ米一
俵賜フ、

津多 幾宇 同郡中郷村ノ農夫、越藏ノ妻津多早ク
夫ト離レテ、寡居ス、越藏ガ弟聊家産ヲワカチテ別
宅ス、姑コレニ從ハントテ、又隱居料ナリトテ、田
地ヲ分テヌレト、津多少シモ怨ム氣色ナク、尙姑ニ事

キ病ニ伏ストイヘトモ、側ヲ去ラズ、湯藥ヲ供シ厚
ク孝養ス、

同村吉藏ガ妻、志智傭工シテ舅姑ヲ養フ、舅姑共ニ極
老ニ及テ手足叶ハズナリシカバ、晝夜怠ラズ介抱シ
ケレド、家貧キ故ニ、時々人ノ家ニ雇ハレ往リ、舅
姑共ニ家ニアラヌ程ハ、サビシトイヘバ、夫ヨリ一
日モ外ヘ出ズ、ヒタト側ヲサラザリシニ、相繼テ終
ニハカナクナリシカバ、悲哀人ヲ感動セシム、後ノ
ワザ懇ニシ終ヘテ、後モ毎朝茶湯ヲ薦所ヘ持參リ、
祭ラザルウチニハ、朝茶モノマズ、イト、深切ニ
ツシケル、寛政七年半兵衛磯治ナド、同ク、各錢一
貫文賞賜ス、

同村彌助ノ妻郡義能舅姑ニ仕ヘ、姑久ク眼ヲ患ヒ、
後明ヲモ失ヒ、手足又叶ハズナリシヲ、常ニ背負テ
兩使ナドニモ、通ヒケルヲ姑其勞ヲ憚リ、飲食ニ心
スルヤウニ見エシカバ、ナド此間ハ食事怠ラセ玉フ
ゾ、兩使ナドノ爲ニ、心シ玉フニハアラスヤ、息ノ
限リ仕マツラン物ヲ、トテウラミイヒケル、舅ハ酒
ヲ嗜シガ、彌助其日ノワタラヒダニ難カル身ナレバ、
郡義綿ク、糸引ナドシテ聊ノ賃錢ヲ得テ、酒ニカヘ、

ヘテ孝順ナリ、津多幼兒二人アリ、再ヒ婢トルベク、
人々ス、メケレド、更ニウケズ、二兒ヲ生育シテ、
夫ノアリシ時ニカハラズ、息ノ限リ農事ヲ專トシテ、
貞節ナリ、文化二年一貫文賞賜ス、

同村勝治ノ女、幾宇年二十六ニテ夫ニ離レ、幼女一
人アリ、アタリノ人ヨリ再ビ婢ヨブベクス、メケレ
ド、父ノ老タルニヨリトカク思ヒハカリ、寡居セリ、
家イト貧キナガラ、能其父ニ仕ヘ、其日ノ飲食ダニ
難キヲ、父酒ヲ嗜ムニヨリ、ヨリ、ハ十錢二十錢
アルニ任セテ、酒價ニ供シ、父又晝寢ナドシツレバ、
常ニ側ニ侍リテ去ラズ、寒キヲリハ、其身着ズトモ
父ニハサルベキ衣作りテアタヘ、心ヲ盡シテ能養ヘ
リ、錢一貫文賞賜ス、

半兵衛 磯治 志智 郡義 同郡大野原村ノ農夫、
半兵衛父極老ニ及ンデ、手足叶ハズナリシニ、定省
欠クルコトナク、専ラ孝養ヲ事トシ、時々老父ヲ駕
籠ニノセ、往ント思フ處ナドヘ連レ行心ノマ、ニ慰
メ敬愛人ヲ感セシム、

同村ノ新左衛門ノ子磯治若キ時ヨリ、他ノ少年トモ
交ラズ、人トナリ淳朴ニシテ、能父母ニ仕フ、父母輕

又目薬トド求メテ、姑ニス、メ、何事モ舅姑ノ意ニ
背カス、能仕ヘシガ中ニモ一年、年イト悪クテ、今
年ハ餅モ得ツキマシキトテ、舅姑ナゲキシニ、郡義
着タリシ絮衣ヲウリテ、即テ餅ヲ調シ、舅姑ニ供シ、
其身單衣ニテ年ヲコシケリ、サルニ夫彌助イト氣短
キ者ニテ、ヨリニヨリ外ノコトニ、腹ダ、シキコト
アルニモ、妻ニ怒リ、追出サントシケルヲ、サナシ
玉ヒゾ、舅姑ヲ見送リマツランマデハ、待玉ヘト、
涙ヲウカベテイヒケルニ、彌助イツモ怒ヲ収メシト
云米一俵賞賜ス、

奴爲 同郡福田原村ノ農夫半右衛門ノ女奴爲十歳ヨ
リ二十五歳マデ、人ノ家ニ仕ハレ、給米ハサラニ、
主ヨリアタヘシ危布サヘモ、皆父母ノ許ニ送リ、其
身ハヤレ衣ヲ絆テ、務メ居タリ、家ニ歸リテ程ナク、
父マカリシカバ、母ニ仕ヘ貧困ナガラモ、サルベキ
食物ナド調シ、其身ハ飢ヲ免ル、程ノ物クヒケルヲ、
母イト心苦シク思ヒ、今日ヨリ同シヤウニ炊キタル
ヲ食ハントイヘバ、サハ思ヒ玉フナ、オノレモ年老
ナドコソアレ、トテワサ、受得ズ、決ル間ニ號ヲ
トリテヌレシガ、男子三人生シ、後被養育ノ貧キ

喜四郎 同郡新田村ノ農夫、喜四郎幼ヨリ能父母ニ仕フ、貧窶ニセマリ、年二十五ヨリ二親ヲ其弟ニ託シ、人ノ家ニ仕ヘ、カラ講シテ主ノ事ヲ務メ、シバシカバ、毎夜看病ニカヘリ、心ヲ配リテ其嗜ム處ノ魚菜ナド調シテ、能養ヒツルニ、終ニハカナクナリシカバ、其後ハ家ニカヘリ、兄弟二人、田四段バカリ作り、母ヲ保育セリ、錢一貫文賞賜ス、

里都 同郡池尻村ノ農夫幸七ノ子元八及妻里都、共ニ人トナリ正實ニシテ、能父母ニ仕フ、父年六十餘ヨリ眼ヲ煩ヒケルニ、又冷疾ニテ一夜ノ間四五度モ兩便ニ往ケルヲ、里都イツモ付添ヒテ、介抱シケルヲ、アマリ度々ナル故、父心苦ク思ヒケン、時ニヨリ里都ノ知ヲサルヤウニシノビ、ニ往ケルヲ、里都思ヒケラク、カクテ知ヲザルヲアリシ程ニ、モシ過ナトアリナバ、イカハセント、毎夜アガリ口ヨリ、胸ノ處マデ、進チシキ、胸ノアタリニハ薦ヲ二三枚モ重チ敷置テ、一夜モカゲルヲナシ、人ヨリ見舞

ナド送り來レバ、我子ニ隱シテ遊セシ出シテラヲ待テ、父ユス、メ、元八ハ專農事ヲ務メ履ナドクチ其價モテ、時ニアセタル肉菜ヲ求メテ、能孝養ヲイタセリ、錢二貫文賞賜ス、

平左衛門 同郡山田尻村ノ農夫平左衛門人トナリ温和ニシテ、親疎ヲイトハズ、睦クシテ最モ二親ニ孝アリ、定省カグルヲナク、母死スルノ後、姉ノ別家シタルアリ、コレニ仕ルヲ母ニ異ナラズ、妻子ニ至ルマデ、其スル處ニ習ヒ、一家皆孝順ナリ、天保五年錢一貫五百文賞賜ス、

○丸龜治

丸龜ハ畿内國美濃郡那珂二郡ノ間ニテ其北邊ニアリ、其領地ハ南ニ大山連リ、西北ニ海メグリ、東平野ニシテ、輪足那珂二郡ノ村里東邊ト相接レリ、南方大山ノ嶺ヲ限リ、阿波國ト境界相分レ、申方伊豫國ニ至ル、陸路相續キ、北方海ヲ隔テ吉備ノ三國ニ隣リ、近キ所五里遠キ所十許里ニ過ギス、北辰地ヲ出ルコト三十四度、東方京師ニ至ル六十三里、西赤間關ニ至ル百里、丸龜ト名クルハ城山ノ形龜ニ似タルニヨレリ、城ハ慶長二年生駒雅樂頭藤原親正創築スル所ニテ、其子讃岐守一正西讃ノ政ヲ執テ受ニ居レリ、親正逝去ノ後其臣佐藤掃部ヲシテ代リ守ラシム、寛永十七年生駒氏出羽國ニ遷サレ玉フノ後加藤出羽守泰興預リ治ム、同十八年辛巳九月 大猷院殿是ヲ山崎甲斐守源家治ニ賜フ、今歲十月山崎氏入ラセ玉フ、同二十年内外ノ陸ヲ渡クシ橋樑門増テ修メ造レリ、慶安元年三月十七日家治逝去、嫡子志麻守俊家嗣ク、同四年十月二十八日俊家逝去、嫡子虎之助治頼嗣ク、明暦三年三月六日治頼逝去、嗣ナレ後継ニ、是ニ於テ御代官多羅尾久右衛門、今井盛右衛門、御目付下曾根三十郎、仁賀保内記來リ守レ

リ、居ルコト一年、萬治元年戊戌二月十七日 殿有院是ヲ我先公刑部少輔源高和君ニ賜フ、同三月二十三日受取ノ先手トシテ佐々佐藤等ノ諸氏以下二十五人旗屋村ヨリ船アガリシテ、二十五日城受取リ玉ヒ、四月朔日多羅尾今井等ノ諸氏丸龜ヲ發玉フ、五月五日播磨國龍野城ヨリ公入ラセ玉フ、以來相續テ今ニ至レリ、

城廓 櫓十二 鐘堂一 鼓樓一 寶庫一

御館 御屋舖 神祠五 (太神宮、佐々木宮、金毘羅社、天滿宮、龜山祠) 橋梁二 馬場一 弓場一 門八 番所六 (内侍番所二)

外廓 門四 神祠四 (天滿宮三 八幡宮一 山北八幡宮) 西御屋舖 學館一 (正明館ト名ケ) 御用屋舖 勘定所一 評定所一 米倉二 射場二 銃場二 馬場二 宅倉二百五十 長屋十七 廩一 邸外

「鷹匠町」宅倉二十

「餅屋町」宅倉三十四 門一

「船手渡之町」宅倉十 長屋二 神祠一 (船魂祠祭祀九月十五日兩宮秋山上總介) 會所一 判部屋役所一 御船修屋三 小舟小屋三 藏十 小

「中之町」宅倉八 長屋一 門一
 「田中分」宅倉一 長屋一
 「門外」宅倉十
 「風袋町」宅倉百七十三(内十七戸雜賀、十戸足輕
 小頭、十戸同組小屋、四十四戸同組屋舖、二戸出
 小人組小屋) 學館一 (敬止堂ト號ク) 作事所
 一 (内ニ長屋十四戸) 藁藏一 大割會所一 長
 屋一 小人小屋一 小頭長屋一 揚屋々舖一 半
 屋舖一 門一
 「渡場」長屋一

○丸龜治下

一、市井

此地今ノ米屋町ヲ限リ東側ハ鶴足郡津野郷ニ屬キ、西
 側ヨリ那珂郡柞原郷ニ屬ク、開城以前ハ海濱ノ村ニテ、
 柞原郷ハ丸龜浦ト唱ベテ高四百六石八斗九升三合ノ田
 畝アリ、津野郷ハ土居村トイヒケルヲ慶長六年其北邊
 ニ宇多津ナル平山ノ里人ヲ移シ、始テ三浦ト呼テ高百
 七十三石八斗八升ノ田畝アリ、寛永十八年山崎公入ラ

セ五ヒシヨリ以來商工家ヲ移ス者多クシテ、魁ニ都會
 トナレリ、因テ始テ町方地方等ノ名アリト云「中府門
 ヨリ北ニ入り東ニ折レテ御供所門ニ至ル、東西十八町、
 外廓ノ北門ヨリ北ニ入り西ニ折レテ鹽屋門ニ至ル南北
 十八町、東土居村境ヨリ西鹽屋村ニ至ル海濱十三町二
 十三間、町ノ數十七、其南北ニ通フ條、農人町南條町
 宮屋町浦町米屋町魚屋町霞町凡テ七條、其東西ニ通フ
 條、堀側町通町松屋町横町濱町宗古町西平山北平山御
 供所等凡テ九條、此外福島町東西二條南北三條アリ、
 戸凡テ二千六百八十、口八千七百七十八」市井ノ制宅
 地ニ租稅ヲ賦サス、毎歲戸ノ間數ヲ逐テ戸錢ヲ納ム、
 一間戸一百九十錢、百錢之ヲ七月ニトリ、九十錢是ヲ
 十二月ニ納ム、又株役アリ、是ハ戸ノ間數ニ關カラズ
 一月ニ一本受ルアリ、又半本ナルアリ、多受ル者數本
 ヲ兼タルアリ、各其戸ニヨリテ常制アリ、株役トハ町
 内ニ事アル時ハ其數ニ從ヒ役夫ヲ課ス、又一年ノ用費
 モ棒ノ數ニヨリテ是ヲ賦ス、田畝ノ高ノ如シ、濱町三
 浦等ハ此役ナクシテ水夫ヲ出セリ、福島町ハ福島橋修造
 ノ料ヲ課ス、故ニ錢株役總テ免シ玉フ、
 右ニ引ル丸龜浦三浦等ノ高ハ寛永十七年辰二月改メ

生駒家ノ總村高帳ニ見エタルナリ、サルニ今丸龜浦
 ノ高ナクシテ地方分二百二十石餘ノ地アリ、按ニ町
 方地方ト別レシ時右四百六石八斗九升三合ノ内二百
 二十石餘ハ地方トナリ、其餘ハ町方トナレルナルベ
 シ、今宗古町ノ内ニ地方ノ畑九畝三步又舊京橋ノア
 タリニモ地方ノ地イサ、カアリ、サテ町分ニナレル
 ハ租稅ヲ免サレ、サナラヌハ皆地方ニ屬リシナルベ
 シ、故ニカク入交リタルナリ、サレバ町分ノ外スベ
 テ地方トイヒシガ即テ村名トハナレルナラン、又生
 駒記ニ那珂郡津森ノ龜山トアレド、右ノ村高帳ニヨ
 ル津森村ハ今津村ノ内ニ載テ此地ト別ナリ故ニトラ
 ズ、
 農人町

中府門ヨリ北ニ入り東ニ折レテ南條町ニ至ル町長
 サ一町十四間餘株役四十四本八歩

(戸口)百九十 口二百六十七 男百二十四 女百四十四

(佛寺)玄雲寺 泰雲山ト號ク禪宗妙心寺末寺、本尊釋迦
 牟尼佛、左右ニ迦葉阿難ノ二尊者ヲ安置ス、開山宗
 時、先公世々ノ靈牌ヲ鎮メ祭レリ、玄雲泰雲共ニ
 先公ノ諡號ト云、林溪一枝眼慈等ノ諸屬院アリ、林

溪院本尊地藏尊、一枝院本尊虚空藏、慈眼院本尊觀
 世音、此他八幡、妙見、辨天、稻許、金毘羅五祠及
 ヒ多聞堂等アリ、祿百五十石、境內東西四十七間南
 北十五間
 妙行等 圓宗山ト號ク、法華宗大坊末寺、本尊板橋
 茶羅、日蓮日興等ノ像ヲ安置ス、開山日貫ヨリ六世、
 境內南北二十七間東西二十五間
 上南條町

農人町ヨリ北ニ折テ下南條町ニ續ク町長サ東側一
 町三十三間四尺西側一町十五間餘株役三十八本三
 歩
 (戸口)百七十二 口二百三十八 男百二十 女百十八
 (溝渠)渠一 横渠ト號ク、幅六間外陸ノ水ヲ受西ニ流
 レテ地方村ノ田畝ニ溉レリ
 下南條町

上南條町ヨリ北ニ續テ横町ニ至ル、町長サ東側三
 十一間四尺西側一町五十一間四尺、本照寺ヨリ東
 ニ折レテ小路アリ長サ十八間餘株役四十一本、
 (戸口)百九十四 口二百六十 男百四十二 女百五十二
 (神祠)平野祠 稻荷祠 二祠共ニ壽覺院ニアリ平野ハ

仁徳天皇ノ像ヲ安置ス、稻荷神ハ江戸増上寺ヨリ勸請スト云、

稻荷祠 辨天祠 二祠共ニ法音寺ニアリ

(佛寺) 壽覺院 光明山無量寺ト號ク、淨土宗智恩院末寺、本尊阿彌陀佛、春日ノ作、釋迦如來行基ノ作、

開山本譽、當時山崎公ノ造立ニシテ世々其靈牌ヲ納ム、古墓アリ前ニ石燈籠ヲ立テ高サ二尺五寸、表ニ

桂岩院殿御廣前ト記セリ、境内六畝、

宗泉寺 圓龜山詮法院ト號ク、法華宗妙顯寺末寺、

本尊題目、多寶佛、本化上行文殊普觀等ノ諸佛ヲ安置ス、開山日雄、萬治三年十月創立ス、延寶四年七月二十二日 玉泉院殿逝去シ玉ヲ、遺命ニ依テ此地ニ火葬ス、其念持佛ヲ納メテ宗泉寺ト云ヘリ、又

歌覺院殿墓アリ、龍野ヨリ爰ニ改メ葬レリ、境内東西四十五間南北十九間、

本照寺 陽面山ト號ク、法華宗本能寺末寺、開山日意、寛永十五年十一月十九日寂ス、境内東西十八間、南北十七間、

法音寺 海徳山攝取院ト號ク、淨土宗禪林光明兩寺ノ末寺、本尊彌陀佛、境内東西三十間南北十九間、

南北二間餘、

(神祠) 稻荷大明神 祭神保食神猿田彦大神、祭祀二月初午九月廿三日、昔田村ニ鎮座シ玉ヒシヲ、慶長四年九月此地ニ移シ祭レリ、社地東西七間南北二十間、祠官秋山但馬、

山王祠 妙法寺ニアリ

(佛寺) 弘聖寺 如意山ト號ク、眞言宗攝龜島正覺院末寺、本尊如意輪觀音、開基詳ナラズ、萬治元年中高野山小坂坊再建ト云、境内東西十一間南北二十一間半、

妙法寺 正因山寶相院ト號ク、天台宗毘沙門堂末寺、本尊金剛界大日左右ニ智證傳教等ノ像ヲ安置ス、昔豊田郡坂本郷ニアリテ日蓮宗タリシヲ、慶長年中此地ニ移シ今ノ宗ニ改ム、傳教自刻ノ大黒天ノ像アリ、日光宮ヨリ拜領スト云、境内東西二十間半南北十七間、

善照寺 慈日山探華院ト號ク、一向宗、西本願寺末寺、相傳フ昔眞言宗ニテ七箇村ニアリシヲ、中府村ニ移シ、其後山崎公ノ時ニ教雲ト云者、今ノ地ニ改メ此地ニ移ス、境内東西二十間南北十一間三尺、

蘆飽町

南條町ヨリ東ニ入り富屋町ニ至ル、堀側町ト號ク、町長サ四十六間二尺四寸、堀側ヨリ北ニ折レテ

横町ニ至ル、本町ト號ク長百十二間五尺八寸、本町ノ中ヨリ西ニ折レテ南條町ニ通フ、本照寺小路ト云、長十八間、同ク東ニ折レテ富屋町ニ出ル、

十軒家ト呼リ、長二十四間四尺、棒役三十七本半、

(戸口) 戸百四十一 口四百六十七 男二百二十三 女二百十四

(佛寺) 不動寺 本尊不動背面金剛ノ二佛ヲ安置ス、相傳フ中井民部ト云者ノ子修驗道ニ入り淑山ト云、萬治元年龍野ヨリ此地ニ來リ住ト云、

富屋町

昔兵庫町トイヘリシヲ元祿四年故アリテ今ノ名ニ改ム、蘆飽町堀側ヨリ東ニ續キ通町ニ至ル、町長一町三十間二尺、北ニ折レテ横町ニ出ル、一町四十間三尺、妙法寺ヨリ横ニ折レテ東通町ニ至ル、長南側三十三間北側二十一間三尺棒役二十六本八歩

(戸口) 戸百三十八 口四百五十五 男二百十五 女百九十五

(溝渠) 渠一 四街西ニ入ル北側ニアリ、東西一間二尺

藥師院 本尊藥師相傳フ壽盛ト云者修驗道ニ入り、山崎公ノ時高松ヨリ來リ住ス、

庵一 大師坊ト號ク、本尊弘法大師、相傳フ空海四十二歳ノ時伊豫國奥院ノ本尊ト同ク自刻スト云、境内方六間、

横町

西蘆屋門ヨリ入り東通町ニ至ル、町長三町十八間、棒役七十三本、

(戸口) 戸百八十二 口五百卅四 男二百六十六 女二百六十八 (産) 二

(神祠) 出世稻荷祠 智光寺舊跡ニアリ、社地東西三間、南北八間二尺、

濱町

西船頭町ヨリ東京橋ニ至ル町長二町三十七間、福島橋ヨリ南横町ニ入ル長三十四間、蘆屋川ノ水東ニ流レテ此濱ニ至リ海水ト合フ、舟泊リアリ西川口ト呼ヘリ、福島ト相對フ、其間相距ルヲ三十一間、潮來ル時海深八尺餘、

(戸口) 戸八十三 口三百一十一 男百五十八 女百五十三 (産) 馬三

(舟船) 百石積 九十石一、八十石三、七十石二、六十石一、四十石四、以上十二、

(橋梁)一 京橋ト名ク本町通町ノ間ニアリ、昔横町條ニ京橋ト云アリ因テ是ヲ新京橋ト呼ヘリ、サルニ舊京橋ノ處今埋レテ平地トナル、
福嶋町

此地昔中須賀ト呼テ塩屋村ヨリ地續ノ洲崎ナリ、濱町ト相對フ故ニ、彼町ニ屬リ、延寶元年船匠十六人相謀リテ官ニ請テ始テ家ヲ移セリ、夫ヨリ商工多ク移リ來リ、元祿六年ニ至リ戸口百倍セリ、因テ別ニ一市井トナレリ、南北福島橋濱手ノ二條各三町五間三尺、材木屋條二町二十八間三尺、東西辨天條三町三十七間、裡町條五十九間、東ニ船泊アリ北ニ溝浦アリ、溝浦東西一町一間南北五十四間入口十八間潮満ル時深一丈餘、文化三年築キナセリ、福嶋ト名クルハ元祿四年三月濱町ヨリ此地ニ通フ橋成レリ先公俊徳院殿之ヲ福島橋ト命シ玉ヒシニヨリ、中須賀ヲ改メテ福島ト云ヘリ、
(戸口)戸百九十八 口九百八十九 男四百九十九 女四百九十九 (産)馬三
(神祠)天滿宮 辨財天 天滿宮ハ浦人吹屋甚兵衛尊崇スル處ナルヲ貞享三年爰ニ移シ祭リ、辨財天ハ本藩

ノ大塚八郎左衛門尊崇スル所ナルヲ元祿元年此地ニ移シ祭リ、各別殿ナリシヲ寛保元年相殿ニ合セ祭ルト云、祭祀八月六日、社地東西五十三間南北八間三尺、
天滿宮 辨天祠ノ東ニアリ、
(佛寺)白蓮社 玄要寺ノ院内ニアリシヲ爰ニ移ス本尊黄金ノ阿彌陀佛、文化十一年本藩ノ出淵千八郎江戸ニアリテ是ヲ海中ニ得タリト云、
大師堂 辨天條ニアリ
庵一 天保十四年寺號ヲ請テ西山寺ト號ク、
(官倉)番所二 一ハ川口番所、一ハ新番所ト云ヘリ、
(橋梁)橋一 福島橋ト名ク長十五間五尺、元祿三年十一月始テ架ス、
通町

富屋町ヨリ東ニ入り霞町ニ出ル町長二町七間餘、銀札橋ヨリ北ニ折レテ西平山ニ至ル本町ト號ク長サ二町五十七間餘、本町ヨリ東ニ折レテ米屋町ニ出ル米屋町ト名ク長五十一間餘、漸ク西ニ折テ富屋町ニ至ル廿間、松屋町通リ西ニ折テ横町ニ至ル七十間、東ニ折テ松屋町ニ至ル二十間又東ニ折テ

宗古町ニ出ル十六間、富屋町ヨリ續ク所、堀側町二十間、棒役總テ二十八本四歩五厘、
(戸口)戸二百二十九 口七百二十二 男三百六十二 女三百五十二 (産)馬二
(佛寺)寶想院 本尊智而金剛、藥師佛、相傳フ龍崎圖書ト云者修驗道ニ入り本山ニ屬テ若狹國ヨリ此地ニ來リ住ス、境内東西六間南北廿間、
(官倉)銀札場一 町役所一

松屋町 米屋町

通町ヨリ東ニ入り北ニ折レテ魚屋町ニ續クヲ米屋町トス長八十四間、魚屋町境ヨリ西ニ折テ通町ニ出ルヲ松屋町トス長五十間三尺、棒數總テ三十八本六歩二厘、
(戸口)戸百 口三百五十六 男百八十一 女百七十五

魚屋町 宗古町

米屋町ヨリ北ニ續キ西平山ニ至ルヲ魚屋町トス、町長八十一間、通町北詰ヨリ東ニ折テ魚屋町ニ出ルヲ宗古町トス長五十七間棒役、
(戸口)戸百十九 口三百八十 男百九十二 女百八十八
(佛寺)玉藏院 魚屋町ニアリ、本山修驗、本尊不動尊

境内南北五間東西十五間、
淨通寺 宗古町ニアリ向陽山ト號ク、一向宗西本願寺末寺、慶長年中明了ト云者一寺ヲ城南ニ創立ス、山崎公ノ時是ヲ農人町ニ移シ、其後寛保元年此地ニ移スト云、
霞町

通町ヨリ東ニ入り處町長三十間、北ニ折テ西平山ニ至ル二町四十間、北詰ヨリ東ニ折テ雜賀町ニ至ル廿六間、雜賀町ヨリ西平山ニ出ル三十間四尺、
松屋町通西ニ折テ米屋町ニ出ル卅間棒役七十四本六歩
(戸口)戸二百七十九 口七百二十一 男三百四十八 女三百七十四
(神祠)稻置祠 秋山朝日宅地ニアリ
稻置祠 辨天祠 正智院ニアリ
(佛寺)善龍寺 琵琶湖山ト號ク、一向宗東本願寺末寺 近江國人玄智播磨國隨野ニ草庵ヲ結ビ居タリシニ、藩臣或ハ是ガ擅越タリ、因テ本山ニ屬テ寺號ヲ免サレ一寺トス、玄智ノ子丈愚ニ至リ此地ニ移リ住ス、境内東西八間南北二十間、
正安寺 提婁山ト號ク、一向宗本願寺末寺、開祖專

念始テ寺號ヲ受テ肥後國天草郡富岡村ニ一寺ヲ造立ス、山崎公ニ從ヒ此地ニ移リ佳ス、山崎氏成羽ニ移リ玉フ時專受ト云アリ弟空專ニ此寺ヲ讓リテ成羽ニ往リ、空專ヨリ相續テ今ニ至レリ、境内東西四十五間南北二十七間、

本行寺 妙正山ト號ク、法華宗本隆寺末寺、本尊釋迦佛、開山玄了、萬治元年龍野ヨリ此ニ移レリ、今ニ至テ十六世、境内十七間、

快寶院 本尊不動尊、當山修驗、甲斐國人根津義勝ト云者龜髮シテ義海ト云、伊豆國ヨリ此地ニ移リ住ス、

正智院 當山修驗、本尊不動尊觀賢ノ作、三浦

西平山北平山御供所等總テ是三浦ト呼ベリ、此地舊土居村ナリシテ爰ニ城築キ玉フ時、アタリニ家居少クシテ水夫用ユルニ足ラザルニヨリ、慶長六年宇多津ナル平山御供所等ノ浦人ニ命シテ人毎ニ米一石トラシメ此地ニ移シ玉フ、因テ彼地ノ名ヲ負セテ斯ク呼ヘリ、水夫二百八十戸アリ、免田八町六段四畝下シ賜フ、是ハ文祿元年豊臣公朝鮮

ヲ伐玉フ時平山浦ヨリ水夫二百八十人據他島ヨリ六百五十人出セリ、其功ニヨリテ水夫二百八十人ニ鶴足郡ノ内ニテ田畑三百石下シ賜フ、據他島ハ彼島總テ千二百五十石賜ハリ、各御朱印ヲ賜ヒケルニ、此浦ニハ未タ其田ヲ班チ玉ハサル程ニ關原ノ御陣起リケルヲ、據他人ハ大津ニ至リ御朱印ノ改ヲ請テ故ナカリシニ、此浦人ハ其沙汰ナカリシニヨリ、御朱印モ無德トナリケルガ、此地ニ移リシ後元和元年大坂ノ御陣ニ生駒公ノ水夫ヲ勤ム、因テ此山訴ヘ申セシカバ土器村ニテ畑高百七十五石城下ニテ百二十五石賜フベク命アリシニ、是亦賜ザル程ニ左邊ニ遇玉フ、寛永十八年山崎公入ラセ玉フ時此由請申セシカバ、明曆元年六月十五日檢地役高野瀬作右衛門、速水牛右衛門、淺井喜右衛門、伊藤茂兵衛等ニ命シテ畑八町六段四畝三浦ノ水夫二百八十人ニ下シ賜フ、是ヨリ以來彼田ヲ戸毎ニ班チ持テ今ニ至ル迄租稅ヲ出サズ、毎年役シ玉フ水夫五千四百人ヲ課ス、年ニヨリ數ニ滿ザル時ハ一人ノ課料五十錢ヲ出ス、此外干鯛千枚馬絞子(サユ)五十雙豊臣公ノ時ヨリ賦リ來レリ、コハ

當時網代廣ク漁戸多クシテ皆其得タル所ナルヲ其後漁ヲ業トスル者少クナリシニヨリ、山崎公ノ時ヨリ此料銀四百目納ムト云、

今按ニ寛永十七年聖通寺ノ願書ノ文中ニ鶴足郡宇多津同三浦之内聖通寺トカケリ、サレバ三浦ト云モ既ニ彼所ヨリ呼來レルナリ、

西平山 通町ヨリ北ニ入り新城ニ致ル一町九間三尺、東ニ折テ北平山ニ至ル二町三十五間余、新開東西一町五十三間南北一町三十五間、港浦東西八十間南北四十間入口十五間、潮満ル時深一丈六尺、天保三年事ヲ始メ同四年功畢リ八月朔日船入初ス、水夫百十九戸、町役捧十七本半、

- (戸口) 戸三百九十三 口千二百六十三 男六百八 女六百五十五
- (畜産) 馬二
- (舟船) 八段帆一 七段二、六段帆八、五段帆一、以上
- (神祠) 蛭子祠 新堀ニアリ、五社祠 同地ニアリ、
- 稻荷祠 高倉越後宅地ニアリ、
- 全 宮武常陸宅地ニアリ、
- 荒神祠 稻荷祠 二祠共ニ圓光寺ニアリ、

(佛寺) 圓光寺 北平山ト號ク真言宗仁和寺末寺本尊正觀音境内南北四十五間三尺東西廿一間、

是性院 本山修驗 金剛院 福壽院 並ニ當山修驗、(官倉) 番所一 魚役所一、御藏二、

北平山 西平山ヨリ東ニ入り御供所ニ至ル一町四千四間、枝町アリ新町ト名ク、東西三十五間、水夫七十六戸、

- (戸口) 戸二百六十四 口千八十 男五百二十五 女五百五十五
- (畜産) 馬三 (舟船) 一挺船一
- (神祠) 蛭子祠 浦手ニアリ、辨天祠 天神祠 二祠共相殿吉津院ニアリ、荒神祠 彌勒院ニアリ、
- (佛寺) 寶津寺 源照山ト號ク、禪宗妙心寺ノ末寺、本尊坐像釋迦佛、先公高和君ノ夫人養性院宿願ニ因テ正眼國師ヲ開祖トシテ、延寶年中觀音堂及禪房等創立シ玉ヒ網干龍門寺ノ末派ニ屬玉フ、二世天寧ニ至リ元祿十六年離末シテ始テ本山ニ屬リ、先公世々ノ靈牌ヲ祭レリ齋食料四十石、開祖ヨリ今ニ至ル十世、境内東西五十六間南北二十三間、裡十七間、

威徳寺 摩尼珠山寶樹院ト號ク眞言宗仁和寺末寺本
尊毘沙門天境内東西十六間南北廿四間、
吉祥院 殊善坊ト號ク眞言宗仁和寺末寺本尊境内東
西二十間南北十二間、
彌勒院 定福寺ト號ク眞言宗仁和寺末寺本尊多聞天
開祖ヨリ十三世ト云、境内東西廿六間南北十四間、
威徳寺以下三寺共ニ慶長年中宇多津ヨリ此ニ移ス、
大善院 密勝寺ト號ク眞言宗仁和寺末寺本尊不動尊
智證ノ作、開祖ヨリ十三世、境内東西廿間南北十六
間、
専念寺 唯稱院ト號ク一向宗西本願寺末寺開山正
壽、山崎公ニ從ヒ肥後國天草ニ草庵ヲ結ヒ、寛永十
七年正月本山ニ屬テ寺號ヲ免サル、其後此地ニ移リ
一字ヲ城南ニ創立ス、萬治年中今ノ地ニ移レリ、境
内東西廿間三尺南北十一間、
圓定寺 本山修驗本尊不動尊、相傳フ豊後國ノ人八
坂丹波守、安藝國鎌新嶋ニ居タリシ時、大友氏ト戦
ヒ討死ス、其子故アリテ修驗道ニ入り、移轉シテ此
地ニ來リ住スト云、
御供所

北平山ヨリ東ニ續キ東川口ニ至ル二町廿間、相傳
フ御供所ト名クルハ、昔宇多津ニアリシ時讚留靈
王大魚ヲ討取玉フ時、御船ノ水夫ニ役ヒ玉フ、此
由ニヨリ供御ノ魚奉レリ、因テカク名ニオヒタリ
ト云、船泊リアリ東川口トヨベリ、波戸アリ長廿
八間、一文字長四十一間、文政十年是ヲ築ケリ、
水夫八十五戸、
(戸口)戸百八十 口七百六十六 男四百二十六
女三百四十二
(舟船)八十石三 一艇船 八十、以上八 (神祠)意美酒
祠 浪手ニアリ、
(佛寺)眞光寺 日照山自在院ト號ク眞言宗仁和寺末寺
本尊觀世音、相傳フ昔空海岡田村ニテ一寺ヲ立、聖
徳太子並自作ノ千手觀音ヲ安置ス、火災ニカ、リ福
澤村ニ移ス、其後宇多津ナル御供所ニ移シ、慶長六
年又此地ニ移スト云、境内東西二十七間南北二十一
間、
(官倉)番所二 一ハ川口番所、一ハ斥候番所、並ニ濱
手ニアリ、門一

二、鶴尾郡

津野郷 今按ニ萬葉集ニ綱浦、ウツノト詠ル是也、
國防國ニ都濃郡アリ、又郷名ニモ諸國ニ彼是アリ、
延喜式ニ綱丁ヨホノト云コト見タリ、綱浦ノ丁カト
思ヒタリシカドサニアラズ、水夫カノ類チ云ト聞エ
タリ、サレバ綱丁ガ居リシ處ナルニヨリ得タル名ナ
ルベシ、
地味 四分眞土、二分砂地、四分砂或ハ礫交リ、
土居村
東西五町南北八町八間、東土器、南高津、北三浦
等ノ諸村ニ隣リ、西ノ方府城ニ相接ス、村高二百
四十石六斗六升七合、
(田畝)廿七町一反一畝十九步 内十一町三反五畝畑、
一町二反四畝二十六步屋敷、
(租税)米百四十石七斗三升五合、大麥十石二斗六升、小
麥五石一斗三升、大豆二石五斗四升五合、
(月口)戸三百五十八 口千七百三十五 男五百三十五
女四百七十二 (産)牛十二、
馬三、
(神祠)高木祠 高木ニアリ祭神鷲住王、相傳フ昔土器
川ニ白布ニ包ミタルモノ流レ來レリ、村人之ヲ取リ

シカバ忽チ祟リアリ、因テ神子ヲ招キテ是ヲ問フニ
木船神ナリト云、即チ此社ニ納メテ合セ祭レリ、疾
氣ヲ患フル者履ヲ奉リテ祈レハ忽驗アリト云、祭祀
六月十三日、社僧誕生院、祠官宮武日向、
荒神社 九品院ニアリ、惠比須祠 濱田ニアリ、清水明
神祠 清水ニアリ、相傳フ昔シ經津主神武甕槌神チ
今ノ三街ノ處ニ祭リ、田心姫命湍津姫命市杵嶋姫命
ノ三神ヲ、清水明神ト祭リタリシニ大水出テ其祠漂
ヒ流レシカバ經津主武甕槌ノ二神ハ高津村ニ移シ、
妙見宮ト祭レリ、清水ノ社ハ形モナクナリツルヲ、去
シ文政二年ノ春高木久太夫ニ夢ノ告アリテ今ノ祠ハ
建ツルト云、祭祀九月十三日、祠官秋山上總介、
惠比須祠 龍王祠 辨天祠 上眞嶋ニアリ
妙見祠 瓦町ニアリ祭祀九月十五日、社僧誕生院、
祠官高倉越後、
(佛寺)九品院 藤井山阿彌陀寺ト號ク眞言宗、誕生院
末寺、本尊阿彌陀佛、開基詳ナラズ、天文五年純充
再興スト云、
顯正庵 藤井山清淨院ト號ク、眞言宗、大覺寺末寺、
本尊大日如來、享保十七年高旭ト云者創立ス、

地藏堂 文政年中鏡鏡創立ス、紀州ノ人鏡空比丘居
レリ、因テ紀州庵トモ云ヘリ、
観音堂 瓦町ニアリ、

(橋梁)橋四 梁二 (源)清水泉

(川)海川ニ派 一派土器川トヨベリ土器村ヨリ北ニ流
レテ海ニ入レリ、一派郭外ノ隈ヨリ北ニ流レテ海ニ
入レリ、此川昔ノ船泊ニテ東川口ト云是ナリ、

(島嶼)上真嶋 陸ヲ去ルコト二十町海中ニアリ、高廿
間廻リ二町二間、頂上平ナル處東西六間南北十二間、
人家ナシ松樹生茂レリ、

(塚)塚一 高木塚ト名ク文政年中刀剣ヲ掘出セリ、
墓一 九品院ニアリ、妙圓墓ト云、齒ノ病ヲ患フル
モノ祈リテ驗ヲ得ルト云、
(小地名)渡場 清水 高木 以上三

三 那珂郡

柞原郷 古柞木ノ多カリシ原故得タル名ナルベシ
地味 山北田村捕屋等ハ八分眞土、二分砂交リ今
津ハ九分眞土、一分砂交リ、津森ハ五分眞土、三分
黒土、二分砂交リ、地方新田等ハ三分眞土、二分

黒土、五分砂或ハ石交リ、郷内澁田ハスベテ少ナ
シ、
山北村

山北ハ八幡宮ノ城山ノ北ニアリシ時ノ名ナリ、故
ニ當時柞原村ノ内ニテアリシヲ、寛永十九年山北
ト改メシト云ヘリ、東西七町南北八町九龜ヲ去ル
コト一町、東土居、南柞原、西田村、北中府地方
等ノ諸村ニ隣レリ、村高三百八十八石五斗四升八
合、

(田畝)三八、七八〇八 内七、三五二六畑、二、三七〇二
屋敷

(租税)米二一八、九二五、大麥三、九九九、小麥一、九
九五、大豆三、九四五、

(戸口)戸一五〇 口四六〇 男二五三
女二〇七

(畜産)牛五三 馬五

(神祠)八幡宮 祭神譽田天皇玉依姫命息長足姬命祭祀
八十五日、相傳フ應保年間 新院此地ニ御幸シ玉ヒ
龜山ノ北ニテ山城國雄徳山八幡宮ヲ遙拜シ玉フ、
因テ其所ニ一祠ヲ造立シテ氏神ト崇メ奉リ山北八
幡宮ト稱ス、其後慶長七年龜山ノ城ヲ築キ玉フ時

神異アリテ柞原村ナル皇子ノ社地ニ遷シ奉リ、舊名
ヲ存シテ山北ト云ヘリ、神田高十六石供田七畝社
地四段餘、社僧福壽院祠官秋山上總介、
皇子祠 祭神仁徳天皇祭祀九月二十日柞原村ノ氏人
是ヲ祭レリ、

天満宮 村人は社ヲ氏神トス祭祀九月廿五日、
神明祠 春日祠 荒神祠 以上五祠共ニ八幡宮境内
ニアリ、

武内祠 稻生祠 猿田彦祠 杵築祠 粟島祠 和靈祠
垂正祠 光長祠 祈禱殿 以上九祠共ニ祠官宅地
ニアリ、

瑜伽祠 福壽院ニアリ
荒神祠二 上リ、下等ノ二處ニアリ、

(佛寺)福壽院 八幡山圓上寺ト名ク眞言宗、明王院末
寺、本尊不動明王、阿彌陀如來、開基詳ナラズ、永
仁五年以來八幡宮社僧タリト云、

観音堂二 上リ、下等ノ二處ニアリ、 (築)梁一
(小地名)上リ、六間家 中筋 王子 西道 東道
田村

東西七町二十間南北十二町十間、丸龜ヲ去ルコト十

五町、東山北、南三條、西上金倉、北津森中府等
ノ諸村ニ隣レリ、村高三百六十石六斗四升四合、
(田畝)七八、九七一八 内四、三三二九畑 二、六九二
一屋敷

(租税)米三七七、五一六、大麥四、〇六九六、小麥二〇三
四七、大豆六、七三八一、
(戸口)戸一三〇 口六〇〇 男三二六
女二八四 (畜産)牛五二 馬
六

(神祠)天満宮 相傳フ菅公國內ヲ巡リ玉フノ時、此地
ニ息ヒ玉フ故ヲ以テ、自筆ノ神影ヲ齎ヒ祭ルト云、
祭社九月十八日、社地東西二十五間南北三十間餘、
祠官秋山上總介、

山神祠 山ノ神ニアリ 荒神祠 荒神免ニアリ
幸神祠 幸神ニアリ

番神祠 三十神ノ木像ヲ安置ス、祭祀八月十日、相
傳フ秋山土佐守當國ニテ番神ノ祠ヲ六處ニ立其一是
ナリ、昔此地ニ日仙開基ノ法華寺アリ明應三年故ア
リテ高瀬村ニ移セリ、其遺跡アタリノ田間ニアリテ
塔之本、鐘塚、鼓樓塚、舞臺ナドイヘル名尙存セリ
ト云、